

事業概要

令和 8 年版



東京都港湾局



目 次

I 総 説

第1章 総 説	1
第1節 局事業の概説	3
1 東京港に関する局の事務事業	3
2 島しょの港湾、漁港、空港及び海岸に関する局の事務事業	5
第2節 組織、事務分掌	6
1 組 織	6
2 事務分掌	9
3 広報・広聴活動	16
4 災害への対策	17
第3節 港湾関係法制	20
1 港湾法	20
2 公有水面埋立法	23
3 海岸法	23
4 漁港及び漁場の整備等に関する法律	23
5 空港法	24
6 航空法	25
7 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律	25
8 その他	26
9 港湾行政関係法令一覧	27
10 港湾局関係法制概要	28
第4節 予 算	30
1 会計区分	30
2 令和8年度予算	30

II 東京港の経営と整備

第2章 東京港と港湾管理者	41
第1節 概 説	43
1 港湾管理者	43
2 東京港の港湾区域	44
3 港則法上の東京港	44
第2節 東京港における行為の規制等	46
1 港湾隣接地域	46
2 臨港地区及び分区	46
3 公有水面の管理	47
4 埋立免許事務	47



目 次

5 海岸保全区域	49
第3章 東京港の管理運営	51
第1節 港湾施設の現況と管理運営	53
1 主要施設	53
2 港湾施設使用料・入港料	60
3 港湾環境整備負担金制度	60
4 保税地域	60
5 外貿コンテナふ頭等	61
6 外貿ふ頭の施設と利用状況	63
7 物資別専門ふ頭	67
8 東京夢の島マリーナ	68
9 交通施設	69
第2節 東京港の機能強化	73
1 港湾の総合的機能の充実	73
2 港湾物流効率化の推進	74
3 施設使用手続の効率化	74
4 東京港、川崎港、横浜港の広域連携	75
5 「Tokyo Container Vision 2050」の策定	75
第3節 東京港の振興	77
1 ポートセールス	77
2 国際港湾交流	78
3 クルーズ客船の誘致	79
4 水上交通ネットワークの拡充	79
5 東京港における水辺空間の魅力向上	80
第4節 港湾施設の危機管理体制の確立	82
1 危機管理対策の意義	82
2 港湾施設の管理運営に支障を来す船舶への対応	82
3 港湾における密輸・密入国及びテロ等の阻止	82
4 改正SOLAS条約への対応	83
第5節 東京港の環境対策	84
1 水面監視業務	84
2 流出油対策	84
3 港内清掃	85
4 汚泥しゅんせつ	86
5 沈木、木皮の処理	86



目 次

6	沈廃船の処理	86
7	東京港における脱炭素化の取組	87
8	藻場創出活動	87
9	船舶の排出ガス対策等	87
10	屋形船のし尿処理	88
11	官民協力・協議会	88
12	放置艇対策の取組	89
13	要緊急対処特定外来生物（ヒアリ類）の侵入・定着防止	89
 第4章 東京港の港湾計画の策定		91
第1節	港湾計画の系譜	93
第2節	東京港第9次改訂港湾計画	97
1	東京港を取り巻く情勢変化	97
2	港湾計画の方針	97
3	目標年次（令和10年代後半）における計画取扱貨物量等	98
4	第9次改訂港湾計画において計画した主な港湾施設	99
 第5章 東京港の整備		101
第1節	港湾施設整備の概況	103
1	整備の概要	103
第2節	港湾施設の整備状況	105
1	主な係留施設の整備状況	105
2	主な臨港道路の整備状況	107
3	令和8年度の整備内容	108
第3節	ふ頭再開発計画	109
1	竹芝・日の出・芝浦地区	109
第4節	廃棄物処理場整備事業	110
1	廃棄物処理場の整備計画	110
2	廃棄物処理場の整備状況	113
3	廃棄物処理場の管理	114
4	しゅんせつ土及び建設発生土の有効利用	115



目次

III 東京港の防災

第6章 防災機能の向上	119
第1節 防災事業の沿革	121
第2節 防災事業計画	122
1 防災事業の方針	122
2 防災事業による施設整備	123
3 令和8年度防災事業	125
第3節 海岸保全施設の管理	127
1 現況	127
2 管理	129

IV 臨海地域開発と海上公園の整備運営

第7章 臨海地域開発の更なる推進	131
第1節 埋立地の造成と整備	133
1 埋立事業の沿革	133
2 埋立造成整備計画	133
3 埋立護岸改修・グリーン化計画	135
第2節 埋立地の開発と処分	136
1 埋立地の開発	136
2 埋立地の処分－「東京都臨海地域開発規則」－	141
3 埋立地の管理	141
4 港湾施設用地（港湾関連用地）の開発 －「東京港港湾施設用地の長期貸付けに関する規則」－	142
第3節 臨海地域の交通	144
1 計画及び整備の概要	144
2 東京臨海新交通（ゆりかもめ）	148
第4節 臨海副都心の開発	150
1 臨海副都心開発に係る計画の経緯	150
2 従前の計画における開発の考え方	150
3 開発の基本方針	151
4 臨海地域開発財政基盤強化プラン	157
5 臨海副都心開発の今後の取組み～総仕上げの10年間～	157
6 臨海副都心のプレゼンス向上に向けた取組	158
7 有明北地区のまちづくり	159
8 開発の現状	160



目 次

9	用地等の管理及び運用	164
10	臨海地域における政策連携団体の活用	169
第5節	豊洲・晴海地域の開発	170
1	豊洲・晴海開発整備計画	170
2	事業の経緯	173
3	水辺の歩行者ネットワーク形成	173
第8章	新たな海上公園への取組	183
第1節	海上公園の構想と計画	185
1	海上公園構想	185
2	海上公園計画	185
3	海上公園の制度	190
4	「賑わいと自然あふれる海辺を目指して—海上公園ビジョン—」の推進	191
第2節	海上公園事業の現況	193
1	海上公園の整備	193
2	主な海上公園の概要	197
3	海上公園の管理	198
4	主な海上公園の取組	201
V	離島振興の促進	
第9章	島しょ等の港湾・漁港・空港・海岸	203
第1節	伊豆諸島等の港湾・漁港・空港・海岸	205
1	概 要	205
2	港湾の現況と整備計画	209
3	漁港の現況と整備計画	211
4	空港の現況と整備計画	213
5	海岸の現況と整備計画	216
第2節	小笠原諸島の港湾・漁港・空港	218
1	概 要	218
2	港湾の現況と整備計画	218
3	漁港の現況と整備計画	220
4	空港整備の現状	220



目 次

第3節	防災対策の推進	222
1	緊急輸送用岸壁の整備	222
2	津波避難施設の整備	222
3	その他の防災対策等	223
第4節	アクセス手段確保及び旅客利便性向上	224
1	離島航路・航空路補助事業等	224
2	島しょ地域への観光客等の受入促進に向けた取組	224
そ の 他		225
港 勢		227
附属機関		236
技術管理及び調査・研究		237
港湾局所管の東京都政策連携団体等一覧		241
索 引		242

第1章 総説

第1節 局事業の概説	3
第2節 組織、事務分掌	6
第3節 港湾関係法制	20
第4節 予算	30

第1節 局事業の概説

当局の事務事業は、港湾に関することであり、その対象は、東京港と島しょ（伊豆・小笠原諸島）の港湾（漁港、空港及び海岸を含む。）である。

1 東京港に関する局の事務事業（第2章～第8章）

東京港は、世界の基幹航路の船舶が直接寄港するコンテナふ頭を備えた国際貿易港であり、都民をはじめとする首都圏4,000万人の生活と経済活動に必要な物資を、国内外から迅速にかつ安定的に供給する一大物流拠点として、重要な役割を果たしている。

一方、東京港は物流機能だけでなく、東京にとって貴重な空間である埋立地を利用して、東京の都市構造の再編や都民の活力とうるおいのある生活に寄与するために、産業基盤、生活基盤、及びレクリエーションの場としての機能などを有している。

当局の事業は、東京港の管理運営、振興及び港湾施設の整備並びに埋立地の造成、整備、開発事業等である。

(1) 東京港の管理運営と機能強化等（第2・3章）

東京港の一義的な役割は物流ターミナルである。

東京港に入る主な貨物は、都民生活に直接関係する野菜、果物、畜産品、水産品、加工食品などの食品をはじめ、砂利・砂、セメントなどの建設資材、紙・パルプ、電化製品、石油類、日用雑貨などの生活関連物資である。他方、産業機械、化学工業品、自動車部品、電気機械といった比較的付加価値の高い製品が積み出されている。

このように東京港は、大都市東京の消費生活と経済活動に不可欠な物流ターミナルとして機能している。これまでも、こうした機能の維持、発展のために東京港の整備と効率的運営に努めてきたところである。今後も、コンテナ船の大型化などの海上輸送の革新にも積極的に対応するとともに、川崎港、横浜港と連携し、健全な競争関係のもとで、利用者サービスの向上と港湾コストの低減を実現することにより東京港の発展を図っていく。

また、平成16年7月に国際船舶・港湾保安法が施行され、港湾の保安対策が強化された。東京港においては、関係機関との連携によりテロや密輸・密入国対策等に取り組み、危機管理体制の充実を図っている。

この他にも、港湾管理者として港湾区域を良好な状態に維持するため、水域環境保全のための事業などを行っている。

(2) 東京港の港湾計画の策定と港湾施設の整備（第4・5章）

東京港の物流機能の強化を図るため、令和10年代後半を目標年次とした東京港第9次改訂港湾計画に基づき、港湾施設の整備を推進している。

外貿ふ頭では、国際基幹航路の維持や増加する東南アジア航路に対応するため、新たなコンテナふ頭の整備や既存ふ頭の再編整備を進めている。内貿ふ頭では、モーダルシフトの進展等により増加する内貿貨物や船舶の大型化に対応するため、新たな内貿ユニットロードふ頭の整備や既存ふ頭の再編整備を進めている。

また、都内から発生する廃棄物等の最終処分場である新海面処分場の整備も進めている。

(3) 防災機能の向上（第6章）

都民の生命と財産を災害から守ることは、都の重要な責務であり、東京港に関する防災対策を推進している。

伊勢湾台風級の高潮や、想定される最大級の地震による津波等の浸水から臨海部を守るため、防潮堤、水門、内部護岸等の整備・耐震化を行っている。また、水防法改正を受け、高潮浸水想定区域図を作成・公表するとともに、高潮特別警戒水位の設定・運用などの取組も実施している。このほか、大規模地震時における救援物資等の輸送拠点として、重要な役割を果たす港湾施設の耐震化を実施している。

(4) 臨海地域開発と海上公園の整備運営（第7・8章）

東京港では、昭和36年以来、港湾計画に基づき、港湾の整備と一体の事業として大規模な埋立てを実施してきた。現在の開発対象面積は2,768haであり、令和7年度末において2,596haが開発済みである。東京港の埋立計画は、当初から大規模臨海工業地帯としての開発は行わず、港湾関係施設をはじめ、都市開発と都市交通改善のために埋立地を活用することを基本方針としてきた。現在までに、新木場移転、公害工場移転のほか、清掃工場、住宅団地、新幹線用地等の受入れの実績をあげてきた。

さらに、海の自然環境の回復と保全を図り、水と緑に親しむ海上公園の整備やスポーツ・レクリエーション施設の整備を進めている。

また、臨海副都心開発について、都は「臨海部副都心開発基本計画」（昭和63年3月）に基づき、「臨海副都心開発事業化計画」（平成元年4月）を策定した。この事業は、東京の臨海部において、多心型都市構造への転換を推進し、国際化・情報化の進展に対応した、多様な機能を備えた7番目の副都心を建設するというものである。

計画の第一段階である始動期開発は平成7年度末で終了し、都が設立した第三セクターである東京臨海副都心建設株式会社を活用するなどして、都市活動に必要な都市基盤施設である共同溝・上下水道等の整備を行うとともに、青海地区のテレコムセンター、有明南地区の国際展示場等をはじめとした建築施設の整備が行われた。

始動期後の開発については、開発を取り巻く社会経済状況に大きな変化が生じるとともに、都民の意識にも大きな変化が見られたことから、これまでの開発目標や成果を踏まえた上で、今日の社会経済状況に適合するように、総合的な見直しをすることとした。都は、平成8年7月、今後の開発の基本的方向を示した「臨海副都心開発の基本方針」を決定し、引き続き現行計画の見直しに着手し、平成9年3月、「臨海副都心まちづくり推進計画」を策定した。

なお、臨海地域開発を着実に推進し、その財政基盤を強化するため、平成13年度に全庁的な取組として、土地売却方式の導入や都市基盤施設の整備内容の精査など、収支両面から徹底した事業の見直しを行い、平成14年3月に「臨海地域開発財政基盤強化プラン」を策定した。

さらに、平成18年3月には、臨海副都心開発の総仕上げに向けて、「臨海副都心開発の今後の取組み～総仕上げの10年間～」を策定し、今後10年間のまちづくりへの取組と財政基盤強化への取組について、都の具体的な考え方をまとめた。

現在、臨海副都心まちづくり推進計画に基づく地域内都市基盤の整備については、概ね完了し、4地区のうち台場地区と有明南地区は土地処分が終了している。

2 島しょの港湾、漁港、空港及び海岸に関する局の事務事業（第9章）

伊豆諸島は、東京から約100～600km南方洋上に散在する大島、三宅島、八丈島などの島からなり、総面積約300km²、20,776人の住民が生活している（令和7年1月1日現在住民基本台帳人口）。

小笠原諸島は、東京から約1,000～1,700km南方洋上に散在する父島、母島などの島からなる。終戦後は米軍の管轄下にあったが、昭和43年6月、我が国に返還され、2,496人の住民が生活している（令和7年1月1日現在住民基本台帳人口）。

これらの島の港湾、漁港、空港及び海岸の整備は、交通輸送の確保、産業基盤づくりという点で島民の生活に欠くことができないことから、厳しい自然条件を克服しながら、着実に進めている。

第2節 組織、事務分掌

1 組織

〔総務部総務課〕

(1) 沿革

当局は、昭和14年頃の東京港港勢の急速な伸びに対応する港湾事業の拡張のため、昭和14年12月、東京市の港湾行政担当局として設立された。

終戦直後、進駐軍の港湾施設接収等により、一時港湾課となったが、その後、港湾の建設も次第に進展し、昭和25年の豊洲石炭ふ頭の開設、晴海、品川ふ頭の起工準備、埋立地の管理強化と開発等港湾事業の増加により、昭和26年6月、港湾局となった。

それ以降は、7頁に掲げる変遷を経て現在に至っている。

(2) 局組織

令和8年8月1日現在、当局の本庁組織は、局長、次長、技監以下総務部、港湾経営部、臨海開発部、港湾整備部及び離島港湾部の5部、16課、107担当で構成されており、さらに、出先機関として東京港管理事務所（5課、26担当）及び東京港建設事務所（1所（※）・6課、34担当）並びに調布飛行場管理事務所（1担当）が置かれている（8頁参照）。

なお、令和8年4月には、海上公園を活用したイベント対応等のため、臨海開発部海上公園課において体制が強化された。

各部所職種別職員定数は、下表のとおりである。

（※）高潮対策センター

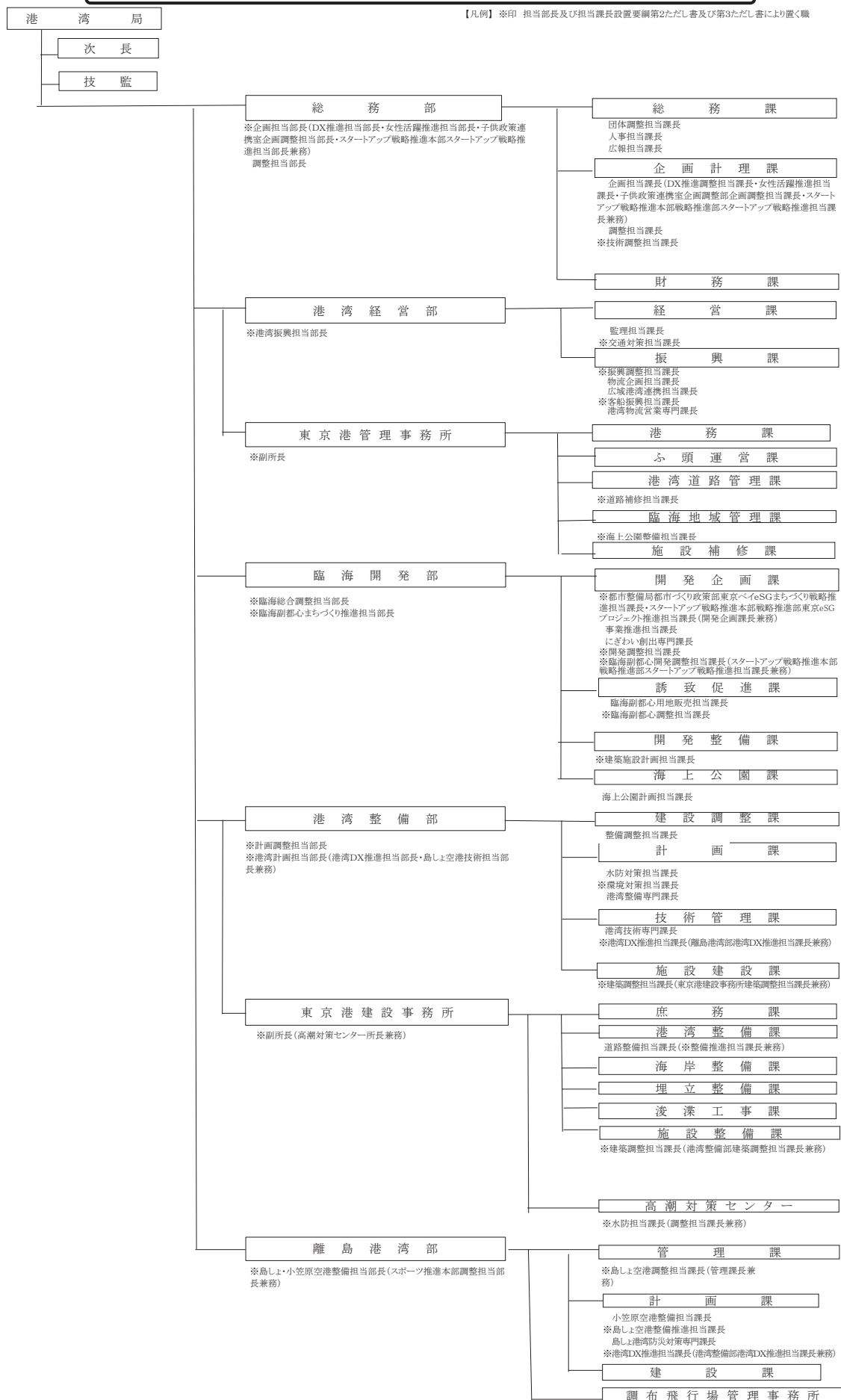
各部所職種別職員定数

令和8年8月1日現在

部・所 \ 職 種	事務	土木	建築	機械	電気	その他技術		技能系	計
総務部	67	3		1	1				72
港湾経営部	53	4							57
臨海開発部	41	10	3	1		7			62
港湾整備部	6	48	8	6	7				75
離島港湾部	24	49	1		1	1			76
東京港管理事務所	60	19	3	5	9	8		12	116
東京港建設事務所	18	91	4	18	17			24	172
（うち高潮対策センター）	(1)	(3)		(9)	(13)			(1)	(27)
合 計	269	224	19	31	35	16		36	630

港湾局組織図(令和8年8月1日現在)

【凡例】※印 担当部長及び担当課長設置要綱第2ただし書及び第3ただし書により置く職



2 事務分掌

部・所	課・所	事務分掌
総務部	調整担当部長 総務課	1 局事務事業の調査・研究に関する事。 1 局の組織及び定数に関する事。 2 局所属職員の人事及び給与に関する事。 3 局所属職員の福利厚生に関する事。 4 局事務事業に関する法規の調査及び解釈に関する事。 5 局の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関する事。 6 局事務事業の管理改善に関する事。 7 局事務事業の広報及び広聴に関する事。 8 局の情報公開に係る連絡調整等に関する事。 9 局の個人情報の保護に係る連絡調整等に関する事。 10 局の所管に係る政策連携団体等の指導及び監督に関する事。 11 局事務事業のデジタル関連施策の企画、調整及び推進に関する事（デジタルトランスフォーメーション推進に関するものを除く。）。 12 局内他の部及び課に属しない事。
	団体調整担当課長	1 局所管政策連携団体に対する指導及び監督並びに協議及び報告に関する事（他の部に属するものを除く。）。 2 総務部長が必要に応じ指示する事項に関する事。
	人事担当課長	1 局の組織及び定数に関する事。 2 局所属職員（課長及びこれに準ずる職以上の職にある者を除く。）の人事及び給与に関する事。 3 局所属職員の福利厚生に関する事。 4 総務部長が必要に応じ指示する事項に関する事。
	広報担当課長	1 局の広報及び広聴事務に関する事。 2 報道機関との連絡及び調整に関する事。 3 局事務事業に係る要望、苦情及び相談の処理に関する事。 4 総務部長が必要に応じ指示する事項に関する事。
	企画計理課	1 局事務事業の企画及び調整に関する事。 2 局事務事業のデジタルトランスフォーメーション推進に関する事。 3 局の予算、決算及び会計に関する事（他の課に属するものを除く。）。 4 局の財政計画及び資金計画に関する事。 5 局の地方債及び借入金に関する事。 6 港湾行政に係る施策及び制度の基礎的調査に関する事。 7 局事務事業の進行管理に関する事。 8 局事務事業の行政評価の実施に関する事。
	企画担当課長	1 局事務事業の企画及び調整に関する事。 2 港湾行政に係る施策及び制度の基礎的調査に関する事。 3 局事務事業の進行管理に関する事。 4 局事務事業の行政評価の実施に関する事。
	調整担当課長	1 局事務事業の調査・研究に関する事。
	財務課	1 局の公有財産、物品及び債権の管理に関する総合調整に関する事。 2 臨海地域開発事業会計及び港湾事業会計に係る資産の取得、処分及び管理に伴う土地、建物及び借地権等の評価並びに損失補償の額の算定に関する事。 3 局の契約に関する事。 4 局の物品の管理に関する事。 5 臨海地域開発事業及び港湾事業に係る会計及び決算報告書その他財務諸表の作成に関する事。 6 臨海地域開発事業会計及び港湾事業会計に係る固定資産の管理に関する総合調整に関する事。
	経営課	1 港湾経営に係る総合的な企画及び調整に関する事。 2 港湾区域の設定に関する事。 3 港湾施設の整備計画に関する事（他の部に属するものを除く。）。 4 港湾の管理運営に係る諸制度の企画、調査、研究及び調整に関する事。 5 入港料及び港湾施設使用料の料率の設定並びに港湾経営収支分析に関する事。
	港湾経営部	

部・所	課・所	事 務 分 掌
港 湾 經 営 部	經 営 課	6 局所管道路、橋りょう及び海底トンネルの管理の企画及び調整に関する事 7 船員及び港湾労働者等の福利厚生及び福利厚生施設の管理運営の企画、調査及び調整に関する事 と。 8 港湾施設の設置に関する事。 9 港湾事業に係る不動産の取得に関する事。 10 国及び他の港湾管理者との連絡に関する事。 11 臨港地区及び分区の設定並びに港湾隣接地域及び海岸保全区域の指定に関する事。 12 港湾区域内における公有水面の埋立免許に関する事。 13 臨港地区内分区の目的を阻害するおそれのある構造物の規制に関する事。 14 港湾区域又は港湾隣接地域内における港湾の保全、開発、利用又は管理に支障を与えるおそれのある行為の規制に関する事。 15 海岸保全区域内における海岸の保全又は管理に支障を与えるおそれのある行為及び構造物の規制に関する事。 16 港湾区域内の水域の管理、汚染防止対策及び船舶の航行障害の防止に関する事。 17 港湾における船舶の係留保管の適正化に関する事。 18 水域施設、外かく施設、貯木場、マリーナ等の管理に係る企画、調査及び調整に関する事。 19 港湾環境整備負担金に関する事。 20 東京港の保安対策に関する事。 21 東京港管理事務所にに関する事。 22 東京港埠頭株式会社に関する事。 23 部内他の課に属しない事。
	監理担当課長	1 臨港地区及び分区の設定並びに港湾隣接地域及び海岸保全区域の指定に関する事。 2 港湾区域内における公有水面の埋立免許に関する事。 3 臨港地区内分区の目的を阻害するおそれのある構造物の規制に関する事。 4 港湾区域又は港湾隣接地域内における港湾の保全、開発、利用又は管理に支障を与えるおそれのある行為の規制に関する事。 5 海岸保全区域内における海岸の保全又は管理に支障を与えるおそれのある行為及び構造物の規制に関する事。 6 港湾区域内の水域の管理、汚染防止対策及び船舶の航行障害の防止に関する事。 7 港湾における船舶の係留保管の適正化に関する事。 8 水域施設、外かく施設、貯木場、マリーナ等の管理に係る企画、調査及び調整に関する事。 9 港湾環境整備負担金に関する事。 10 東京港の保安対策等に関する事。 11 民有港湾施設の維持管理に係る指導及びその改良に係る支援に関する事（港湾局の他の部・所に属するものを除く。）。 12 舟運の活性化に関する事。 13 港湾経営部長が必要に応じ指示する事項に関する事。
	振 興 課	1 東京港の振興に関する事。 2 東京港の管理運営の企画、調査及び総合調整に関する事。 3 港湾施設の管理運営の企画、調査及び調整に関する事（他の課に属するものを除く。）。 4 港湾に係る広域的な物流施策の企画、調整及び推進に関する事（他の局に属するものを除く。）。 5 港湾に係る連携施策の企画、調整及び推進に関する事（他の課に属するものを除く。）。 6 港湾施設用地の長期貸付けに関する事。 7 ふ頭再開発の実施に係る調整に関する事。 8 姉妹港・友好港との交流事業に関する事。 9 港湾に係る統計調査に関する事。
	物流企画担当課長	1 首都圏物流政策、物流効率化、高度化等に関する事。 2 高機能物流拠点の形成等に関する事。 3 港湾管理運営のあり方の検討に関する事。 4 港湾経営部長が必要に応じ指示する事項に関する事。
	港湾経営部	1 京浜三港における連携施策の企画、調査・研究、調整及び推進に関する事。 2 京浜港連携協議会及び京浜港広域連携推進会議に関する事。 3 京浜港共同ビジョン及び京浜港の総合的な計画の実施に関する事。 4 国際コンテナ戦略港湾に関する事。 5 港湾運営会社制度に関する事。 6 港湾経営部長が必要に応じ指示する事項に関する事。

部・所	課・所	事 務 分 掌
臨海開発部	港湾物流営業専門課長	1 東京港への船舶及び貨物の誘致に係る営業活動に関すること。 2 荷主、船社その他関係企業等との意見交換及び情報収集に関すること。 3 港湾経営部長が必要に応じ指示する事項に関すること。
	開発企画課	1 東京臨海地域の開発の総合的な企画及び調整に関すること（他の局に属するものを除く。）。 2 港湾における埋立地の開発計画及び経営企画に関すること（他の課に属するものを除く。）。 3 臨海副都心開発の企画及び調整に関すること（他の局に属するものを除く。）。 4 臨海副都心の開発事業の推進に関すること（他の局に属するものを除く。）。 5 臨海副都心開発に係る事業主体及び事業手法等に関すること（他の局に属するものを除く。）。 6 臨海副都心の関連地域の開発計画に関すること（他の局に属するものを除く。）。 7 埋立工事及び海上公園工事の実施計画及び管理に関すること。 8 部内他の課に属しないこと。
	事業推進担当課長	1 有明北、豊洲及び晴海地区（以下「有明北地区等」という。）の開発計画に関すること。 2 有明北地区等の開発事業の推進及び調整に関すること。 3 有明北地区等開発の事業推進に係る地権者との交渉に関すること。 4 有明北地区等開発の開発手法における関係部局との調整に関すること。 5 その他臨海副都心開発に係る事業推進に関すること。
	にぎわい創出専門課長	1 海上公園等公共空間の活用と賑わい創出に関すること（他の課に属するものを除く。）。 2 その他臨海開発部長の特命に関すること。
	誘致促進課	1 東京臨海地域への事業者の誘致及び公募に関すること。 2 埋立地の造成及び開発事業の推進並びに調整に関すること。 3 埋立地（港湾施設用地の長期貸付けに係るものを除く。第四号から第六号までにおいて同じ。）の処分計画に関すること。 4 埋立地の処分（長期貸付け、交換、譲与、所管換え等を含む。以下同じ。）及び管理運用に関すること。 5 処分した埋立地に係る規制又は管理に関すること。 6 埋立地（未しゅん功埋立地を含む。）及び共同溝の管理の企画及び調整に関すること。 7 港湾区域内の公有水面の埋立権の管理に関すること。 8 埋立地の管理不適正財産の処理に関すること。 9 埋立地の嘱託登記、土地台帳及び地籍図に関すること。 10 臨海地域開発事業に係る不動産の取得に関すること。
	臨海副都心用地販売担当課長	1 臨海副都心への事業者の誘致及び公募に関すること。 2 臨海副都心用地の暫定利用の促進に関すること。 3 臨海副都心の賑わい創出事業に関すること。 4 観光まちづくり事業の推進に関すること。
	開発整備課	1 港湾における埋立地の造成計画、開発計画及び整備計画に関すること（他の課に属するものを除く。）。 2 臨海副都心開発に係る基盤施設の整備の調整及び計画に関すること（他の局に属するものを除く。）。 3 臨海副都心開発に係る実施計画に関すること。 4 港湾区域内の公有水面の埋立免許申請に関すること。 5 処分した埋立地に係る施設設置計画の技術的審査に関すること。 6 廃棄物処分場の管理の企画及び調整に関すること。 7 港湾における建設発生土対策に関すること（他の部に属するものを除く。）。 8 埋立工事及び海上公園工事の審査及び検査に関すること。 9 埋立地護岸及び埋立地施設の建設に係る調査及び調整に関すること。 10 臨海副都心開発に係る建築施設の整備の調整及び計画に関すること（他の局に属するものを除く。）。
	海上公園課	1 海上公園（他の局に属するものを除く。以下同じ。）の設置及び管理に関すること。 2 海上公園の整備計画に関すること。 3 海上公園の管理運営に係る企画及び調整に関すること。 4 海上公園の建設に係る調査及び調整に関すること。 5 局所管地及び処分した埋立地等の緑化指導に関すること。

部・所	課・所	事 務 分 掌
	海上公園計画担当課長	1 海上公園の設置及び管理に係る技術的事項に関すること。 2 海上公園の整備計画に関すること。 3 海上公園の建設に係る調査及び調整に関すること。 4 局所管地及び処分した埋立地等の緑化指導に関すること。
港湾整備部	建設調整課	1 東京港における局の工事の実施計画、管理及び検査に関すること（他の部に属するものを除く。）。 2 東京港における局の工事に係る基本調整等に関すること。 3 東京港における局の工事に係る課題の調査に関すること。 4 しゅんせつ土砂の有効活用に関する計画の策定及び実施に係る調整に関すること。 5 東京港建設事務所に関すること。 6 部内他の課に属しないこと。
	整備調整担当課長	1 東京港における局の工事に係る総括調整に関すること。 2 東京港における局の重要工事に係る漁業者、関係省庁及び関係機関等との総括調整に関すること。 3 しゅんせつ土砂の有効活用に関する計画の策定及び実施に関すること。 4 東京港における局の工事に係る起工及び検査に関すること。 5 東京港における局の工事に係る課題の調査に関すること（他の部及び課に属するものを除く。）。 6 港湾整備部長の特命に関すること。
	計画課	1 東京港の将来計画に関すること。 2 東京港における港湾、空港、海岸保全、廃棄物処理場及び公害対策の施設整備に係る基本計画及び事業計画に関すること（他の部に属するものを除く。）。 3 東京港における施設整備計画の総合調整及び推進並びに進行管理に関すること。 4 東京港における災害防止対策の企画、調査及び調整に関すること。 5 東京港における環境影響評価に関すること。 6 東京港における局施設の保全に関すること。
	水防対策担当課長	1 東京港における海岸保全施設の整備に係る計画の策定及び進行管理に関すること。 2 東京港における災害防止対策の企画及び調整に関すること。 3 東京港における津波・高潮対策等水防対策に関すること。 4 東京港における防災船着場の整備に係る計画の策定及び進行管理に関すること。 5 港湾整備部長の特命に関すること。
	港湾整備専門課長	1 東京港の防災機能の強化に向けた組織横断的調整に関すること。 2 東京港における局施設の保全に関すること。 3 港湾施設及び海岸保全施設の耐震性に関すること。 4 港湾施設及び海岸保全施設の設計指導に関すること。 5 港湾整備部長の特命に関すること。
港湾整備部	技術管理課	1 局事業の工事に係る技術の管理及び開発並びに技術的調査及び研究に関すること。 2 東京港における出願工事等の技術的審査に関すること（他の部に属するものを除く。）。 3 先端技術を活用した事業の推進に関すること。 4 東京みなとDX推進事業に関すること。
	港湾技術専門課長	1 局工事における先端技術の企画、開発、導入に向けた技術的支援に関すること。 2 港湾整備部長の特命に関すること。
	施設建設課	1 局事業（離島を含む）に係る建築、機械及び電気施設の建設に関すること。

部・所	課・所	事 務 分 掌
離 島 港 湾 部	管 理 課	1 離島の港湾区域、臨港地区及び臨港地区内分区の設定並びに港湾隣接地域の指定に関する事 2 離島の港湾及び漁港に係る海岸保全区域の指定に関する事 3 漁港の指定及び町村営漁港の監督に関する事 4 離島の港湾、漁港及び空港並びに調布飛行場及び東京ヘリポート（以下「調布飛行場等」という。）の管理運営の企画、調査及び調整に関する事 5 離島の港湾施設、漁港施設及び空港並びに調布飛行場等の設置に関する事 6 離島の港湾、漁港及び空港並びに調布飛行場等の統計資料の作成に関する事 7 離島の港湾、漁港及び空港並びに調布飛行場等の施設使用料等の料率の設定に関する事 8 離島の港湾、漁港及び空港並びに調布飛行場等の施設使用料等の徴収に関する事 9 離島の港湾区域及び漁港区域内における公有水面の埋立免許に関する事 10 離島の臨港地区内分区の目的を阻害するおそれのある構築物の規制に関する事 11 離島の港湾区域内又は港湾隣接地域内における港湾の保全、開発、利用又は管理に支障を与えるおそれのある行為の規制に関する事 12 離島の海岸保全区域内における海岸の保全又は管理に支障を与えるおそれのある行為及び構築物の規制に関する事 13 漁港区域内における漁港の保全、利用又は管理に支障を与えるおそれのある行為及び構築物の規制に関する事 14 離島の港湾、漁港及び空港並びに調布飛行場等、海岸保全及び埋立工事の実施計画、調整及び検査に関する事 15 伊豆諸島航路及び航空路の補助に関する事 16 調布飛行場管理事務所に係る事 17 移住定住促進事業に関する事 18 部内他の課に属しない事
	航空保安担当課長	1 調布飛行場周辺の米軍及び自衛隊飛行場との航空交通の連絡調整に関する事 2 調布飛行場及び周辺空域における航空機の運航等に係る航空局等との調整に関する事 3 緊急時等における技術的な検討・助言に関する事 4 調布飛行場周辺空域における飛行ルールの策定等に関する事 5 利用者に対する飛行ルールの周知徹底等安全指導に関する事 6 情報提供業務の指導・監督に関する事
	島しょ空港管理専門課長 （管理課、計画課に属することを除く。）	1 空港並びに調布飛行場及び東京ヘリポート（以下「調布飛行場等」という。）に係る関係機関等との連絡調整及び諸規定の策定等に関する事 2 調布飛行場等に係る訴訟に関する事 3 離島航空路線に係る航空機購入費及び運航費等の補助に関する事
	計 画 課	1 離島の港湾、漁港、空港及び海岸保全施設並びに調布飛行場の整備の基本計画及び事業計画に関する事 2 離島の港湾区域及び漁港区域内の公有水面の埋立免許申請に関する事 3 離島の港湾、漁港、空港及び海岸保全並びに調布飛行場に関する技術的調査及び研究に関する事 4 離島の港湾、漁港及び空港並びに調布飛行場における災害防止対策の企画、調査及び調整に関する事 5 離島の港湾、漁港及び空港並びに調布飛行場における局施設の保全に関する事 6 離島の港湾、漁港及び空港並びに調布飛行場における無電柱化に関する事 7 離島の港湾、漁港及び空港並びに調布飛行場における離島港湾DXに関する事 8 離島の空港及びヘリポート等並びに調布飛行場の整備に係る企画、調査及び調整に関する事 9 町村営漁港の整備計画に関する事 10 町村営漁港の海岸保全施設の整備計画に関する事
	小笠原空港整備担当課長	1 小笠原空港の整備に係る企画、調査及び調整に関する事 2 小笠原空港の整備の基本計画及び事業計画に関する事 3 小笠原空港の整備に係る技術的調査及び研究に関する事 4 小笠原空港の整備推進に係る関係機関等との連絡調整に関する事
	島しょ港湾防災対策専門課長	1 離島の防災機能強化に向けた企画、調査及び調整に関する事 2 離島の海岸保全施設の基本計画及び事業計画に関する事 3 離島の海岸保全に関する技術的調査及び研究に関する事

部・所	課・所	事務分掌
離島港湾部	建設課	1 離島の港湾、漁港、空港、海岸保全及び埋立工事並びに調布飛行場の建設工事の設計に関する事 と。 2 離島の港湾、漁港、空港、海岸保全及び埋立工事並びに調布飛行場の建設工事の施行及び監督に 関すること。 3 離島の港湾、漁港及び空港における出願工事等の技術的審査及び監督に関する事。
	調布飛行場管理事務所	1 東京都調布飛行場（以下「飛行場」という。）並びに飛行場内の土地、建物及び設備の使用の許 可に関する事。 2 使用料等の徴収に関する事。 3 飛行場内の安全管理に関する事。 4 航空灯火施設の管理に関する事。 5 飛行の統計及び記録の整理に関する事。 6 飛行場に係る航空気象観測業務に関する事。 7 空港消防業務に関する事。 8 飛行場の管理運営に係る連絡調整に関する事。
東京港管理事務所	港務課	1 所所属職員の人事、給与及び福利厚生に関する事。 2 所の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関する事。 3 所の予算、決算及び会計に関する事。 4 所の物品購買契約及び工事、修繕その他の契約に関する事。 5 船員及び港湾労働者等の福利厚生施設、東京夢の島マリーナ並びにヘリポートの管理に関する事 と。 6 港湾施設使用料、ヘリポート使用料及び水域占用料等の徴収に関する事（他の課に属するもの を除く。）。 7 所の財産及び物品の管理に関する事。 8 東京港港湾情報システムの運用、管理及び調整に関する事。 9 水域施設、係留施設、外かく施設（護岸を除く。）及び貯木場の管理に関する事。 10 港湾区域内の水域における水質汚濁防止その他の公害防止の実施に関する事。 11 港湾区域内の水域における消火、警備及び救難に関する事。 12 港湾区域内の水域における航行障害の防止及び清掃（水面清掃等の委託を含む。）の実施に関す ること。 13 港湾区域内の水域における港湾の保全、開発、利用又は管理に支障を与えるおそれのある行為の 規制に関する事（基本方針の策定及び重要な案件の許可等に関する事を除く。）。 14 港湾における船舶の係留保管の適正化に関する事（基本方針の策定に関する事を除く。）。 15 港湾施設の保安に関する事。 16 所内他の課に属しない事。
	ふ頭運営課	1 港湾施設の管理運営に係る方針の策定及び調整に関する事（港湾局港湾経営部及び他の課に属 するものを除く。）。 2 港湾施設の管理に関する事（他の課に属するものを除く。）。 3 船席の指定に関する事。 4 船舶の入出港届及び入港船舶届の受理に関する事。 5 入港料及び港湾施設使用料等の徴収に関する事。 6 放置車両対策に関する事。
	港湾道路管理課	1 局所管道路、橋りょう及び海底トンネル並びに橋りょう附帯施設（以下「道路等」という。）の 管理に関する事。 2 道路等に係る占用及び使用の許可並びに埋立地（道路用地に限る。以下同じ。）の一時貸付けに 関すること。 3 道路台帳の整備及び保管に関する事。 4 道路等の占用料及び使用料並びに埋立地の一時貸付料等の徴収に関する事。 5 道路等の監察に関する事。 6 道路等及びこれらの附属物の維持補修に関する事。

部・所	課・所	事 務 分 掌
東京港建設事務所	臨海地域管理課	1 埋立地、共同溝及び廃棄物処理場の管理及び維持補修（共同溝は改修を含む。）に関すること。 2 埋立地の一時貸付及び一時貸付料等の徴収に関すること。 3 埋立地の測量及び境界確定に関すること。 4 海上公園工事の設計、施行及び監督に関すること。 5 海上公園の管理及び維持補修に関すること。 6 海上公園の占用料等の徴収に関すること。 7 新規に拡張を図る海上公園の建設工事及びオリンピック・パラリンピック後利用整備に係る設計・施行及び監督に関すること。
	施設補修課	1 港湾施設（道路等を除く。）、ヘリポート等の維持補修工事の設計、施行及び監督に関すること。 2 港湾施設の補修計画等の策定に関すること。
	庶務課	1 所所属職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。 2 所の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。 3 所の予算、決算及び会計に関すること。 4 所の物品購買契約及び工事、修繕その他の契約に関すること。 5 所の財産及び物品の管理に関すること。 6 所内他の課に属しないこと。 7 海岸保全施設管理職員住宅の管理に関すること。
	港湾整備課	1 港湾施設建設工事の設計、施行及び監督に関すること。 2 臨海副都心開発に係る基盤施設の整備工事の設計、施行及び監督に関すること。 3 所所管工事に係る調査及び調整に関すること（埋立整備課に属するものを除く。）。 4 埋立地施設（道路及び橋りょうを除く。）の整備工事の設計、施行及び監督に関すること。
	道路整備担当課長	1 無電柱化及び引込連系に係る設計、施行及び監督に関すること。 2 中防内・中防外等の道路整備に係る設計、施行及び監督に関すること。 3 道路橋梁の耐震化等に係る設計、施行及び監督に関すること。 4 道路橋梁及びトンネル等の長寿命化・大規模修繕に係る設計、施行及び監督に関すること。
	海岸整備課	1 海岸保全施設建設工事（建築、機械及び電気工事を除く。）の設計、施行及び監督に関すること。 2 海岸保全施設建設工事（建築、機械及び電気工事を除く。）に係る調査及び調整に関すること。 3 都市再生事業に関連する防潮堤等の建設に関すること。
	埋立整備課	1 廃棄物処理場建設工事の設計、施行及び監督に関すること。 2 廃棄物処理場建設工事に係る調査及び調整に関すること。 3 港湾施設建設工事の設計、施行及び監督に関すること（他の課に属するものを除く。）。 4 埋立地護岸建設工事の設計、施行及び監督に関すること。 5 埋立地施設整備工事の設計、施行及び監督に関すること（他の課に属するものを除く。）。
	浚渫工事課	1 浚渫工事に係る必要な船舶用品等の買入れ並びに報告及びその他諸手続きに関すること。 2 浚渫工事の設計、施行及び監督に関すること。 3 水域の測量調査・解析に関すること。 4 直営浚渫船及び直営調査測量船の運航及び維持管理に関すること。
	施設整備課	1 船舶の製造及び修繕工事の設計、施行及び監督に関すること。 2 建築工事の設計、施行及び監督に関すること。 3 機械工事の設計、施行及び監督に関すること。 4 電気工事の設計、施行及び監督に関すること。
	高潮対策センター	1 海岸保全施設の管理に関すること。 2 海岸保全施設の維持補修工事（建築工事を除く）の設計、施行及び監督に関すること。

3 広報・広聴活動

〔総務部総務課〕

局事業に関する内容、課題、方針等について、都民や事業者をはじめ国内外に情報発信することで、局事業の円滑な推進を図ることを目的に以下のような広報・広聴活動を行っている。

(1) 報道

新聞、テレビ等のマスメディアに、プレス発表の形で、局関係事業の情報提供を積極的に行い、パブリシティでの露出を高めることにより、局事業のPR活動を行っている。

(2) 自主媒体による情報発信

局事業に対し、より一層の理解を得るため、以下の媒体により情報発信を行っている。

ア 東京港PR用刊行物

写真やイラスト等を多く取り入れた「P o r t o f T o k y o」を発行する

ほか、東京港の現況図や港湾計画、土地利用計画をまとめた「東京港便覧」を作成している。

イ ホームページ及び各種SNS

港湾局の事業紹介を行うホームページの管理運営を行っている。局事業や組織の紹介、イベント情報の発信や資料の検索、各種申請書のダウンロード、子供向けの「キッズページ」等で構成している。また、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（X、フェイスブック及びInstagram）を活用した情報発信も行っている。

ウ 職員報「局報こうわん」

東京港に関係のあるニュースやトピックス等をまとめ、随時、電子メールにより局内全職員に向けて配信し、局事業情報の共有化を図っている。

(3) 東京港案内及び行事等

東京港の役割など、より一層の理解を得るため、以下のような事業を実施している。

ア 東京港案内

東京港に関心を持つ都民グループ等を対象に、視察船事業を実施し、臨海副都心の開発や東京港の役割・歴史などを紹介している。また、同視察船を活用し、一般社団法人東京都港湾振興協会と共同で小学校4～6年生及び中学生を対象に、社会科見学の一環として、東京港の案内を行っている。

イ 初入港船、客船、帆船等歓迎行事

客船の利用拡大など東京港の更なる利用促進を図ることを目的に、東京港に初めて入港する船舶や客船・帆船等に対し、歓迎の意を表するセレモニーを行っている。

ウ 東京みなと祭

毎年5月20日の東京港開港記念日を中心に、都民をはじめ多くの人々に東京港の役割や都民との関係について理解を深めてもらうことを目的に、「東京みなと祭」を開催している。

エ 東京港パネル展

東京港の歴史や役割、港に関する情報や写真などを活用し、パネル展を開催している。

(4) 意見・要望等

局の事務事業に関して、都民から様々な意見や要望等が寄せられている。これらの意見等に対して、速やかな

回答を行い、実現可能な要望は直ちに実施するなど、都民の声を積極的に取り入れた事業の推進を行っている。

（参考）東京港PR資料等

東京港PR用刊行物

名称	内容	主な配布先
Port of Tokyo	東京港の現状を写真主体で紹介	国内・外からの視察者等
東京港便覧	東京港の概要、埋立事業、将来計画を地図主体で説明	港湾関係者等

4 災害への対策

〔総務部企画計理課〕

都は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、東京都防災会議を通じて、地震、風水害、火山噴火等の各種災害について地域防災計画を策定している。計画の目的及び局の役割は以下のとおりである。

（1）東京都地域防災計画 震災編

ア 目的

都、区市町村、防災機関、事業者、地域の防災組織及び都民が総力を結集し、各主体の持てる能力を発揮し、主体間で連携を図ることにより、「自助」「共助」「公助」を実現し、都の地域における地震災害の予防対策、応急・復旧対策及び震災復興を実施し、都民の生命・身体及び財産を保護するとともに、都市の機能を維持することにより、東京の防災力を向上し、「首都東京の防災力の高度化」を図る。

イ 局の役割

《予防対策》

- ・ 被災者の避難や救援物資、応急・復旧用資機材の輸送のための海上輸送基地等となる港湾施設の耐震強化
- ・ 緊急輸送道路等の無電柱化、橋梁の耐震化を推進
- ・ 東京沿岸部を守る海岸保全施設について、耐震や耐水対策等を推進等

《応急対策・復旧対策》

- ・ 状況に応じた水門の閉鎖と排水機場の操作
- ・ 局保有の浚渫船等を利用して障害物除去、港湾施設内の清掃作業委託事業者に障害物除去の応援要請
- ・ 緊急物資等の輸送のための海上輸送基地（ふ頭）と水上輸送基地（防災船着場）の被害状況を把握し、応急復旧対策の実施
- ・ 港湾施設・海岸保全施設の応急措置・応急復旧対策の実施
- ・ 東京都災害対策本部の指示に基づき、緊急物資等の輸送のための船舶やヘリコプターの調達及び港湾荷役の確保等

(2) 東京都南海トラフ地震防災対策推進計画（東京都地域防災計画 震災編第4部）**ア 目的**

南海トラフ巨大地震等が発生し、これに伴う津波による被害が発生した場合にとるべき応急災害対策活動体制を定めるとともに、避難計画の策定や物資の備蓄等の予防対策など、外海孤立離島という伊豆諸島・小笠原諸島の島しょの特質を考慮した対策計画を定め、都、島しょ町村、各防災機関等が一体となって災害対策の推進を図る。

イ 局の役割**《予防対策》**

- ・ 港湾・漁港施設等の耐震性・耐波性の向上
- ・ 緊急輸送用岸壁の整備推進 等

《応急対策・復旧対策》

- ・ 物資等の輸送のための船舶を東海汽船又は協定締結団体から調達し、港湾または漁港での物資受入のための荷役態勢を確保
- ・ 津波警報の解除等の安全確認後、港湾・漁港・海岸保全施設の被害状況を確認し、必要な応急措置・応急復旧対策を実施 等

(3) 東京都地域防災計画 風水害編**ア 目的**

都、区市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関が、その有する全機能を有効に発揮して、都の地域において風水害等に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、都の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、「風水害に強い東京の実現」を図る。

イ 局の役割**《予防対策》**

- ・ 伊勢湾台風級の高潮（最大A.P.+5.10m）に対処できるよう防潮堤・護岸・水門等を整備
- ・ 将来の気候変動による海面上昇や台風の強大化に対応できるよう防潮堤を段階的に嵩上げ
- ・ 地震により堤防・水門等の一部が損壊した場合に、機能保持できるよう耐震・耐水対策を推進 等

《応急対策・復旧対策》

- ・ 情報収集・連絡態勢の構築
- ・ 水門の閉鎖・排水機の運転・陸こう等の閉鎖
- ・ 東京都災害対策本部の指示に基づき、緊急物資等の輸送のための船舶やヘリコプターの調達、および港湾荷役の確保 等

(4) 東京都地域防災計画 火山編**ア 目的**

都、区市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が、持てる全機能を発揮し、都の地域における火山災害の予防、応急・復旧策を実施することにより、都民等の生命・身体及び財産の保護や都市機能の維持を実現するとともに、都民や事業者、地域の防災組織による自助・共助の取組や主体間の連携を促進することにより、東京の防災力の向上を図る。

イ 局の役割

(ア) 島しょ火山噴火

《予防対策》

- ・ 港湾・漁港における火山噴火時避難用岸壁等の整備 等

《応急対策・復旧対策》

- ・ 島外避難のための船舶を東海汽船又は協定締結団体から調達
- ・ 東京都災害対策本部の指示に基づき、緊急物資等の輸送のための船舶の調達及び港湾荷役の確保
- ・ 港湾・漁港・海岸保全施設・空港の被害状況に応じて応急措置・応急復旧対策の実施 等

(イ) 富士山噴火降灰

《予防対策》

- ・ 協力業者（建設業者等）が災害時に使用できる建設機械等の把握 等

《応急対策・復旧対策》

- ・ 臨港道路等の降灰状況の把握、通行規制の措置や迂回道路の選定
- ・ 協力業者により優先除灰道路を優先して障害物（火山灰等）の除去等を実施
- ・ 港湾・調布飛行場・東京ヘリポートの被害状況に応じて応急措置・応急復旧対策の実施 等

(5) 東京都地域防災計画 大規模事故編

ア 目的

都、区市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関が、都の地域における大規模な火災、爆発、車両の大規模な衝突事故等のような、通常の事故と異なり、社会的に大きな影響を及ぼす又はその可能性がある大規模な事故災害に係る予防、応急対策及び復旧を実施し、都の地域ならびに住民の生命、身体及び財産を大規模な事故災害から保護を図る。

イ 局の役割

《予防対策》

- ・ 流出油事故に対応するために、船舶に搭載できる油回収装置を保有
- ・ 監視艇により港湾の港湾施設及び水域利用の状況並びに航行安全の確認及び海洋汚染防止等の実施
- ・ 空港における航空機の安全な運航を確保するため、滑走路、エプロン及び保安施設等を維持管理 等

《応急対策・復旧対策》

- ・ 流出油事故が発生した場合は関係機関と協力し流出油等の拡散を防止するため、遭難船等の付近にオイルフェンスを展開、油吸着材、油処理剤を散布
- ・ 大規模な船舶事故が発生した場合には、事故状況等の情報収集を行い、関係機関と緊密な連携を図り、応急対策に協力、また、救助船舶の岸壁使用について優先的使用ができるよう、必要に応じ、他船舶の移動、接岸の制限を実施
- ・ 空港及びその周辺の航空機事故が発生した場合は、警視庁、消防庁、東京航空局等の関係機関の協力のもとに救急医療活動等を実施
- ・ 被害を受けた港湾施設、空港施設等を速やかに復旧 等

第3節 港湾関係法制

1 港湾法

〔総務部総務課〕

(1) 港湾法の概要

港湾法（昭25・法218）は、交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的とし（第1条）、昭和25年5月31日に公布、同日に施行された港湾管理行政に関する基本的な法律である。

同法は、港湾の管理行政を港湾管理者に委ねており、港務局（第4条）又は地方公共団体（第33条）が港湾管理者になることができるとしている。港湾管理者は、港湾の管理運営の一体化及び効率化を図るため、法定受託業務として港湾管理者の業務と密接な関係にある規制関係の事務を執行する。国は、各港湾管理者等の事務事業を国家的見地から指導、調整するほか、財政面又は技術面での助成を行う。

各港湾は、国家的重要度及びその機能により国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾（第2条第2項）のいずれかに分類されるとともに、このうち暴風雨に際し船舶が避難のため、てい泊することを主目的とする港湾を避難港と指定（第2条第9項）しており、それぞれに応じて国が財政援助及び総合調整を行う。東京港は、横浜港及び川崎港とともに京浜港として国際戦略港湾に定められている。

国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾の港湾管理者は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する計画（港湾計画）の策定が義務づけられている（第3条の3）。

また、同法は、港湾管理者が整備、管理し、又はその利用を調整すべき港湾施設の範囲を明確化し、港湾の管理運営上必要な港湾区域（水域）及びその保全上必要な港湾隣接地域（陸域）の指定に係る手続及び管理の方法を定めている（第2条、第4条、第37条等）。

港湾法における港湾施設とは、港湾区域及び臨港地区内における係留施設、臨港交通施設、荷さばき施設、港湾環境整備施設等の固定的な施設（港湾区域及び臨港地区外にある施設で国土交通大臣が認定したものを含む。）並びに港湾の利用又は管理に必要な移動式施設等である（第2条第5項、第6項）。

臨港地区においては、港湾管理者が商港区、工業港区等の分区を定め、当該分区内の構築物に関し、条例をもって当該分区の目的を阻害するものの建設・改築及び有害な用途への転用を抑制する途を講じる（第38条～第41条）等、当該臨港地区における港湾の適正な開発と利用の確保を図っている。

(2) 港湾法における港湾管理者の業務

港湾管理者の業務内容（第12条第1項）を大別すると、ア 港湾の整備及びこれに附帯する業務、イ 港湾の管理運営及びこれに附帯する業務、ウ 港湾の環境整備と保全に関する業務、エ その他の業務に分けられる。

ア 整備に関する業務

港湾管理者は、港湾を良好な状態に維持するとともに、その発展のために港湾施設の建設、改良及び維持補修を行う。

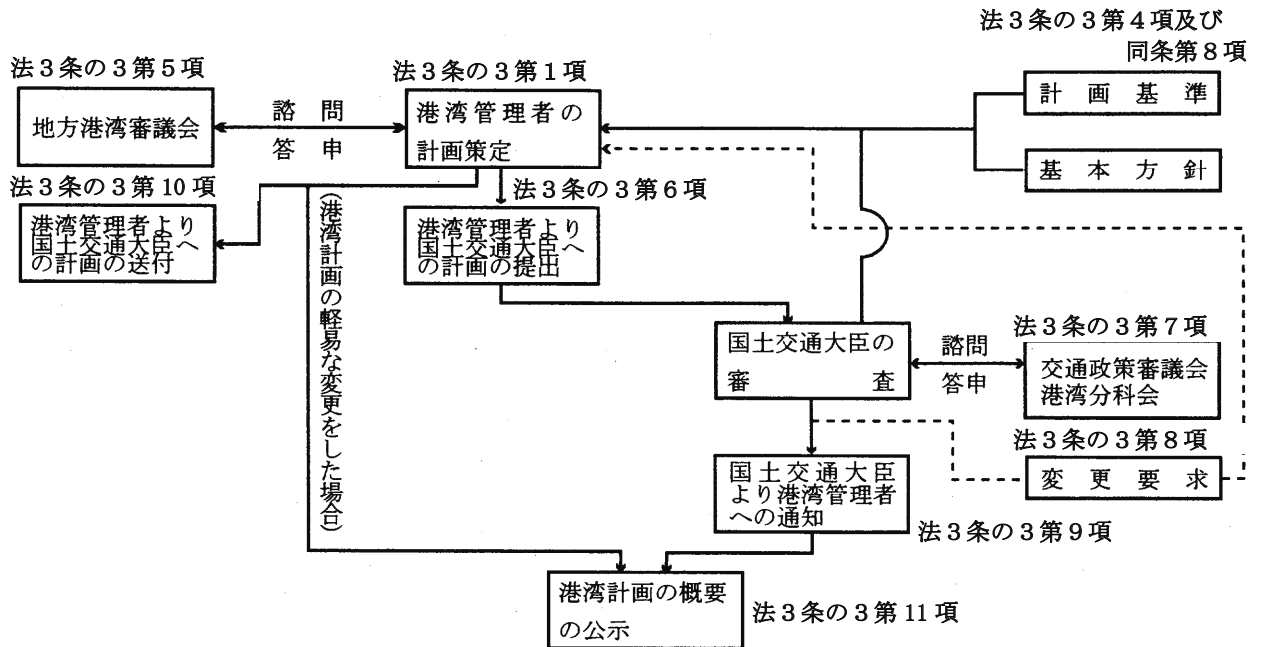
港湾計画は、国土交通大臣が定める港湾の開発、利用及び保全等に関する基本方針に適合したものでなければならず（第3条の3）、策定するに当たっては、条例で定める地方港湾審議会の意見を聴くこととなっている（第3条の3、第35条の2）。港湾計画の策定手続は次図参照のこと。

国際戦略港湾である東京港において行う港湾施設の建設に当たっては、国が一定の割合でその費用を負担又

は補助することになっている（第42条、第43条）。

さらに、港湾整備事業の実施に当たっては、原因者負担金（第43条の3）及び受益者負担金（第43条の4）の各制度がある。

港 湾 計 画 の 策 定 手 続



イ 管理運営に関する業務

港湾管理者の基本的業務は、港湾、特に港湾施設の管理運営である。

港湾の管理業務として、これと関連して、

- (7) 水域施設等の使用に関する必要な規制
 - (イ) 入出港届の受理
 - (ウ) 消火・救難・警備に必要な設備の設置
 - (エ) 一般公衆の利用に供することを要せず、又は自ら運営することを適当としない港湾施設の貸付け
- を港湾管理者が行うこととなっている（第12条）。

なお、港湾管理者は、港湾の管理運営に当たり、港湾運送業、倉庫業その他輸送及び保管に関連する私企業の公正な活動を妨げ、その活動に干渉し、又はこれらの者と競争して事業を営んではならないものとされている（第13条）。

都においては、都有財産及び管理委託された国有財産の港湾施設（第54条）を、地方自治法第244条の2の規定に基づく公の施設として**東京都港湾管理条例**（平16・条93）〔平成16年4月1日に東京都港湾設備条例（昭29・条37）を全部改正〕により設置、管理している。

また、入港料（第44条の2）については、昭和51年12月に**東京都入港料条例**（昭51・条86）を制定し、徴収している。

ウ 環境整備と保全に関する業務

港湾の環境を整備し、又は保全することを目的として、緑地、広場等の港湾環境整備施設及び公害防止施設の建設又は改良等の港湾工事を行う場合には、負担区域内にある工場又は事業場に係る事業者には、工事に要し

た費用の一部を負担させる港湾環境整備負担金の制度（第43条の5）が設けられた。これに基づき、昭和55年3月に**東京都港湾環境整備負担金条例**（昭55・条58）を制定した。

また、港湾管理者の業務として、港湾区域内における廃船の除去及び水域の清掃その他の汚染の防除が追加されたほか、廃棄物埋立護岸、海洋性廃棄物処理施設等の管理運営を行うこととされた（第12条）。

さらに、高度経済成長期の海に対する行政のあり方の反省に立ち、東京の海域と埋立地における自然を保全・回復し、人と海とのふれあいの場をつくりだす構想（海上公園構想）のもとに、海上公園事業を進めてきたが、この構想を更に推進し、また、完成した海上公園施設の適正な管理運営を図るため、昭和50年10月に**東京都海上公園条例**（昭50・条107）を制定した。

なお、多年にわたり、都内の公共水域（港湾及び河川）には大量の船舶が放置されており、これが都市景観の阻害や地震等の災害時において、船舶による避難・物資輸送活動に支障をもたらす恐れなどが懸念されている。こうした放置船舶問題の解決に向けて、平成14年3月に**東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例**（平14・条98）を制定、平成15年1月から施行している。

エ その他の業務

港湾管理者は、その他港湾法上次のようなサービス業務等を行うこととなっている（第12条）。

- (7) 港湾の発展のために必要な調査研究及び統計資料の作成並びに当該港湾利用の宣伝
- (4) 港湾運営に必要な役務提供のあっせん
- (9) 港湾区域及び臨港地区内における貨物の積卸し・保管・荷さばき及び運送の改善についてのあっせん
- (エ) 他の者が行う役務及び他の者が管理する施設等に係るものを含め、港湾の利用に必要な役務及び施設に関する最新の料率表の作成及び公表

(3) 港湾区域内の工事等の許可

港湾法上、港湾区域内又は港湾隣接地域内において、次の行為をする場合は、港湾管理者の許可を受けなければならない（第37条、**港湾法施行令**（昭26・令4）第14条）。

ア 港湾区域内の水域（上空100メートルまで及び水底下60メートルまでの区域を含む（施行令第13条）。以下同じ。）又は公共空地の占用

イ 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取

ウ 水域施設・外郭施設・係留施設・運河・用水きょ又は排水きょの建設又は改良

エ 港湾管理者が指定する護岸、堤防、岸壁、栈橋又は物揚場の水際線から20メートル以内の地域においてする構築物（載荷重が港湾管理者が指定する重量を超えるものに限る。）の建設又は改築

オ 港湾管理者が指定する廃物の投棄

カ 動力を用いて地下水を採取するための施設であって、揚水機の吐出口の断面積の合計が6平方センチメートルを超え、かつ、そのストレーナーの位置が港湾管理者が指定する位置より浅い位置にあるものの建設又は改良

この許可を申請する手続については、都の場合、**東京都の管理する港湾の港湾区域及び港湾隣接地域における工事等の規制に関する規則**（昭37・規81）で定められている。

なお、上記の行為を国又は地方公共団体がしようとする場合は、許可に代え、港湾管理者と協議することになっている（第37条第3項）。

2 公有水面埋立法

公有水面を埋め立てようとする者は、**公有水面埋立法**（大10・法57）の規定に基づき、都道府県知事の免許を受けなければならないが（第2条）、港湾区域内では、この都道府県知事の職権を港湾管理者が行うとされている（港湾法第58条第2項）。

同法では、公有水面を埋め立てて土地を造成し、当該埋立地の所有権を取得しようとするものは、都道府県知事の免許を受け（第2条）、その免許条件に従い指定期限までに工事に着手し、及びしゅん功し（第13条）、そのしゅん功認可を受けるべき旨を規定している（第22条）。この免許申請手続については、**公有水面埋立法施行規則**（昭49・運輸省／建設省／令1）で詳細に定められている。

また、都道府県知事は、免許に際して、出願事項（申請人の氏名及び住所、埋立区域及び埋立施行区域並びに埋立地の用途等）を告示し、これを縦覧に供するとともに、地元市町村長及び利害関係人の意見を徴することとされている（第3条）。

さらに、東京港は甲号港湾に指定されており（**公有水面埋立法施行令**（大11・令194）第32条第1号の甲号港湾及び乙号港湾を指定する告示、平2・運輸省告示164）、東京港内の埋立てに関する埋立免許については、原則、国土交通大臣の認可を受けなければならないことになっている（施行令第32条）。

3 海岸法

海岸法（昭31・法101）は、津波・高潮・波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土を保全することを目的として制定された法律である（第1条）。

同法は、従来不明確であった海岸の管理責任を明確にしたものであり、都道府県知事は海岸の保全に関しては、主務大臣が定める海岸保全基本方針に基づき、海岸保全区域等に係る海岸保全基本計画を定める（第2条の3）とともに、防護すべき海岸を海岸保全区域として指定できる（第3条）。

また、知事等を海岸管理者と定めて海岸保全区域の管理責任を負わせている。ただし、海岸保全区域が港湾区域又は港湾隣接地域と競合する区域においては港湾管理者の長が、漁港区域と重複するときは漁港管理者である地方公共団体の長が、その管理を行う（第5条）。海岸保全施設の建設等に関しては、国の財政負担（第27条、**海岸法施行令**（昭31・令332）第8条）や受益者又は原因者の費用負担の制度（第31条～第33条）等を定めるとともに、海岸保全区域における行為の規制に関し、港湾法第37条の規定に基づき、港湾管理者が港湾区域又は港湾隣接地域内において占用及び行為を規制する場合と類似した規定を定めている（第7条、第8条及び第10条）。

さらに、同法は、津波、高潮等に対する防災・減災対策を推進するため、海岸管理者に水門・陸こう等の操作規則の策定を義務付ける（第14条の2）とともに、海岸保全施設等の維持等を適正かつ確実に行うことができると海岸管理者が認める法人又は団体を、海岸協力団体として指定することができるとしている（第23条の3）。

4 漁港及び漁場の整備等に関する法律

「漁港漁場整備法」の目的規定に「漁港の活用促進」が追加され、令和6年4月1日に法律名が「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に変更された。

(1) 漁港の意義

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭25・法137）は、水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、並びに漁港の維持管理を適正にし、及びその活用を促進し、もって国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで

住みよい漁村の振興に資することを目的として制定された（第1条）。

同法上、漁港とは、天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体であって、農林水産大臣、都道府県知事等が指定した港をいう（第2条、第6条）。

漁港が利用される範囲の影響度によって、次の4種類に格付けている（第5条）。

- ア 第1種漁港 その利用範囲が地元の漁業を主とするもの
- イ 第2種漁港 その利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属しないもの
- ウ 第3種漁港 その利用範囲が全国的なもの
- エ 第4種漁港 離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの

この格付けにより、主として漁港の修築に要する費用に係る国庫補助・負担の率に相違が生じる（第20条）。

(2) 漁港漁場整備事業

同法は、漁港漁場整備事業の施行主体と漁港の維持・保全及び管理を行う漁港管理者とを別個のものとしている。前者については、国、漁港の所在地の地方公共団体又は漁港を地区内に有する水産業協同組合とし（第4条）、後者については、漁港の所在地の地方公共団体を基本としている（第25条）。

漁港漁場整備は、農林水産大臣が定めた漁港漁場整備基本方針に基づいて施行者が特定漁港漁場整備事業計画を定め、農林水産大臣に届け出ることとされている（第17条～第19条）。特定漁港漁場整備事業の施行に当たっては、国が一定の割合でその費用を補助することとされている（第20条）。

(3) 漁港の維持管理

漁港管理者は、当該漁港の所在地の地方公共団体と定められている（第25条）。漁港管理者は、漁港管理規程を定め、これに従い漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理をするほか、漁港の発展のために必要な調査研究及び統計資料の作成を行うものとされている（第26条）。

(4) 漁港の活用促進

農林水産大臣は、漁港施設等活用事業の推進に関する基本方針（漁港施設等活用基本方針）を定めなければならない（第40条）。漁港管理者は、その管理する漁港について、漁港施設等活用基本方針を基に、地域産業の実態を踏まえ、漁港施設等の活用事業の推進についての計画（活用推進計画）を定めることができる（第41条）。活用推進計画が定められた漁港において、漁港施設等活用事業を実施しようとする者は、漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）を作成し、当該漁港の漁港管理者の認定を申請することができる（第42条）。

都では、漁港管理規程として、**東京都漁港管理条例**（昭42・条47）を定め（第34条）、同条例及び**同条例施行規則**（昭42・規38）により都営漁港の維持管理を行っている。

5 空港法

(1) 空港法の目的

空港法（昭31・法80）は、空港の設置及び管理を効果的かつ効率的に行うための措置並びに空港の脱炭素化を推進するための措置を定めることにより、環境の保全に配慮しつつ、空港の利用者の便益の増進を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与することを目的として制定された法律である（第1条）。

(2) 地方管理空港の設置・管理等

空港法上、空港とは公共の用に供する飛行場をいい、国際航空輸送網又は国内航空輸送網を形成する上で重要

な役割を果たすものとして、地方公共団体が設置・管理する空港を地方管理空港と定めている（第2条、第4条、第5条）。

地方管理空港において、一般公衆の利用に供する目的で滑走路等の新設・改良、空港用地の造成・整備等の工事を施行する場合には、その工事に要する費用は、国及び当該地方公共団体がそれぞれその百分の五十を負担するものとされている。また、地方管理空港において、一般公衆の利用に供する目的で排水施設等の新設・改良の工事を施行する場合には、国は、予算の範囲内で、当該工事に要する費用の百分の五十以内を当該地方公共団体に対して補助することができるとされている（第8条）。

(3) 空港供用規程・着陸料等の制定

空港管理者は、運用時間その他空港が提供するサービスの内容に関する事項等について空港供用規程を定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するとともに、国土交通大臣に届け出ることとされている（第12条）。また、空港管理者は、着陸料等を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に届け出ることとされている（第13条）。

6 航空法

(1) 航空法の目的

航空法（昭27・法231）は、国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定め、航空機を運航して営む事業の適正かつ合理的な運営を確保して輸送の安全を確保するとともにその利用者の利便の増進を図り、並びに航空の脱炭素化を推進するための措置を講じ、あわせて無人航空機の飛行における遵守事項等を定めてその飛行の安全の確保を図ることにより、航空の発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的として制定された法律である（第1条）。

国際民間航空条約は、昭和19年11月に国際民間航空会議において締結され、同条約に基づき、昭和22年4月に国際専門機関として国際民間航空機関（ICAO）が発足した。日本は、昭和28年に同機関に加盟しており、航空法等の規定も、同条約の内容に準拠したものとなっている。

(2) 空港等・航空保安施設の設置等に係る許可

航空法上、空港等・航空保安施設を設置又は特に重要な変更を加えようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならないとされている（第38条、第43条）。また、空港等の設置の許可を受けた者は、許可の申請書に記載した工事完成の予定期日までに工事を完成しなければならないと、空港等・航空保安施設の設置又は変更の工事が完成したときは、遅滞なく、国土交通大臣の検査を受けなければならないとされている（第41条、第42条）。

(3) 空港等・航空保安施設の管理・検査

空港等・航空保安施設の設置者は、**航空法施行規則**（昭27・運輸省／令56）で定める空港等・航空保安施設の機能の確保に関する基準に従って当該施設を管理しなければならないと、国土交通大臣は、空港等又は航空保安施設がこの基準に従って管理されることを確保するため、当該施設について定期的に検査をしなければならないとされている（第47条）。

都では、東京都営空港の設置について、**東京都営空港条例**（昭37・条53）を定め（第1条）、同条例及び**同条例施行規則**（昭37・規76）により空港の管理運営を行っている。

7 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律

船舶及び港湾施設の保安の確保を目的として、平成14年12月に国際海事機関（IMO）において改正された「1974

年の海上における人命の安全のための国際条約（S O L A S条約）附属書」を担保するために、「**国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律**」（平16・法31）（以下「国際船舶・港湾保安法」という。）が成立した。

(1) 国際船舶・港湾保安法の施行

平成16年7月1日、国際船舶・港湾保安法が施行された。この法律は、国際航海船舶や国際港湾施設に自己警備としての保安措置を義務付け、外国から日本に入港しようとする船舶に船舶保安情報の通報を義務付け、危険な船舶には海上保安庁が入港禁止等の措置を行えるようにした内容となっている。

(2) 国際港湾施設の保安の確保

平成16年7月1日から国際航海船舶が一定頻度利用する国際戦略港湾等の岸壁等については、保安措置の実施が義務付けられ、現在東京港においては、ふ頭用地及び前面泊地に制限区域を設けて管理している。

8 その他

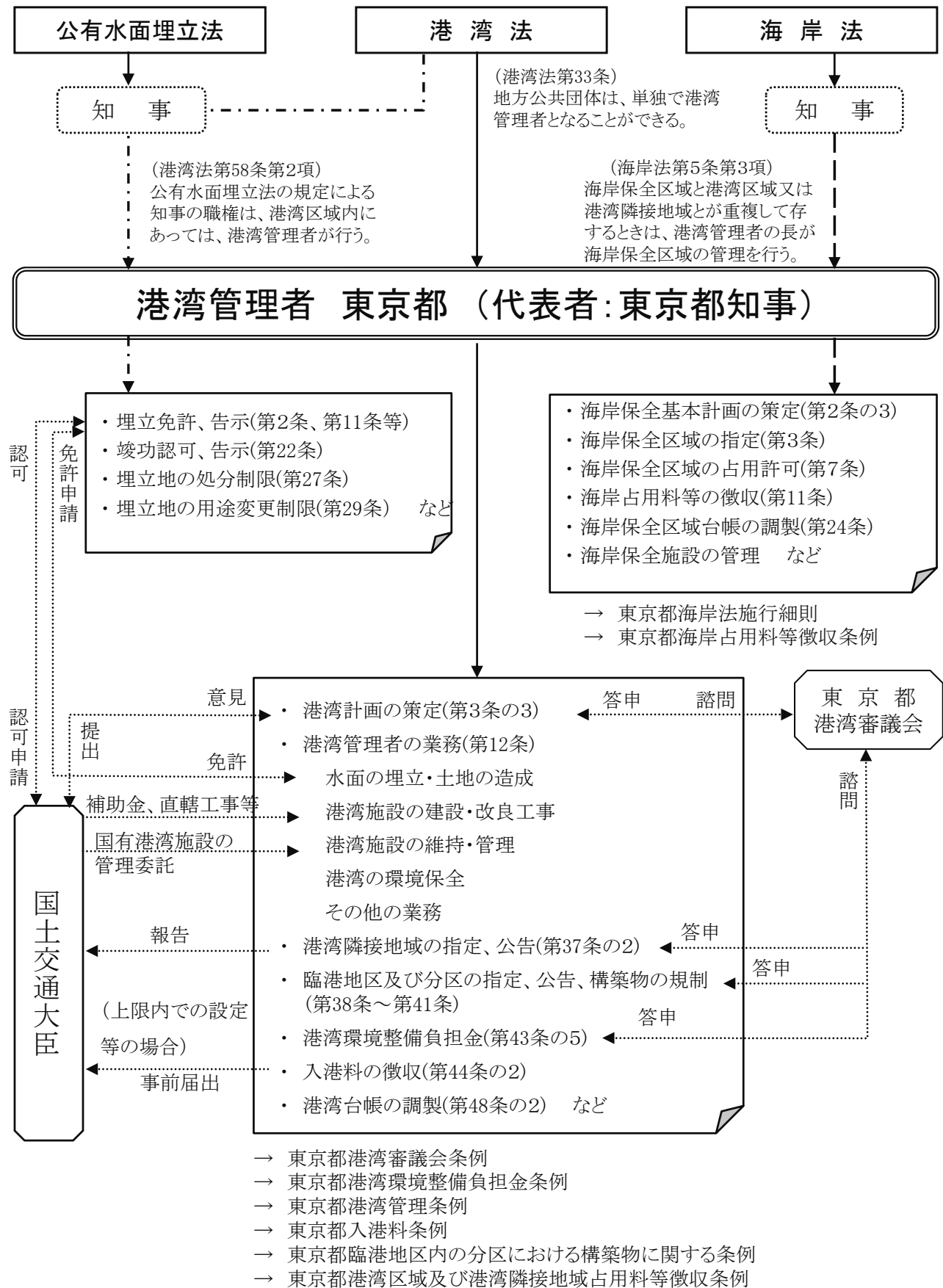
地方自治法の一部を改正する法律（平15・法81）が、平成15年6月に成立し、同年9月に施行された。この改正は、公の施設の管理について、指定管理者制度を導入し、その適正かつ効率的な運営を図ることを目的としたものであり、港湾局においては平成17年3月に東京都港湾管理条例、東京都海上公園条例及び東京都漁港管理条例並びに平成27年3月に東京都営空港条例の一部を改正し、公の施設の一部（海上公園・客船ターミナル等）の管理を指定管理者に行わせることが出来るようにした。

9 港湾行政関係法令一覧

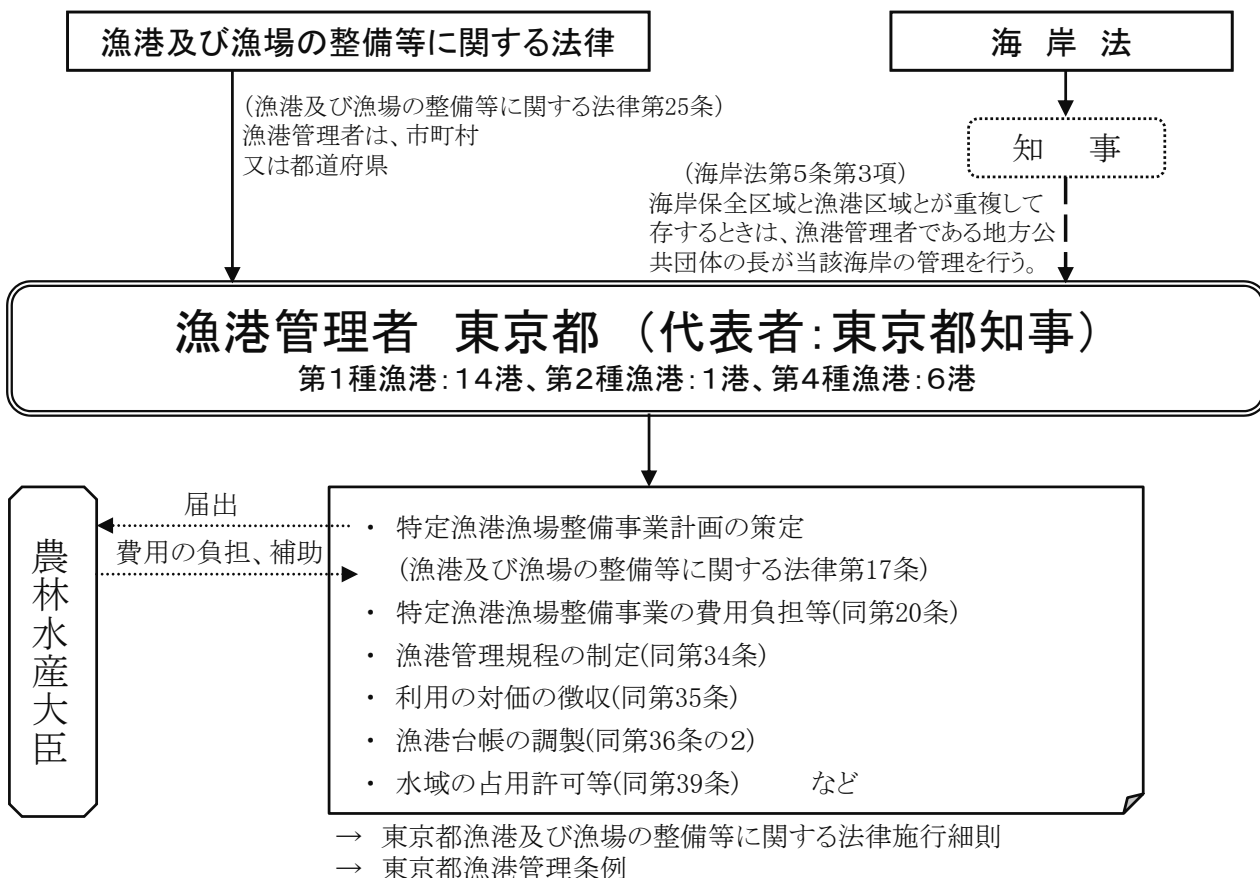
	法	律	条 例 ・ 規 則	所 管
港 湾 整 備 ・ 管 理	港湾法 (昭25法218号) 港湾整備促進法 (昭28法170号)		東京都港湾審議会条例 (昭28条例75号) 東京都港湾環境整備負担金条例 (昭55条例58号)、同施行規則 東京都港湾区域及び港湾隣接地域占用料等徴収条例 (平12条例89号)、同施行規則 東京都の管理する港湾の港湾区域及び港湾隣接地域における工事等の規制に関する規則 (昭37規則81号) 東京都港湾管理条例 (平16条例93号)、同施行規則 東京都入港料条例 (昭51条例86号)、同施行規則 東京都臨港地区内の分区における構築物に関する条例 (昭41条例37号) 建物の区分所有に係る港湾施設用地の貸付けに関する規則 (昭56規則141号) 東京都港湾施設用地の長期貸付けに関する規則 (昭58規則175号) 東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例 (平14条例98号)、同施行規則	総務部企画計理課 港湾経営部経営課 港湾経営部経営課 港湾経営部経営課 港湾経営部経営課 港湾経営部振興課 港湾経営部振興課 港湾経営部経営課 (建設局と共管)
	土地 開 発	公有水面埋立法 (大10法57号) 都市計画法 (昭43法100号) 首都圏整備法 (昭31法83号)	東京都海上公園条例 (昭50条例107号)、同施行規則 東京都臨海地域開発規則 (平13規則80号)	臨海開発部海上公園課 臨海開発部誘致促進課
	保海 全 岸	海岸法 (昭31法101号)	東京都海岸占用料等徴収条例 (平12条例90号)、同施行規則 東京都海岸法施行細則 (昭39規則293号)	港湾経営部経営課 港湾経営部経営課
	港 離 ・ 島 空 港 漁	離島振興法 (昭28法72号) 小笠原諸島振興開発特別措置法 (昭44法79号) 漁港及び漁場の整備等に関する法律 (昭25法137号) 空港法 (昭31法80号) 航空法 (昭27法231号)	東京都漁港管理条例 (昭42条例47号)、同施行規則 東京都営空港条例 (昭37条例53号)、同施行規則 東京都営空港に係る航空機事故被害者生活再建支援に関する規則 (平30規則103号) 東京都漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則 (昭48規則94号)	離島港湾部管理課 離島港湾部管理課 離島港湾部管理課 離島港湾部管理課
財 務	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭30法179号) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (昭26法97号)		東京都臨海地域開発事業財務規則 (昭39規則124号)	総務部財務課
関 係 法 律	港則法 (昭23法174号)、航路標識法 (昭24法99号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭45法137号)、海上運送法 (昭24法187号)、 港湾運送事業法 (昭26法161号)、倉庫業法 (昭31法121号)、港湾労働法 (昭63法40号)、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭45法136号)、 構造改革特別区域法 (平14法189号) 船舶油濁等損害賠償保障法 (昭50法95号)、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律 (平16法 31号)、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律 (平16法114号)、道路法 (昭和27法180号)、土壌汚染対策法 (平14法53号)			

10 港湾局関係法制概要

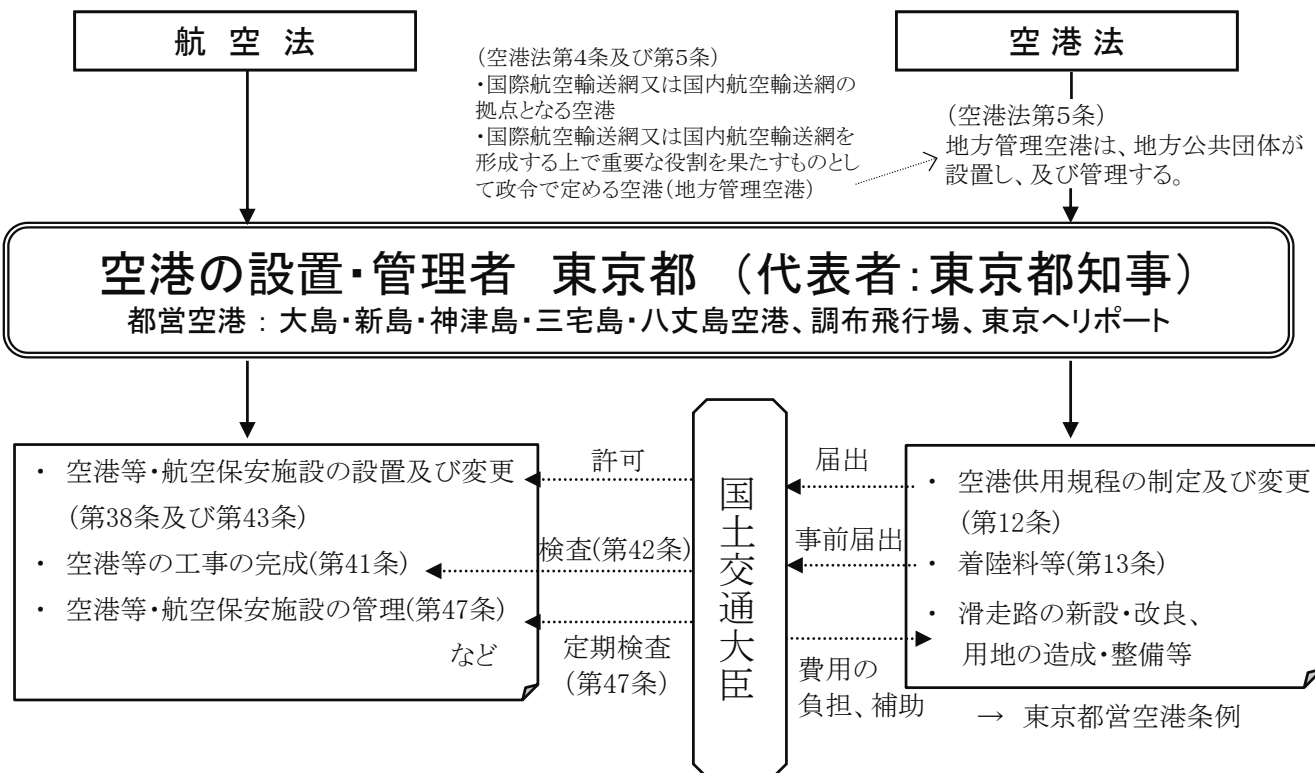
(1) 港湾関係



(2) 漁 港 関 係



(3) 空 港 関 係



第4節 予 算

1 会 計 区 分

〔総務部企画計理課〕

地方財政法は、一般行政事務のほか、地方公共団体の行う企業活動については、独立採算制の原則のもとに事業の収支を明確にするため、その経理は特別会計を設けて行うよう規定している。

この規定を受けて、当局の予算は、「一般会計」のほか「臨海地域開発事業会計」及び「港湾事業会計」の2特別会計に区分して経理している。

会計区分、所管事業は次のとおりである。

港湾局予算の会計区分

会 計	会計設置の根拠	事 業 内 容	備 考
一 般 会 計		下記の港湾事業及び臨海土地造成事業を除く当局所管事業 〔東京港の港湾施設の整備、管理運営 〔海岸保全事業、島しょの港湾、漁港、空港整備事業	
臨 海 地 域 開発事業会計	地方財政法第6条 (公営企業の特別会計) 同法施行令第46条 対象事業 〔・港湾整備事業 ・宅地造成事業 地方公営企業法第2条 第3項 (財務規定等の適用)	臨海土地造成事業(埋立 地の造成、整備及び開 発)	〔港湾施設となるものを除く海上公園、 道路及び開発事業を含む。
港湾事業会計		港湾事業(上屋、荷役機 械、貯木場及び関連事 業)	〔野積場、荷役連絡所、電気施設、自動 車はかり、水産物用荷役施設、木材用 荷役施設、港湾施設用地、船舶給水等 を含む。

2 令和8年度予算

(1) 概 要

令和8年度の港湾局予算は、東京港の機能強化に向けた取組の推進、緑があふれ、親水性豊かな港の実現、地震・津波・高潮対策の推進及び島しょ地域における生活と産業を支える機能の拡充等、局が直面する課題に的確に対応する内容となっている。また、臨海地域開発事業会計は臨海副都心整備や快適かつ賑わいあるまちづくりの推進に向けた取組を、港湾事業会計はふ頭の整備・再編に向けた取組を、それぞれ反映した内容となっている。

局予算の規模等については、次表のとおりである。

会計別予算の比較表

会計名	令和8年度		令和7年度		比較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増(△)減	増減率
一般会計	千円 105,209,000	% 76.7	千円 171,509,000	% 53.6	千円 △66,300,000	% △38.7
臨海地域開発事業会計	25,816,000	18.8	67,845,000	21.2	△42,029,000	△61.9
港湾事業会計	6,060,000	4.4	80,423,000	25.1	△74,363,000	△92.5
合計	137,085,000	100	319,777,000	100	△182,692,000	△57.1

(注) 1 会計の重複計上額を整理した純計額は、末尾参考1を参照

2 各会計別収支予算は、末尾参考2を参照

本年度の予算総額は、1,370億8,500万円で、前年度に比べ、57.1%の減である。

これを会計別にみると、一般会計は、予算額1,052億900万円、前年度に比べ38.7%の減で、主として大井ふ頭用地取得に係る経費の減によるものである。

臨海地域開発事業会計は、予算額258億1,600万円、前年度に比べ61.9%の減で、主として資金運用に係る経費の減によるものである。

港湾事業会計は、予算額60億6,000万円、前年度に比べ92.5%の減で、主として大井ふ頭用地取得に係る経費の減によるものである。

(2) 歳出予算

ア 主要事業

(ア) 東京港の機能強化に向けた取組の推進

- ① ふ頭の整備・再編（一般・臨海・港湾） 140億 200万円

船舶の大型化や増加する貨物に対応するため、ふ頭の整備及び再編を推進

- ② 円滑な物流ネットワークの整備（一般・臨海・港湾） 40億1,700万円

物流機能の強化を図るため、臨港道路の整備や物流円滑化に向けた取組等を推進

- ③ 脱炭素化の推進（一般） 52億4,900万円

港湾の脱炭素化を図るため、再生可能エネルギーの導入拡大や水素活用に向けた取組等を推進

- ④ 客船誘致の促進（一般・臨海） 12億1,800万円

観光振興に寄与する客船誘致の取組を推進するとともに、東京港における大型客船の受入体制を強化

(イ) 緑があふれ、親水性豊かな港の実現

- ① 海上公園整備（一般・臨海） 50億3,900万円

自然環境保全や景観に配慮した緑地を整備

- ② 廃棄物処理場建設・汚泥しゅんせつ（一般） 158億1,300万円

廃棄物処理場の整備及び運河の環境改善を図るための汚泥しゅんせつ

(ウ) 臨海地域開発のさらなる推進

- ① 臨海副都心整備（臨海） 30億1,900万円

広域幹線道路整備に対する費用負担及び臨海副都心地域の都市基盤整備

- ② 臨海副都心の快適かつ賑わいあるまちづくり（一般・臨海） 22億4,500万円

来訪者の回遊性を高める取組など、臨海副都心の快適かつ賑わいあるまちづくりを推進

(エ) 地震・津波・高潮対策の推進

- ① 海岸保全施設整備の推進（一般） 107億3,800万円

水門・排水機場や防潮堤の耐震対策及び気候変動への対応を推進

- ② 港湾施設等の防災力向上（一般・臨海・港湾） 33億2,000万円

岸壁・橋梁等の耐震強化及び道路の無電柱化等を推進

(オ) 島しょ地域における生活と産業を支える機能の拡充

- ① 島しょ等港湾整備（一般） 216億8,300万円

港湾、漁港、空港の整備、航路・航空路運賃補助等

- ② 島しょ地域の防災力向上（一般） 24億5,400万円

緊急輸送用岸壁、海岸保全施設の整備及び無電柱化等を推進

イ 事業別構成

(ア) 一般会計

区 分		令 和 8 年 度 予 算		令 和 7 年 度 予 算 額	増 (△) 減
		予 算 額	主 要 事 項		
東京港整備事業	港 湾 整 備 事 業	千円 30,653,000	①ふ頭整備 8,907,245千円 中央防波堤外側コンテナふ頭Y3整備等 ②岸壁等整備 岸壁改良等 5,395,225千円 ③航路・泊地整備 第三航路 しゅんせつ等 1,269,700千円 ④道路・橋梁整備 臨港道路整備等 8,699,568千円 ⑤港湾厚生施設等整備 585,454千円 港湾労働者第一宿泊所 変電設備改修等 ⑥東京港のCNP形成に向けた取組 4,440,337千円 太陽光発電設備設置等 ⑦計画調査等 港湾施設等健全度調査等 1,355,471千円	千円 98,392,000	千円 △67,739,000
	環 境 整 備 事 業	4,838,000	①公園整備 海の森公園 1,256,415千円 ②既設公園改修等 2,607,803千円 大井ふ頭中央海浜公園等 ③海上公園における夜間利用の促進 478,800千円 若洲海浜公園等 ④埋立護岸の改修・グリーン化 494,982千円 京浜島つばさ公園等	4,234,000	604,000
	汚泥しゅんせつ 事 業	271,000	①江東地区 100,000千円 ②芝浦地区 100,000千円 ③事前・事後調査等 71,000千円	244,000	27,000
	廃 棄 物 処 理 場 建 設 事 業	15,549,000	①中央防波堤外側廃棄物処理場 2,545,343千円 廃棄物埋立護岸等 ②新海面処分場 護岸建設等 13,003,657千円	12,630,000	2,919,000
	海 岸 保 全 施 設 建 設 事 業	10,834,000	①江東地区 内部護岸等 2,705,100千円 ②中央地区 内部護岸 1,579,800千円 ③港地区 防潮堤等 924,400千円 ④港南地区 防潮堤 1,430,400千円 ⑤東部地区 防潮堤 574,600千円 ⑥豊洲・晴海・有明北・副都心地区 防潮堤 15,000千円 ⑦施設改修 2,767,665千円 ⑧計画調査等 高潮防災総合情報システム等 837,035千円	10,533,000	301,000
	東 京 港 整 備 貸 付 金	3,580,000	東京港埠頭株式会社に対する貸付金	7,378,000	△3,798,000
	港 湾 施 設 運 営 事 業	5,280,000	①物流効率化の推進 933,305千円 コンテナターミナルの予約制導入・運営等 ②客船誘致の推進 457,420千円 クルーズターミナルシャトルバス運行等 ③東京港の振興 285,910千円 水素エネルギーの社会実装化に向けた 水素燃料電池船の活用事業等 ④港湾施設運営 ふ頭運営等 3,013,052千円 ⑤東京ヘリポート運営 275,505千円 ⑥しゅんせつ船運営 314,808千円	4,607,000	673,000
	臨 港 道 路 管 理 事 業	2,685,519	①道路・橋梁 1,401,641千円 ②トンネル 1,268,491千円 ③臨港交通施設 15,387千円	2,687,087	△1,568
	海 上 公 園 管 理 事 業	1,939,481	海上公園の維持管理	2,038,913	△99,432
	海 岸 保 全 施 設 管 理 事 業	858,000	海岸保全施設の維持管理	847,000	11,000
	管 理 費	442,385	東京港整備事業の一般管理事務等	410,468	31,917
	職 員 費	3,242,615	人件費等	3,113,532	129,083
	計	80,173,000		147,115,000	△66,942,000

区 分		令 和 8 年 度 予 算		令 和 7 年 度 予 算 額	増 (△) 減
		予 算 額	主 要 事 項		
島 し よ 等 港 湾 整 備 事 業	港 湾 整 備 事 業	千円 9,339,000	①元町港（大島） 防波堤等 1,104,680千円 ②岡田港（大島） 岸壁等 26,900千円 ③波浮港（大島） 物揚場等 40,400千円 ④利島港 護岸等 1,787,300千円 ⑤新島港 護岸等 956,356千円 ⑥式根島港 船揚場等 10,100千円 ⑦神津島港 防波堤等 1,097,544千円 ⑧三池港（三宅島） 船客待合所等 794,460千円 ⑨大久保港（三宅島） 物揚場 1,940千円 ⑩御蔵島港 岸壁等 742,600千円 ⑪神湊港（八丈島） 護岸等 491,600千円 ⑫八重根港（八丈島） 船客待合所等 66,060千円 ⑬青ヶ島港 防波堤等 675,060千円 ⑭二見港（父島） 係船浮標等 248,200千円 ⑮沖港（母島） 泊地等 800,120千円 ⑯計画調査等 伊豆諸島港湾整備計画基礎調査等 495,680千円	千円 9,854,000	千円 △515,000
	漁 港 整 備 事 業	5,518,000	①元町漁港（大島） 環境施設用地等 52,007千円 ②岡田漁港（大島） 船揚場等 89,500千円 ③泉津漁港（大島） 護岸等 150,300千円 ④若郷漁港（新島） 落石防護施設等 525,200千円 ⑤羽伏漁港（新島） 泊地等 205,900千円 ⑥野伏漁港（式根島） 船客待合所等 937,000千円 ⑦小浜漁港（式根島） 便所等 55,160千円 ⑧三浦漁港（神津島） 防波堤等 627,200千円 ⑨伊ヶ谷漁港（三宅島） 岸壁 23,800千円 ⑩坪田漁港（三宅島） 道路等 47,950千円 ⑪阿古漁港（三宅島） 防波堤等 426,110千円 ⑫神湊漁港（八丈島） 岸壁等 808,135千円 ⑬八重根漁港（八丈島） 防波堤等 415,150千円 ⑭二見漁港（父島） 突堤等 740,900千円 ⑮母島漁港 防波堤 4,300千円 ⑯計画調査等 島の港R e活用等 409,388千円	5,825,000	△307,000
	海 岸 保 全 施 設 整 備 事 業	1,346,000	①港湾海岸 岡田港（大島）等 955,700千円 ②漁港海岸 岡田漁港（大島）等 300,100千円 ③計画調査等 海岸基礎検討調査等 90,200千円	1,415,000	△69,000
	空 港 整 備 事 業	2,989,000	①大島空港 誘導路整備工等 608,958千円 ②新島空港 滑走路端安全区域改修工等 328,610千円 ③神津島空港 滑走路端安全区域改修工等 350,700千円 ④三宅島空港 滑走路端安全区域改修工等 822,472千円 ⑤八丈島空港 滑走路端安全区域改修工等 586,759千円 ⑥調布飛行場 ターミナルロータリー補修等 140,850千円 ⑦計画調査等 滑走路等基礎調査等 150,651千円	2,094,000	895,000
	災 害 復 旧 事 業	400,000	神湊港（八丈島） 防波堤	2,000	398,000
	離島航路・航空路 補 助 事 業	2,111,967	①航路事業補助（3者） 1,021,713千円 ②貨物運賃補助（10者） 416,977千円 ③航空路事業補助（2者） 378,689千円 ④東京都離島航空路線維持対策緊急補助（1者） 65,000千円 ⑤航空路運賃補助（2者） 229,588千円	2,031,928	80,039
	施 設 運 営 事 業	1,693,000	①港湾施設運営 256,185千円 ②漁港施設運営 95,326千円 ③空港施設運営 1,341,489千円	1,675,000	18,000
	管 理 費	59,820	島しょ等港湾整備事業の一般管理事務等	58,360	1,460
	職 員 費	680,213	人件費等	658,712	21,501
	計	24,137,000		23,614,000	523,000
港 湾 総 務 事 業	管 理 費	245,104	①管理費 101,364千円 ②港湾広報 143,740千円	179,578	65,526
	職 員 費	653,896	人件費等	600,422	53,474
	計	899,000		780,000	119,000
合 計		105,209,000		171,509,000	△66,300,000

(イ) 臨海地域開発事業会計

区 分		令 和 8 年 度 予 算		令 和 7 年 度 予 算 額	増 (△) 減
		予 算 額	主 要 事 項		
収 益 的 支 出	埋立地処分原価	千円 134,540	埋立地（臨海副都心地域を除く。）の処分原価	千円 914,444	千円 △779,904
	臨海副都心用地 処 分 原 価	917,860	臨海副都心地域の土地処分原価	0	917,860
	一 般 管 理 費	4,049,823	①にぎわい創出 1,315,923千円 臨海副都心における回遊性向上・魅力発信プロジェクト等 ②埋立地管理 1,508,460千円 ③公園緑地管理 405,615千円 ④管理費 819,825千円	3,509,850	539,973
	職 員 費	706,793	人件費等	679,120	27,673
	減 価 償 却 費	128,426	固定資産の減価償却費	130,576	△2,150
	資 産 減 耗 費	3,558	固定資産の除却損等	10	3,548
	支 払 利 息 及 企 業 債 取 扱 諸 費	150,000	一時借入金利子	150,000	0
	消 費 税 及 地 方 消 費 税	133,076	消費税及び地方消費税の納付金	130,180	2,896
	雑 支 出	401,914	不用品の売却原価等	522,810	△120,896
	特 別 損 失	10	特別損失	10	0
計		6,626,000		6,037,000	589,000
資 本 的 支 出	埋立地造成事業	2,824,000	①護岸改修 2,257,906千円 若洲油類等貯蔵施設ふ頭護岸改修等 ②地中障害物撤去補償等 566,094千円	3,210,000	△386,000
	環 境 整 備 事 業	21,000	辰巳の森海浜公園	51,000	△30,000
	道路橋梁整備事業	1,000	埋立地（臨海副都心地域を除く。）の道路整備	1,000	0
	埋 立 改 良 事 業	4,462,000	①埋立道路整備 晴海四丁目区画道路等 409,892千円 ②無電柱化の推進 品川11号線等 218,716千円 ③橋梁の長寿命化対策等整備 3,781,391千円 大井中央陸橋等 ④自転車通行空間整備等 大井2号線等 52,001千円	4,050,000	412,000
	埋立造成関連事業	458,360	①測量等 293,546千円 ②管理費 164,814千円	559,061	△100,701
	職 員 費	408,640	人件費等	401,939	6,701
	臨 海 副 都 心 建 設 事 業	2,412,000	①共同溝等整備 213,272千円 臨海副都心共同溝付帯設備改修等 ②地中障害物撤去補償 1,656,364千円 ③開発者負担金 土地区画整理事業等 542,364千円	7,528,000	△5,116,000
	臨 海 副 都 心 改 良 事 業	1,639,000	①公園改良 橋梁補修等 583,102千円 ②橋梁改修等 テレポートブリッジ等 1,055,898千円	1,317,000	322,000
	臨 海 副 都 心 建 設 改 良 関 連 事 業	1,043,000	①臨海副都心の脱炭素化に向けた取組 水素の利活用に向けた取組等 820,000千円 ②開発調査等 223,000千円 土地利用方針に関する基礎調査等	1,019,000	24,000
	投 資	5,921,000	債券の購入費	43,671,000	△37,750,000
	計	19,190,000		61,808,000	△42,618,000
合 計		25,816,000		67,845,000	△42,029,000

(ウ) 港湾事業会計

区 分		令 和 8 年 度 予 算		令 和 7 年 度 予 算 額	増 (△) 減
		予 算 額	主 要 事 項		
収 益 的 支 出		千円		千円	千円
	管 理 運 営 費	2,996,685	①上屋運営 1,726,324千円 ②荷役機械運営 1,010,273千円 ③貯木場運営 1,000千円 ④管理費 259,088千円	3,008,658	△11,973
	職 員 費	230,165	人件費等	226,556	3,609
	減 価 償 却 費	1,414,108	固定資産の減価償却費	1,295,487	118,621
	資 産 減 耗 費	2,042	固定資産の除却損等	6,299	△4,257
	消 費 税 及 地 方 消 費 税	208,796	消費税及び地方消費税の納付金	150,223	58,573
	雑 支 出	33,194	不用品の売却原価等	76,767	△43,573
	特 別 損 失	10	特別損失	10	0
	計	4,885,000		4,764,000	121,000
資 本 的 支 出	港湾施設整備事業	785,069	①大井コンテナふ頭再編整備の推進 375,657千円 ②中央防波堤内側内貿エットロート [※] ふ頭X6・X7整備 131,990千円 ③港湾施設等健全度調査等 277,422千円	71,916,233	△71,131,164
	職 員 費	43,896	人件費等	41,447	2,449
	港湾施設改良事業	346,035	①上屋 10号地ふ頭等 167,734千円 ②荷役機械等 178,301千円 中防内ばら物ふ頭アンローダーグラブバケット更新等	419,320	△73,285
	投 資	0		3,282,000	△3,282,000
	計	1,175,000		75,659,000	△74,484,000
	合 計	6,060,000		80,423,000	△74,363,000

(3) 繰越明許費（一般会計）

ア 東京港整備事業

① 港湾整備	5,084,000千円
② 環境整備	725,000千円
③ 東京港廃棄物処理場建設	2,298,000千円
④ 海岸保全施設建設	1,608,000千円

イ 島しょ等港湾整備事業

① 港湾整備	1,377,000千円
② 漁港整備	810,000千円
③ 海岸保全施設整備	198,000千円
④ 空港整備	440,000千円
合 計	12,540,000千円

(4) 債務負担行為（限度額）

ア 一般会計

① 東京港管理委託	78,728千円
② 港湾振興促進委託	279,783千円
③ ふ頭運営委託	215,000千円
④ 東京ヘリポート運営委託	96,419千円
⑤ 臨港道路等管理委託	1,323,943千円
⑥ ふ頭建設整備工事	9,989,456千円
⑦ 岸壁・道路改修等工事	1,460,120千円
⑧ 海上公園整備工事	3,845,981千円
⑨ 中央防波堤外側廃棄物埋立護岸耐震補強工事	1,100,336千円
⑩ 新海面処分場整備工事	3,943,400千円
⑪ 防潮堤耐震化等整備工事	4,051,309千円
⑫ 内部護岸等整備工事	4,102,270千円
⑬ 島しょ港湾岸壁等整備工事	7,653,320千円
⑭ 島しょ漁港防波堤等整備工事	3,303,820千円
⑮ 島しょ港湾海岸保全施設整備工事	343,600千円
⑯ 島しょ等空港整備工事	2,456,850千円
⑰ 島しょ港湾等災害復旧工事	600,000千円
合 計	44,844,335千円

イ 臨海地域開発事業会計

① 一般管理事業	452,000千円
② 埋立地造成事業	5,557,000千円
③ 埋立改良事業	4,201,000千円
④ 埋立諸事業	223,000千円
⑤ 臨海副都心建設事業	3,117,000千円
⑥ 臨海副都心改良事業	1,170,000千円
⑦ 臨海副都心諸事業	493,000千円
合 計	15,213,000千円

ウ 港湾事業会計

① 管理運営事業	558,000千円
② 港湾施設整備事業	250,000千円
③ 港湾施設改良事業	866,000千円
合 計	1,674,000千円

(参 考)

1 局予算の純計

区 分	令和8年度	令和7年度	増(△)減	増減率
	千円	千円	千円	%
一 般 会 計	105,209,000	171,509,000	△66,300,000	△38.7
臨海地域開発事業会計	25,816,000	67,845,000	△42,029,000	△61.9
港 湾 事 業 会 計	6,060,000	80,423,000	△74,363,000	△92.5
計	137,085,000	319,777,000	△182,692,000	△57.1
会計間重複分控除額	285,128	287,772	△2,644	△0.9
差 引 純 計	136,799,872	319,489,228	△182,689,356	△57.2

(注) 会計間重複分とは、臨海地域開発事業会計及び港湾事業会計から一般会計への繰入金である。

2 港湾局予算総括表

一般会計

(歳入)

区分	令和8年度	令和7年度	増(△)減
分担金及負担金	2,434,025	2,603,595	△169,570
使用料及手数料	2,579,287	2,508,543	70,744
国庫支出金	10,874,205	11,583,591	△709,386
財産収入	1,150,189	1,075,526	74,663
繰入金	373,694	386,072	△12,378
諸収入	3,126,137	2,850,364	275,773
都債	25,844,000	26,277,000	△433,000
計	46,381,537	47,284,691	△903,154

(歳出)

区分	令和8年度	令和7年度	増(△)減
東京港整備事業	80,173,000	147,115,000	△66,942,000
島しょ等港湾整備事業	24,137,000	23,614,000	523,000
港湾総務事業	899,000	780,000	119,000
計	105,209,000	171,509,000	△66,300,000
収支差引	△58,827,463	△124,224,309	—

※歳入として、別途他局所管の基金繰入金7,702,109千円がある。

※差引不足額は一般財源を充当。ただし、公債費充当1,929,243千円及び他局所管財源があるため、港湾費の一般財源充当額は、53,054,597千円となる。

臨海地域開発事業会計

(収入)

区分	令和8年度	令和7年度	増(△)減
営業収益	14,744,999	13,971,233	773,766
営業外収益	4,449,991	3,054,757	1,395,234
雑収入	6,000	211,000	△205,000
特別利益	10	10	0
計	19,201,000	17,237,000	1,964,000

(支出)

区分	令和8年度	令和7年度	増(△)減
営業費用	5,941,000	5,234,000	707,000
営業外費用	684,990	802,990	△118,000
埋立事業	13,269,000	18,137,000	△4,868,000
投資	5,921,000	43,671,000	△37,750,000
特別損失	10	10	0
計	25,816,000	67,845,000	△42,029,000
収支差引	△6,615,000	△50,608,000	—

※差引不足額は損益勘定留保資金等で補てん。

港湾事業会計

(収 入)

区 分	令和8年度	令和7年度	増 (△) 減
営 業 収 益	4,318,000	4,297,000	21,000
営 業 外 収 益	765,990	561,990	204,000
企 業 債	0	2,735,000	△2,735,000
一般会計出資金	0	69,656,771	△69,656,771
長期貸付金返還金	23,525	2,744	20,781
雑 収 入	9,475	485	8,990
特 別 利 益	10	10	0
計	5,117,000	77,254,000	△72,137,000

港 湾 局 合 計	70,699,537	141,775,691	△71,076,154
-----------	------------	-------------	-------------

(支 出)

(単位：千円)

区 分	令和8年度	令和7年度	増 (△) 減
営 業 費 用	4,643,000	4,537,000	106,000
営 業 外 費 用	241,990	226,990	15,000
建設改良事業	1,175,000	72,377,000	△71,202,000
投 資	0	3,282,000	△3,282,000
特 別 損 失	10	10	0
計	6,060,000	80,423,000	△74,363,000
収 支 差 引	△943,000	△3,169,000	—

※差引不足額は損益勘定留保資金等で補てん。

港 湾 局 合 計	137,085,000	319,777,000	△182,692,000
-----------	-------------	-------------	--------------

第2章 東京港と港湾管理者

第1節 概 説	43
第2節 東京港における行為の規制等	46

第2章 東京港と港湾管理者

第1節 概 説

1 港 湾 管 理 者

〔港湾経営部経営課〕

昭和25年に港湾法が制定され、港湾管理者の制度が確立された。この港湾管理者とは、同法に基づき港湾の開発、利用及び管理に関する責任を負い、それに必要な業務を遂行する者とされている。同法が制定される以前は、国、地方公共団体及び私企業の三者が港湾の管理を行っていたものであるが、同法により港湾にはひとつの港湾管理者しか存在することができず、その港湾管理者は地方公共団体の意志に基づき設立することができるものとされ、明治以来の我が国の港湾行政を統一化したものとして画期的なものであった。

これにより、昭和26年11月1日から都が東京港の港湾管理者となり、その整備管理にあたっている。

また、東京港は、昭和26年9月22日に外国貿易の増進上、特に重要な港湾として、「特定重要港湾」に定められていたが、平成23年4月1日に同法における港湾の種類が改正されたことに伴い、京浜港（東京、横浜、川崎）として、阪神港（大阪、神戸）とともに「国際戦略港湾」に定められた。

全 国 の 港 湾 数 一 覧 表

令和8年4月1日現在

区 分	総 数	港 湾 管 理 者					都道府県 知 事
		都道府県	市 町 村	港 務 局	一 部 事務組合	計	
国際戦略港湾	5	1	4	0	0	5	—
国際拠点港湾	18	11	4	0	3	18	—
重 要 港 湾	102	82	16	1	3	102	—
（うち避難港）	(35)	(29)	(6)	(0)	(0)	(35)	—
地 方 港 湾	807	504	303	0	0	807	—
（うち避難港）	(35)	(29)	(6)	(0)	(0)	(35)	—
計	932	598	327	1	6	932	—
5 6 条 港 湾	61	—	—	—	—	—	61
合 計	993	598	327	1	6	932	61

資料：国土交通省港湾局

港湾管理者は、港湾法の定めるところにより、港湾区域を定め、港湾計画を作成し、港湾施設を整備し、港湾区域・港湾施設を良好な状態に維持管理することのほか様々な業務を行うこととしている。

港湾の管理運営に当たっては、まず公共性、公平性の確保が第一に考えられている。これは、港湾施設が公共・公用の施設であり、その整備・管理には公共資金が投下されていること及び港湾が特定者のみに利用されるのではなく、そこで取り扱われる貨物が、背後圏の多くの人々の生活に密接な関係を有していること等に基づくものである。

たとえば、係留施設は先船優先を原則としており、上屋、野積場等の荷さばき施設は公募方式が原則となっている。一方、港湾管理上、施設を効率的に運営することも重要であるので、物資別の専門ふ頭を整備したり、係留施設の物資別及び航路別の優先使用を認めたりしている。

2 東京港の港湾区域

〔港湾整備部計画課・港湾経営部経営課〕

港湾区域とは、経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の水域として、港湾法に基づいて港湾管理者が国土交通大臣又は都道府県知事から認可を受けた水域である。港則法に基づく港の区域の定めのあるものについては、原則としてその区域を越えないものでなければならない。

港湾区域が設定されることにより、港湾法第12条に定められた業務を港湾管理者が実施すべき水域の範囲が画されることとなる。また、入港料を徴収する際に、船舶が入港したか否かは港湾区域に入ったか否かで決定される。

東京港の港湾区域は、都が港湾管理者になったことに伴って昭和26年11月に運輸大臣の認可を受けた。その後、埋立地の造成など情勢の変化に応じて昭和40年11月24日に運輸大臣の認可を受けて別図のとおり港湾区域が変更された。

なお、第三航路の拡張や廃棄物処分場整備に伴う港湾区域の変更については、関係機関との調整が継続している。

3 港則法上の東京港

〔港湾経営部経営課〕

港則法は、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的としており、航路及び航法、入出港の届出、危険物の取扱い、水路の保全、灯火等について定めている。

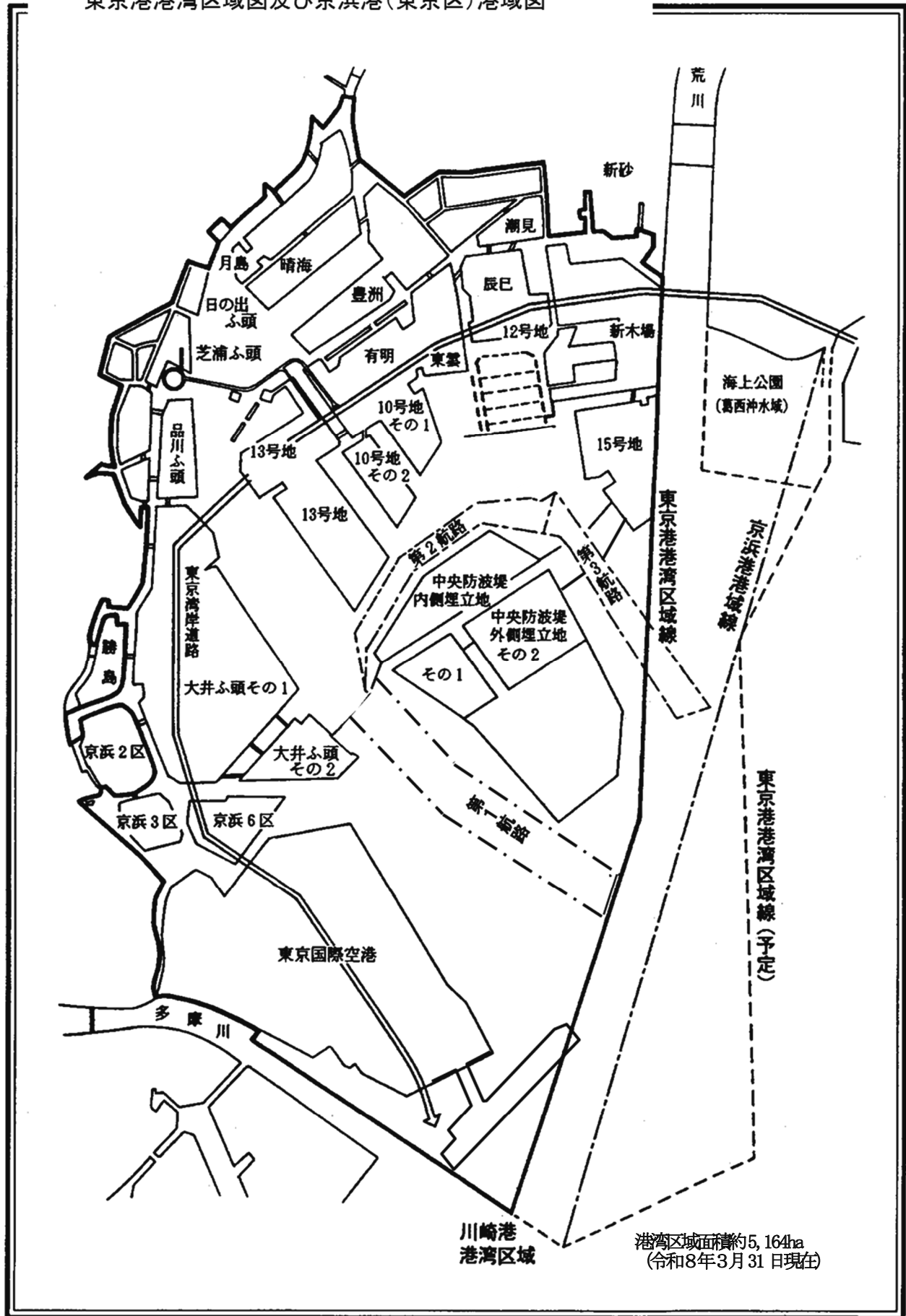
同法が適用される港及びその区域は政令で定められており、「京浜港東京区」が同法上の東京港である。京浜港東京区はさらに第1区から第4区に区分され、停泊すべき船舶が定められている。

また、京浜港は、大型の船が出入できる港又は外国船舶が常時出入する港として、同法による「特定港」にも指定されている。特定港には※港長がおかれ、船舶の交通の安全等に関する各種規制が行われる。

なお、港湾法上の東京港の港湾区域と同法上の京浜港東京区とは一致していない。

※港長は、海上保安庁長官が海上保安官の中から任命し、海上保安庁長官の指揮監督を受け、港則に関する法令に規定する事務を掌る（海上保安庁法第21条）。

東京港港湾区域図及び京浜港(東京区)港域図



第2節 東京港における行為の規制等

〔港湾経営部経営課〕

港湾管理者は、港湾隣接地域内の構築物の規制、水域占用の許可等を行い、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある行為を規制することとなっている。また、臨港地区の分区内における構築物の規制、埋立免許事務を行うこととなっている。

海岸管理者は、海岸保全区域内において、海岸保全に支障のある行為等を規制することとなっている。

1 港湾隣接地域

港湾区域（水域）を保全し、水域にある港湾施設を維持し、港湾の背後地を保全するためには、積極的に護岸、防潮堤等の施設を建設するとともに、保全に支障のある行為を規制するという措置を執ることが必要である。

このため、港湾法では、港湾区域に隣接する地域で100m以内の必要最小限度の区域を、港湾隣接地域として港湾管理者が指定し、護岸等の水際線から20m以内の地域において行う構築物の建設又は改築、公共空地における占用、土砂の採取、その他港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある行為等を規制することとしている。

構築物の建設の規制については、港湾管理者が指定する護岸、堤防、岸壁、栈橋又は物揚場の水際線から20m（15m等の地域もある。）以内の陸域において建設する構築物で、載荷重が1㎡につき、護岸は0.5トン以上、堤防は2.0トン以上、栈橋は1.3トン以上、岸壁は4.0トン以上、物揚場は1.0トン以上となる場合、港湾管理者の許可を受けなければならないとしている。

2 臨港地区及び分区

臨港地区とは、都市計画法の規定により臨港地区として定められた地区又は港湾法の規定により港湾管理者が定めた地区をいう。

臨港地区の指定によって、港湾法上次のような範囲を画することになる。

- (1) 港湾管理者が行うことができる一定の業務の地域的な範囲
- (2) 工場等の新設又は増設等についての届出を行う必要のある地域的な範囲
- (3) 構築物の建設等の制限を行うことができる地域的な範囲
- (4) 港湾施設となるか否かの地域的な範囲
- (5) 港湾環境整備負担金を負担させることができる地域的な範囲

港湾管理者は、臨港地区内に分区を指定し、各分区の目的を著しく阻害する構築物の建設等を制限することができる。

東京港では、「東京都臨港地区内の分区における構築物に関する条例」（昭41.5施行）によって、次の7分区を定め、港湾の管理運営上支障のある構築物を制限し、港湾機能の増進を図っている。

- ① 商 港 区 旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域
- ② 特殊物資港区 石炭、鉱石その他大量ばら積を通例とする物資又は鉄鋼など大量単一の貨物を取り扱わせることを目的とする区域

- ③ 工業港区 工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域
- ④ 漁港区 水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域
- ⑤ 保安港区 石油類等の危険物を取り扱わせることを目的とする区域
- ⑥ マリーナ港区 スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット等の利便に供することを目的とする区域
- ⑦ 修景厚生港区 港の景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域

東京港の臨港地区の面積は、次表のとおりである。

臨港地区分區別面積

令和8年8月1日現在

区 分		面 積 (ha)
臨 港 地 区		1,257.1
	商 港 区	782.2
	特殊物資港区	127.5
	工 業 港 区	43.4
	漁 港 区	22.6
	保 安 港 区	6.3
	マリーナ港区	9.7
	修景厚生港区	116.0
	分区指定なし	149.4

3 公有水面の管理

東京港の港湾区域（水域）のうち、航路、泊地等の港湾施設として管理される区域を除いた公有水面については、水際の倉庫業者、港運業者が船着場をつくるため一定の水域を必要とする場合等に、港湾の開発と管理運営への影響等について審査・検討のうえ、その占用を許可している（港湾法第37条第1項）。

なお、占用料については「東京都港湾区域及び港湾隣接地域占用料等徴収条例」に定めている。また、この許可等に係る諸条件の遵守の指導・監視や無許可占用その他の水域における不法行為の規制のため、監視艇等により日常的に港内巡視を行っている。

4 埋立免許事務

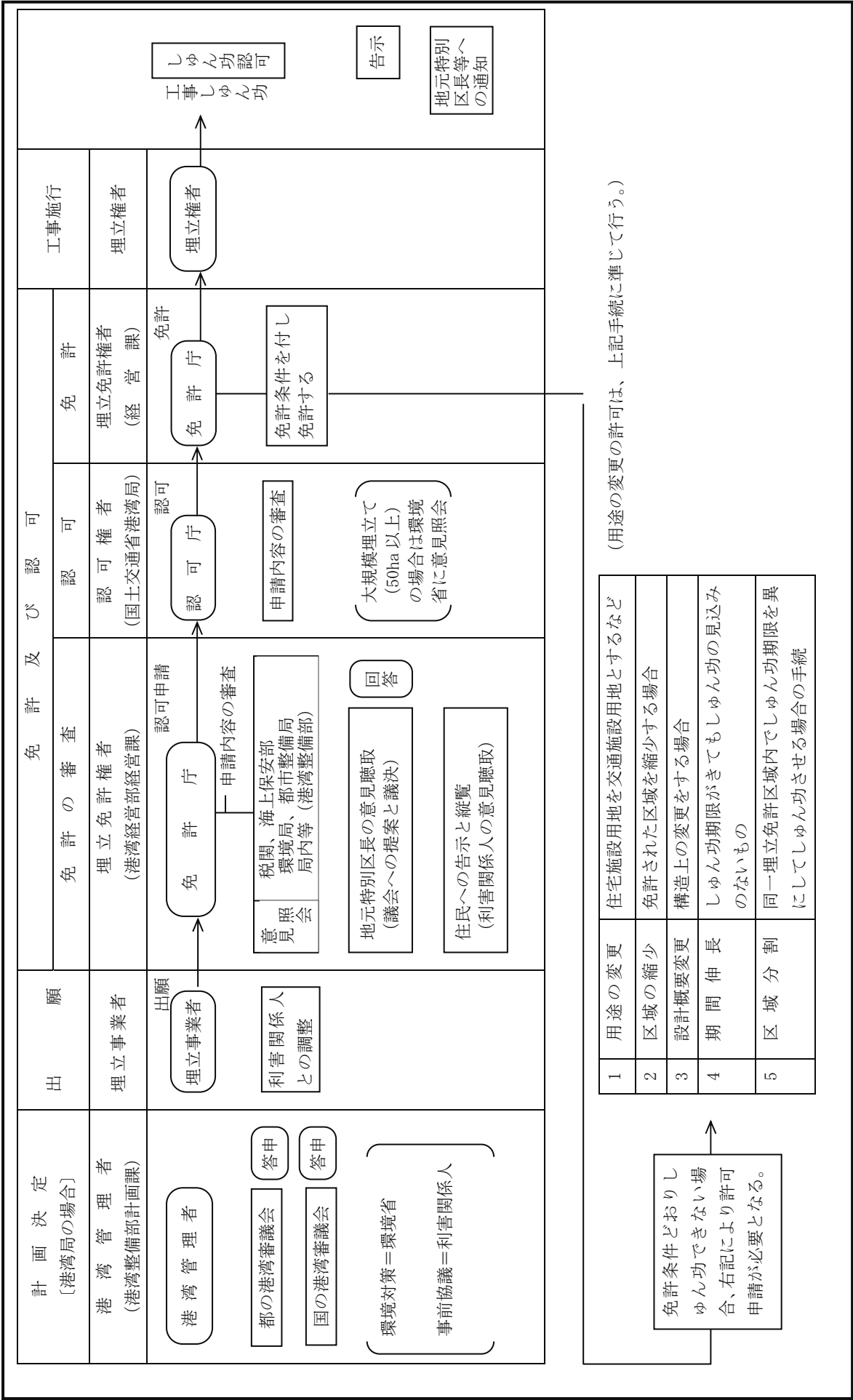
公有水面の埋立てを行い、土地を造成し、所有権を取得しようとする者は、公有水面埋立法に基づく埋立免許を受け、その免許条件に従い指定期限までに工事に着手し、しゅん功し、しゅん功の認可を受けなければならない。

埋立てとは自然現象でなく、人の行為によって一定の水面に土砂・岩石等を投入し、陸地を形成する行為をいう。

なお、栈橋・防波堤などの建設は、陸地を形成することを目的としない工作物の設置であって、埋立てではない（ふ頭の栈橋部分、中央防波堤は水面上に設置されている工作物である。）。

現在の埋立免許事務手続は、次表のとおりである。

埋立免許事務手続



5 海岸保全区域

海岸を防護し、ひいては国土を保全するためには、海岸保全施設を整備していくとともに、海岸保全に支障のある行為等を規制していく必要がある。

海岸法は、この目的を達成するため、陸地においては満潮時の水際線から、水面においては干潮時の水際線からそれぞれ50mをこえない範囲の必要最小限度の区域を海岸保全区域に指定し、海岸保全施設以外の施設等の新設又は改築、海岸保全施設以外の施設等による占用及び土石の採取その他海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為を規制する権限を海岸管理者に与えている。

東京港においては、現在概ね陸域側では15m～20m、水域側では10mの区域を指定しており、海岸保全区域において、載荷重が1 m²につき10トンを超える施設等の新設等、盛土又は一定の深さを超える土地の掘削等を行う場合は、海岸管理者の許可を受けなければならない。

なお、海岸保全区域が港湾隣接地域と重複して指定されている区域では、港湾法の規定に基づく許可を受けている行為については、海岸法の許可は不要である（海岸法第10条）。

第3章 東京港の管理運営

第1節	港湾施設の現況と管理運営	53
第2節	東京港の機能強化	73
第3節	東京港の振興	77
第4節	港湾施設の危機管理体制の確立	82
第5節	東京港の環境対策	84

第3章 東京港の管理運営

第1節 港湾施設の現況と管理運営

港湾施設は、港湾の利用又は管理に必要な施設として港湾法に定められており、都は、都自らが設置した施設及び国から管理を委託された施設等を東京都港湾管理条例により管理している。

1 主要施設

〔港湾経営部経営課・振興課〕

東京港の管理運営は、東京市時代から一貫して市ないし都があたってきたが、その近代的管理は大正15年の東京市栈橋上屋使用条例施行から始まったと言える。その後、港湾法の施行にともない管理体制を整備し、現在は同法並びに東京都港湾管理条例及び同施行規則等に基づいて管理している。

(1) 航路

東京港の航路は、第一航路、第二航路及び第三航路からなっている。

第一航路は、最小幅員600m、水深A. P. -15m～-16mであり、その一部を港則法で東京西航路としている。

第二航路は、最小幅員300m、水深A. P. -12mで中央防波堤の北側に位置して第一航路と第三航路をつないでいる。

第三航路は、東京港の東側に位置し、最小幅員300m、水深A. P. -12mであり、一部を港則法で東京東航路としている。

(2) 泊地ていけい場

泊地のうち係船浮標が設置されていない水面で、港則法第5条第2項では「びょう地」と呼称されている。

びょう地の指定は港長が行う。

(3) 係船浮標

現在、12号地木材投下泊地に、9,000～12,000重量トン級までの船舶2隻が同時に係留可能な係船浮標3基を設置している。

(4) 木材投下泊地ドルフィン（係船くい）

12号地木材投下泊地にはドルフィン14基があり、15,000重量トン級の船舶7隻を同時に係留できる。

このドルフィンは、原木を泊地に投下し、ここでいかにだに結束して貯木場へ収容するための施設である。

(5) 岸壁、栈橋

港湾管理者が管理している公共岸壁、栈橋は、現在115バース（係船くいを含めると122バース）、総延長で16,703mあり、最大係船能力としては150,000重量トン級の船舶が係留可能である。

この係留施設は、港湾における物流の基本的役割を果たすもので、港湾施設の中でも最も重要な施設である。係留施設の船席指定に当たっては、公平の原則（先船優先）により運営しているが、一方港湾の効率的利用という観点から、荷役船、本船あるいは生鮮食品等の積載船、客船等それぞれの事情に対応した運営を行っている。

また、荷役の効率化、施設の有効利用を図るため、航路別、貨物別に次のとおり優先的な使用を認めている。

ア 航路別優先使用の例

北海道定期航路	品川ふ頭	3バース
日中・日韓航路	品川ふ頭	3バース
沖縄定期航路	10号地その2ふ頭（西側）	3バース
伊豆・小笠原諸島航路	竹芝ふ頭	3バース

イ 貨物別優先使用の例

輸入木材（製材）	15号木材ふ頭	3バース
水産物	大井水産物ふ頭	2バース
〃	月島漁業基地	2バース
輸入食品	大井食品ふ頭	3バース
内貿建材	大井建材ふ頭	4バース
〃	若洲建材ふ頭	4バース
外貿コンテナ	品川ふ頭	3バース
〃	青海ふ頭	4バース
輸入ばら物貨物	中央防波堤内側 ばら物ふ頭	1バース

(6) 物揚場

小型船やはしけ等の利用を対象として、総延長1,769mの物揚場があり、主としてセメント、製材等を取り扱っている。

(7) 上屋

海上輸送と陸上輸送の中継点にあつて、貨物の荷さばき、一時保管のための施設として、港湾管理者が設置し、管理している公共上屋がある。

上屋は、岸壁、栈橋の直背後に位置しており両者一体として効率的、合理的に管理運営されるもので、ふ頭運営上きわめて重要である。その使用形態としては、施設の効率的利用と手続の簡素化を図るため、平成16年度から定期使用としている。

(8) 野積場

野積場は、上屋と同様海上輸送貨物の荷さばきや一時保管のために設置したもので、公共野積場は合計約60万㎡（15号地木材ふ頭の野積場を除く。）ある。

野積場では、主として鋼材、木材、砂利、コンテナ等の貨物が取り扱われており、上屋同様定期使用により、荷さばきの円滑化を図っている。

(9) バンプール・シャーシープール

ア バンプール（コンテナ置場）

コンテナからの貨物の取出しに伴い発生する空コンテナでコンテナヤードに収容しきれないものを保管する場所であり、大井ふ頭に61,282㎡、品川ふ頭に18,766㎡、中央防波堤外側埋立地に11,346㎡が整備されている。

イ シャーシープール（コンテナ搬送用台車置場）

トラクタによりけん引されるシャーシー（コンテナ搬送用台車）は、コンテナシステムに不可欠の機材である。シャーシープールは、これらシャーシーを置くための施設であり、大井ふ頭に46,110㎡、品川ふ頭に7,475㎡、中央防波堤外側埋立地に54,915㎡が整備されている。

（品川ふ頭シャーシープール以外は、平成21年4月より東京港埠頭株式会社が運営している。）

（10）貯木場

貯木場は原木の一時保管等を行う施設であり、東京港の貯木場は5箇所、総面積は約90万㎡である。

（11）客船ターミナル・船客待合所

船客や送迎者の乗下船手続や休憩の場所として、また都民が港に親しむ場所として、東京国際クルーズターミナルのほか、晴海、竹芝、有明、日の出の各ふ頭に次のとおり客船ターミナルや船客待合所を設置している。

東京国際クルーズターミナルは、世界的に高まるクルーズ需要を取り込み、更なる東京の観光振興を図っていくため、新たな海の玄関口として臨海副都心に整備された、世界最大級のクルーズ客船の受入が可能な施設である。

また、令和7年6月から晴海客船ターミナルでの中小型クルーズ客船の受入を開始した。

竹芝客船ターミナルは竹芝再開発事業の一環として、平成3年12月にオープンした施設で、伊豆・小笠原諸島航路の基地として利用されているほか、広場も併設されている。

有明客船ターミナルは、平成8年4月に供用を開始し、既成市街地と臨海副都心とを結ぶ海上輸送システムの基地として利用されている。

日の出船客待合所は、海上バス、レストラン船の乗降客に利用されている。

このほか、フェリーふ頭にカーフェリー乗降客用ターミナルビル（東京港埠頭株式会社所有）、日の出ふ頭に日の出小型船ターミナル（民間事業者所有、令和元年8月開業）がある。

施設名	指定管理者名	指定期間
東京国際クルーズターミナル外4施設	東京国際クルーズターミナルグループ 〔構成〕 東京港埠頭株式会社（代表者） 株式会社シミズオクト 日本空港ビルデング株式会社	令和7年度から令和11年度まで （5年間）
竹芝客船ターミナル外1施設	東京港埠頭・テレポートセンターグループ 〔構成〕 東京港埠頭株式会社（代表者） 株式会社東京テレポートセンター	令和8年度から令和12年度まで （5年間）
有明客船ターミナル外1施設	東京港埠頭株式会社	令和4年度から令和8年度まで （5年間）

(12) 船舶給水

東京港に入港した船舶に飲料水等の清水を提供するための船舶給水を行っている。

船舶給水は、港湾法第12条で港務局の業務として、他の者によって適当かつ十分に提供されない場合は、その役務を提供することになっており、東京港では他の者が実施していないため港湾管理者である都が実施している。

船舶給水には、着岸した船舶に、ふ頭（竹芝、日の出、芝浦、晴海、月島、辰巳及び東京国際クルーズの7ふ頭）に設けた給水栓から給水する岸壁給水と停泊中の船舶や給水施設のないふ頭に着岸した船舶に運搬給水船（名称：すいれん）から給水する運搬給水とがある。

平成18年4月からは、指定管理者制度を導入している。

施設名	指定管理者名	指定期間
竹芝ふ頭船舶給水施設外7施設	東京港埠頭株式会社	令和4年度から令和8年度まで (5年間)

(13) 港湾厚生施設

港湾を支える重要な担い手であり、特殊な作業条件及び労働環境のもとにおかれている船舶乗組員や港湾労働者のために、港湾機能の一環として、港湾法に基づき港湾厚生施設を整備している。

利用者のニーズやふ頭の整備、開発状況に応じた同施設を整備することによって、港湾労働環境の改善を図るとともに総合的な港湾機能の向上に努めている。

なお、同施設は、知事の指定を受けた福利厚生事業を営む者として、一般財団法人東京船員厚生協会、一般財団法人東京港湾福利厚生協会、青海流通センター株式会社に使用許可している。

港湾厚生施設一覧（令和8年8月1日現在）

1 宿泊施設

	施設名	供用開始	定員	施設の概要
宿 泊 施 設	船員 東京海員会館	平成21年11月	282人	139室
	港湾労働者 第一宿泊所	平成5年3月	223人	223室
	第三宿泊所	昭和48年11月	100人	100室
	品川宿泊所	昭和46年5月	88人	88室

2 その他の施設

区 分		施 設 名	主 な 施 設
給 食 施 設		港湾労働者給食センター	
サービスセンター		大井、大井南部、青海、芝浦、有明	食堂、休憩室、会議室、売店
休 憩 所	独 立 棟	品川、芝浦第一、日の出	食堂付設
	上 屋 等 附 属	品川ふ頭内貿上屋休憩所、青海流通センター北休憩所等 計24箇所	
売 店		港湾労働者芝浦売店	
運 動 施 設		城南島ポートグラウンド	フットサル2面(ソフトボール練習用1面)

(14) 港湾通信施設

ア 国際VHF

国際VHFは、船舶と港湾管理者等との超短波無線による通信施設で世界の主要港湾で設置されているものである。

これは、船舶の移動、安全、港務通信及び非常時における人命の安全を図るために使用するものである。

東京港においても、昭和39年から外航船舶に対するサービス向上を図るため、横浜、川崎両港管理者と協議し基地局（横浜）を共同設置した。その後、昭和44年1月から千葉港、昭和51年7月から横須賀港が加わり現在は5港で共同設置しており、基地局と東京港とは、専用線で直結されている。（現在8チャンネルが稼働中で、空中線電力は50Wである。）なお、基地局の運営は、民間会社に委託して行われており、送信・受信場所はそれぞれ以下のとおりである。

送信場所	神奈川県横浜市中区山手町186	受信場所	神奈川県横浜市中区本町6-50-10
東経	139° 39' 14"	東経	139° 38' 03"
北緯	35° 26' 26"	北緯	35° 27' 01"

イ 船舶電話

船舶電話は超短波を利用して、港内又は航行中の船舶から陸上局を通じて市内普通電話に連絡する施設である。

(15) 東京ヘリポート

〔東京港管理事務所港務課・離島港湾部管理課〕

昭和47年6月15日、航空法及び東京都営空港条例に基づいて設置された公共用ヘリポートである。

警視庁、東京消防庁航空隊等の官公庁や民間の航空事業者計15社が、ヘリコプター62機の定置場として利用している国内最大のヘリポートである。

東京ヘリポートの概要

施設の名称等	東京都東京ヘリポート	
1 設置場所	江東区新木場四丁目7番	
2 空港の種別	公共用ヘリポート	
3 空港用地	147,153㎡	
4 基本施設	滑走路 2,700㎡（幅30m×長90m） 誘導路 1,440㎡（幅15m×長48m 2本） エプロン 46,708㎡ スポット 38バース（大型ヘリ用 10バース、小型ヘリ用 28バース）	
5 安全施設	コンパス修正場	1,600㎡（40m×40m）
	ホバリングテスト場	4,200㎡（60m×70m）
	スクエア・パターン テスト場	
6 付帯施設	管理事務所、化学消防車庫・詰所、 駐車場、格納庫・油庫用地、通信施設、気象施設	

東京港の主な港湾施設

ふ 頭 名	係 船 施 設					荷 役 機 械			上
	バース名	延 長	前面水深	対象船型	船席数	機 械	定格荷重 (能力)	基数	棟数 (棟)
		(m)	(m)	(D.W.級)					
竹芝ふ頭	N, O ,P	465	-7.5	5,000	3				1
日の出ふ頭	H～M	564	-6.7	3,000	6				3
芝浦ふ頭	B～G	780	-7.5	5,000	6				3
	G'	165	-5.5	2,000	1				
	S ₂ , S ₃	161	-2.7	300	—				
品川ふ頭 (S)	C～H	1,124	-10.0	15,000	6	ガントリークレーン	35.6t 40.6t	2 2	1
	I～K	476	-8.0	6,000	3				
大井コンテナふ頭 (O)	1～7	2,354	-15.0	50,000	7	ガントリークレーン	40.6t 50.0t 61.0t	9 1 10	5
大井水産物ふ頭 (O)	J,K	450	-12.0	30,000	2				3
大井食品ふ頭 (O)	L	230	-12.0	30,000	1				2
	M,N	380	-11.0	15,000	2				
大井建材ふ頭 (OO)	D～G	280	-5.0	1,000	4				
城南島建設発生土ふ頭(OO)	I	160	-7.5	5,000	1				
城南島小型油槽船係留施設(OO)	T	437	-4.0	200(G.T.)	—				
若洲内貿ふ頭 (L)	A	190	-11.0	15,000	1				
15号地木材ふ頭 (L)	B～D	720	-12.0	25,000	3				
若洲建材ふ頭 (LL)	C～F	370	-5.5	2,000	4				
10号地ふ頭 (V)	A～K	1,500	-7.5	5,000	11				7
	L～X	920	-5.0	1,000	13				
フェリーふ頭 (VA)	A～D	876 (L型部122m含む)	-7.5～-8.5	6,000～ 16,000(G.T.)	4				
10号地その1多目的ふ頭 (M)	P	180	-7.5	5,000(G.T.)	1				
お台場ライナーふ頭 (A)	A～I	1,800	-10.0	15,000	9				9
青海コンテナふ頭 (A)	0～1	520	-13.0	35,000	2	ガントリークレーン	30.5t	4	2
	2	350	-15.0	50,000	1		40.6t	2	
	3～4	700	-15.0	50,000	2		40.6t	3	
有明ふ頭 (R)	A～J	750	-5.0	1,000	10				
豊洲ふ頭 (T)	2	283	-4.0	500	—				
晴海ふ頭 (H)	I	124	-9.0	10,000	1				
	J	190	-10.0	15,000	1				
	K, L	456	-10.0	20,000(G.T.)	2				
月島ふ頭 (F)	4, 5	266	-7.5	5,000	2				
	0～2, 6	1,085	-3.0～-4.5	300～500	—				
辰巳ふ頭 (N)	A～M	1,040	-5.0	1,000	13				1
中央防波堤内側ばら物ふ頭(X)	2	240	-12.0	30,000	1	アンローダー(走行式) ベルトコンベヤー	500t/h 1,200t/h	2 1	5
中央防波堤内側建設発生土ふ頭(X)	8	130	-7.5	5,000	1				
中央防波堤内側内貿ふ頭(X)	4,5	460	-9.0	12,000(G.T.)	2				
中央防波堤外側コンテナふ頭(Y)	1	230	-11.0	20,000	1	ガントリークレーン	65.0t	3	
	2	400	-16.0	150,000	1		65.0t	3	
東京国際クルーズふ頭(AP)	1	428	-11.5	230,000 (G.T.)	1				

屋 床面積 (㎡)	野積場 (㎡)	摘 要	主要取扱貨物 ()は、令和7年の貨物量(速報)	
			外 貿 (単位:万吨)	内 貿 (単位:万吨)
2,098		伊豆七島、小笠原 客船定期航路	(一)	取合せ品 (9)
6,444	1,795	内貿雑貨	(一)	非鉄金属 (4)
22,004	29,546	内貿雑貨	(一)	セメント (69)
23,651	82,668 (埠頭株 96,741)	C～Eはコンテナ用 としては3船席 Fは外貿雑貨 G～Kは内貿雑貨	(388)	完成自動車、取合せ品 (267)
大井海貨上屋 29,481	(埠頭株 945,700)		(2,429)	取合せ品 (60)
21,099			(一)	(一)
10,779			麦、野菜・果物 (21)	麦 (14)
	21,148	内貿建材ふ頭	(一)	砂利・砂、石材 (122)
			(一)	廃土砂 (71)
			(一)	(一)
	43,606		(一)	取合せ品、完成自動車 (116)
	258,125	外貿製材ふ頭	(一)	製材 (1)
	37,093	内貿建材ふ頭	(一)	砂利・砂 (61)
61,857	162,200	内貿雑貨ふ頭 沖縄定期航路	(一)	取合せ品、完成自動車 (630)
	65,409		(一)	完成自動車 (1121)
			(一)	(一)
(埠頭株 67,924)			金属くず (45)	金属くず (3)
青海流通 センター上屋 19,047	(埠頭株 400,615)		衣服・身廻品・はきもの、電気機械 (958)	電気機械、その他機械 (9)
		官庁船	(一)	(一)
		物揚場	(一)	(一)
		物資補給 客船ターミナル	(一)	(一)
	970	物揚場	(一)	金属製品 (2)
3,600	54,136	内貿雑貨	(一)	鋼材 (24)
3,414	29,338	外貿ばら物	非金属鉱物、コークス (16)	コークス (23)
			(一)	廃土砂 (1)
	73,095	内貿雑貨	(一)	その他日用品、飲料 (84)
	(埠頭株 301,045)		電気機械、衣服・身廻品・はきもの (659)	再利用資材 (2)
		客船ターミナル	(一)	(一)

2 港湾施設使用料・入港料

〔港湾経営部経営課〕

(1) 港湾施設使用料

港湾管理者が管理する港湾施設は、防波堤等の公用財産を除き地方自治法に定める公の施設であり、施設の設置、管理については条例で定めることになっている。港湾施設の使用料は、その利用の対価として港湾管理者が徴収するものであり、東京港においては東京都港湾管理条例（平16年・条93）を定めて、港湾施設の利用及び使用料の徴収等について規定している。平成16年度から、条例では使用料・占用料の上限を定め、実際に適用する料金は、東京都港湾管理条例施行規則（平16年・条104）で定めることとした。

(2) 入港料

入港料は、水域施設、外郭施設、航行補助施設等の建設改良、維持に要する費用、水域の保全に要する費用等その性格上個々の港湾施設又は港湾役務の提供に対する料金として徴収することになり難い費用について、入港にあたり、港湾という営造物を利用する対価として徴収するものである。したがって、基本的には、港湾施設使用料又は港湾役務利用料と同じく使用料としての性格を有するものである。

入港料制度は、昭和29年に港湾法の改正で法制化されたが、船会社等との調整に時間を要し、東京港においては昭和52年1月1日から徴収を開始した。

また、東京港、川崎港、横浜港の京浜三港による広域連携策の一環として、平成20年11月1日から京浜三港及び千葉港に連続して寄港するはしけの入港料免除、及び平成21年4月1日から京浜三港を連続して寄港するコンテナ船の入港料が実質一港分となるよう減額を開始した。

3 港湾環境整備負担金制度

〔港湾経営部経営課〕

港湾環境整備負担金制度は、港湾管理者が、港湾区域又は臨港地区に立地している一定の事業者から港湾の環境を整備し、又は保全するための工事に要する費用の一部を徴収する制度である。

この制度は、港湾法第43条の5第1項の規定に基づき、昭和55年4月1日東京都港湾環境整備負担金条例の施行により発足したものであり、負担対象事業者は、港湾に立地し、港湾区域又は臨港地区内に工場又は事業場の敷地面積として1万㎡以上を有する者で、令和8年度の徴収は73者を対象予定としている。

4 保 税 地 域

〔港湾経営部振興課〕

(1) 保税制度の目的

保税制度とは、輸出入貨物を法の規制下に置くことにより、秩序ある貿易を維持し、関税などの徴収の確保を図るとともに、貿易の振興及び文化の交流に役立てることを目的とする。これらのために設けられた一定の地域を保税地域という。

保税地域においては、外国貨物の積卸し、運搬、蔵置、製造、展示などの行為をすることができるが、関税徴収の確保及び取り締まりの適正を期するため、保税地域にある外国貨物は税関の監督下に置かれる。保税地域には、①指定保税地域、②保税蔵置場、③保税工場、④保税展示場及び⑤総合保税地域の5種類がある。

(2) 指定保税地域

指定保税地域とは、開港等において税関手続を簡易、迅速に処理するために設けられたもので、国や地方公共団体などが所有したり、管理している土地や建物などの公共的な施設について財務大臣が指定して設置する。

指定保税地域では、輸入手続がまだ済んでいない貨物、輸出の許可を受けた貨物、わが国を通過する貨物を積卸し、運搬し、又は一時蔵置（原則として1か月）することができる。また、その利用を妨げない範囲で内国貨物も蔵置することができる。指定保税地域は貨物の税関手続と荷捌きのため、誰でも自由に、しかも安く利用できることを理想とするもので、長期間貨物を置くことや、独占的に使用することは認められない。また、複雑な加工や製造をして貨物の性質を変えることはできない。

(3) 東京港における指定保税地域

東京港は、関税法上は京浜港（東京、横浜、川崎）に含まれ、東京港を管轄するのは東京税関である。東京港に所在する指定保税地域は、次のとおりである。

指 定 保 税 地 域 一 覧

令和8年8月1日現在

地 区 名	土 地	建 設 物	当初指定年月日
京 浜 港	品 川 埠 頭	119,137㎡ 外貿栈橋 6,540㎡	昭42. 4. 1
	大 井 埠 頭	867,504㎡ 栈橋（1～7バース） 177,875㎡	昭46. 12. 8
		CFS（1～2バース） 3,113㎡	〃
		メンテナンスショップ（1～7バース） 3,489㎡	昭47. 10. 1
		海貨上屋（1～5号棟） 27,875㎡	昭58. 6. 1
		立体格納庫 3,650㎡	平23. 3. 18
	お台場埠頭	619,755㎡	
	ライナー	162,000㎡	昭49. 7. 1
	青 海 コンテナ	457,755㎡ メンテナンスショップ（3, 4バース） 1,138㎡	平6. 4. 15
	中央防波堤 外 側	245,236㎡ 栈橋（1, 2バース） 31,500㎡ メンテナンスショップ（1バース） 425㎡ メンテナンスショップ（2バース） 425㎡	平29. 12. 1 〃 令2. 3. 23

5 外貿コンテナふ頭等

〔港湾経営部振興課〕

(1) 外貿コンテナふ頭

ア 品川コンテナふ頭

品川コンテナふ頭は、昭和42年の供用開始当時は東京港で唯一の外貿コンテナふ頭として脚光を浴び活況を呈していた。その後京浜外貿埠頭公団により大井コンテナふ頭が整備されるに伴い、コンテナ貨物は昭和47年以降徐々に大井ふ頭へシフトされたが、現在も全長555mの岸壁を有するコンテナふ頭として、主として中小船社による中国、韓国の各コンテナ航路が定着している。

イ 青海コンテナふ頭

青海コンテナふ頭は、全長1,570mの岸壁を有し、水深－15mの高規格コンテナターミナル3バースを含む5バースが連続する東京港の中核をなすコンテナふ頭である。A0バースからA3バースでは、中国をはじめとしたアジア近海航路が寄港しており、また、A4バースは北米航路が寄港するなど大型コンテナ船への対応も可能

なコンテナバースである。

施設能力の向上や船舶の大型化に対応するため、令和３年度から青海コンテナふ頭の再編整備に着手しており、令和４年１０月にはＡ４バース、令和８年３月にはＡ３バースが供用開始した。また、Ａ３バースでは、令和８年３月より東京港で初めての遠隔操作ＲＴＧによる運用を開始した。

ウ 大井コンテナふ頭

大井コンテナふ頭は、連続７バースで全長2,354mの岸壁（水深－15m）を有しており、欧州・北米の基幹航路が寄港するなど、首都圏における国際物流の中核基地としての役割を担う日本屈指の高規格コンテナターミナルである。

船舶の大型化やコンテナ取扱貨物量の増加等に対応するため、平成８年度から再整備工事に着手、平成15年度に工事が完了し、係留能力・ターミナル規模を増強することにより、大幅な機能更新を図った。

エ 中央防波堤外側コンテナふ頭

中央防波堤外側コンテナふ頭は、近年のコンテナ船の大型化の進展及びコンテナ貨物取扱量の増加に対応するために整備された、東京港で最も新しいコンテナふ頭である。Ｙ１バースは平成29年11月、Ｙ２バースは令和２年３月に供用を開始した。Ｙ２バースは、東京港内で唯一水深－16mの岸壁を有し、15万DWT級のコンテナ船にも対応可能な高規格コンテナターミナルである。また、現在、Ｙ２バースと同規格であるＹ３バースについて、整備を進めている。

(2) お台場ライナーふ頭

お台場ライナーふ頭は、全長1,800mの岸壁を有しており、鉄鋼、各種機械、木材、紙など多種多様の貨物を取り扱う外貿在来船の主力ふ頭である。背後には上屋、民間倉庫が整備され、ふ頭と一体となり、効率的な荷さばきを行っている。

(3) 東京港埠頭株式会社

東京港埠頭株式会社は、東京港の外貿コンテナふ頭を一元管理しており、そのうち、品川コンテナふ頭、青海コンテナふ頭Ａ０バースからＡ３バース、中央防波堤外側コンテナふ頭Ｙ１バースの係留施設（岸壁及び栈橋）は、指定管理者として管理している。

東京港埠頭株式会社の前身は、昭和４２年１０月に国が設立した京浜外貿埠頭公団であり、昭和５７年３月同公団の解散に伴い、東京港における全業務は都が設立した財団法人東京港埠頭公社に承継された。同公社は、平成２０年４月１日に東京港埠頭株式会社として民営化され、平成２１年１月１日からは株式会社東京臨海ホールディングスの子会社となっている。

施設名	指定管理者名	指定期間
品川ふ頭外貿岸壁外４施設	東京港埠頭株式会社	令和４年度から令和８年度まで (５年間)

6 外貿ふ頭の施設と利用状況（令和8年8月1日現在）

〔港湾経営部振興課〕

(1) 品川コンテナふ頭

バース		SC・SD・SE
供用開始年月		昭和41年9月
借受者		第一港運(株) (株)住友倉庫 東海運(株) 日本通運(株) 山九(株)
ターミナル・オペレーター		同上 (借受者5社による 共同利用)
総面積		96,741 m ²
岸壁	延長	555 m
	水深	－10 m
	係留能力	15,000DWT
荷捌施設	ガントリークレーン	4基
	コンテナ 蔵置能力	5,598TEU *R 272個

(2) 青海コンテナふ頭

バース		A0	A1	A2	A3	A4
供用開始年月		平成13年12月	平成4年11月	平成5年8月	令和8年3月	平成8年5月
借受者		山九(株)・(株)住友倉庫・伊勢湾海運(株) 日本通運(株)・第一港運(株)				エバーグリーン マリン(株)
ターミナル・オペレーター		同上（借受者5社による共同利用）				鈴江コーポレーション (株)
総面積		66,946 m ²	100,755 m ²	72,255 m ²	99,092m ²	140,025 m ²
岸壁	延長	260 m	260 m	350 m	300 m	400 m
	水深	－13.0 m	－13.0 m	－15.0 m	－15.0 m	－15.0 m
	係留能力	35,000DWT	35,000DWT	50,000DWT	50,000DWT	50,000DWT
荷捌施設	ガントリークレーン	2基	2基	2基	—	3基
	CFS	—	—	—	—	—
	コンテナ 蔵置能力	1,185TEU R 142個	3,480TEU R 305個	2,628TEU R 78個	5,520TEU R 610個	10,050TEU R 540個

*R：リーファーコンテナ（冷蔵・冷凍輸送用コンテナ）

(3) 大井コンテナふ頭

バース		01	02	03	04	05	06	07
供用開始年月		平成16年1月	平成11年11月	平成11年4月	平成13年10月	平成15年3月	平成12年9月	平成10年10月
借受者		川崎汽船(株)		(株)商船三井		ワンハイ ライNZ(株)	日本郵船(株)	
ターミナル・オペレーター		(株)ダイトコーポレーション		(株)宇徳		東海運(株)	(株)ユニエックスNCT	
総面積		127,700 m ²	131,800 m ²	143,500 m ²	133,650 m ²	133,650 m ²	133,650 m ²	141,750 m ²
岸壁	延長	330 m	330 m	354 m	330 m	330 m	330 m	350 m
	水深	-15.0 m	-15.0 m	-15.0 m	-15.0 m	-15.0 m	-15.0 m	-15.0 m
	係留能力	50,000DWT	50,000DWT	50,000DWT	50,000DWT	50,000DWT	50,000DWT	50,000DWT
荷捌施設	ガントリークレーン	3基	2基	3基	3基	3基	2基	4基
	C F S	3,300m ²		—	—	—	—	—
	コンテナ 蔵置能力	10,240TEU —	8,010TEU R 750個	11,050TEU R 393個	6,728TEU R 775個	11,160TEU R 288個	10,320TEU R 612個	9,102TEU R 654個

(4) 中央防波堤外側コンテナふ頭

バース		Y1	Y2
供用開始年月		平成29年11月	令和2年3月
借受者		(株)上組	三井倉庫(株) 日本通運(株) (株)住友倉庫 山九(株)
ターミナル・オペレーター		同上	同上
総面積		129,319 m ²	203,226 m ²
岸壁	延長	230 m	400 m
	水深	-11 m	-16 m
	係留能力	20,000DWT	150,000DWT
荷捌施設	ガントリークレーン	3基	3基
	コンテナ 蔵置能力	4,200TEU R 360個	11,370TEU R 552個

(5) お台場ライナーふ頭

バ ー ス		AA	AB	AC	AD	AE	AF
供用開始年月		昭和48年3月	昭和48年3月	昭和48年3月	昭和49年7月	昭和49年7月	昭和49年7月
借 受 者		東京国際埠頭(株) 富士港運(株) 東海運(株)	(株)ダイトーコー ポレーション 東海海運(株)	山 九 (株) 相模運輸倉庫(株)	栗林運輸(株) (株)三協 鈴江コーポレ ーション(株)	栗林運輸(株) ケイヒン(株)	(株)三協 三菱倉庫(株)
岸 壁	延 長	200 m	200 m	200 m	200 m	200 m	200 m
	水 深	－10 m	－10 m	－10 m	－10 m	－10 m	－10 m
	係 留 能 力	15,000DWT	15,000DWT	15,000DWT	15,000DWT	15,000DWT	15,000DWT
荷捌 施設	総 面 積	18,000㎡	18,000㎡	18,000㎡	18,000㎡	18,000㎡	18,000㎡
	上 屋	7,041㎡	18,054㎡ (事務所含む)	6,840㎡	6,432㎡	6,864㎡	5,622㎡
	事 務 所	397㎡	－㎡	408㎡	198㎡	408㎡	408㎡
そ の 他		—	上屋内定温	—	—	—	—

バ ー ス		AG	AH	AI
供用開始年月		昭和49年7月	昭和49年7月	昭和49年7月
借 受 者		日本通運(株) 望月海運(株)	三井倉庫(株) (株)住友倉庫	(株)宇 徳 アサガミ(株)
岸 壁	延 長	200 m	200 m	200 m
	水 深	－10 m	－10 m	－10 m
	係 留 能 力	15,000DWT	15,000DWT	15,000DWT
荷捌 施設	総 面 積	18,000㎡	18,000㎡	18,000㎡
	上 屋	6,328㎡	4,687㎡	5,440㎡
	事 務 所	815㎡	303㎡	－㎡
そ の 他		—	—	—

外貿コンテナふ頭（品川、大井、青海、
中央防波堤外側）取扱状況（外貿）

（単位：トン、（）内％）

		令和5年	令和6年	令和7年
総 数 (指 数)		43,241,694 (100)	43,884,952 (101)	44,353,042 (103)
	輸 入 (指数)	32,260,481 (100)	33,060,627 (102)	34,169,019 (106)
	輸 出 (指数)	10,981,213 (100)	10,824,325 (99)	10,184,023 (93)
取 扱 品 目	機 械 工 業 品	機 械 工 業 品	機 械 工 業 品	機 械 工 業 品
	日 用 品	日 用 品	日 用 品	日 用 品
	化 学 工 業 品	化 学 工 業 品	化 学 工 業 品	化 学 工 業 品
	食 料 工 業 品 等	食 料 工 業 品 等	食 料 工 業 品 等	食 料 工 業 品 等
	農 水 産 品	農 水 産 品	農 水 産 品	農 水 産 品

お台場ライナーふ頭取扱状況（外貿）

（単位：トン、（）内％）

		令和5年	令和6年	令和7年
総 数 (指 数)		343,791 (100)	350,888 (102)	447,647 (130)
	輸 入 (指数)	35,905 (100)	57,396 (160)	27,346 (76)
	輸 出 (指数)	307,886 (100)	293,492 (95)	420,301 (137)
取 扱 品 目	金 属 く ず	金 属 く ず	金 属 く ず	金 属 く ず
	輸 送 用 容 器	輸 送 用 容 器	輸 送 用 容 器	鉄 鋼
	鉄 鋼	鉄 鋼	鉄 鋼	輸 送 用 容 器
	測 量 機 械 等	産 業 機 械 等	産 業 機 械 等	輸 送 用 車 両
	輸 送 用 車 両	測 量 機 械 等	測 量 機 械 等	化 学 工 業 品

（注1）令和7年は速報値

（注2）指数は令和5年取扱量を基準値として算出

7 物資別専門ふ頭

〔港湾経営部振興課〕

(1) 15号地木材ふ頭

木材ふ頭は、木材の円滑な流通と価格の安定供給を図ることを目的とし、年間120万トンの輸入製材を取扱可能な施設として岸壁720m、野積場25万8,125㎡、荷役連絡所及び労働者休憩所等を整備したものである。このうち、岸壁の整備については、特別整備事業、いわゆる^④方式を採用し、民間が建設費の3割を負担する方式で整備した。

このふ頭の岸壁については輸入製材船の優先的使用とし、背後施設については東京港における木材関係者により設立された東京木材埠頭株式会社に対し、野積場、荷役連絡所等を一体とした木材用荷役施設として定期使用許可をしている。使用料は、原価回収主義、ふ頭別採算及び受益者負担の原則を導入した総合使用料を設定して徴収している。

15号地木材ふ頭施設一覧

令和8年8月1日現在

施設名	構造・規模	供用開始	
		数量	年月日
岸壁	鋼矢板式、水深－12m	400m	昭. 49. 10. 1
	延長 720m	245m	昭. 51. 7. 10
	エプロン幅 20m	75m	昭. 52. 8. 1
野積場	262,200㎡	258,125㎡	昭. 49. 10. 1
	(計画)		平. 8. 5. 1
荷役連絡所及び 港湾労働者休憩所	鉄骨造2階建 1棟 1,143.27㎡	1棟1,143.27㎡	平. 3. 4. 1
照明設備 その他	一式	一式	昭. 49. 10. 1 昭. 53. 5. 10

(2) 大井水産物ふ頭

大井水産物ふ頭は、年間40万トンの冷凍魚介類を取り扱うことにより、都民が必要とするたんぱく源の確保と円滑な流通を促進し、価格の安定供給を図ることを目的として、栈橋（水深－12m）450m、冷凍上屋3棟（庫腹量12万トン）、その他の荷さばき地等を整備したものである。このうち、栈橋については、昭和49年10月に全延長450mを供用開始した。背後の上屋については、昭和49年12月から着工し、第1棟を昭和51年5月に、第2棟を昭和52年4月に、第3棟を昭和53年5月にそれぞれ供用を開始した。

このふ頭は、都の施設のほかに民間の冷蔵倉庫が都営上屋に併設して建設されており、都の上屋と民間の倉庫が一体となって、荷さばきから保管までを行い水産物流通の円滑化に寄与している。

施設の使用者は、東京港における水産関係業者により設立された東京水産ターミナル株式会社であり、都は同社に対し定期使用許可をしている。

栈橋の利用、料金の設定及び整備方法等は、15号地木材ふ頭における取扱いと同様である。

また、同ふ頭第二線用地に、同社が建設した4号棟冷蔵倉庫（庫腹量66,000トン）が昭和56年7月から、5号棟冷蔵倉庫（庫腹量75,000トン）が昭和63年7月からそれぞれ稼動している。

大井水産物ふ頭施設一覧

令和8年8月1日現在

施設名		構造・規模	供用開始	
			数量	年月日
棧橋		鋼管杭式 水深 ー12m 延長 450m エプロン幅 25m	450m	昭49.10. 1
上屋 (休憩所、荷役連絡所等を含む)		鉄筋コンクリート造、一部鉄骨 鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 5階建の一部		
	1号棟	都営施設 10,783.16㎡ (うち上屋 7,044.40㎡)	10,783.16㎡	昭51. 5.15
	2号棟	都営施設 10,783.16㎡ (うち上屋 7,044.40㎡)	10,783.16㎡	昭52. 4. 1
	3号棟	都営施設 10,783.16㎡ (うち上屋 7,009.76㎡)	10,783.16㎡	昭53. 5.11
荷さばき地		7,679.14㎡	2,867.80㎡ 1,893.80㎡ 2,917.54㎡	昭51. 5.15 昭52. 4. 1 昭53. 5.11
通路		12,644.07㎡	3,846.00㎡ 4,820.00㎡ 3,978.07㎡	昭51. 5.15 昭52. 4. 1 昭53. 5.11

8 東京夢の島マリーナ

〔港湾経営部経営課〕

(1) 経緯

昭和61年の「東京港の将来像検討委員会」報告及び昭和62年東京都港湾審議会の答申「東京港港湾計画の基本方針」において、一般船舶とプレジャーボートの共存する港をめざすとともに海洋性スポーツ・レクリエーションの振興・普及を図るためマリーナを整備することが望ましい旨の提言を受けた。

これらの提言を受け、昭和63年第5次改訂港湾計画において、14号その1地区の砂町貯木場跡の水面を利用したマリーナ計画が位置づけられ、平成元年9月に工事に着手した。

平成4年3月1日には第1期分（266隻）の使用を開始し、引き続き平成5年5月1日に全面オープンした。

(2) 管理方法

東京夢の島マリーナは、平成3年3月に制定された東京都マリーナ条例に基づいて設置し、その管理を財団法人東京港埠頭公社に委託していた。供用開始後6年が経過し、夢の島マリーナをめぐる社会情勢の変化への対応、施設利用率及び利用者サービスの向上を図る観点から、柔軟性を備え弾力的な経営を行える民間事業主体による一元的な運営を行うため平成10年3月31日をもって東京都マリーナ条例を廃止し、平成10年4月以降は、夢の島マリーナの管理運営主体を株式会社東京レポートセンターに変更した。

民間事業者の自主性や創意工夫をより活かした効率的な運営により、更なる利用者サービスの向上を図るため、平成20年度から公募により決定した民間事業者に貸付けている。

9 交通施設

〔港湾経営部経営課〕

(1) 港湾局所管道路

① 概要

港湾局所管道路は、港湾法に定める臨港交通施設として整備した道路である「臨港道路」と、埋立地開発のために整備した道路で、将来都道や区道などになる「埋立道路」の2種類に区別される。

港湾局所管道路の適正管理を進めるため、管理の一元化・明確化を目的として、平成7年4月1日に組織改正を行い、局所管道路の専管組織として東京港管理事務所に港湾道路管理課を設置し、道路維持管理水準の向上を図った。

現在、港湾局所管道路は、延長約80.4km(橋りょう18橋、トンネル5本を含む。)、面積約254haである。

道 路 移 管 状 況

令和8年8月1日現在
(単位：面積千㎡)

移管先 用途	S35～R5年度	R6年度	R7年度	R8年度予定	計(予定)
建設局 都道	887	8	0	1	896
特別区 区道	1,422	0	0	0	1,422
清掃局 その他	2	0	0	0	2
計	2,311	8	0	1	2,320

(注)・上記には、橋りょう22橋を含む。

・特別区とは、千代田、中央、港、江東、品川、大田の6区である。

(2) レインボーブリッジ

① 経緯

レインボーブリッジは、都心部と第一航路を隔てた臨海部とを結び、臨海部の交通を改善すること及び高速都心環状線と高速湾岸線を結び、首都高速道路の機能向上を図ることを目的として建設された。

昭和55年12月に、都と首都高速道路公団(当時)の間で、臨港道路と首都高速道路の併用橋として整備することに合意し、昭和56年12月に、東京港第4次改訂港湾計画において臨港交通施設として計画決定された。

昭和62年1月に工事に着手、平成5年8月26日に供用開始した。

② 施設概要

項 目	施 設 概 要
区 間	芝浦ふ頭～臨海副都心
延 長	3.75km
構 成	下層：臨港道路海岸青海線、東京臨海新交通臨海線 上層：首都高速11号台場線
航 路 横 断 部	中央径間 570m、桁下高 54.4m
構 造	3径間吊橋
ル ー プ 部 直 径	270m

③ 施設の所有区分及び管理区分

区 分			延 長 等	所 有 者	管 理 区 分	
橋 り よ う (主構造物部分)	芝浦陸上部			439m	都と首都高速道路(株)の共有	都所有分は都で管理する。共有部分については、一括管理者(首都高速道路(株))が管理する。
	芝浦ループ部			1,026m	都所有	
	吊 橋 部 台場海上部 台場陸上部			918m 905m 462m	都と首都高速道路(株)の共有	
臨 港 道 路 (路 面 部 分)	車 道 部 東京臨海新交通臨海線インフラ部 ※1			約 3.75km 約 3.75km	都所有 都所有	東京臨海新交通臨海線インフラ部の日常管理は、(株)ゆりかもめが行う。
橋 り よ う 附 帯 施 設	遊 歩 道			約 1.7km	都所有	都が管理する。
	アスカレイジ 建 屋	芝浦側	展望室※2 エレベーター 全 床 面 積	約 580㎡ 4 基 約5,700㎡	都と首都高速道路(株)の共有	
		台場側	展望室※2 エレベーター 全 床 面 積	約 280㎡ 2 基 約2,390㎡	芝浦側エレベーターのうち 身障者用 1 基 管理用 1 基	

※1 東京臨海新交通臨海線インフラ部は、東京都港湾管理条例に定める「臨港道路」として位置づけている。

※2 展望室(芝浦側、台場側)は、休止中である。

(3) 東京港臨海道路

① 経 緯

東京港臨海道路は、東京港の開発整備に伴う新たな交通需要に対処するため、航路を横断し沖合部で埋立地を相互に連絡させ、増大する東京港の物流の円滑化を図るとともに、臨港道路（青海縦貫線等）や臨海部周辺道路（国道357号線）で発生している混雑を緩和し、背後圏とのアクセス向上による物流の効率化及び物流コストの削減を図ることにより、東京港の更なる国際競争力の強化を高めていくために整備されたものである。

I 期事業は、国庫補助事業にて整備し、II 期事業は、国直轄事業として整備した。

I 期事業は、平成5年7月に工事に着手、平成14年4月14日に供用開始した。

II 期事業は、平成15年12月に工事着手、平成24年2月12日に供用開始した。

なお、II 期区間の橋名「東京ゲートブリッジ」は、平成22年11月一般公募により決定したものである。

② 施設概要

項 目	施 設 概 要
区 間	全 区 間：大田区城南島～江東区若洲 I 期：大田区城南島～中央防波堤外側埋立地～中央防波堤内側埋立地 II 期：中央防波堤外側埋立地～江東区若洲
延 長	I 期区間： 約3.4km 、II 期区間： 約4.6km
構 造	I 期区間： 沈埋トンネル（第一航路横断部） 約1.4km 陸上トンネル 約0.6km、U型擁壁 約1.1km 橋りょう 約0.3km II 期区間： 主橋りょう部 連続トラス・ボックス複合構造 約0.76km アプローチ橋りょう部 連続鋼床版箱桁 約1.85km
航 路 横 断 部	II 期区間： 航路幅 300m、桁下高 54.6m
車 線	I 期区間：トンネル部 4車線、その他 6車線 II 期区間：橋りょう部（東京ゲートブリッジ） 4車線、その他 6車線

③ 施設の所有区分及び管理区分

区 分			延 長 等	所 有 者	管 理 区 分	
東京港臨海道路	Ⅰ期区間			約 3.4km	都所有	都が管理する。
	Ⅱ期区間 (東京ゲートブリッジ)			約 4.6km	国所有	都が管理する。
橋 り ょ う 附 帯 施 設 (東京ゲートブリッジ)	歩 道			約 1.6km	国所有	都が管理する。
	昇 降 施 設	若 洲 側	エレベーター	27人乗り 1 基	国所有 (車椅子対応)	
		中 防 側	エレベーター	27人乗り 1 基		

(4) 東京臨海新交通臨海線（新交通ゆりかもめ）

東京臨海新交通臨海線は、都心部と臨海副都心部を結ぶ公共交通機関として、新橋駅～豊洲駅間14.7kmを、都と第三セクターである東京臨海新交通株式会社（現：株式会社ゆりかもめ）が共同して建設したものである。

平成元年3月に工事着工、平成7年11月1日に新橋駅～有明駅間が開業した。また、平成18年3月27日に有明駅～豊洲駅間2.8kmが延伸開業した。

第 2 節 東京港の機能強化

近年、アジア貨物の増加やコンテナ船の大型化など、東京港を取り巻く状況は刻一刻と変化している。このような中、東京港が今後も東日本のメインポートとして、生活と産業を支える役割を果たしていくためには、貨物量の確保のみならず、利用者のニーズに的確に応えることが必要である。そのため、荷主が求める迅速、安定を重視した国際海上輸送を実現するべく、物流効率化策を一層推進する東京港ならではの高水準のサービス提供や、東京の道路網と一体となった交通ネットワークの充実強化などに取り組んでいく。

1 港湾の総合的機能の充実

〔港湾経営部振興課・経営課〕

(1) 港湾機能の整備及び改善

船舶や輸出入・移出入貨物の動向変化に応じ、施設の整備・改善を行っている。

外貿ふ頭では、大井コンテナふ頭において、コンテナ船の大型化に対応していくため、平成8年度から平成15年度まで再整備を実施したほか、青海公共コンテナふ頭では、コンテナ貨物量の増加に対応していくため、平成10年度から平成15年度まで改良工事を実施した。

さらに、中央防波堤外側コンテナふ頭の新規整備を進めており、平成29年11月にY1バース、令和2年3月にY2バースの供用を開始し、現在、Y3バースの整備を推進している。Y2バースには、主に青海コンテナふ頭の貨物が移転しており、これにより空いた土地を種地として、青海コンテナふ頭全体の再整備を進めており、令和4年10月にはA4バース、令和8年3月にはA3バースが供用開始した。これらの取組によって、東京港のコンテナふ頭全体の効率性・生産性の向上を図っていく。

内貿ふ頭の一部では、RORO船に対応する内貿ユニットロードターミナルを整備しており、船舶の大型化に対応するため既存の上屋を集約するなど、順次、ふ頭再編を進めている。

品川内貿ふ頭については、平成20年度から再編に着手しており、平成22年4月から一部供用を開始している。

また、10号地その2ふ頭についても再編に着手しており、西上屋については、令和2年3月に整備が完了し、供用を開始している。

今後も利用者等との調整を行いながら、より便利で使いやすい港を目指して改善を行っていく。

(2) 港湾施設用地の開発

港湾施設用地の開発は、港湾施設用地への倉庫、荷さばき施設その他関連施設の立地集積によって、埋立地前面のふ頭と一体的、効率的な利用を促進することができ、港湾機能の充実強化に大きな役割を果たすものである。

しかし、東京港では、ふ頭背後の港湾施設用地、特に外貿コンテナ関連用地の開発が遅れていた時期があり、このことが、京浜間の交錯輸送を生み、外貿コンテナ取扱停滞の原因ともなっていた。

こうした状況を改め、背後地への民間施設の立地を促進するためには、企業進出の阻害要因である港湾関連施設用地の高地価を、民間施設が立地可能となる適正な価格に調整する等の対応が必要であり、昭和58年12月に「東京港港湾施設用地の長期貸付けに関する規則」（第7章第2節参照）を制定公布した。この規則に基づき、大井ふ頭（その1、その2）の52区画をはじめ、青海ふ頭、10号地その2ふ頭など計95区画の貸付けを行い港湾施設の拡充・強化に努めている。

(3) アクセス交通の整備

物流革新に対応し、物流の円滑化を図るためには、港湾施設の整備とともに道路網の充実が不可欠である。東京港のふ頭をつなぎ、背後地と港湾を連結する役割を果たすため、高速部は湾岸線として、東京港トンネルが昭和51年8月、湾岸線荒川湾岸橋が昭和53年1月に完成するとともに、昭和58年2月には東京港埋立地内の湾岸線が全通し、横浜方面から大井ふ頭を経て千葉方面への通行が可能となり、平成6年12月には、横浜港までこれを延伸開通している。併せて、湾岸道路と都心を接続する首都高速9号線も昭和55年2月に開通し、東名、中央、東北及び常盤の各高速自動車道と直接結ばれている。一般部は、都心部と臨海副都心とを結ぶレインボーブリッジが平成5年8月、荒川河口橋が平成8年7月、大田区城南島と中央防波堤外側埋立地を結ぶ臨海トンネルが平成14年4月、中央防波堤外側埋立地と江東区若洲を結ぶ、東京ゲートブリッジを含む臨港道路が平成24年2月、東京港トンネル西行きが平成28年3月、東京港トンネル東行きが令和元年6月に開通するとともに、令和2年6月には、江東区有明と江東区海の森を結ぶ東京港海の森トンネルを含む臨港道路が開通し、周辺道路の交通混雑の緩和、道路ネットワークの充実強化に取り組んでいる。

2 港湾物流効率化の推進

〔港湾経営部振興課〕

(1) 概 要

情報化社会の進展や経済・産業のグローバル化、サービスの高度化など、物流を取り巻く環境は、大きく変化している。

東京港は首都圏の社会経済活動を支える産業・物流の拠点として、新たな物流ニーズに対応していくとともに、荷主等ユーザーのニーズに応えていく必要がある。

そのためには、東京港において物流効率化を阻害している要因を把握し、解決を図りながら、東京港を中心とした総合的な物流ネットワークを構築していくことが必要である。

(2) 港湾物流効率化に向けた取組

近年東京港の周辺で、季節や時間帯によりターミナルに車両が集中することで発生する交通混雑は、使いやすい港づくりのために直ちに解決すべき重要な課題となっている。

そのため、中央防波堤外側ふ頭の整備を行うことで、東京港の抜本的な機能強化を図るとともに、併せて早朝ゲートオープンの実施、バンプール等のコンテナ関連施設、車両待機場及び東京港ストックヤードの整備、放置車両（台切シャーシー）に対する取締強化など短期的かつ即効性のある取組を実施した。

また、GPSを活用してターミナルへの入場までに要した車両の待機時間等をリアルタイムに公表する混雑状況の「見える化」に加え、トラックの来場時間を平準化するため、「COMPAS®」(※1)を活用したコンテナ搬出入予約制の実施ターミナルの拡大や通年実施、オフピーク搬出入の推進に取り組んでいる。

さらに、港湾物流手続のデジタル化を促進するため、国の「サイバーポート（港湾物流）」(※2)活用に向け、都は、東京港を先行モデルとした支援を実施している。具体的には、民間事業者システムとサイバーポートとのシステム連携に関する技術的な助言を行うとともに、連携に係る費用を支援する。併せて、これらの取組により得られた効果やメリットについて、PR動画の作成や説明会の開催を通じて広く周知し、サイバーポートの利用拡大を図っていく。

今後も、ターミナル周辺におけるトラックの待ち時間短縮に向けて、港湾関係者とともに交通混雑の解消に向けた取組を着実に実施し、円滑な港湾物流を構築していく。

(※1)「CONPAS®」: コンテナターミナルのゲート前混雑の解消やコンテナトレーラーのターミナル滞在時間の短縮を図ることで、コンテナ物流の効率化及び生産性向上の実現を目的としたシステム

(※2)「サイバーポート(港湾物流)」: 紙、電話、メール等で行われている民間事業者間の港湾物流手続を電子化することで業務を効率化し、港湾物流全体の生産性向上を図ることを目的としたプラットフォーム

3 施設使用手続の効率化

[港湾経営部経営課・東京港管理事務所港務課]

東京港では、係留施設等の効率的な管理のため、昭和63年4月から港湾情報システムを稼働させている。稼働後、利用者の利便性向上を目的とした再構築が行われ、現在では係留施設や冷蔵コンテナ用荷役施設等の港湾施設使用許可申請について、インターネットを通じて行うことができる。また、船舶の入港届及び係留施設等使用許可申請については、平成11年10月から国の運営するEDIシステムと連携を始めた。

さらに、平成20年10月からはEDIシステムが税関手続のNACCSに統合され、NACCS及び他省庁の港湾関連手続の統一(府省共通ポータル)により、次世代シングルウィンドウが実現した。

今後は、全ての申請手続きについてオンライン化を進め、更なる利便性向上を図っていく。

4 東京港、川崎港、横浜港の広域連携

[港湾経営部振興課]

(1) 目的及び経緯

都、川崎市及び横浜市は、国際競争力を強化するため、京浜港(東京港・川崎港・横浜港)の連携を一層推進することとし、平成20年3月21日に基本合意を締結した。

この合意に基づき、コンテナ船の入港料の一元化やはしけ輸送の拡大による環境対策など様々な取組を実施している。

平成21年12月には地方自治法に基づく協議会である「京浜港連携協議会」を設立し、平成23年9月には、「京浜港の総合的な計画」を策定するなど連携強化を図っている。

(2) 国際コンテナ戦略港湾

国土交通省は、「選択」と「集中」により我が国港湾の国際競争力を強化するため、平成22年2月に「国際コンテナ戦略港湾」の公募を実施した。

都は、京浜港(東京港・川崎港・横浜港)として川崎市、横浜市、東京港埠頭株式会社、財団法人横浜港埠頭公社と連名で国際コンテナ戦略港湾に応募し、平成22年8月に選定を受けた。

三港がそれぞれの役割を担いつつ、京浜港全体として発展していくことを目指し、東京港はコンテナふ頭の増設や再編整備、道路網の充実強化など港湾施設の機能強化を図り、利用者ニーズにきめ細かく対応した使いやすい港づくりを進めている。

5 「Tokyo Container Vision 2050」の策定

[港湾経営部振興課]

DXの急速な進展や環境への意識の高まり、本格的な人口減少社会の到来に伴う物流の担い手不足の深刻化など、社会経済状況が劇的に変化する中、東京港が将来にわたり、日本経済や国民生活を支える役割を果たしていくためには、中長期的な視点から戦略的に施策を展開していく必要がある。このため、都は、令和7年3月「Tokyo Container Vision 2050」を策定した。

本ビジョンでは、東京港のコンテナふ頭の 2050 年の将来像として、「東京港の機能強化を大胆に進めていくことで、世界トップクラスの効率性やサステナビリティを実現し、グローバルサプライチェーンの中核として、日本の経済成長を牽引し、国民生活を守る」としている。

コンテナターミナルの施設能力の向上に加え、AI と IoT が融合した最先端技術によりターミナルの高度化を実現することで、世界トップクラスの効率性を備えた「スマートターミナル」の構築、水素等の次世代エネルギーや太陽光・風力で発電したグリーン電力などを活用することで、環境負荷の少ない持続可能な「ゼロエミッションターミナル」への転換等を目指すこととしている。

また、「コンテナターミナルの機能強化」「DX の推進」などの 6 つの戦略を設定し、コンテナふ頭の整備やコンテナ搬出入の予約制など、具体的な取組を進めていくこととしている。

こうした取組を実現することにより、経済波及効果の創出やターミナル周辺の交通混雑解消による外部不経済の解消、ターミナルで排出される二酸化炭素の削減などの効果が期待される。

第3節 東京港の振興

東京港は、大都市東京と首都圏4,000万人の生活と産業活動を支える物流拠点として、欠くことのできない重要な社会基盤施設である。

平成10年から外貿コンテナ貨物取扱個数が連続して日本一となり、世界の基幹航路の船が直接寄航する世界有数の外貿コンテナふ頭を有するわが国を代表する国際貿易港として、その地位は確固たるものになっている。

しかしながら、世界経済のボーダーレス化が進展し、経済分野での自由競争時代が到来しているなかで、港湾物流の分野においても、国際基準に適合した港湾サービスの実現や港湾トータルコストの削減が求められるなど、大きな転換期を迎えている。

また、国際海上コンテナ輸送におけるアライアンスの再編成や超大型船の就航、国内輸送におけるマルチモーダル化の要請など、港湾管理者にも新しい動きへの迅速で柔軟な対応が迫られている。

東京港においても、こうした港湾物流の大きな変化に応じた施設整備などに努めてきており、今後とも、より効率的な港湾経営が、港湾管理者、民間事業者など港湾に関連するすべての関係者に求められている。

一方、東京は日本有数の観光拠点であり、その玄関口である東京港においても、クルーズ客船の受入れなど観光面でのニーズが高まっている。

こうした認識のもと、東京港の振興事業を進めている。

1 ポートセールス

〔港湾経営部振興課〕

経済の水平分業化に伴い、貿易、物流もまた世界的規模で拡大しており、港湾はその世界的規模での物流システムを担う重要な基盤施設として大きな役割を果たしている。

近年の国際貨物輸送は、航空、海運、鉄道、トラック等の輸送手段を費用、時間、安全性の面から適切に組み合わせた複合一貫輸送へと発展してきており、港湾においてもよりコスト、効率性が重視されるようになっている。

他方、東京港は、背後圏からみて地理的に恵まれた位置にあること、背後に広がる広域道路交通網を利用しやすいこと及び都民生活に必要な消費物資等の輸入が大きな割合を占める状況下であることから、今後とも首都圏にかかわる国際物流において重要な役割を果たしていく必要がある。

このような状況から、東京港の振興のためにはコスト、効率性を念頭に利用者のニーズにあった施設整備等ハード面及び港湾運営等ソフト面の改善充実を図っていくとともに、東京港の優れた立地特性、港湾施設等を国内外にPR、情報提供を行い船舶・貨物誘致に努めていく必要がある。また、クルーズ客船の誘致についても、クルーズ客船の寄港が、臨海副都心への国際観光やMICEの誘致活動へ寄与するとともに寄港地への高い経済効果をもたらすこと等が見込めることから、積極的に取り組んでいる。

(1) マーケットリサーチ

船会社、荷主、港湾運送事業者等港湾の利用者と情報交換を積極的に行って、情報の収集と、利用者のニーズの把握に努めている。また、物流経路、航路動向、企業動向及び市場動向等の調査を進めている。

(2) PR活動

東京港は、わが国を代表する国際貿易港として発展しているが、歴史と伝統が浅いため、国の内外に対して知名度、評価をさらに向上させる必要がある。

従って、内外の港湾利用者に対して東京港の施設内容を含め実態の認識と理解を深めるため、「Port of Tokyo」、
「東京港便覧」等のPR資料の作成、配布、施設見学会や説明会などの実施、また、港湾・物流専門誌を利用した
効果的な広告、宣伝を行っている。

さらに、荷主等の利用者に対しては、都内においてセミナーを開催し、東京港の現状や今後の計画をPRしてい
る。

(3) 船舶、貨物誘致活動

東京港振興事業の一環として、東京港への船舶、貨物の誘致を図るため、船社、港運、倉庫等の民間事業者と共
同で、下表のとおり使節団（ミッション）を派遣している。

使 節 団 派 遣 状 況						
名 称	令和元年	令和2年～5年	令和6年	令和7年	参 加 団 体	訪問先
外貨ミッション	シンガポール 台湾	※新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により中止	オランダ ベルギー	アメリカ	東京都港湾局 東京港埠頭株式会社 東京港運協会 東京倉庫協会 東京港港湾運送事業協同組合 東京港湾福利厚生協会 東京都港湾振興協会	荷 主 船 社 物 流 企 業 港 湾 局

2 国際港湾交流

[港湾経営部振興課]

(1) 姉妹港等交流事業

姉妹港等提携は、両港相互の繁栄と国際貿易の発展に寄与し、東京港に対する理解を促進するとともに、港湾を
通じて相互の経済、社会及び文化の交流を深めることを目的として行っている。

また、近年は、港湾の管理運営に関する情報交換や海外でのポートセールス活動の強化といった、実務的な交流
も行っている。

姉妹港及び友好港提携・交流事業内容		
姉妹港・友好港	提 携 年 月 日	交 流 事 業 内 容
ニューヨーク／ ニュージャージー港 (姉 妹 港)	昭和55年5月15日 (1980年)	・使節団の相互訪問 ・記念事業の実施 ・港湾経営の意見交換及び技術交流の実施 ・研修生の相互派遣
天 津 港 (友 好 港)	昭和56年6月25日 (1981年)	・使節団の相互訪問 ・記念事業の実施 ・港湾・業務研修団の相互派遣 ・研修生の相互派遣
ロサンゼルス港 (姉 妹 港)	昭和62年11月18日 (1987年)	・使節団の相互訪問 ・記念事業の実施 ・港湾経営の意見交換及び技術交流の実施 ・研修生の相互派遣
ロッテルダム港 (姉 妹 港)	平成元年4月25日 (1989年)	・使節団の相互訪問 ・共同調査作業部会開催 ・情報交流計画の策定 ・記念事業の実施

(2) その他国際港湾交流

諸外国の港湾関係者や研修生の東京港視察・研修を随時受入れ、情報の提供・交換と相互理解を推進している。

3 クルーズ客船の誘致

〔港湾経営部振興課〕

近年、世界のクルーズ市場ではクルーズ人口が急増するとともに船舶の大型化が進んでいる。クルーズ客船の寄港は東京に多くの観光客をもたらし、東京港のイメージアップ、臨海エリアにおけるMICE・国際観光拠点化の推進、大きな経済効果が期待できるなど、観光振興に大きく寄与するものである。

東京は、アクセスの良さや観光資源の充実などクルーズ客船の寄港地として潜在能力が高いことから、船会社の寄港ニーズに適切に応えるとともに、寄港による経済効果を確実に取り込むため、令和2年9月に世界最大級の大型クルーズ客船に対応可能な東京国際クルーズターミナルを開業した。さらに、令和7年6月から晴海客船ターミナルでの中小型クルーズ客船の受入を開始した。加えて、今後増加が見込まれる大型クルーズ客船の寄港ニーズに的確に対応するため、東京国際クルーズふ頭において第2バース等を整備し、客船受入れ機能の強化を図っていく。

(1) 誘致活動

東京港へのクルーズ客船の寄港を促進するため、船舶の入出港に要する費用に対するインセンティブ制度や補助制度を実施するほか、国内他港と連携して東京港のPRを行うなどの誘致活動を進めている。

4 水上交通ネットワークの拡充

〔港湾経営部経営課・振興課〕

東京の臨海部には臨海副都心をはじめ、多くの観光資源や集客施設が立地しており、これらに船でアクセスできれば、東京の魅力がさらに高まることになる。

東京港では、臨海副都心と既存市街地を結ぶ水上バス（定期航路）が運行するほか、江戸文化を継承する屋形船やディナークルーズ等を行う観光船等が不定期で周遊を行っているが、水上ルートや船着場が限られるなどの課題がある。

このため、国際観光都市としての東京の一層の魅力向上や、水辺のにぎわい創出に向けて、舟運の活性化のための取組を進めている。

(1) 公共船着場等の利活用

舟運事業者が利用できる船着場を増やすため、都が保有する公共船着場を、一定の要件のもとに屋形船などの不定期航路事業者に開放することとし、竹芝、有明、日の出、お台場海浜公園、東京国際クルーズふ頭及び晴海五丁目の各船着場を試行的に開放している。さらに、上記の全ての公共船着場で予約システムを運用しているほか、令和4年度からは日の出船着場、令和5年度からはお台場海浜公園船着場、令和6年度からは有明船着場、令和7年度からは晴海五丁目船着場において無人管理システム（スマートロック及び高性能カメラ）の試行運用を開始するなど、船着場のDX化を進めている。

また、田町駅等に近接した運河部の防災船着場を、水上タクシーの乗降場所として開放する社会実験にも取り組んでいる。

(2) 舟運活性化に向けた取組

都市整備局・建設局・港湾局の3局と民間事業者とで連携して、舟運の活性化に向けた取組を行い、新規航路の開拓、利用者の利便性向上、舟運のDX化の推進、認知度・魅力の向上に向けた取組を実施している。

5 東京港における水辺空間の魅力向上

〔港湾整備部計画課〕

(1) 運河ルネサンス

ア 東京港内の運河の現状

東京港内の運河は、物資輸送に欠かすことのできない水路として、東京の発展に重要な役割を果たしてきた。

しかし近年、産業構造の変化により舟運による輸送量は低下し、運河の利用は大幅に減少している。

また、物流機能の沖合展開が進むにつれ、その背後地の土地利用も、工場や倉庫などから、オフィスやマンションなどへと変化してきている。

一方、現在、都においては、運河の魅力を一層向上させ、舟運の活性化との相乗効果により、国際観光都市としてのプレゼンスの向上を目指している。東京の運河は、観光資源として大きな可能性を秘めており、東京における観光振興に資する存在になることが期待されている。

イ 運河ルネサンスの取組

このような背景により、現在、運河の役割に新たに「観光資源」という視点を取り入れ、新たな運河利用や周辺環境の整備を推進し、水辺の魅力を向上していくことが求められている。

このため都では、運河等の水域利用とその周辺におけるまちづくりが一体となって、地域のにぎわいや魅力等を創出することを目的とした運河ルネサンス推進方針に基づき、これまでに品川浦・天王洲、芝浦、朝潮、勝島・浜川・鮫洲、豊洲、東陽・新砂の6地区を、運河ルネサンスの推進地区に指定し、取組を進めている。

ウ 運河ルネサンスの推進方針

(ア) 目標

- ・観光振興に資するようになぎわいの創出
- ・新たな運河利用の発掘等、運河の魅力向上
- ・周辺地域の活性化

(イ) 推進方針

- ・地域の特性を生かし背後のまちづくりと一体となった運河の活用及び整備を推進する
- ・地元区、住民、企業、NPOなど地域と連携を図る
- ・新たなニーズに適応した水域占用などの規制緩和を行う
- ・護岸や周辺建築物等の緑化、遊歩道の整備、水質浄化等、良好な水域景観を創造する
- ・運河の新たな魅力を広くPRする

(ウ) 対象地域

運河ルネサンスの対象となり得る運河を含む一定の区域で、地元の熱意と発意により取組方針が定まり、その方針が都の運河ルネサンスの推進方針に沿っている地域

(エ) 実施要綱

「運河ルネサンスガイドライン（実施要綱）」に基づき実施する。

(2) 運河エリアライトアップの推進

都は、運河の水辺空間の資源を活用した良好な夜間景観を創出することで、観光資源としての水辺空間の魅力向上や、舟旅の活性化に繋げていくため、平成30年3月に「運河エリアライトアップ・マスタープラン」を策定した。このプランに基づき、地元区や民間事業者等と連携して、運河エリアの施設（水門、橋梁等）のライトアップに取り組んでいる。

第4節 港湾施設の危機管理体制の確立

〔港湾経営部経営課〕

1 危機管理対策の意義

近年、日本の各地の港では船舶の座礁事故による燃料油の流出や、放置された外国船などによって港湾機能に支障を来し、周辺環境に悪影響を及ぼしている。また、平成13年9月11日に発生した米国における同時多発テロ以降、港湾がテロ行為の対象またはその経由地となり得るとの強い危機感が世界的に高まっている。このような事件・事故により東京港の機能が麻痺した場合、背後圏の経済に与える影響は計り知れないものがある。

また、船舶や海上コンテナを利用した不正薬物の密輸や密入国事件が発生する可能性がある。

こうした中、東京港の水際を脅かす危機に的確に対処し、危機管理体制の充実を図ることにより、都民の不安を解消し、東京を安全で安心な都市にするとともに、東京港における円滑な物流を確保することが必要である。

2 港湾施設の管理運営に支障を来す船舶への対応

外国船舶による座礁事故が日本各地で起きており、燃料油の流出による海洋汚染や漁業被害が発生している。本来、座礁した船体の撤去は船主の責任において行うべきものであるが、そのまま放置されてしまい、やむなく地元自治体が撤去を強いられたうえ船主等による補償が十分に行われないケースもある。

東京港においても、船舶からの油流出事故の発生、老朽化や整備不良のため航行不能となった船舶の放置といった事態が発生し、港湾機能が麻痺するおそれは否定できない。こうした事態を未然に防ぐとともに東京港の適正な管理運営を維持するため、平成16年3月に改正した東京都港湾管理条例及び同条例施行規則において、以下の船舶等に関して港湾の管理上著しい支障が生じると認められるときは港湾施設を使用させないことができることとした。

(1) 港湾施設を損傷し、又は汚損し、その他管理上支障を来すおそれがある船舶

船舶安全法、船員法、船舶職員及び小型船舶操縦者法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の規定に基づく処分、命令その他の措置を受けたにもかかわらず改善措置を行っていない船舶

(2) 船舶の事故による損害賠償等を履行しないおそれがある船舶所有者等

次に掲げる損害の賠償義務の履行により生じる損害を填補する保険契約等を締結していない船舶所有者等

- ① 船舶に積載されていた燃料油等による汚染により生じる損害の賠償義務（総トン数100トン以上の外航船舶及び同1,000トン超の内航船舶）
- ② 船舶の座礁、沈没等による難破物除去等の措置に要する費用の負担により生じる損害の賠償義務（総トン数100トン以上の外航船舶及び同300トン以上の内航船舶）
- ③ 船舶の運航に伴い岸壁等の港湾施設に与えた損害の賠償義務（総トン数100トン以上の外航船舶）

3 港湾における密輸・密入国及びテロ等の阻止

船舶や海上コンテナを利用した密輸・密入国事件は、背後に密航の受入れ組織が介在するといわれており、今後も事件の発生が懸念される。また、港湾におけるテロ対策が喫緊の課題となっており、国際テロをはじめとする国際組織犯罪を未然に防止し、これに適切に対処するための取組が求められている。

港湾局は、平成16年1月、国際テロをはじめとする国際組織犯罪を水際で阻止するため、東京港の関係行政機関や民間事業者等で構成される東京港保安委員会を設置した。平成16年6月には、この委員会の取組として、東京海上保

安部をはじめとする関係機関が連携して「東京港テロ対策合同訓練」を有明フェリーふ頭で実施した。その後、年一回のペースで東京港テロ対策合同訓練を実施している。

今後も、関係機関との情報の共有化と連携体制の強化を図り、東京港の治安を脅かす密輸・密入国及びテロ等の犯罪を未然に防止し、これに適切に対処するための港湾保安対策を実施していく。

4 改正SOLAS条約への対応

米国における同時多発テロ事件以降、港湾がテロ行為の対象、あるいは、その経由地となり得るとの強い危機感が高まっており、国際的なテロ攻撃への防御体制の確立が各国において重要な課題となっている。

これを受け、国際海事機関（IMO）では船舶や港湾施設に対するテロ攻撃の脅威に備えるため、「海上における人命の安全のための国際条約」（SOLAS条約）を平成14年12月に改正した。平成16年7月1日に同条約が発効し、国内では同時に「国際船舶・港湾保安法」が施行された。同法に基づく国際埠頭施設の管理運営を行うため、東京港ではふ頭ごとに立入制限区域を設定するとともにフェンス、ゲート、監視カメラ及び照明設備等を整備し、制限区域へ出入しようとする人や車両を対象にゲートでの出入管理を開始した。

また、平成26年7月からはセキュリティカード等を使ってゲートでの出入管理を行う手法を導入し、保安対策の強化を図っている。

東京港の港湾施設がテロによる攻撃を受けた場合、広く首都圏4,000万人の消費生活に多大な影響が生じることが予想される。また、保安対策が不十分な港湾から出港した船舶は、目的地の外国港湾において入港を拒否される懸念もあり、東京港の国際競争力を確保するうえからも港湾施設の保安対策を着実に推進していく。

第5節 東京港の環境対策

港湾管理者は、港湾法により港湾区域を良好な状態に維持し、また、港湾施設として海洋性廃棄物処理施設等を建設し、管理運営することとなっている。

これらの規定に基づき東京港では、次のような水域環境保全のための事業を行っている。

1 水面監視業務 〔港湾経営部経営課〕

東京港管理事務所所属の監視艇7隻により常時、港内泊地、運河筋等を巡視し、土砂、じん芥、廃油等の不法投棄防止、発見及び除去、警告、関係機関への通報など適切な措置に努めている。

監視艇等による処理状況

年 度	監 視 艇 出 回 動 数	処 理 件 数				
		油	流 沈 木	沈 廃 船	そ の 他	計
令和5年度	2,462	102	140	4	559	805
令和6年度	2,206	40	294	24	605	963
令和7年度	2,255	57	110	47	525	739

2 流出油対策 〔港湾経営部経営課〕

船舶等からの廃油の不法投棄や係留中の船舶が給油中に誤って油を流出する事故が後を絶たず発生している。また、港内の臨港地区には石油類を取り扱う企業が点在し、隅田川筋や江東地区の運河筋には油槽所が多く立地することから、港内を通過する小型タンカーの航行も非常に多い。

このため、次のような流出油防除資機材を保有するとともに、官民一体の協力体制をとっている。

(1) 備蓄資機材の保有状況（令和8年8月1日現在）

- ① オイルフェンス 2,220m（B型）
- ② 油吸着マット 50cm×50cm×0.4cm 500枚、65cm×65cm×0.4cm 1,200枚など
- ③ 監視艇 7隻（うちオイルフェンス展張機能放水銃装備艇1隻、放水銃装備艇3隻）
- ④ 油回収装置 清掃船用 2基（第1清海丸、第2清海丸）

(2) 応急体制

大量流出油事故等の場合には、各当事者の能力だけでは処理できないので、被害を最小限に食い止めるために関係官公庁、関連企業の相互協力体制が必要である。

このため、海上保安部を中心に「東京湾排出油防除協議会」が設置され、さらに、地域機構として「東京港排出油防除協議会」がある。当局もこれに加入して、防災訓練に参加するなど港湾管理者の立場から応急対策についての協力体制をとっている。

なお、平成9年7月に起きたダイヤモンド・グレース号の事故を契機に、「大規模流出油災害対策の手引き」を策定し、今後の流出油災害に備えている。

3 港内清掃

〔港湾経営部経営課〕

清掃船 6 隻、運搬母船 1 隻により港湾区域内の浮遊じん芥等の収集を行っている。作業は、東京港埠頭株式会社に業務委託している。

収集したごみ等は、清掃船で回収し、分別運搬処理をしている。

海 面 清 掃 実 績

単位：m³

年 度	収 集 量
令和 5 年度	1,173
令和 6 年度	1,779
令和 7 年度	866.5

4 汚泥しゅんせつ

〔港湾整備部計画課〕

東京港内、特に運河部に堆積している汚泥は、悪臭を発生し、住民の生活環境を悪化させる原因となっている。こうした現況を改善するため、昭和47年度から運河部の汚泥しゅんせつ等を行っている。

令和8年度は、江東地区や芝浦地区における運河の汚泥しゅんせつ等を実施する。

汚泥しゅんせつ事業の計画と実績

		土量（単位：m ³ ） 事業費（単位：千円）		
年度 地区	施設	実績土量 S47～R07	令和8年度計画	
			土量	事業費（単独）
江東	しゅんせつ	2,344,601	4,500	90,000
	覆砂	12,131	800	10,000
芝浦	しゅんせつ	1,651,789	3,400	46,400
	覆砂	129,431	2,500	53,600
港南	しゅんせつ	617,274	—	—
	覆砂	22,230	—	—
計	しゅんせつ	4,613,664	7,900	136,400
	覆砂	163,792	3,300	63,600

5 沈木、木皮の処理

〔港湾経営部経営課〕

東京港で取り扱う原木は、年々漸減しているが、輸送、荷役及び製品化に伴い発生する沈木、木皮は、航行障害となるばかりでなく、海底に長年堆積して水質に悪影響を与えることになる。

(1) 沈木対策

輸送、荷役に伴う流沈木による被害を未然に防止するため、港湾管理者として原因者に注意を喚起し清掃等を行っている。

(2) 木皮対策

原木荷役に伴い発生する木皮については海洋投棄の規制が強いことから、当該木材関連企業から依頼を受けた産業廃棄物処理業者が処理している。

6 沈廃船の処理

〔港湾経営部経営課〕

港内に放置される沈廃船は、船舶の航行を阻害し水質を悪化させ公害を発生させるとともに港内の美観を損なうこととなるため、これまで所有者不明の沈廃船は、都において撤去している。

7 東京港における脱炭素化の取組

〔港湾経営部振興課〕

東京港における脱炭素化の取組を戦略的に推進していくため、令和5年3月に、温室効果ガスの削減目標やその実現に向けたロードマップなどをまとめた「東京港カーボンニュートラルポート（CNP）形成計画」を策定した。

官民の連携による脱炭素化を一層促進するため、令和8年3月には、同計画を「東京港カーボンニュートラルポート（CNP）形成計画2.0」にアップデートし、港湾法に定める港湾脱炭素化推進計画に位置付けた。

(1) 計画の目標

計画では、2030年のカーボンハーフ（2000年比50%削減）、2050年のカーボンニュートラル（CO₂排出量実質ゼロ）の目標に加え、大井ふ頭の再編整備を契機に東京港の脱炭素化（DXや物流効率化、荷役機械の一層のゼロエミッション化）を推進するため、新たに2035年の中期目標（2000年比60%削減）を設定している。

(2) 計画における主な取組

計画の対象範囲を「ふ頭（ターミナル内）」「ふ頭背後地（ターミナル外）」「船舶・車両」の3つに区分し、主な取組を以下のとおり定めている。

【ふ頭（ターミナル内）】

- ・グリーン電力の継続使用
- ・水素などの次世代エネルギーや電力を活用した荷役機械の導入経費補助の実施
- ・水素を活用した荷役機械の実装

【ふ頭背後地（ターミナル外）】

- ・倉庫等における省エネ対策、グリーン電力の導入
- ・Airソーラーなど太陽光発電設備の導入促進
- ・荷役機械のゼロエミッション化、設備更新等の推進

【船舶・車両】

- ・陸上電力供給設備の導入などの基盤整備の推進
- ・環境に配慮した船舶の入港料を減免するインセンティブ制度を実施し、環境配慮型船舶の普及及び寄港を促進
- ・コンテナ搬出入予約制の導入や、モーダルシフトの促進による渋滞対策等の実施

8 藻場創出活動

〔港湾整備部計画課〕

近年、気候変動問題への対応が世界的な課題となる中、ブルーカーボン生態系と呼ばれる藻場創出の取組が注目されている。

東京港では、夏場の濁りや高水温など生育環境が厳しいことや船舶の往来が多いことから、藻場の創出に適した箇所は限定的である。そのため、多様な生物の生息場や環境学習の場としての機能に着目した「東京港藻場創出の活動方針」を令和6年12月に策定した。

令和7年12月に都民や企業等の参加を得てお台場海浜公園においてアマモの種播き会を開催した。引き続き、東京港における藻場創出活動を着実に進めることで、都民への環境学習の機会を提供し、参加者の環境対策への意識向上を図っていく。

9 船舶の排出ガス対策等

〔港湾経営部振興課〕

東京港は、平成27年4月から船舶の排出ガス削減に資する国際的な環境対策プログラムであるESI※に参加し、環境性能に優れた船舶に対して入港料を減免するインセンティブを導入することで、船舶から排出される窒素酸化物

(NOx) や硫黄酸化物 (SOx) 等の削減を促進している。

また、新たな船舶燃料として、従来の重油と比べて環境負荷の小さいLNG（液化天然ガス）への転換が進められていることや今後ゼロエミッション燃料として期待される水素を燃料とする船舶等の早期就航を後押しするため、令和3年4月からLNGや水素を燃料とする船舶等に対して入港料を免除するインセンティブ制度も導入している。

※ ESI (Environmental Ship Index)

国際港湾協会 (IAPH) 主導のもと世界の港湾が結成したWPSP (World Ports Sustainability Program) が、船舶からの大気汚染物質等の排出削減を目的に環境負荷の少ない船舶を測定評価し、環境船舶指数 (ESI値) を認証する。

参加港湾等は、ESI値に応じ、入港料の減免などのインセンティブを与えることで環境負荷の少ない船舶の入港を促進し、港湾地域での大気環境の改善を図る。

10 屋形船のし尿処理

〔港湾経営部経営課〕

船舶からの海域へのごみ、し尿等の廃棄物の排出については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律で一定の規制がなされている。

しかし、し尿の排出について定員100人未満の屋形船は法規制の対象外であることから、港湾区域内の親水施設である海上公園等の閉鎖水域でのし尿垂れ流しに対し、各方面から早急に対処するよう要望が出され、平成2年11月に、屋形船のし尿処理対策を円滑に進めるため、業界団体及び庁内関係局等の協議の場として「屋形船し尿処理対策連絡協議会」（事務局：環境局）を設置した。

この協議会の協議結果を踏まえ、当面の暫定策として、閉鎖水域へ排出を行わないよう屋形船を改造し貯留タンクを設け、港内に設置したし尿受入施設（海上係留）で処理するよう行政指導による対応策を講じ、平成3年8月から実施した。これを、平成13年4月からはバキュームカーによる回収に切り替え、実施している（平成13年度は拠点及び巡回、平成14年度からは巡回のみ）。さらに、平成22年度には、し尿回収施設を設置するなど、し尿回収の体制を整えている。

11 官民協力・協議会

〔港湾経営部経営課〕

(1) 東京港の安全と環境良化の促進を図るため官民協力体制として港湾局長を会長とする「東京港安全・汚染防止対策協議会」が昭和50年6月に発足した。主な協議事項は、船舶の航行安全対策、廃棄物、廃油及び廃船等による汚染防止体制の整備並びに清掃体制に関することである。

平成22年度からは東京港における水域利用調整に係る連絡調整を行うことを目的として、水域利用調整協議会（事務局：東京都港湾局、東京海上保安部）を設置している。水域利用調整に係る調整ルールに関すること、その他船舶航行の安全確保及び円滑化に関すること等について協議し、問題の解決を図っている。

(2) 東京都区部の港湾・河川における廃船を適正に処理、リサイクルするための検討組織として、平成11年6月、行政と民間の関係者が連携・協力し「東京都廃船処理協議会」を設立し、廃船処理の試行（トライアル）を3回行い、平成12年3月に廃船処理のフローチャート・廃船処理費用等を含む中間報告（ガイドライン）を発表するなど検討を進めてきた。

その後、平成19年7月に設立された関東地区廃船処理協議会（事務局：関東運輸局）にて、適正処理のシステムが確立された。今後も、その円滑な運用についての協議、調整を行っていくとともに、周知活動等を行っていく。

12 放置艇対策の取組

〔港湾経営部経営課〕

都内の河川や港湾を一体とした公共水域における放置船舶問題について、効率的かつ迅速な解決を目指し、平成14年3月「東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例」（建設局と港湾局共管）を制定し、平成15年1月に施行した。

本条例は係留保管施設の整備状況に応じて区域を指定し（適正化区域・重点適正化区域）、その区域内の放置船舶に対する移動措置など都独自の規制により、都市景観を回復し、公共水域における経済活動や生活環境の確保を図ることを目的としており、東京港内における放置船舶問題の解決を図っている。

13 要緊急対処特定外来生物（ヒアリ類）の侵入・定着防止

〔港湾経営部経営課〕

平成29年7月、東京港で陸揚げされたコンテナ内において、都内で初めてヒアリが確認された。

ヒアリは攻撃性があり、人体への被害等を及ぼす生物であることから、ヒアリが国内に定着した場合、国民の生活に大きな影響を与える可能性がある。

このため東京港では、要緊急対処特定外来生物（ヒアリ類）の水際での対策を徹底するため、「東京港におけるヒアリ等対策連絡会」（事務局：港湾局及び環境局）を設置して関係組織の連携体制を強化するとともに、モニタリング調査や普及啓発の取組を行っている。

第4章 東京港の港湾計画の策定

第1節 港湾計画の系譜	93
第2節 東京港第9次改訂港湾計画	97

第4章 東京港の港湾計画の策定

第1節 港湾計画の系譜

〔港湾整備部計画課〕

港湾計画は、その必要性、目的、計画事項、作成の手續等について港湾法で定義されており、港湾管理者である都が定めることとなっている。

また、港湾計画は、港湾の開発、利用及び保全等に関する基本的事項を定めるもので、地方港湾審議会の議を経て策定するものである（港湾法第3条の3）。

都は昭和31年の東京港港湾計画を策定後、一連の計画の改訂を経て、令和5年12月に東京港第9次改訂港湾計画を公示した。

第8次改訂港湾計画までの概要は以下のとおりである。

東京港港湾計画策定の経緯

	策定年月	目標年次	主 な 基 本 方 針	主 な 計 画 事 項	主な変更事項
東京港港湾計画	昭和31年 4月	昭和40年	・はしけから岸壁扱いへ転換 ・産業の発展、民生の福祉に対応 ・適正業種の工場誘致と埋立地の高度利用	・計画貨物量1,400万トン ・晴海、豊洲、品川ふ頭の開発 ・航路の変更	—
東京港改訂港湾計画	昭和36年 3月	昭和45年	・物資供給近代化のための積極的港湾施設の拡充 ・東京の都市構造を改善するための都市交通の整備 ・港湾機能の確保と都市開発のための埋立地の早期開発	・計画貨物量4,750万トン ・大井、品川等内外貿ふ頭月島漁業基地の整備 ・埋立地造成計画 (2,243ha) ・大井・品川火力発電所 ・第一、二航路計画	—

	策定年月	目標年次	主 な 基 本 方 針	主 な 計 画 事 項	主な変更事項
第2次改訂港湾計画	昭和41年 3月	昭和50年	・流通の中心的機能としての総合的港湾の建設 ・国際貿易港湾としての整備 ・既成市街地の再開発に寄与する埋立地の造成・開発	・計画貨物量6,750万トン ・大井、13号外貿ふ頭 ・東西中央防波堤 ・第一、二、三航路計画 ・1/4円埋立地計画（概ね現在の埋立形状）	・大井コンテナふ頭の整備 ・10号その2フェリーふ頭の整備 ・大井食品ふ頭の増強 ・中防内側処分場 ・大井ふ頭（その2）廃棄物処分場 ・10号地（その1）鉄鋼ふ頭変更 ・砂町下水処理場拡張埋立 ・中防外・羽田沖処分場 ・12号地岸壁変更 ・12号地木材投下泊地防波堤、投下泊地法線変更 ・平和島運河一部埋立
第3次改訂港湾計画	昭和51年 3月	昭和55年	・広域な背後圏の物資流動軸の役割を果たす ・都民生活に密着した港湾の形成 ・港湾関連諸施設の新埋立地での重点的整備 ・旧港地区再開発 ・海洋レクリエーションに対応した水際線の確保	・計画貨物量8,370万トン ・竹芝、日の出ふ頭再開発計画 ・青海コンテナふ頭の整備 ・葛西海浜公園の整備 ・15号地マリーナの整備 ・勝島運河一部埋立	・大井その2建材ふ頭一部を専用化 ・15号地建材ふ頭 ・15号地危険物取扱施設の拡張 ・15号地マリーナ変更 ・14号地営団車庫
第4次改訂港湾計画	昭和56年 10月	平成2年	・外内貿機能の充実 ・既設ふ頭再開発 ・道路網の充実 ・廃棄物処分場の確保と空港利用に資する用地の造成 ・緑地等環境施設の整備	・計画貨物量7,650万トン ・東京港連絡橋の整備 ・竹芝、日の出、芝浦ふ頭再開発 ・羽田沖合展開廃棄物用地 ・大井（その1）（その2）食品ふ頭拡張 ・15号地原木ふ頭	・羽田沖廃棄物用地を空港用地へ変更 ・大井・青海コンテナふ頭増深、第一航路増深 ・大規模地震対策施設（芝浦等） ・有明テニスの森公園 ・平和島運河一部埋立 ・東京港野鳥公園 ・中防内VOR/DME
第5次改訂港湾計画	昭和63年 5月	平成7年	・外内貿機能の充実 ・客船ふ頭と賑わいのある空間の整備 ・親水空間の充実 ・物流施設の移転、再配置 ・多心型都市構造への転換 ・効率的、体系的交通網の形成 ・港湾施設の耐震強化	・計画貨物量6,820万トン ・青海コンテナふ頭の整備（第3、4バース） ・大井食品ふ頭、12号地内貿雑貨ふ頭の整備 ・晴海客船ふ頭及び客船ターミナルの整備 ・夢の島マリーナの整備 ・臨海副都心の整備 ・東京港臨海道路の整備 ・東京臨海新交通の整備 ・豊洲・晴海ふ頭廃止 ・第一航路の増深	・計画貨物量変更8,560万トン ・新海面処分場 ・豊洲、晴海再開発 ・建設発生土積出基地の整備（大井その2、中防内） ・大井コンテナふ頭再整備

	策定年月	目標年次	主 な 基 本 方 針	主 な 計 画 事 項	主な変更事項
第6次改訂港湾計画	平成9年 1月	平成17年	・外内貿機能を拡充・強化 ・耐震性の高い港湾施設を拡充 ・親水空間の拡充 ・効率的かつ体系的な臨港交通網を形成 ・大規模な供給処理施設の用地を確保 ・防潮堤による高潮対策	・計画貨物量 10,000 万トン ・中央防波堤外側、新海面処分場埋立地に新たなコンテナふ頭を整備 ・青海ふ頭南端地区に外貿多目的ふ頭を整備 ・中央防波堤内側埋立地に内貿ユニットロードターミナル、大型建材ふ頭、セメントふ頭、小型船 だまりを整備 ・第一航路の拡幅・増深 ・沖防波堤の整備 ・中央防波堤外側、新海面処分場埋立地に幹線臨港道路を整備	・臨海副都心及び豊洲・晴海地区の土地利用計画変更 ・豊洲1～3丁目の土地利用計画変更 ・15号地、中央防波堤内側専用ふ頭 ・10号地その1、大井ふ頭その1臨港道路 ・10号地その1土地利用計画変更及び土地造成計画 ・10号地その1公共ふ頭 ・大井ふ頭その1小型船だまり
第7次改訂港湾計画	平成17年 12月	平成20年代 後半	・外貿コンテナふ頭機能の拡充・強化 ・内貿ユニットロードふ頭の再編 ・羽田空港再拡張への対応 ・臨海部の交通ネットワークの充実 ・大規模地震対策施設の拡充 ・高潮対策の推進	・計画貨物量 10,900 万トン ・中央防波堤外側、新海面処分場埋立地に大水深コンテナふ頭及び中規模のコンテナふ頭を整備 ・10号地その2、品川ふ頭、15号地の内貿ユニットロードふ頭を再編 ・内貿ユニットロードふ頭の再編にあわせ、10号地その2のフェリーふ頭を再編 ・羽田空港の滑走路の新設に伴い、大型船舶の対面航行に対応するため第一航路を移設、拡幅 ・中央防波堤内側埋立地に「海の森」を整備 ・緊急救援物資等の海上輸機能確保のため、耐震強化岸壁を15バース計画 ・外貿コンテナ物流機能を維持する耐震強化岸壁を中央防波堤外側に2バース計画	・計画貨物量を 10,600 万トンに変更 ・既存の大井、青海コンテナふ頭の増深 ・中央防波堤外側及び新海面処分場コンテナふ頭の増深 ・大井コンテナふ頭の増深に伴い、航路、泊地及び航路・泊地の水深を変更 ・中央防波堤地区と中部地区を結ぶ、臨港道路南北線を計画 ・13号地に新客船ふ頭を計画

	策定年月	目標年次	主 な 基 本 方 針	主 な 計 画 事 項	主な変更事項
第8次改訂港湾計画	平成 26 年 10月	令和一桁 後半	・外内貿コンテナふ頭の再編・拡充・機能強化 ・ロジスティクス機能の強化 ・大型クルーズ客船の誘致促進 ・良質な環境形成に向けた緑地整備・自然環境再生の推進 ・オリンピック・パラリンピックを契機とした「スポーツ都市東京」の実現 ・災害に強いみなとの整備	・計画貨物量 10,830 万トン ・大井コンテナふ頭、青海コンテナふ頭、中央防波堤外側・新海面コンテナふ頭において、船舶の大型化に対応するため、対象船舶を 15 万 DWT に変更 ・大井水産物ふ頭の用途変更を行い、コンテナふ頭 1 バースを計画 ・急増するアジア貨物に対応するため、15号地にコンテナふ頭 2 バースを計画 ・大井ふ頭のふ頭用地を拡張 ・中央防波堤外側・新海面処分場埋立地の土地利用計画を変更し、港湾関連用地を拡充 ・災害発生時に経済活動を停滞させないよう、幹線貨物の耐震強化岸壁を 5 バースから 22バースに増加	・13 号地新客船ふ頭の岸壁延長を 250m 延伸 ・内港地区に緑地を計画 ・13 号地に小型棧橋を計画 ・中部地区に海浜を計画 ・品川コンテナふ頭の増深ふ頭用地の拡張 ・臨港道路中防内 6 号線 ・中部地区に緑地を計画

第2節 東京港第9次改訂港湾計画

1 東京港を取り巻く情勢変化

東京港では、平成26年に策定した第8次改訂港湾計画に基づき、港湾機能の強化を進めてきたが、近年、産業構造の変化等によるアジア地域との取扱貨物量の増加や世界的な船舶の大型化の進展など、東京港を取り巻く環境はこれまで以上に大きく変化している。また、少子高齢化等による労働力の不足や、AI・IoT等の情報通信技術の進化など、社会情勢も変化している。このため、港湾機能の強化とともにDXを推進することなどにより、物流を効率化し生産性の高い港を実現することが求められている。

一方、首都直下地震等の発生や、激甚化・頻発化している高潮・暴風等のリスクの増大が懸念されていることから、災害時においても物流機能を維持できる、強靱な港の構築に向けた取組も求められている。

さらに、脱炭素社会の実現やクルーズを核とした観光拠点の形成など、様々な分野における取組が求められている。

これらの情勢の変化に対応するため、令和5年9月の東京都港湾審議会の議を経て、東京港第9次改訂港湾計画を策定した。（令和5年12月1日付 東京都告示第1229号）

2 港湾計画の方針

令和10年代後半（2033年から2037年）を目標年次として、基本理念を「進化し続ける未来創造港湾 東京港」とし、以下の方針を基に第9次改訂港湾計画を策定した。

(1) 世界とつながるリーディングポート

ア ユーザーに選ばれ国際競争力が高く使いやすい港に進化するため、国際基幹航路の維持や増加する東南アジア航路への対応、国際フィーダー航路網の充実・積替機能の強化を図るとともに、増加するコンテナ貨物、船舶の大型化に対応した新たなふ頭を整備し、既存ふ頭を再編整備する。

イ AI等の最先端技術の積極的な活用や荷役機械の遠隔操作化、コンテナターミナルの一体利用による限られたヤードスペースの最適化などにより、ターミナル処理能力を増大させるとともに良好な労働環境の確保を図る。また、「サイバーポート」による物流の効率化や貨物情報の見える化等に取り組む。

ウ 国内海上輸送拠点として、モーダルシフトの進展等により増加する内貿貨物や船舶の大型化に対応した新規ユニットロードふ頭を整備し、既存ふ頭を再編整備する。

エ 東京港を支える様々な船舶の係留場所の確保など、適切な機能配置と運営により、限られた港湾空間の効率的な運用を図る。

(2) 信頼をつなぐレジリエントポート

ア 大規模地震や台風・高潮等の災害時にも物流機能を確実に維持する強靱な港を実現するため、耐震性の高い港湾施設を整備するとともに、電源設備等の浸水対策に取り組む。また、背後圏への陸上輸送維持のため、臨港道路等やふ頭敷地における無電柱化に取り組む。

イ 港湾に隣接する地域において、高潮・津波等から都民の生命と財産を確実に守るとともに物流機能を維持するため、「東京湾沿岸海岸保全基本計画〔東京都区間〕」に基づき、海岸保全施設の耐震対策を着実に進める。また、今後の気候変動に伴う平均海面水位の上昇等の影響を踏まえた施設の機能強化に取り組む。

ウ 港湾・海岸施設や気象海象等の情報を一元化する「東京みなとDX」の推進により、災害対応の迅速化や生産性の向上を図る。また、既存ストックである港湾施設等が将来にわたり機能を発揮し続けるよう、効果的な維持管理や長寿命化対策に取り組む。

(3) 未来へつなぐグリーンポート

ア 東京港におけるカーボンニュートラルの実現に向けて、「東京港カーボンニュートラルポート（CNP）形成計画」に基づき、次世代エネルギーや再生可能エネルギーの活用を促進するとともに、陸上電力供給による船舶のアイドリングストップなど、港湾施設の脱炭素化に向けた取組を推進する。

イ 水と緑のネットワークを拡充するとともに、豊かな海域環境の創出に向け、水生生物や水鳥など多様な生物の生息の場であり、ブルーカーボン生態系を構成する干潟や藻場等の保全・再生に取り組む。また、より多くの人々が海の豊かさを実感できるよう、環境学習などの取組を推進する。

ウ 今後も区部で発生する廃棄物等を適切に処分し持続可能な循環型社会に貢献していくため、引き続き廃棄物処分場の機能を確保するとともに、静脈貨物の取扱機能を確保する。

(4) にぎわいをつなぐゲートウェイ

ア クルーズ客船や大型クルーザー、水上交通（舟運）等の多様な船舶の寄港・回遊要請に対応するため、客船等の円滑かつ安全な受入機能の確保や官民連携による船着場の拡充などを図る。

イ 水辺のさらなる魅力向上に向けて、緑やオープンスペース等の連続性を確保した公園の整備や海に面した園路・海浜等へのパブリックアクセスの確保、民間開発等と連携したにぎわい創出、水辺レクリエーションを安全に楽しめる環境づくりなどにより人々が海とふれあう場を創出する。また、デジタルテクノロジーを活用したまちの魅力向上やにぎわいの創出に取り組む。

3 目標年次（令和10年代後半）における計画取扱貨物量等

取扱貨物量	外貿	6,320 万トン
	〔うち外貿コンテナ貨物〕	〔6,150 万トン [590 万 TEU]〕
	〔在来貨物等〕	〔170 万トン〕
	内貿	4,580 万トン
	〔うち内貿ユニット貨物〕	〔1,360 万トン [20 万 TEU]〕
	〔国際フィーダー貨物※〕	〔190 万トン [40 万 TEU]〕
	〔フェリー貨物〕	1,260 万トン
	〔在来貨物等〕	〔1,770 万トン〕
合 計		10,900 万トン
〔うち外内貿コンテナ貨物〕		〔 [650 万 TEU] 〕
船舶乗降旅客数		540 万人

※国際フィーダー貨物：国際戦略港湾などで外航コンテナ船に積み替えられて輸出入される国内貨物

4 第9次改訂港湾計画において計画した主な港湾施設

(1) 外内貿コンテナふ頭計画

増加する東南アジア航路等の貨物需要や船舶の大型化に対応するため、新海面処分場コンテナふ頭計画を機能拡充※（水深-15m～-16m、総延長 600m（2 バース））するとともに、既存ふ頭（大井・青海・品川）を再編整備
※隣接する中央防波堤外側コンテナふ頭と連続した国最大級（延長 1,820m）の新たな高規格ターミナルを形成

(2) 内貿ユニットロードふ頭計画

モーダルシフトの進展等により増加する貨物需要や船舶の大型化に対応するため、中央防波堤内側内貿ユニットロードふ頭を機能拡充（（水深-9m、延長 500m（2 バース））及び（岸壁延伸 460m→500m（2 バース）））するとともに、既存ふ頭（10 号地その2）を再編整備

(3) 旅客船ふ頭計画

- ア 今後のクルーズ客船の寄港ニーズに対応するため、東京国際クルーズふ頭において、2 バース体制を確保
- イ 臨海部の回遊性の向上を図るため、背後のまちづくりや海上公園と連携した小型栈橋を拡充（竹芝、晴海五丁目、有明親水海浜公園、海の森公園）

(4) 大規模地震対策施設計画

- ア 緊急物資輸送に対応する耐震強化岸壁について、中央防波堤内側内貿ユニットロードふ頭の配置を変更する。
- イ 幹線貨物輸送に対応する耐震強化岸壁について、新海面処分場コンテナふ頭及び中央防波堤内側内貿ユニットロードふ頭を新たに計画する。

【港湾施設の規模及び配置】（港湾計画に位置付けた施設のうち未完成のものを記載）

種別			ふ頭名	船席	延長 (m)	水深 (m)	備考
外貿ふ頭	公共	①	品川コンテナ	3	745	-10～-11.5	現況水深-10m
		②	大井コンテナ	8	2,754	-15～-16	現況水深-15m
		③	青海コンテナ	2	700	-15～-16	現況水深-15m
		④	中央防波堤外側コンテナ	1	400	-16～-16.5	
		⑤	新海面処分場コンテナ	3	1,020	-15～-16.5	
		⑥	中央防波堤内側多目的	1	240	-12	
内貿ふ頭	公共	⑦	品川内貿ユニットロード	1	230	-8.5	
		⑧	大井その2 建材	2 3	160 280	-5 -6.5	建材（砂・砂利）
		⑨	10 号地その2 内貿ユニットロード	6	1,380	-9	
		⑩	10 号地その2 内貿多目的（フェリー）	2	530	-8.5	
		⑪	中央防波堤内側内貿ユニットロード	2	500	-9	岸壁延伸
		⑫	中央防波堤内側内貿ユニットロード	2	500	-9	
	専用	⑬	中央防波堤内側	1	200	-12	建材（セメント）
旅客船ふ頭		⑭	日の出貨客船	2	310	-7.5	貨客船
		⑮	東京国際クルーズ	1	250	-11.5	旅客船

【港湾施設の位置図】



第5章 東京港の整備

第1節	港湾施設整備の概況	103
第2節	港湾施設の整備状況	105
第3節	ふ頭再開発計画	109
第4節	廃棄物処理場整備事業	110

第5章 東京港の整備

第1節 港湾施設整備の概況

1 整備の概要

〔港湾整備部計画課〕

(1) 東京港へのあゆみ

近代的な東京港の整備は、明治39年12月に、東京市が着工した第1期隅田川口改良工事からである。この工事は、500トン級船舶の入港停泊を目標とし、総工費251万円を投じて、永代橋下流から台場外側の航路入口までを水深-3.6mにしゅんせつして、明治44年7月にしゅん功した。

以来、明治44年7月から大正6年3月にいたる第2期工事、大正11年4月から昭和10年にいたる第3期工事（昭和5年からは東京港修築事業を並行して実施）により、昭和16年5月20日の開港時には、日の出、芝浦、竹芝ふ頭が完成し、3,000トンから6,000トン級の貨物船が、15隻係留可能となった。また、日の出ふ頭上屋、道路、臨港鉄道（汐留～芝浦）などの背後施設も整備された。

(2) 戦後の復興と発展期

第二次世界大戦後、都は東京港の本格的な整備にかかり、昭和24年から28年まで、第1次東京港修築5ヵ年計画を実施し、戦争のために荒廃した航路泊地の整備を図るとともに、新たに豊洲石炭ふ頭の建設に全力を注ぎ、昭和25年11月には一部の供用を開始した。さらに豊洲ふ頭の全面的な供用を急ぐ一方、昭和27年3月には晴海ふ頭の整備に着手した。引き続き晴海、品川ふ頭などの完成を目指して、昭和29年から第2次計画を実施してきたが、昭和31年、検討中であった昭和40年度を目標年次とする東京港港湾計画を策定し、以後、この計画に基づいて建設が進められ、昭和35年には、航路も幅員200m、水深-10mとなり、晴海、豊洲、芝浦各ふ頭の整備も進んだ。しかし、著しい港勢の伸長により、昭和35年の東京港の取扱貨物量は、当初の目標年次取扱貨物量であった1,400万トンを大きく上回る2,100万トンにのぼった。

このような状況のもとに、昭和36年3月には、従来の計画を抜本的に改訂し、目標年次である昭和45年の推定貨物取扱量4,750万トンと想定した東京港改訂港湾計画を策定した。また一方では、港湾整備緊急措置法による国の港湾整備5箇年計画（昭和36年～昭和41年）が発足し、事業が実施されることとなった。昭和39年には、船客待合所の建設を最後に晴海ふ頭が完成し、品川ふ頭の供用も開始した。また、防波堤の建設と泊地しゅんせつにも着手した。

しかし、昭和39年には、年間取扱貨物量が3,000万トンの大台を越すに至り、これに対処するため昭和41年3月、東京港第2次改訂港湾計画（昭和41年～昭和50年）を策定し、この計画に基づいて、内外貿雑貨ふ頭の整備を行い、品川ふ頭（内貿3バース、外貿6バース）、13号地内貿製材・建材ふ頭（10バース）、10号地内貿雑貨ふ頭（24バース）等を完成し、それぞれ供用を開始した。

(3) 輸送革新への対応と安定成長期

一方、コンテナ、フェリー、その他の専用船による新しい輸送方式が急速に進展し、これらに対処するため、貨物を特定して扱う専門ふ頭の要請が強まってきた。このため、従来の公共ふ頭にかわり、民間資金を活用してふ頭の整備を行う方式が導入された。

コンテナについては、当初この方式が間にあわず、都が品川重量物ふ頭を緊急に整備して対応したが、その後京浜外貿埠頭公団が設立され、昭和46年から昭和50年にかけて大井コンテナふ頭8バースが整備された。

フェリーについては、東京港フェリー埠頭公社により昭和49年から昭和52年にかけて、10号地その2にフェリーふ頭4バースが整備された。また、その他の専門ふ頭については、特別整備事業として、昭和47年から昭和49年に大井ふ頭その1に水産物ふ頭2バース、昭和47年から昭和52年に15号地に木材ふ頭3バースの2つの物資別専門ふ頭を整備し、流通の合理化に寄与している。

この間、昭和48年秋の石油ショック以来の景気の後退や、これに伴う貨物量の伸びの鈍化等、東京港をめぐる情勢は厳しく、第2次改訂港湾計画で定めた港湾施設の整備計画について、全面的な見直しが必要となった。

このような情勢のもと、昭和51年、第3次改訂港湾計画（昭和51年～昭和55年）を策定し、港湾における物流の質的变化にも対応しうよう、東京港の整備を進めることとした。以降、品川ふ頭に荷役機械を整備したのをはじめ、10号地その2ふ頭に上屋を、各ふ頭に野積場を整備した。また、7号地及び13号地に小型船だまりを整備したが、貨物量の伸びの鈍化、財政の悪化等により、係留施設としては、大井ふ頭その2に建材ふ頭を3バース整備するに留まった。

第4次改訂港湾計画（昭和56年～平成2年）は、第3次改訂港湾計画の計画期間が最終年次を迎え、東京港をめぐる経済的、社会的情勢が変化しつつあったため、昭和56年に策定された。その後、我が国経済の安定成長への移行をはじめ、産業・貿易構造の変化、国際化や情報化の急速な進展など、東京港を取り巻く諸情勢の大きな変化に適切に対応できるよう、昭和63年5月に、第5次改訂港湾計画（昭和63年～平成7年）、平成9年1月に第6次改訂港湾計画（平成9年～平成17年）、平成17年12月に第7次改訂港湾計画（平成17年～平成20年代後半）、平成26年10月に第8次改訂港湾計画（平成26年～令和一元後半）を策定し、東京港の整備を進めてきた。

(4) 今後の港湾整備

東京港は国際貿易港として、また、国内拠点港として、首都圏の生活と産業を支える重要な役割を担っている。

近年、産業構造の変化等によるアジア地域との取扱貨物量の増加や世界的な船舶の大型化の進展など、東京港を取り巻く環境はこれまで以上に大きく変化している。また、少子高齢化等による労働力の不足や、AI・IoT等の情報通信技術の進化など、社会情勢も変化している。このため、港湾機能の強化とともにDXを推進することなどにより、物流を効率化し生産性の高い港を実現することが求められている。

これらの情勢の変化に対応するため、令和5年9月開催の東京都港湾審議会の議を経て、目標年次を令和10年代後半とする東京港第9次改訂港湾計画（令和5年12月公示）を策定した。現在、この計画に基づき港湾施設の整備を進めている。

一方、既存の港湾施設は昭和30～40年代に多く建設されたため老朽化が進んでおり、将来一斉に更新時期を迎えることが想定される。このため、「東京港港湾施設等予防保全基本計画」（令和5年12月策定）に基づき、適切に維持管理を行い、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストの低減を推進していく。また、老朽化した橋梁やトンネルについては、「東京港橋梁・トンネル長寿命化計画」（令和3年9月策定）に基づき、長寿命化対策（大規模改修）を実施し、さらなる延命化を計画的に行っていく。

さらに、業務の効率化や迅速化を目的として、様々な部署・システムに保管されている東京港の港湾・海岸に関する計画情報、施設情報及び工事情報等を一元化する「東京港インフラ情報プラットフォーム」（通称「東京みなとDX」）の取組を進めている。今後も、令和8年3月に運用を開始した本プラットフォームにおけるデータの充実及び活用を図り、港湾施設等の効率的な維持管理や災害対応力の向上に取り組んでいく。

第2節 港湾施設の整備状況

東京港の港湾施設は、「東京港第9次改訂港湾計画」に基づいて整備を進めている。主要施設の整備状況は、次のとおりである。

1 主な係留施設の整備状況

〔港湾整備部計画課〕

	ふ頭名	図面 番号	港湾計画			整備状況（既設）			備考
			水深	延長	バース数	水深	延長	バース数	
外 貿 コ ン テ ナ ふ 頭	大井コンテナ	1	-15～-16m	2,754m	8	-15m	2,354m	7	
	青海コンテナ	2	-15～-16m -15m -13m	700m 350m 520m	2 1 2	-15m -13m	1,050m 520m	3 2	
	品川コンテナ	3	-10m -11.5m	195m 550m	1 2	-10m	555m	3	
	中央防波堤外側コンテナ	4	-16～-16.5m -16m -11m	400m 400m 230m	1 1 1	-16m -11m	400m 230m	1 1	整備中(2バース完了)
	新海面処分場コンテナ	5	-15～-16m -16～-16.5m	600m 420m	2 1				
内 貿 ユ ニ ッ ト ロ ー ド ふ 頭	品川ユニットロード	6	-8.5m	856m	4	-8.5m	460m	2	整備中(2バース完了)
	10号地その2（西）ユニットロード	7	-9m	1,380m	6	-7.5m	1,500m	11	
	中央防波堤内側ユニットロード	8	-9m	500m	2	-9m	460m	2	
	中央防波堤内側ユニットロード	9	-9m	500m	2				
	10号地地その2フェリー（多目的）（東）	10	-8.5m	260m	1	-7.5m	411m	2	
	10号地その2フェリー（多目的）（南）	11	-8.5m	270m	1	-8.5m	270m	1	
外 貿 在 来 ふ 頭	大井食品	12	-12m -11m	225m 380m	1 2	-12m -11m	230m 380m	1 2	
	お台場ライナー	13	-10m	1,800m	9	-10m	1,800m	9	
	中央防波堤内側ばら物	14	-12m	240m	1	-12m	240m	1	
内 貿 在 来 ふ 頭	芝浦内貿雑貨	15	-7.5m -5.5m	780m 90m	6 1	-7.5m -5.5m	780m 165m	6 1	
	10号地その2（東）内貿雑貨	16	-5m	920m	13	-5m	920m	13	
	辰巳内貿雑貨	17	-5m	1,040m	13	-5m	1,040m	13	
	10号地その1西側多目的	18	-7.5m	180m	1	-7.5m	180m	1	
	大井その2建材	19	-6.5m -5m	280m 160m	3 2				整備中(-6.5m・3バース)
	15号地建材	20	-5.5m	370m	4	-5.5m	370m	4	
	大井その2建設発生土	21	-7.5m	130m	1	-7.5m	160m	1	
	中央防波堤内側建設発生土	22	-7.5m	160m	1	-7.5m	130m	1	
旅 客 船 ふ 頭	竹芝貨客船	23	-7.5m	465m	3	-7.5m	465m	3	
	日の出貨客船	24	-7.5m	310m	2	-6.7m	564m	6	
	東京国際クルーズ	25	-11.5m	680m	2	-11.5m	430m	1	

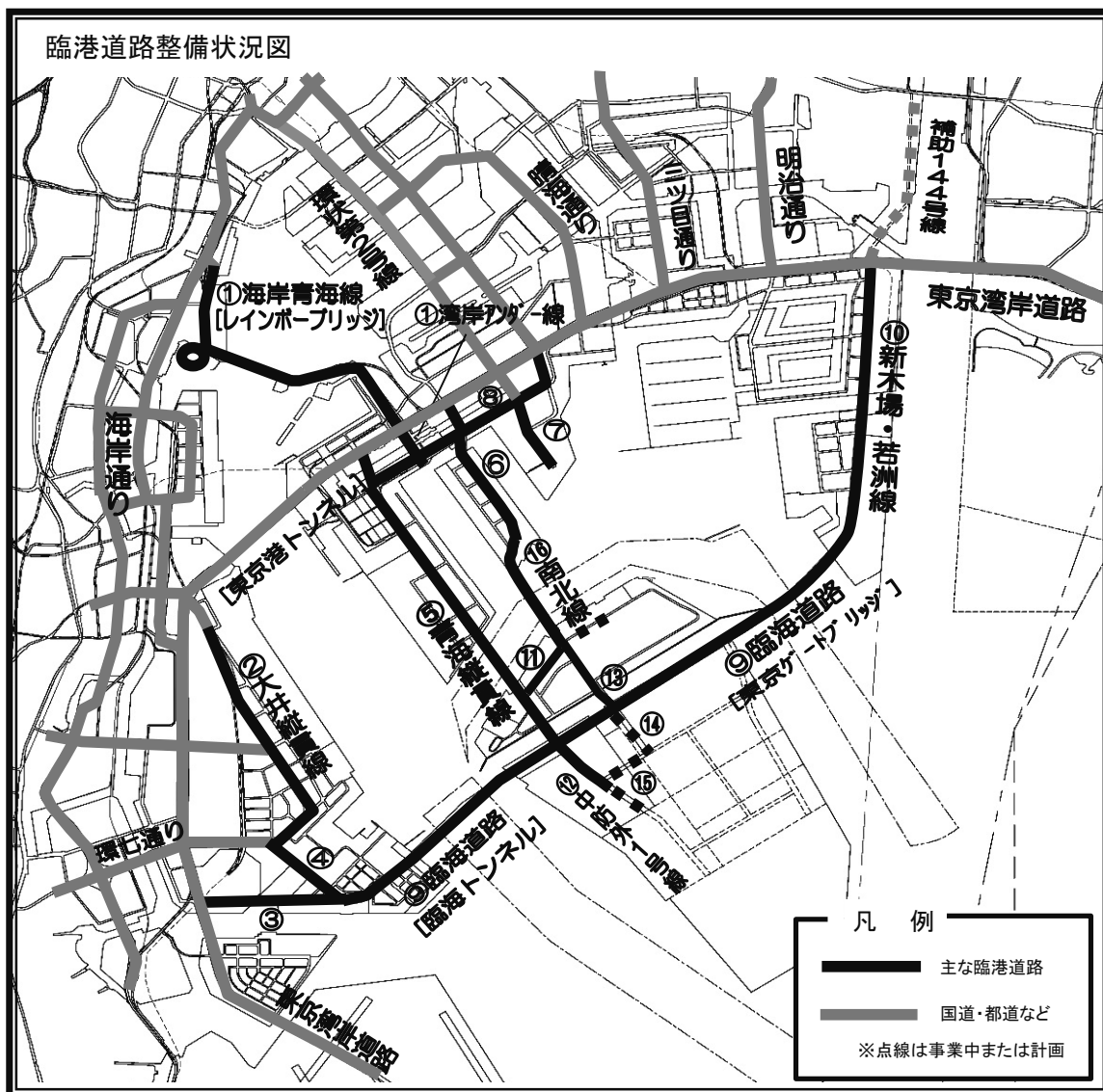
係留施設整備計画位置図



2 主な臨港道路の整備状況

〔港湾整備部計画課〕

路 線 名	図面 番号	区 間	車線数	備 考
海岸青海線，湾岸アナー線	1	日の出ふ頭 ～ 国道357号 ～ 青海・有明南連絡線	4	既設
大井縦貫線	2	大井北部陸橋東詰 ～ 環状七号線	6	既設
城南島・大井1号線	3	国道357号 ～ 東京港臨海道路	6	既設
城南島・大井2号線	4	大井縦貫線 ～ 城南島・大井1号線	6	既設
青海縦貫線	5	国道357号 ～ 東京港臨海道路	4～6	既設
有明ふ頭連絡線，有明2号線	6	国道357号 ～ 青海・有明南連絡線 ～ 南北線	6	既設
有明南縦貫線	7	青海・有明南連絡線 ～ 10号地その1埋立地	6	既設
青海・有明南連絡線	8	青海縦貫線 ～ 国道357号	6	既設
東京港臨海道路	9	城南島・大井1号線～新木場・若洲線	4～6	既設
新木場・若洲線	10	国道357号 ～ 東京港臨海道路	6	既設
中防内1号線	11	青海縦貫線 ～ X6・X7予定地背後	2～4	事業中
中防外1号線	12	東京港臨海道路 ～ 新海面処分場埋立地	4～6	事業中
中防内5号線	13	東京港臨海道路 ～ 中防内1号線	4	既設
中防外5号線	14	東京港臨海道路 ～ 中防外3号線	4	事業中 (2車線供用)
中防外3号線	15	中防外1号線 ～ 中防外5号線	4	事業中 (2車線供用)
南北線	16	有明ふ頭連絡線 ～ 中防内5号線	4	既設



3 令和 8 年度の整備内容

〔港湾整備部計画課・港湾経営部経営課〕

(1) 係留施設

船舶の大型化や貨物需要の増加に対応するとともに、大規模地震災害時における物資の輸送を可能とするため、中央防波堤外側コンテナふ頭や品川ユニットロードふ頭等の整備を推進する。

(2) 臨港交通施設

中央防波堤地区における交通需要の増大に対応するため、中防内 1 号線、中防外 1・3・5 号線等の整備（一部供用済）を行う。

第3節 ふ頭再開発計画

1 竹芝・日の出・芝浦地区

〔港湾整備部計画課〕

(1) 計画の概要等

竹芝・日の出ふ頭は、東京港第3次改訂港湾計画（昭和51年）において、離島との交流の緊密化及び旅客の利便の増進を図るため、ふ頭機能を更新するとともに、地先水面を埋め立て、都民が港に親しみ、かつ、周辺市街地の活性化に寄与する都市機能施設を一体的に整備することを計画した。

一方、芝浦ふ頭は、東京港第4次改訂港湾計画（昭和56年）において、新たな輸送方式や船舶の大型化に対応するとともに、日の出ふ頭の港湾機能を移転させ、内貿雑貨ふ頭として再開発することを計画した。

各ふ頭の施設計画及び土地利用計画等は、下表のとおりである。

	竹 芝 ふ 頭	日 の 出 ふ 頭	芝 浦 ふ 頭
計 画 面 積	6.5ha	11.9ha	19.3ha
土地利用計画	ふ 頭 用 地 3.0ha 交 流 厚 生 用 地 2.7ha 緑 地 0.8ha 計 6.5ha	ふ 頭 用 地 3.6ha 交 流 厚 生 用 地 6.1ha 緑 地 2.2ha 計 11.9ha	ふ 頭 用 地 13.6ha 港 湾 関 連 用 地 3.2ha 緑 地 2.5ha 計 19.3ha
主 な 施 設	・客船ターミナル、 上屋等 ・業務・商業施設等	・客船ターミナル、 上屋等 ・業務・商業施設等	・上屋、野積場等 ・海上公園等
整 備 状 況	平成7年8月に全ての施設が完成	未着手	合築上屋は1～3号まで完成 4号については未着手

(2) 再開発の事業について

竹芝ふ頭の整備は、平成7年度に完了している。

大正14年に建設された東京港で最も古い日の出ふ頭は、都心に近く、その背後地は都市化が進んでいる。このため、ふ頭施設の更新と水上交通の活性化、都民に親しまれる水辺空間の創出が求められている。

芝浦ふ頭の再開発事業については、平成6年度に岸壁、護岸及び埋立整備がしゅん功している。上屋については、1・2・3号が供用している。

第4節 廃棄物処理場整備事業

1 廃棄物処理場の整備計画

〔港湾整備部計画課〕

(1) 沿 革

ア 背 景

人口と産業の集中する都では、その活発な諸活動に伴い、膨大な廃棄物が発生している。都の都市活動を健全に維持していくうえで、都民の日常生活に伴って生じる一般廃棄物、各種事業活動に伴って生じる産業廃棄物のもとより、各種公共事業に伴って発生する建設発生土や、港湾及び河川のしゅんせつ土を適正に処理していくことも極めて重要な問題である。

これらの廃棄物等を処理していくうえで、重要かつ深刻な問題は、最終処分地の確保である。発生した廃棄物は、焼却、破碎等の中間処理や再利用・資源化を図り、減量化に努めているが、その量をゼロにすることは不可能である。特に、過密化した東京にあっては、内陸部に最終処分地を確保することが困難なことから、潮見、夢の島、若洲、中央防波堤内側埋立地、羽田沖埋立地、中央防波堤外側廃棄物処理場など東京港の海面埋立に依存している。

イ 新海面処分場の計画

新海面処分場は、中央防波堤外側廃棄物処理場が限界に達しつつあり、廃棄物等の新たな海面処分場を引き続き東京港内に確保することが都政の緊急かつ最重要な課題となったことから、東京都港湾審議会に「廃棄物等の新たな海面処分場整備の基本方針について」を諮問し、水域環境や船舶航行、河川水理等への影響について十分検討したうえで「東京港第5次改訂港湾計画の一部変更」（平成4年5月）に位置付けた。

ウ 延命化対策

東京港内で確保できる最後の処分場である新海面処分場を可能な限り長く使用できるよう、延命化策として、海底地盤を掘り下げ容量を増大させる「深掘」をC、D、Gブロックで実施してきた。現在は、Fブロックで進めている。

また、Cブロックではバーチカルドレーンの打設等により、埋立地盤及び海底地盤等の圧密沈下を促進させ、容量を増大させる「沈下促進」も実施してきた。

さらに、令和2年度以降は、受入れ済みのしゅんせつ土を改良し、基盤造成材等の土木材料として有効活用に取り組んでいる。

(2) 新海面処分場計画の経過

年 月	事 項
平成 元年 1 1 月	・東京都港湾審議会に「廃棄物等の新たな海面処分場整備の基本方針について」を諮問
平成 3 年 7 月	・「廃棄物等の処理処分の長期展望について」において、新海面処分場の廃棄物等の種類別受入方針及び埋立処分計画を策定
平成 3 年 1 2 月	・東京都港湾審議会から「廃棄物等の新たな海面処分場整備の基本方針について」答申
平成 4 年 5 月	・「東京港第5次改訂港湾計画の一部変更」により、新海面処分場を計画決定
平成 5 年 1 0 月	・東京都環境影響評価条例及び環境影響評価実施要綱（閣議決定）に基づく「環境影響評価書（案）」の提出
平成 6 年 1 0 月	・環境影響評価手続の完了
平成 7 年 8 月	・公有水面埋立法に基づく「公有水面埋立免許」の出願
平成 8 年 7 月	・「公有水面埋立免許」の取得

(3) 廃棄物処理場の計画概要

	中央防波堤外側廃棄物処理場	新海面処分場
面 積	3, 1 3 9 千㎡	4, 8 0 0 千㎡
護岸延長	外周護岸：1 0, 1 2 4 m 中仕切護岸：7, 3 8 2 m	外周護岸：6, 4 9 4 m 中仕切護岸：7, 3 8 2 m
埋立地盤高	その2：A. P. + 6m～A. P. +30m その1：A. P. + 5m～A. P. + 6m	管理型：A. P. + 6m～A. P. +30m 安定型：A. P. + 6m
埋立処分量	約8, 8 0 0 万㎡	約1 2, 0 0 0 万㎡
埋立免許	取 得：昭和49年7月22日 しゅん功期限：令和12年3月27日	取 得：平成8年7月5日 しゅん功期限：令和16年8月19日
護岸建設期間	昭和49年度～平成6年度	平成8年度～整備中
護岸整備費	約1, 1 0 0 億円	約4, 5 0 0 億円

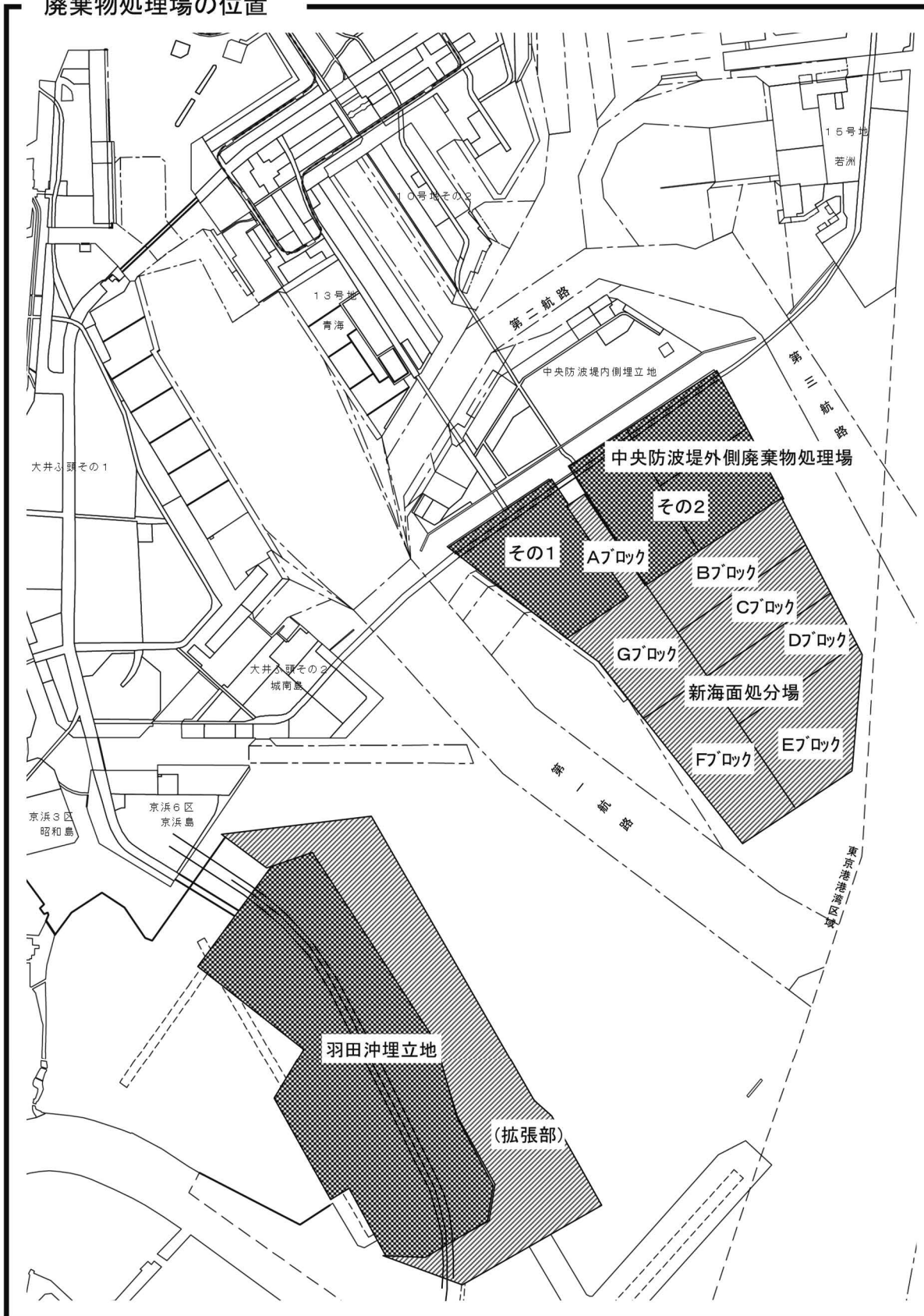
(4) 廃棄物等の埋立処分計画（令和4年2月改定）

〔単位：左側万㎡、右側（ ）内万t〕

年 度	4～8						9～13 (5年間)	14～18 (5年間)	合計(4～18) (15年間)
	4	5	6	7	8	(小 計)			
廃 棄 物	38 (53)	36 (51)	35 (49)	34 (48)	33 (47)	175 (250)	162 (226)	156 (215)	493 (691)
一般廃棄物	14 (27)	13 (25)	13 (24)	12 (23)	11 (22)	63 (121)	52 (99)	46 (88)	161 (308)
産業廃棄物	8 (8)	8 (8)	8 (8)	8 (8)	8 (8)	40 (40)	40 (40)	40 (40)	120 (120)
都市施設廃棄物	16 (18)	15 (18)	14 (17)	14 (17)	14 (17)	72 (89)	70 (87)	70 (87)	212 (263)
上水スラッジ	4 (4)	3 (3)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	12 (15)	10 (12)	10 (12)	32 (39)
下水汚泥	12 (14)	12 (15)	12 (15)	12 (15)	12 (15)	60 (74)	60 (75)	60 (75)	180 (224)
覆 土 材 等	8 (14)	7 (13)	7 (13)	7 (13)	7 (13)	36 (66)	32 (58)	31 (56)	99 (180)
小 計	46 (67)	43 (64)	42 (62)	41 (61)	40 (60)	211 (316)	194 (284)	187 (271)	592 (871)
しゅんせつ土	89 (125)	89 (125)	89 (125)	89 (125)	89 (125)	445 (623)	435 (609)	435 (609)	1,315 (1,841)
河川しゅんせつ土	27 (38)	27 (38)	27 (38)	27 (38)	27 (38)	135 (189)	135 (189)	135 (189)	405 (567)
港湾しゅんせつ土	62 (87)	62 (87)	62 (87)	62 (87)	62 (87)	310 (434)	300 (420)	300 (420)	910 (1,274)
建設発生土等	30 (54)	30 (54)	30 (54)	30 (54)	30 (54)	150 (270)	150 (270)	150 (270)	450 (810)
小 計	119 (179)	119 (179)	119 (179)	119 (179)	119 (179)	595 (893)	585 (879)	585 (879)	1,765 (2,651)
合 計	165 (246)	162 (243)	161 (241)	160 (240)	159 (239)	806 (1,209)	779 (1,163)	772 (1,150)	2,357 (3,522)

※ 覆土材等の量は、一般・産業・都市施設廃棄物の容積の総量に対して20%とした。
 ※ 四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

廃棄物処理場の位置



羽田沖埋立地及び拡張部、中央防波堤外側埋立処分場その1、中央防波堤外側埋立処分場その2の一部、新海面処分場Aブロックの一部は埋立しゅん功している。

2 廃棄物処理場の整備状況

〔港湾整備部計画課〕

(1) 廃棄物処理場の整備状況

廃棄物処理場		整備状況
羽田沖	羽田沖	・昭和49年3月に埋立免許を取得し、平成元年4月に埋立しゅん功。
	拡張部	・昭和60年4月に埋立免許を取得し、平成4年9月に埋立しゅん功。 ・埋立護岸前面において浅場を造成。
		○現在、交通機能用地（東京国際空港等）として使用している。
中央防波堤外側		○昭和49年7月：埋立免許を取得。
	その2	・護岸工事：昭和49年度に着手し、昭和55年度に完了。 ・供用開始：昭和52年度。
	その1	・護岸工事：昭和53年度に着手し、平成6年度に完了。 ・供用開始：昭和58年度。 ・平成17年4月：埋立しゅん功。
新海面処分場		○平成8年7月：埋立免許を取得。
	Aブロック	・護岸工事：平成8年8月に着手し、平成9年3月に概成した。 ・供用開始：平成9年6月。
	Bブロック	・護岸工事：平成8年8月に着手し、平成10年5月に概成した。 ・供用開始：平成10年8月。
	Cブロック	・護岸工事：平成9年10月に着手し、平成13年5月に概成した。 ・供用開始：平成14年3月。
	Dブロック	・護岸工事：平成21年9月に着手した。
	Gブロック	・護岸工事：平成12年12月に着手し、平成24年7月に概成した。 ・供用開始：平成22年6月。

3 廃棄物処理場の管理

〔臨海開発部開発整備課〕

(1) 管理体制

ア 管理に係る関係法令

廃棄物埋立護岸（海面処分場）は、昭和48年の港湾法の改正により、港湾施設として位置づけられ、その管理は、港湾管理者（港湾局）の責務とされた。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律における、一般廃棄物及び産業廃棄物の管理型の最終処分場については、許可を受けた処分場管理者（環境局）が廃棄物の埋立処分を行うものである。

中央防波堤外側処分場は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の昭和51年6月の改正を受けて、既に使用中ではあるが、昭和55年6月に一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場の設置届を行った。

新海面処分場A～Eブロックについては、平成8年8月に一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場の設置許可を受けた。

一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令が平成10年6月に改正されて、最終処分場の維持管理と廃止の技術の基準が定められた。

イ 総括管理者と作業管理者

① 中央防波堤外側埋立地その2（廃棄物処理場）及び新海面処分場のA～Eの管理型ブロックについては、管理運営方針に基づき、港湾局及び環境局が協定を締結し、総括管理者及び作業管理者として役割分担を行うこととしている。

港湾局は、総括管理者として、外周護岸の維持管理、周辺水域の水質監視等の総括的な管理を行い、作業管理者としては、建設発生土及び海上から搬入されるしゅんせつ土の埋立処分を行う。

環境局は、作業管理者として、ごみ飛散防止柵及び汚水処理施設等の施設整備と維持管理、一般廃棄物及び産業廃棄物等の埋立処分と上下水道スラッジ等の埋立処分の管理を行う。

② 新海面処分場F、Gブロックについては、港湾局がしゅんせつ土や建設発生土の埋立処分を行う。

(2) しゅんせつ土及び建設発生土の埋立処分

しゅんせつ土及び建設発生土の埋立処分については、廃棄物等の埋立処分計画に基づき、年度ごとの実施計画を定めて受け入れている。

ア しゅんせつ土

新海面処分場に受け入れるしゅんせつ土は、有効利用できない有機質分の多いしゅんせつ土であり、海洋汚染防止法に基づく受入れ基準以内のしゅんせつ土を受け入れている。

しゅんせつ土の受入れに当たっては、埋立処分が円滑に行われるよう、東京港内及び河川でしゅんせつを行う公共団体及び民間関係者に対して受入れ希望を確認し、受入れ計画を策定したうえで、計画的な埋立処分を実施している。

埋立処分は、公共団体等が受入れ計画に基づきしゅんせつ工事を発注し、事業者が東京港管理事務所等に埋立処分のための手続を行い、東京港建設事務所が砕船でしゅんせつ土を受け入れて、新海面処分場Cブロック及びGブロックにポンプ送泥を行っている。

イ 建設発生土

新海面処分場等への受入れは、廃棄物等の埋立処分計画に基づき、公共工事から発生する建設発生土を利用し処分場の基盤整備に必要な量を受け入れている。

建設発生土の受入れ事業は、東京港埠頭株式会社が港湾局との契約により実施している。

(3) 護岸管理及び環境保全対策

中央防波堤外側廃棄物処理場護岸については、護岸点検を行っており、必要に応じて補修を行っている。

平成15年度からは、護岸の健全度を更に高めるよう、国庫補助事業としての計画的な護岸補修を実施している。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、周辺水域の水質を定期的に調査している。

廃棄物埋立に伴い、中央防波堤外側埋立地その2及び新海面処分場から発生する汚水については、若洲、中央防波堤内側埋立地から発生する汚水とともに、環境局が集水し、公共下水道の基準に適合するよう、水処理を行ったうえ、下水道局水再生センターに送水されている。

(4) 埋立処分状況

ア 中央防波堤外側

その2地区については、廃棄物による埋立てが相当進み、埋立余地が少なくなっており、今後も、延命化を図りながら埋め立てていく予定である。その1地区については、平成17年4月に埋立しゅん功し、平成17年度から地盤の安定化対策を実施している。

イ 新海面処分場

Aブロックは、平成14年5月で廃棄物の埋立処分を終了した。Bブロックは、平成15年2月から廃棄物処分を開始した。Cブロックは平成14年10月から、Gブロックは平成22年6月から建設発生土の埋立てを開始した。

	埋立開始時期	廃棄物等の種類
その2地区	昭和52年度	一般廃棄物、民間産業廃棄物、上下水道スラッジ
その1地区	昭和58年度	しゅんせつ土、建設発生土
Aブロック	平成9年9月	しゅんせつ土、建設発生土、一般廃棄物（焼却灰）
Bブロック	平成10年8月	しゅんせつ土、建設発生土、一般廃棄物
Cブロック	平成14年3月	しゅんせつ土、建設発生土
Gブロック	平成22年6月	しゅんせつ土、建設発生土

4 しゅんせつ土及び建設発生土の有効利用

〔臨海開発部開発整備課〕

(1) しゅんせつ土

東京港の港湾機能拡充（航路及び泊地の増深等）に伴い発生するしゅんせつ土を有効利用することは、東京港の環境保全及び廃棄物処理場の延命化に大きく寄与するものである。

ア 浅場造成事業及び覆砂事業

羽田沖拡張部の埋立てにあたり、その前面水域において、良質なしゅんせつ土砂を利用した水生生物が生育しやすい場の形成を目的に、羽田沖浅場造成事業を昭和62年から平成19年に実施した。

また、東京港における荒天時の投錨避泊地の確保を目的に、良質なしゅんせつ土砂投入による羽田沖覆砂事業を平成5年から平成12年に実施した。

イ 広域利用の推進

東京湾内の他の港湾管理者が管理する海域において、深掘部の埋戻し材、漁場回復並びに漁場造成のための浅場造成材として、良質なしゅんせつ土を提供している。

(2) 建設発生土

ア 建設発生土の受入

庁内関係各局で構成される東京都建設副産物対策協議会の建設発生土対策部会において、東京都関連工事と認定された工事から発生する建設発生土を、新海面処分場で受入れるとともに広域利用の受入れも行っている。

イ 新海面処分場等の埋立地への受入れ

建設発生土の東京港内の埋立地への受入れは、平成5年度の羽田沖埋立地埋立完了後、平成6年度から中防埋立地その1への建設発生土の受入れを開始した。その後、平成9年度からは、新海面処分場への受入れを開始した。

平成11年度からは豊洲・晴海水際線埋立地の、平成12年度からは有明北地区埋立地の埋立工事が開始され、平成12年度から建設発生土の受入れを開始した。有明北地区は平成17年度に埋立しゅん功し、豊洲・晴海水際線埋立地も平成18年度に埋立しゅん功した。

10号地その1東側水域埋立地も平成21年度に建設発生土を受入れ、平成22年6月に埋立しゅん功した。

また、大井その1・その2間埋立地においては、平成25年度から建設発生土を受入れ、平成28年8月に埋立しゅん功した。

なお、有明北地区は、平成18年度に盛土による土地造成工事を実施したが、盛土材として建設発生土を利用した。

建設発生土の受入れ事業は、東京港埠頭株式会社が港湾局との契約により実施している。

ウ 地方港への広域利用の実施

首都圏から発生した建設発生土を、地方港湾へ埋立用材として、船舶輸送するスーパーフェニックス計画の実現を図るため、平成4年11月に、都や横浜市、川崎市、国等からなる「港湾建設資源の広域利用推進協議会」が発足した。

平成6年5月には、同協議会で建設港湾資源の広域利用基本計画及び平成6年度実施計画を策定した。平成6年8月には、地方港湾への船舶による搬出事業を行う株式会社沿岸環境開発資源利用センターが設立され、9月から広島港へ積出しを開始した。建設発生土の受入れと船舶への積み込みは、東京港埠頭株式会社が実施している。

以降、同協議会で毎年実施計画を策定して、高知や呉などに搬出してきた。現在は、広島県広島港に搬出している。

平成14年4月には、株式会社首都圏建設資源高度化センターと株式会社沿岸環境開発資源利用センターが合併して株式会社建設資源広域利用センターが発足した。

エ 広域利用積出基地の建設

平成6年9月からの広島港及び高知港への積出しのため、豊洲ふ頭と城南島に暫定施設を整備した。城南島の暫定施設は、平成5年度末で終了した羽田沖埋立事業で昭和63年度に整備したベルトコンベアーなどの施設を再整備したものである。

平成6年5月の第5次改訂港湾計画の一部変更において、城南島及び中央防波堤内側埋立地建設発生土積出基地を計画化した。各100万 m^3 の取扱量に見合う公共ふ頭及び泊地を計画したものである。

平成6年度予算で、建設発生土の広域利用に供する栈橋、泊地の整備が港湾改修事業として認められ、城南島基地においては、平成6年度に調査設計を実施し、平成7年度から、栈橋、泊地しゅんせつに着手した。栈橋は平成9年度に完成し、泊地しゅんせつは平成11年度に完成した。

しかし、城南島積出基地は暫定施設の老朽化や周辺開発の進展に伴う仮置き用地の狭小化などにより、平成19年9月に廃止した。

なお、平成16年度から中央防波堤内側積出基地の整備に着手し、平成18年度末に完成して建設発生土の受入れを開始した。

第 6 章 防災機能の向上

第 1 節	防災事業の沿革	121
第 2 節	防災事業計画	122
第 3 節	海岸保全施設の管理	127

第6章 防災機能の向上

第1節 防災事業の沿革

〔港湾整備部計画課〕

東京港の臨海部は、荒川と多摩川に挟まれた地域に位置するとともに、南西に開口部をもつ比較的水深の浅い湾の最奥部に位置し、高潮等の影響を受けやすい地形となっていることから、過去、多くの災害にみまわれてきた。

東京市時代の昭和9年に「総合高潮防御計画」を策定し、護岸の改修事業を実施してきたが、昭和24年8月に発生した「キティ台風」による高潮は、想定した潮位を上回り、港に面した広範な地域に甚大な被害を発生させた。このため、昭和25年から「災害土木助成事業」による護岸改修工事を実施している。

昭和31年には「海岸法」が成立し、これを契機に「恒久高潮対策事業計画」を策定して昭和32年度から事業を開始したが、事業実施中の昭和34年9月、伊勢湾台風により名古屋地方が甚大な被害を受けたことから、高潮防護区域を東京港全域に広げた「東京港特別高潮対策事業計画」を昭和35年に策定し、伊勢湾台風級の台風による高潮に対応できるよう防潮堤の整備を推進してきた。これにより最も危険度の高い江東地区及び中央地区では昭和40年度に、港南地区の一部では昭和41年度に、また、港地区の築地川から古川までの区間では昭和45年度に防潮堤が完成した。その後、昭和45年度から始まった海岸事業五箇年計画に基づき事業を推進し、昭和54年度に荒川右岸から羽田にいたる外郭施設が概成している。

また、昭和39年6月の新潟地震によって、港湾地帯の護岸が決壊し、低地帯が地震被害にみまわれた経験に照らし、昭和41年より危険性の高い地域から優先的に内部護岸を整備している。さらに、昭和54年度から海岸保全施設の新設、改良等の耐震整備と併せて、水辺に親しめる快適で魅力ある水際空間を造る事業を実施している。

平成11年には、同法の一部が改正され、防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理を目指すとともに、地域の意見を反映した海岸整備の計画を海岸管理者に義務付ける制度が創設された。これを受けて、千葉県、神奈川県と共同で平成16年8月「東京湾沿岸海岸保全基本計画」を策定した。

平成19年3月には、平成27年度までを計画期間とする「東京港海岸保全施設緊急整備計画」を策定し、耐震対策等を進めてきたが、平成23年3月に発生した東日本大震災を教訓に今後の地震・津波対策について見直した。具体的には、平成24年8月に「地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針」を定め、想定される最大級の地震が発生した場合においても津波による浸水を防ぐこととした。

また、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言（令和2年7月）を踏まえ、国が令和2年11月に「海岸保全基本方針」を変更し、気候変動がもたらす影響への対応方針が示されたことから、令和5年3月に「東京湾沿岸海岸保全基本計画[東京都区間]」を改定するとともに、「東京港海岸保全施設整備計画」を策定し、海岸保全施設の気候変動の影響を考慮した機能強化を図ることとした。現在、この計画に基づき対策を推進している。

一方、平成27年5月の水防法改正において、想定し得る最大規模の高潮に対する避難体制等の充実・強化のため、浸水想定区域を公表する制度等が新たに創設された。このため、平成30年3月、想定し得る最大規模の高潮による浸水の危険性について周知し、対策を講じることを目的に高潮浸水想定区域図を作成・公表した。この浸水想定区域図をもとに、令和2年4月、同法の規定に基づき、高潮特別警戒水位を設定し、運用を開始した。その後、災害対策基本法の改正や国の手引きの改定を踏まえ、令和6年12月に高潮浸水想定区域図を改定、令和7年4月に高潮特別警戒水位を再設定した。さらに、浸水想定区域図における浸水の深さや継続時間をピンポイントに検索できる高潮リスク検索サービスを令和3年3月より開始した。加えて、令和3年7月より「高潮防災総合情報システム」を導入し、高潮時の迅速な避難行動等に役立つよう、リアルタイムで水位や海面の状況などの高潮防災情報の提供を行っている。

また、台風時における的確な水門開閉等の操作を支援するため、AIによる水位変動の予測値を活用したシステム「東京港水門等操作支援システム」を開発し令和8年度から本格運用を開始している。

岸壁等の港湾施設については、令和5年に策定した「東京港第9次改訂港湾計画」に基づき、震災時に被災者の避難や緊急物資の海上輸送に対応する耐震強化岸壁を整備している。また、震災時にも港湾機能を確保し、首都圏経済活動の停滞を回避するため、幹線貨物（国際海上コンテナ等）輸送に対応する耐震強化岸壁の整備を進めている。さらに、大規模地震発生時に救助・救援活動を支え、緊急物資輸送の機能を確保するため、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化を推進するとともに、令和8年6月に改定した「東京港無電柱化整備計画（令和8年度～令和12年度）」に基づき無電柱化を進めている。

また、平成28年3月に「東京港防災船着場整備計画」を策定し、災害時に人や物資を運河等の水上からも輸送できるよう、平成29年3月に「東京港防災船着場 発災時運用マニュアル」を作成し、ソフト対策を含めた水上輸送体制の構築を目指している。

第2節 防災事業計画

1 防災事業の方針

〔港湾整備部計画課〕

(1) 海岸保全施設

ア 防護水準

- (ア) 伊勢湾台風級の高潮水害から都民の生命と財産を守る。
- (イ) 地震による地盤の液状化等による地震水害の発生を防ぐ。
- (ウ) 国土保全の観点から、地震による護岸の崩壊を防ぐ。
- (エ) 地域防災計画で想定される津波による浸水被害を防ぐ。
- (オ) 将来の気温上昇に伴い予想される海面水位の上昇や降雨量の増加に対応する。

イ 未整備区間の整備促進

未整備区間において海岸保全施設の整備を進める。また、整備に当たっては耐震対策を講じる。

ウ 既存の海岸保全施設の耐震対策

海岸保全施設の耐震対策を順次実施し、高潮・地震水害からの安全性を確保する。

エ 新たな海岸保全区域の指定と海岸保全施設の整備

臨海部の都市化の進展等により、新たに防護が必要となっている海岸については、国土保全の観点から、海岸保全区域に指定し、海岸保全施設の整備を進める。

オ 気候変動に対応した海岸保全施設の整備

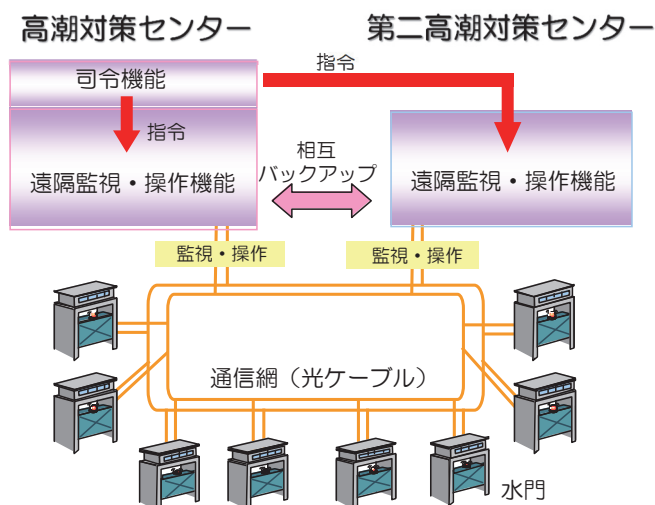
将来の気候変動の影響に適応していくため、海面上昇や台風の強大化等を考慮したうえで海岸保全施設の整備を進める。

カ 予防保全

海岸保全施設の機能を確保し続けるために、予防保全計画に基づき、適切な維持管理を実施していく。

キ 高潮対策センター2拠点化

2拠点の高潮対策センターにより、緊急時における円滑な防災対策を確保するとともに、万一方のセンターが機能不全になった場合でも他方のセンターから遠隔制御によって対応する。



(2) 港湾施設

ア 係留施設の耐震性強化による輸送基地の確保

大規模地震等が発生した場合において、緊急物資の輸送や首都圏の物流機能の確保に資する耐震強化岸壁の整備を推進する。

イ 橋りょうの耐震性強化による緊急輸送路の確保

大規模地震等が発生した場合においても、救援・救護物資の輸送車両が通行可能なよう、緊急輸送道路等の橋りょうについて耐震性の強化を図る。

ウ 緊急輸送道路等の無電柱化

電柱の倒壊による道路閉塞等のリスクを低減するとともに、良好な都市景観の創出や安全で快適な歩行者空間の確保にも寄与するため、「東京港無電柱化整備計画」に基づき、緊急輸送道路等やふ頭敷地等東京港の全エリアにおける無電柱化を推進していく。

(3) 東京港防災船着場

ア 配置計画

災害発生時に、人や物資を運河等の水上から輸送していくため、避難経路が限られる埋立地や災害拠点病院・備蓄倉庫などの位置等を踏まえるとともに、既存施設を可能な限り活用しながら配置する。

イ 有効に機能するための対策の推進

耐震対策や船着場に必要サイン等のハード対策に加え、舟運事業者等と連携して運用マニュアルの整備等のソフト対策を進める。

2 防災事業による施設整備

(1) 海岸保全施設

ア 防潮堤・水門・排水機場の整備

江東区の荒川河口右岸から大田区の羽田に至る臨海部に、防潮堤（約60km）、水門（15基）、排水機場（2箇所）

からなる第一線の防潮ラインを構築し、高潮等から都民の生命と財産を守る。防潮堤については、現在、概成している。

イ 内部護岸の整備

内部護岸は、高潮発生時に水門を閉鎖した後の降雨・下水等の流入による運河等の水位上昇から背後地域を防護するため、海岸保全事業の一環として、整備している。江東地区においては昭和41年度から建設を進めており、昭和55年度からは既設護岸の耐震補強も行っている。また、港地区についても昭和56年度から耐震性のある護岸の整備を進めている。

内部護岸については、令和8年3月現在、約8割が整備されており、また、護岸の一部には、震災時にも小型船が接岸でき、帰宅困難者など人の乗り降りや、緊急物資の受け渡しができるよう、階段式の構造も取り入れた整備を進めてきた。更に、今後は、水域利用者や近接事業者との折衝に重点的に取り組み、内部護岸の耐震強化及び老朽化対策としての整備を促進する。

ウ 海岸保全施設の耐震・耐水対策

東京都防災会議で想定された最大級の地震が発生した場合においても、津波による浸水を防ぐよう、海岸保全施設の耐震対策を実施する。

また、水門、排水機場の電気・機械設備が浸水しないよう耐水対策を実施する。

エ 気候変動を踏まえた海岸保全施設の整備

伊勢湾台風級の台風による高潮に加え、気候変動の影響により将来の気温が2℃上昇すると想定した場合の海面上昇を考慮し、防潮堤の嵩上げを段階的に実施する。

また、気候変動の影響による降雨量が1.1倍に増加することを想定し、水門閉鎖時の運河の氾濫を防ぐため、排水機場の増設を実施する。

オ 環境への配慮

既設堤防の耐震補強や内部護岸の整備に当たっては、防災機能の向上と豊かで潤いのある東京港海岸を創出するため、遊歩道や植栽等を備えた親水性の高い海岸保全施設を整備するとともに、可能な限り生き物にも配慮した整備を推進する。

カ 施設の予防保全

既存の海岸保全施設は、将来一斉に更新時期を迎えることが想定される。このため、施設の延命化やライフサイクルコストの低減を図るため予防保全型の維持管理を推進する。

(2) 港湾施設の耐震整備等

ア 係留施設

「東京港第9次改訂港湾計画」に基づき、耐震強化岸壁の整備を推進する。

イ 橋りょう

救援活動等の基幹となる避難道路、緊急輸送道路等の橋りょうについて、耐震整備を行う。

ウ 臨港道路（トンネル）の冠水対策

気候変動に伴う豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、トンネルにおける冠水被害の軽減を図るため、カメラによる24時間体制での監視等に加え、応急対策としてトンネル内部の水深等標示による誤進入防止や浸水検知器の設置により、更なる安全対策を進めている。

(3) 東京港防災船着場の整備・管理

「東京港防災船着場整備計画」に基づき、施設の整備、改修及び管理を行う。

また、発災時の運用マニュアルに基づき訓練を実施するなど、防災船着場の運用方法を確立していく。

3 令和8年度防災事業

海岸保全施設については、令和5年3月に策定した「東京港海岸保全施設整備計画」に基づき、防潮堤、内部護岸の耐震対策、水門、排水機場の耐震・耐水対策及び既存海岸保全施設の補修等を実施する。

港湾施設については、中央防波堤外側コンテナふ頭、品川ユニットロードふ頭における耐震強化岸壁の整備推進や、あけみ橋等の耐震補強を行う。

東京港防災船着場については、施設の改修等や運用に係る訓練を実施する。また、必要に応じて災害時の運用マニュアルを改善していく。

令和8年度の主な取組は、以下のとおりである。

海岸保全施設の整備
新砂水門、東雲二丁目防潮堤、朝潮運河内部護岸 など
耐震強化岸壁の整備
中央防波堤外側コンテナふ頭、品川ユニットロードふ頭
橋りょうの耐震補強
あけみ橋 など

整備計画図



※江東地区における排水機場の整備内容・位置については検討中

第3節 海岸保全施設の管理

1 現 況

〔港湾整備部計画課・東京港建設事務所高潮対策センター〕

高潮・地震・津波対策は、都民の生命・財産、首都東京の中核機能を守る上で極めて重要であることから、管理・運用面においても万全の対策を講じる必要がある。

現在、高潮対策センターでは以下のとおり水門 15 箇所、防潮堤約 47km、内部護岸延長約 32km 等の管理を行っている。

水門・防潮堤等

令和8年4月1日現在

	地区名	江 東				中 央		港		港 南		計	臨 海 副都心
	保守担当名	東 部				南 部							
施設名	区域名	砂 町	辰 巳	豊 洲	豊洲六	晴 海	月 島	竹 芝	芝 浦	品 川	呑 川		
水門	(箇所)	1	2	2		1	2	2	2	3		15	
排水機場	(箇所)		1						1			2	
陸こう	(箇所)		1			1		5	13			20	
逆流防止扉	(箇所)			2			3	1	4	15		25	
防潮堤	(m)	2,453	2,999	2,391	2,757	3,882	1,507	1,372	3,336	8,272	8,579	37,548	9,600

※四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある

内 部 護 岸

(単位：m)

地域	豊洲 1～5丁目	東雲 1丁目	辰巳 1・2丁目	枝川 1～3丁目	塩浜 1・2丁目	潮見 1・2丁目	越中島 3丁目	木場 1・6丁目	東陽 1・2丁目
延長	2,055	1,364	1,460	4,056	4,436	2,690	878	476	1,047

地域	新砂 1～3丁目	晴海 3丁目	月島 2丁目	勝どき 5丁目	芝浦 1～4丁目	海岸 2・3丁目	港南 1～4丁目	東品川 1～2丁目	計
延長	1,141	662	265	864	6,260	846	2,852	1,084	32,436

※四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

水 門 一 覧

地区名	水門名	水路数	門扉構造
江東地区	新砂水門	1	セクタゲート
	あけぼの水門	2	複葉ローラゲート
	辰巳水門	2	〃
	東雲水門	3	〃
	豊洲水門	2	〃
中央地区	佃水門	2	〃
	朝潮水門	2	スイングゲート
	浜前水門	1	単葉ローラゲート

地区名	水門名	水路数	門扉構造
港区	築地川水門	1	スイングゲート
	汐留川水門	1	複葉ローラゲート
	古川水門	1	単葉ローラゲート
	日の出水門	2	〃
	高浜水門	2	〃
	天王洲水門	2	〃
	目黒川水門	2	〃

排 水 機 場 一 覧

地区名	排水機場名	ポンプ				
		型式	台数	軸馬力	口径	排水量
江東地区	辰巳排水機場	立型軸流ポンプ	5	1,142	2,000	57m ³ /sec (1台 11.4m ³ /sec 5台)
		〃	4	900	2,300	48m ³ /sec (1台 12m ³ /sec 4台)
港区	芝浦排水機場	〃	3	1,100	2,300	44m ³ /sec (1台 14.6m ³ /sec 3台)

2 管 理

〔港湾整備部計画課・東京港建設事務所高潮対策センター〕

防潮堤、内部護岸を定期的に巡回するほか、可動施設である水門、排水機場等については定期運転を行い、常に施設を良好な状態に維持するよう管理している。

水門等を遠隔制御で開閉するためのシステムを導入し、高潮発生時に職員を急行させることなく高潮対策センター（江東区辰巳）において、迅速に稼働させることを可能としている。

平成 27 年 4 月には、高潮対策センターが機能不全となった場合にシステムをバックアップできる第二高潮対策センター（港区港南）を整備した。

高潮発生時に高潮対策センター（辰巳）と第二高潮対策センター（港南）が水門等の遠隔制御を確実に実施できるよう定期的に訓練を行うとともに、24 時間体制の監視体制を敷き、万全を期している。

第7章 臨海地域開発の更なる推進

第1節	埋立地の造成と整備	133
第2節	埋立地の開発と処分	136
第3節	臨海地域の交通	144
第4節	臨海副都心の開発	150
第5節	豊洲・晴海地域の開発	170

第7章 臨海地域開発の更なる推進

第1節 埋立地の造成と整備

1 埋立事業の沿革

〔臨海開発部〕

東京港の埋立ては、古くは江戸時代から実施されていたが、現在のように計画的に造成を始めたのは明治30年代である。明治39年から第1期隅田川口改良工事を皮切りに、第2期、第3期、さらには河川改修事業などにより港区芝浦、江東区東雲、品川区東品川など約640haの埋立地が造成された。

その後、東京港修築事業、京浜運河開さく事業などにより埋立造成が続いた。しかし、これらの事業は、戦争の影響を受け工事半ばにして中止された。

戦後、東京港は貿易港としての施設の充実を図るため、東京港第1次、第2次修築5か年計画を経て、「東京港湾計画」（昭和31年）を策定した。この計画では、港湾施設用地の造成のほかに、都の人口、産業等の集中化に伴う、住宅、環境、廃棄物の処理など種々の都市問題に対処するための公共施設用地、都市再開発用地等として埋立地の造成が計画された。

当初は、財政事情や漁業補償問題等で事業は円滑には進まなかったが、昭和38年頃から急ピッチで進められ、昭和47年頃までに埋立造成はほぼ完了している。この間、昭和41年には、「東京港第2次改訂港湾計画」を策定したが、埋立地造成には大きな変更はなく、埋立地造成が進められた。

一方では、都市問題である廃棄物の処理は深刻化していた。これを解決するため、東京港に処分地として埋立造成をすることになり、同計画を一部変更し、中央防波堤内側に約188haの埋立てを行うこととした。また、昭和49年1月には中央防波堤外側（約314ha）及び羽田沖に廃棄物処理場（約470ha）を建設することが決定された。

また、東京港をとりまく経済的社会的情勢の変化に対応すべく、埋立地の開発及び埋立事業経営についていかにあるべきかを、東京都港湾審議会に諮問し、昭和49年2月に、これについて答申された。この答申を受けて、昭和51年3月「東京港第3次改訂港湾計画」を策定し、昭和52年3月には、「東京港における埋立地の開発に関する要綱」を制定した。

その後、これまでの間に、昭和56年10月、「東京港第4次改訂港湾計画」を経て、昭和63年5月、「東京港第5次改訂港湾計画」が策定され、臨海副都心の開発などにより、東京の都市構造の一点集中型から多心型への転換を図ることとしている。また、平成4年5月、中央防波堤外側地区に、廃棄物を埋立処理する新海面処分場（480ha）を建設することが決定された。

2 埋立造成整備計画

〔臨海開発部開発整備課〕

埋立造成は隅田川口改良工事など、種々の計画に基づき実施してきたが、戦後は港湾機能の拡充を主眼に港湾計画に基づき、実施してきた。

しかし、昭和30年代後半から都市問題が大きくクローズアップされ、東京港の埋立地で対処すべく、昭和49年答

申に基づき埋立地の土地利用を次のように再編し、開発整備を進めることになった。

- (1) 都市の物流サービスのための用地
- (2) 都市交通体系改善のための用地
- (3) 都市再開発・都市施設のための用地
- (4) 自然の回復・新しい街づくりのための用地

昭和57年6月に策定した埋立事業の埋立造成整備計画においては、従来の要綱適用埋立地約2,438haに中央防波堤内側埋立地約188haを加えた約2,626haの埋立造成整備事業とした。この計画期間は、昭和36年度から平成2年度までであり、この総事業費は、約5,830億円である。

その後、「東京港第5次改訂港湾計画」の策定に伴い、これに対応する埋立造成整備計画を平成3年3月に決定した。この計画は、従来の埋立造成整備計画に、臨海副都心地域の新規埋立地等を加えた2,731.6haを対象とし、計画期間は昭和36年度から平成12年度までである。

平成13年度には、「埋立事業会計」「羽田沖埋立事業会計」「臨海副都心開発事業会計」の三会計を統合した「臨海地域開発事業会計」が設置され、平成14年3月に「臨海地域開発財政基盤強化プラン」を策定、「東京港第6次改訂港湾計画」、「同（一部変更）」及び「臨海地域開発財政基盤強化プラン」を反映した埋立造成整備計画を平成14年3月に決定した。この計画は、2,739haを対象とし、計画期間は、昭和36年度から平成27年度までである。

平成22年3月には、「東京港第7次改訂港湾計画」、「同（一部変更）」及び「臨海地域開発財政基盤強化プランの更なる取組み」を反映させた埋立造成整備計画改訂を行った。この改訂では、大井その1・その2間埋立事業を追加し、計画面積を2,769ha、事業費を5,758億円とした。

平成28年3月には、「東京港第8次改訂港湾計画」の土地利用計画の一部変更を反映し、計画面積を2,766ha、事業費を5,905億円、計画期間を昭和36年度から令和6年度までとした埋立造成整備計画の改訂を行った。

令和8年3月には、「東京港第9次改訂港湾計画」の土地利用計画の一部変更や「東京港埋立護岸改修・グリーン化計画」を反映し、計画面積を2,768ha、事業費を6,363億円とした。

埋立造成整備計画の変更経緯

改訂年次	事業費(億円)	面積(ha)	計画年次	参考(港湾計画)	
—	—	2,243.7	昭和36～昭和45年度	東京港改訂計画	昭和36年3月
—	—	2,244.4	昭和36～昭和47年度	東京港第2次改訂港湾計画	昭和41年3月
—	—	2,246.4	昭和36～昭和50年度	〃 (一部変更)	昭和46年度
—	—	2,440.5	昭和36～昭和60年度	東京港第3次改訂港湾計画	昭和51年3月
昭和57年6月	5,830(2,300)	2,626	昭和36～平成2年度	〃 第4次 〃	昭和56年10月
平成3年3月	6,870(6,260)	2,731.6	昭和36～平成12年度	〃 第5次 〃	昭和63年5月
平成14年3月	5,898(1,687)	2,739	昭和36～平成27年度	〃 第6次 〃	平成9年1月
平成19年3月	5,671(1,699)	2,769	昭和36～平成27年度	〃 第7次改訂港湾計画	平成17年12月
平成22年3月	5,758(1,699)	2,769	昭和36～平成27年度	〃 (一部変更)	平成21年5月
平成28年3月	5,905(1,696)	2,766	昭和36～令和6年度	〃 第8次改訂港湾計画	平成26年9月
令和8年3月	6,363(1,696)	2,768	昭和36～令和16年度	〃 第9次改訂港湾計画	令和5年11月

() 内は、開発事業費で外数である。

3 埋立護岸改修・グリーン化計画

〔臨海開発部開発整備課〕

東京港では、昭和31年に策定した東京港港湾計画に基づき、港内の大規模な埋立てを実施してきた。この埋立地の護岸は、整備後50年以上が経過したものが多く、老朽化が著しい状況である。埋立護岸の改修を進め、強靱化や、水辺空間のグリーン化・生物共生化等を推進するため、「東京港埋立護岸改修・グリーン化計画」を令和7年3月に策定した。

(1) 計画対象施設

改修が必要な約15kmの埋立護岸のうち、老朽化が著しく劣化損傷が生じている箇所や、健全度評価（5年毎の点検）で施設性能が相当低下している箇所などから、約4km（9施設）の護岸を選定し、計画対象とした。

計画対象施設一覧

公園	京浜島つばさ公園、東海ふ頭公園、東海緑道公園、城南島海浜公園、水の広場公園、新木場緑道公園
その他	青海三丁目、八潮二丁目、辰巳三丁目

(2) 改修・グリーン化の考え方

護岸改修に際しては、耐震対策により強靱化を図るとともに、対象施設の一部区間ではグリーン護岸の整備を検討し、水辺へのアクセスを確保することなどにより、水辺空間の再生に取り組む。

ア 護岸の耐震対策（強靱化）

既設護岸の前面に鋼管矢板又は鋼矢板を打設し新しい護岸に改修するとともに、護岸の腐食を防ぐために防食対策を実施する。また、新護岸前面に地盤改良を行い、耐震性を強化する。

レベル1地震動に対応する性能を確保するが、周辺の土地利用等を考慮し、更なる強靱化が必要な箇所については、レベル2地震動への対応を検討する。

イ グリーン護岸及び水辺へのアクセス確保

海上公園や干潟が点在するエリア、海域の静穏度が高いエリア等は、グリーン護岸及び水辺アクセス確保ゾーン（グリーンインフラやブルーインフラ、磯浜等を整備）とし、水辺環境の向上を図る。

(3) 「東京港埋立護岸改修・グリーン化技術指針」の策定

「東京港埋立護岸改修・グリーン化計画」に基づき、護岸改修に向けた調査・設計及び施工を実施するにあたり、埋立護岸改修における耐震性能照査、気候変動及びグリーン化整備の考え方を示した「東京港埋立護岸改修・グリーン化技術指針」を令和8年3月に策定した。今後、策定した計画・指針に基づき整備を進めていく。

第2節 埋立地の開発と処分

1 埋立地の開発

〔臨海開発部開発整備課・誘致促進課〕

埋立地の開発は「東京港における埋立地の開発に関する要綱」に基づき行っており、昭和49年2月の東京都港湾審議会の答申において、埋立地の開発方針や土地利用の再編等の抜本的な改正に関する提言がなされ、東京港第3次港湾計画策定に併せて開発要綱は制定された。

開発要綱は、港湾計画に基づき、埋立地の土地利用を明らかにし、その開発方針を定め、港湾計画上の土地利用を基に具体的用途にあわせ細分化している。

また、社会経済状況の変化や都民ニーズの多様化に適切に対応できるような都市計画と整合した土地利用を図ることを目的としており、最新の開発要綱は令和6年1月に改定をしており内容は次のとおりである。

(1) 適用地域と開発期間

ア 適用地域

同要綱の適用地域は、既定計画に定める2,768ha（しゅん功測量等による面積増減分を含む）の地域とする。

イ 開発期間

埋立地2,768haのうち、既処分地2,595haを除いた173haの開発期間は、令和6年から概ね10か年とする。

開発の基本方針に基づく開発予定地の土地利用面積

（単位：ha）

土 地 利 用 区 分	開 発 予 定 地 令和6年から概ね10か年
都市の物流サービスのための用地	39 (23%)
都市交通体系改善のための用地	10 (6%)
都市再開発・都市施設のための用地	51 (29%)
自然の回復・新しい街づくりのための用地	73 (42%)
合 計	173 (100%)

※令和5年12月末時点

(2) 開発の基本方針

ア 都市の物流サービスのための用地

(ア) 物流機能の強化

首都圏4,000万人の人々を背後に擁する東京港が我が国のメインポートとして今後も選択され続けるため、

ふ頭施設の充実並びにロジスティクス機能の強化等、物流に関する諸施設の整備を進める。

(イ) 大規模地震対策への対応

発災時における緊急物資輸送及び被災者避難のための海上輸送拠点として、また、災害時における首都圏の経済活動の停滞を回避するため、耐震性の高い港湾施設を整備する。

イ 都市交通体系改善のための用地

(ア) 交通網の整備

埋立地と背後地との円滑な交通を確保する広域幹線道路、埋立地の開発に必要な道路等の交通網を整備する。

ウ 都市再開発・都市施設のための用地

(ア) 既成市街地等の再開発等への対応

臨海部及び既成市街地の再開発や環境改善のため移転が必要となる事業所等を受け入れる。

(イ) 広域的な都市施設の整備

既成市街地で対応が困難な廃棄物処理施設等広域的な都市施設を整備する。

エ 自然の回復・新しいまちづくりのための用地

(ア) 臨海副都心開発の推進

水辺や緑によって、うるおいとやすらぎに満ちた都市景観を形成するとともに、人・文化・情報の交流が行われるにぎわいのある空間として、職・住・学・遊の機能が複合した魅力あるまちづくりを目指している。

今後とも社会経済状況の変化に対応しながら、事業の着実な推進を図る。

(イ) 都民に開かれた埋立地の整備

都民に親しまれる埋立地とするため、都民の余暇活動や海に親しむ場、スポーツレクリエーションを楽しむ場として海上公園等を整備する。

(ウ) 住宅及び生活関連施設の整備

職住近接を図るための住宅及び埋立地居住者のための商業、教育、文化、公共、公益等の生活関連施設を整備する。

(3) 土地利用計画

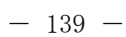
埋立地全体計画面積2,768haの土地利用計画は、以下図表のとおりとする。

土地利用計画一覧表

(単位：ha)

大分類	都市の物流サービスのための用地				都市交通体系 改善のための 用地	都市再開発・都市施設のための用地				自然の回復・新しいまちづくりのための用地				合 計
	ふ 頭 施設用地	港湾関連 施設用地	流通業務 施設用地	計		交通施設 用 地	供給・処理 施設等用地	再開発 移転等用地	計	住宅施設 用 地	商業・業務 施設等用地	公共空地 用 地	計	
中分類														
京浜2区			85.5	85.5	23.3	1.1			1.1			7.8	7.8	117.7
京浜3区					12.6	26.6	15.8	42.4				6.6	6.6	61.6
京浜6区					19.2	16.3	61.4	77.7				6.8	6.8	103.7
大井ふ頭その1	146.4	83.3	29.2	258.9	239.7	28.0	43.7	71.7	43.8	5.6	92.6	142.0	712.3	
大井ふ頭その2	9.9	20.5		30.4	9.6	19.0	34.9	53.9			18.5	18.5	112.4	
13号地	89.6	40.5		130.1	53.3				10.1	75.1	61.8	147.0	330.4	
10号地その1	29.5			29.5	26.9				2.1	51.2	29.2	82.5	138.9	
10号地その2	50.9	13.0		63.9	5.6						0.9	0.9	70.4	
11号地	6.6			6.6	23.7		30.3	30.3	5.6		1.2	6.8	67.4	
12号地	11.6			11.6	6.8		24.4	24.4					42.8	
7号地		7.5		7.5	24.5	2.8		2.8	20.9	17.2	36.0	74.1	108.9	
14号地その1	7.2			7.2	76.0	15.2	132.3	147.5			63.5	63.5	294.2	
14号地その2					1.8	13.3		13.3					15.1	
15号地	28.9	19.9		48.8	12.6		37.1	37.1			89.0	89.0	187.5	
8号地					4.0	4.0	31.8	35.8	2.5	2.8	5.0	10.3	50.1	
越中島					34.2					10.8		10.8	45.0	
晴海ふ頭		0.7		0.7					11.3			11.3	12.0	
有明					26.8	5.1		5.1	14.9	24.5	30.5	69.9	101.8	
中央防波堤内側	41.9	17.0		58.9	17.9	18.9	17.2	36.1			83.3	83.3	196.2	
合 計	422.5	202.4	114.7	739.5	618.5	150.3	428.9	579.2	111.2	187.2	532.7	831.1	2,768.4	

第7章



(4) 開発の実施方針

ア 都市の物流サービスのための用地

(ア) ふ頭施設用地

ふ頭の拡充・機能強化等を図る。

(イ) 港湾関連施設用地

増大する外貿コンテナ貨物に対応するため、港湾関連の施設用地を整備する。

イ 都市交通体系改善のための用地

(ア) 交通施設用地

広域幹線道路及び臨港道路等を整備し、道路交通ネットワークの充実を図る。

ウ 都市再開発・都市施設のための用地

(ア) 供給・処理施設等用地

廃棄物処理施設等のための供給・処理施設を整備する。

(イ) 再開発移転等用地

臨海部及び内陸部の公共・再開発事業等をはじめとする都市開発に当たって、事業所等の用地を提供し、地域のまちづくりの推進に貢献していく。また、地域における就業者や来訪者の利便施設を整備する。

エ 自然の回復・新しいまちづくりのための用地

埋立地の開発に当たっては緑化の推進を図り、緑豊かで景観に優れた空間づくりを進める。

(ア) 住宅施設用地

職住近接を図るため、住宅施設を整備する。

(イ) 商業・業務施設等用地

複合的な施設配置を計画している臨海副都心地域等に商業、業務、教育、スポーツ及び文化等の施設を整備する。

(ウ) 公共空地用地

海上公園等の整備を推進する。

(5) 開発事業実施計画の策定

開発事業の実施に当たっては、下記の事項について、実施計画を策定する。

なお、当該計画の策定に当たっては、必要に応じ、地元自治体等に協議するものとする。

- ① 事業目的
- ② 立地業種
- ③ 事業主体
- ④ 事業年度
- ⑤ 施設概要
- ⑥ その他の必要な事項

開発事業実施計画は、昭和 53 年 2 月「昭和 52、53 年度埋立地開発事業実施計画」を策定してから、これまでに 28 回策定し、現在は「令和 6～8 年度埋立地開発事業実施計画」を適用している。

なお、令和 8 年 3 月 31 日現在で約 2,596ha の処分を終了し、今後、開発を予定している埋立地は約 172ha である。

2 埋立地の処分 ―「東京都臨海地域開発規則」―

〔臨海開発部誘致促進課〕

埋立地の開発処分は「東京都臨海地域開発規則」により行っている。

ただし、埋立地のうち港湾関連施設用地及び流通業務施設用地についての処分は、東京港の振興を図るため、別に定めた「東京港港湾施設用地の長期貸付けに関する規則」に基づいて行っている。

「東京都臨海地域開発規則」による処分手続の概要は次のとおりである。

(1) 処分の態様

貸付け、売払い、譲与、交換・信託又は出資の目的等の処分方法がある。通常は売払いによるが、鉄道のトンネル・高架軌道などのように限定した使用にとどまる場合には地上権の設定をすることになっている。

(2) 埋立地の価格

公正に扱うため、処分を受けるものが特別の利益を受けることがないよう、適正な時価により評定した額とする。

(3) 公 募

埋立地を処分しようとする場合は、原則として、公正を期すため公募し、そのつど応募の資格及び埋立地の用途等の基本的事項を定める。

(4) 処分代金の支払

処分代金は原則として契約締結から1月以内に納入するものとしているが、特別な理由があると認めたときは、5年以内の延納を認めることができる。

(5) 全庁的審議機関

貴重な空間である埋立地を有効に活用するため、埋立地の具体的な処分については、全庁的に構成されている東京都臨海地域用地管理運用委員会の議を経ることとなっている。

3 埋立地の管理

〔臨海開発部誘致促進課〕

東京港の埋立地は、東京港改訂港湾計画に基づき造成された埋立地と、それ以前に造成された旧埋立地とがある。

この埋立地のうち、利用計画に基づき民間等に処分されたもの、公共用地として移管されたもの及びふ頭用地、公園等の局事業用地として利用されているものを除いた埋立地を、未処分地として管理している。

埋立地の現地管理に当たっては、建設発生土・廃棄物の不法投棄、不法使用の防止、事故防止、火災予防等のため常時監視しているほか、清掃・除草・立入防止柵の設置等の措置を講じている。

なお、不法投棄の防止、管理体制の強化を図るため、民間警備会社に警備を委託し、24時間監視体制で監視を行っている。

管理中の埋立地の利用については、開発事業の支障とならない範囲で工事用地、遊び場、運動広場等として、一時貸付けにより活用を図っている。

なお、多様な事業ニーズに対応するため、平成9年度から事業用定期借地権等による暫定利用の方式を取り入れるとともに、平成15年度には「東京都臨海地域開発規則」の改正を行い、未利用地の一層の有効活用を図ることとした。規則改正の概要は次のとおりである。

(1) 貸付要件の拡充

これまで貸付けを制限していた民間の資材置場、イベントなどへの貸付けを可能とする。

(2) 貸付期間の延長

一時貸付けの期間は原則1年以内、最長2年以内であったが、複数年の事業計画にも対応できるよう、最長4年まで貸付可能とする。

(3) 定額制の導入

一時貸付けのうち、1月未満の貸付けについては、定額料金制を導入し、貸付手続の迅速化を図る。

(4) 保証金制度の導入

一時貸付けで臨時設備を設置する場合には、撤去費用の担保として1月以上の保証金を徴することができるものとする。

(5) 東京都臨海地域用地管理運用委員会付議事項の見直し

事務手続の簡素化、迅速化のため、評価額2億円未満の長期貸付け・売払い等については、委員会付議を省略する。

4 港湾施設用地（港湾関連用地）の開発 —「東京港港湾施設用地の長期貸付けに関する規則」—

〔港湾経営部振興課〕

東京港には、大井コンテナふ頭をはじめとして優れたふ頭施設が整備されているが、さらなる東京港の港湾機能の充実と振興を図るためには、背後地に民間施設の立地を促進する必要がある。このため、昭和58年度に「東京港港湾施設用地の長期貸付けに関する規則」を制定公布し、昭和59年度から本格的な開発を進めている。同規則の概要は次のとおりである。

(1) 貸付対象地

面積は約137.7ha

(2) 公 募

原則として、応募資格及び選定基準等を示して公募する。

(3) 応募資格等

次の事項を要件として、公募の都度定める。

ア 港湾運送事業者、倉庫業者、海上運送事業者、内航海運事業者、荷主等の港湾関連事業者又はこれらの者を構成員若しくは出資者とする法人

イ 用地の利用について、港湾機能の充実に資すると認められる適切かつ確実な計画を有し、それを実施する十分な能力を有する者

ウ 権利金及び貸付料の支払能力を有する者

(4) 貸付期間

30年とし、更新することができる。

(5) 権利金等

ア 権利金及び貸付料は、港湾の機能性、港湾施設用地の収益性及び類似の貸付事例を考慮して算定した適正な価格を基準に定める。

イ 権利金料率は100分の50とする。

ウ 決定に際しては、東京都財産価格審議会の議を経る。

(6) 東京港港湾施設用地長期貸付審査委員会

港湾局長は、貸付けの適正を図るため、選定基準の決定、資格審査、借受者の選定等を行うときは、全庁的審議機関である東京港港湾施設用地長期貸付審査委員会の議を経る。

(7) 施行期日

昭和59年1月1日

第3節 臨海地域の交通

1 計画及び整備の概要

〔港湾整備部計画課〕

東京港埋立地における交通施設は、埋立地に整備・計画されている各種機能を効果的に発揮させるとともに、都及び東京圏における交通ネットワークの充実・強化を目的としている。

(1) 道 路

東京港埋立地の道路網は、臨海部に沿って東西方向に埋立地を横断する東京湾岸道路を軸とし、沖合部の埋立地と内陸部の幹線道路とが接続するよう構成している。

ア 東京湾岸道路

東京湾岸道路は、東京湾沿岸を環状に結ぶ道路として計画され、東京港の区間は、総幅員100mで、高速道路6車線、一般道路8車線、計14車線からなる道路である。

高速道路は、首都高速道路公団（現 首都高速道路株式会社）が整備を進め、平成13年10月に全線（千葉から横浜まで）の供用を開始した。

一方、一般道路は、国土交通省所管の国道357号で、4車線分が開通している。なお、荒川河口橋（3種）は、平成8年7月に完成し、平成19年度から新木場交差点の立体化事業を実施しており、平成26年3月に完成した。また、東京港トンネル区間（3種）について、海側は平成28年3月に、山側は令和元年6月に供用を開始した。

イ 東京湾岸道路と連絡する幹線道路

臨海副都心と都心方面とを結ぶレインボーブリッジは上層を首都高速道路、下層を臨港道路とする2層構造で、平成5年8月に供用を開始した。

その他、臨海副都心の開発整備及び内港地区再開発を推進するための都心方面とを結ぶ晴海通り、環状第2号線等の延伸道路が平成5年7月に都市計画決定され、晴海通り延伸部と環状第2号線の一部区間が平成17年度に開通し、平成18年11月には晴海通り延伸部と、青海・有明南連絡線が全線開通した。環状第2号線については、令和4年12月に中央区築地から港区新橋までの本線トンネル等約1.4km区間が開通した。これにより、環状第2号線の全線が開通した。

また、物流機能の沖合展開や、内港地区再開発を促進するため、城南島から中央防波堤地区を経て若洲に至る東京港臨海道路を計画した。この道路は環境影響評価の手続きを経て、平成5年7月にⅠ期事業（城南島～中央防波堤地区）の工事着手をし、平成14年4月に供用を開始した。中央防波堤外側から江東区若洲までのⅡ期事業については、国土交通省直轄事業で平成14年度より事業に着手し、平成24年2月に供用を開始した。併せて、平成16年度より東京港臨海道路と国道357号を結ぶ新木場・若洲線の拡幅整備に着手し、Ⅱ期事業と同じく平成24年2月に全線供用開始した。高速湾岸線と中央環状新宿線、高速3号渋谷線に接続する中央環状品川線は、平成27年3月に供用を開始した。

一方、平成21年度の東京港第7次改訂港湾計画の一部変更において、南北道路軸の強化を目的として、10号地その2埋立地と中央防波堤内側埋立地を結ぶ臨港道路南北線を位置付けた。本路線は、平成26年度に事業着手し、令和2年6月に供用を開始した。

ウ 埋立地道路

埋立地内の道路については、埋立地の開発整備に合わせて、ふ頭と連絡する臨港道路を一般会計で、その他の道路を臨海地域開発事業会計等で整備している。

(2) 公共輸送機関

既成市街地から埋立地への公共輸送機関の導入は、埋立地の居住・就業者や来訪者、各種施設利用者の交通利便性を確保するために必要不可欠である。

ア 鉄軌道系

新木場地区に車庫用地を確保し整備促進を図ってきた東京メトロ有楽町線は、昭和63年6月に新木場まで開業し、埋立地における本格的な鉄軌道系輸送機関導入の先がけとなった。

新橋と臨海副都心とを結ぶ新交通システム東京臨海新交通臨海線（ゆりかもめ）は、臨海副都心の始動期開発（～平成7年度）に合わせて整備が進められ、新橋～有明間（約12km）が平成7年11月1日に開業した。延伸部分（有明～豊洲間）については、平成11年3月の都市計画決定を経て、同年12月に工事着手し、平成18年3月に開業した。

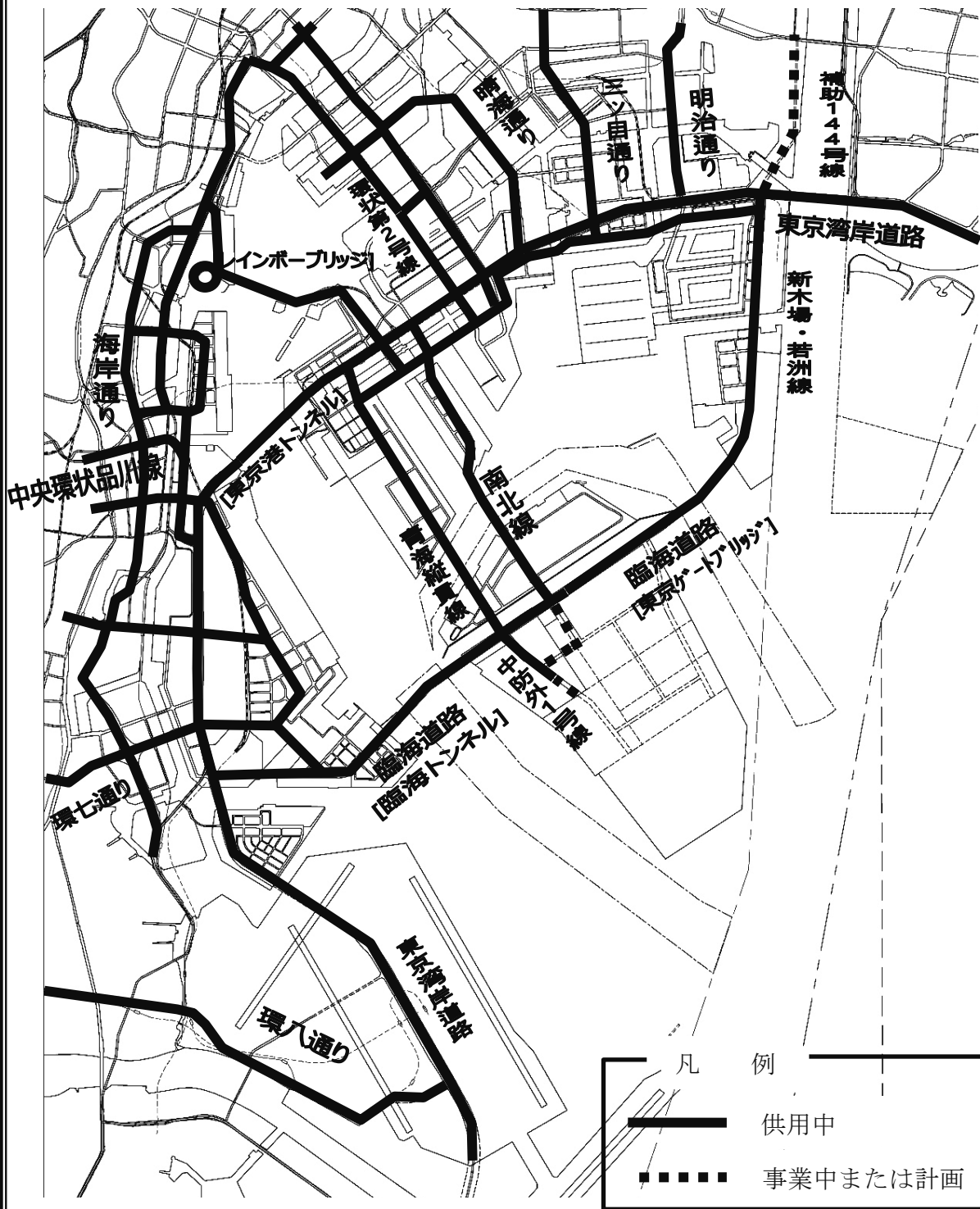
京葉貨物線の旅客化・延伸については、現在、東京～蘇我間において、JR京葉線として営業・運行している。また、新木場～大崎間を臨海副都心経由で結ぶ、東京臨海高速鉄道臨海副都心線は第一期事業区間である新木場～東京テレポート間は平成8年3月に、第二期事業区間である東京テレポート～大崎間は平成14年12月に開業し、全線が供用開始された。

イ バス

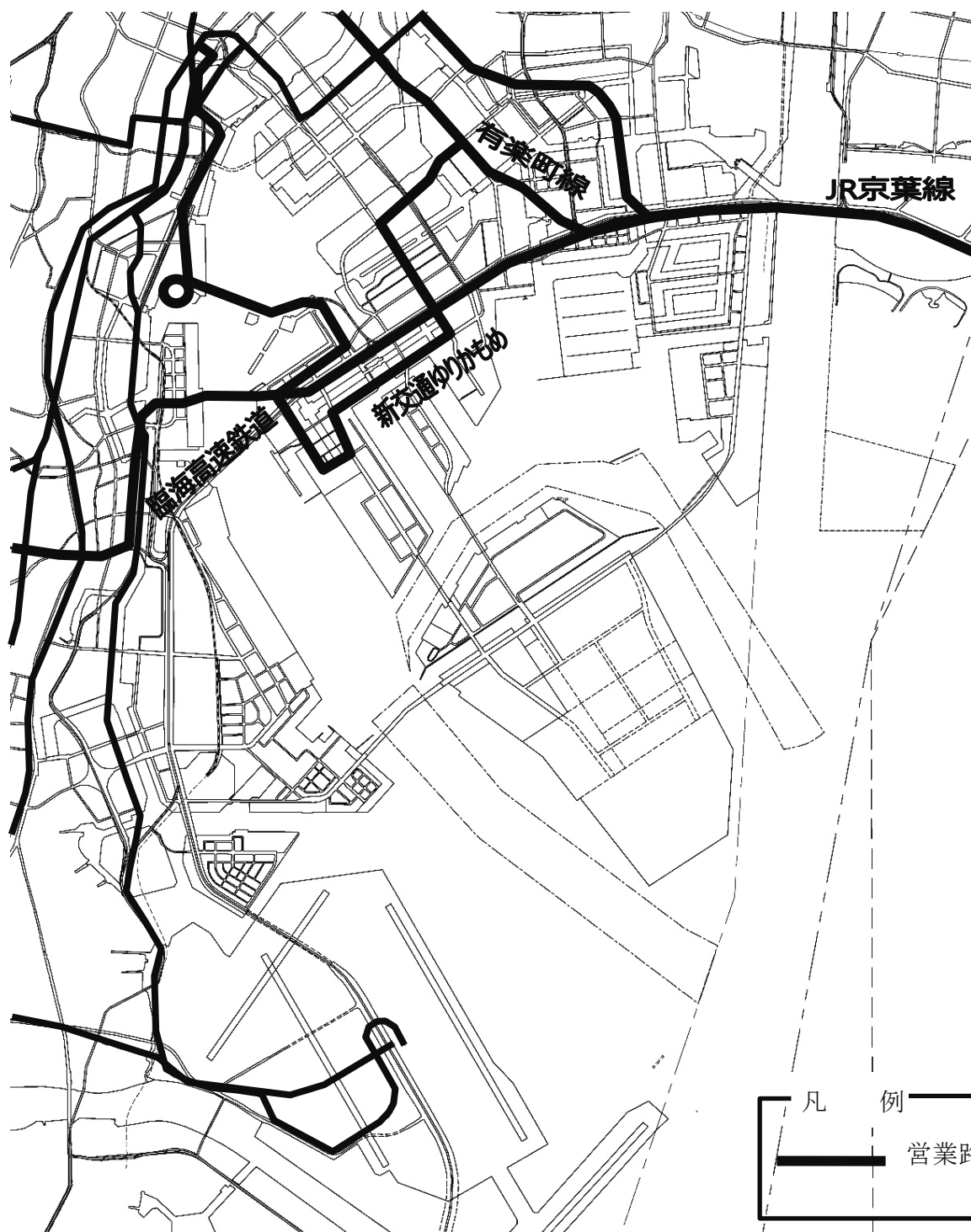
東京港臨海部の開発整備に合わせてバス路線の導入を図ってきており、現在、都営バス及び東京BRTが運行している。

また、路線バスのほか、浅草、日の出ふ頭、臨海副都心、葛西等を結ぶ水上バスが運行されている。

東京臨海部の主な道路の現況及び将来



東京臨海部の鉄道等の現況



2 東京臨海新交通（ゆりかもめ）

〔臨海開発部開発企画課〕

(1) 事業の概要

東京臨海新交通は、平成7年11月1日に新橋駅～有明駅間の12kmにおいて開業した。平成13年3月には、新橋駅本駅を開業し、乗り継ぎ利便性の向上を図った。更に、有明から豊洲方面への延伸工事を平成11年12月に着手し、平成18年3月に開業した。現在、新橋駅～豊洲駅間の14.7kmで営業運転を行っている。

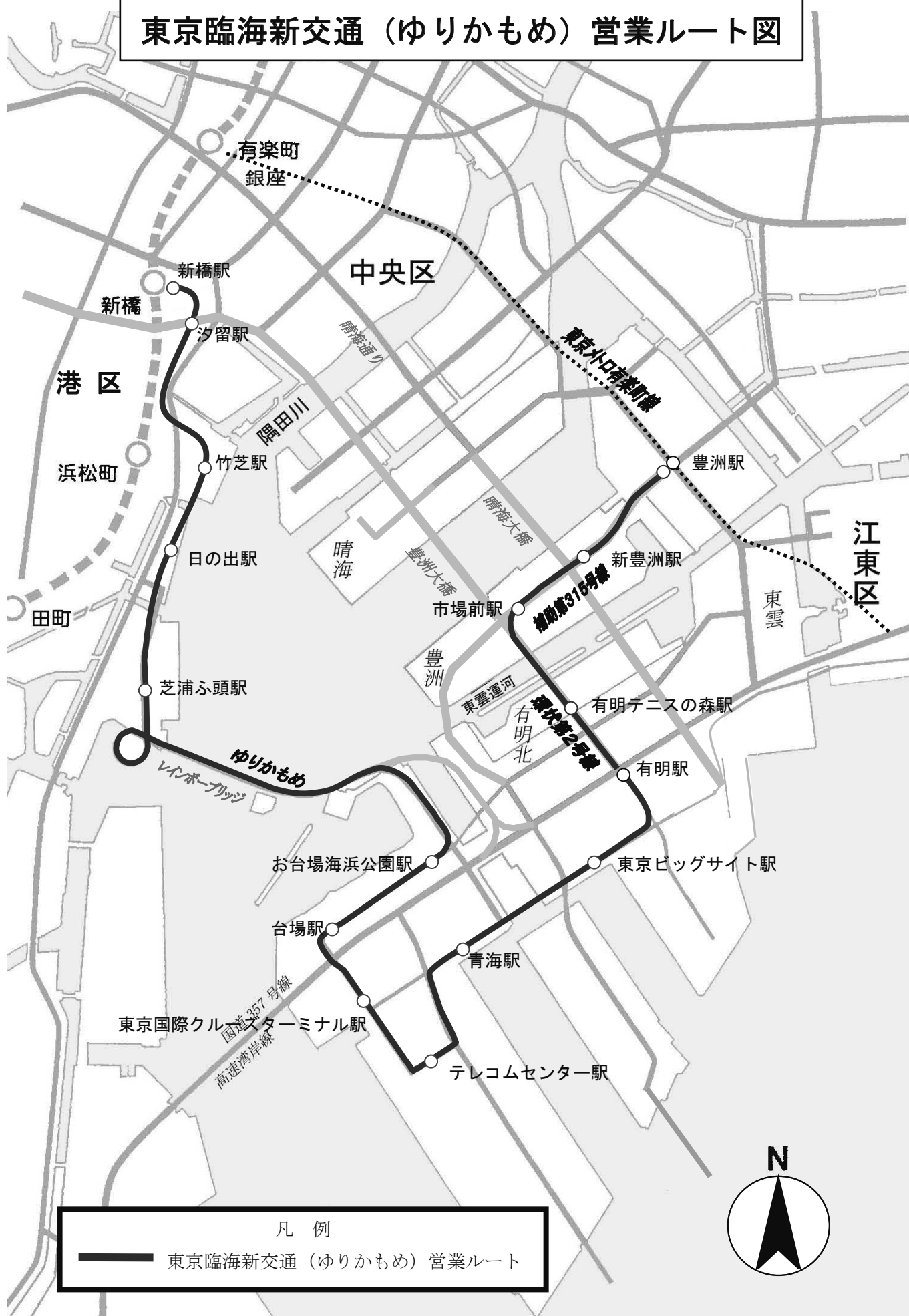
(2) 事業の目的

臨海副都心の開発整備に伴い、埋立地の居住者や就業者、来訪者、各種施設利用者等の交通利便性を確保するため、都心部と臨海副都心や豊洲地区を結ぶ公共交通機関として「新交通システム」を導入し、埋立地における交通環境の改善及び臨海副都心まちづくり等に資することを目的としている。

(3) 事業の沿革

年 月	事 項
昭和57年12月	第一次東京都長期計画において計画事業に位置づけ
昭和60年8月	「東京臨海部新交通システム計画委員会」（委員長 八十島義之助）の設置
昭和63年4月	東京臨海新交通株式会社（社長 鈴木俊一 元東京都知事）の設立
昭和63年11月	鉄道事業免許・軌道事業特許取得
平成元年3月	工事着手
平成7年11月	開業
平成10年4月	社名変更（株式会社ゆりかもめ）
平成10年7月	豊洲延伸区間軌道事業特許取得
平成11年12月	豊洲延伸区間工事施工認可・工事着手
平成13年3月	新橋駅（本駅）開業
平成14年11月	汐留駅開業
平成17年4月	豊洲延伸区間駅名決定
平成18年3月	豊洲延伸区間開業
平成19年8月	株式会社東京臨海ホールディングスの子会社になる
平成31年3月	駅名改称（船の科学館駅を東京国際クルーズターミナル駅、国際展示場正門駅を東京ビッグサイト駅へ）
令和7年11月	開業30周年

東京臨海新交通（ゆりかもめ）営業ルート図



第4節 臨海副都心の開発

1 臨海副都心開発に係る計画の経緯

〔臨海開発部開発企画課・開発整備課〕

都は、第二次東京都長期計画（昭和61年11月）において、東京の一点集中型の都市構造を転換するため、臨海副都心を7番目の副都心として育成していく方針を定めた。

この長期計画に基づき、「臨海部副都心開発基本構想」（昭和62年6月）、「臨海部副都心開発基本計画」（昭和63年3月）を策定し、これらの具体策として「臨海副都心開発事業化計画」（地区別実施計画Ⅰを含む。）（平成元年4月）をとりまとめ、発表した。

引き続き平成2年4月に、良好な都市景観・環境の形成を目的とする「臨海副都心まちづくりガイドライン」、住居系市街地全体に関する計画・建設・管理運営の基本的枠組み及び方向性を示す「臨海副都心住宅マスタープラン」並びに始動期開発対象区域における住宅系用地等の開発にあたり、必要な事項を定めた「臨海副都心開発地区別実施計画Ⅱ」を策定し発表した。

また、臨海副都心開発及び東京フロンティア計画の再検討を図ることを目的に、平成3年6月に「臨海副都心開発等再検討委員会」が設置され、平成3年11月27日に報告書を提出し、同年12月12日終了した。（参照・臨海副都心等開発関係経緯）

2 従前の計画における開発の考え方

〔臨海開発部開発企画課〕

臨海副都心地域は、東京港の中心部に位置し、都心（東京駅）から5～7kmの位置にあることから、国際化・情報化という時代の潮流に対応しつつ、一点集中型の都市構造を是正し、職と住のバランスのとれた新たなまちづくりの舞台として、また、地価高騰に対処するための土地供給策を有効に展開する場所として期待された。そこで、

- (1) 多心型都市構造への転換を推進する新たな副都心の形成
- (2) 国際化・情報化の進展に対応した副都心の形成
- (3) 多様な機能を備えた理想的な都市の形成

という三つの開発目標の下に、新たな副都心づくりを推進することとした。

臨海副都心開発計画を事業化するにあたっては、

- (1) 段階的な開発プログラムを策定する
- (2) 都市基盤施設の整備にあたっては、開発者負担を導入する
- (3) 所有地は売却をせず、貸付方式により運用する
- (4) 第三セクターを設立し、民間活力の活用を図る
- (5) 再開発地区計画等の整備手法により、開発を誘導する

といった手法をとることにより、21世紀初頭の完成をめざし、計画を推進することとした。

特に、段階的な開発プログラムの策定に関しては、臨海副都心開発が長期に及ぶ事業であるため、都市の開発段階に応じた整備目標と整備計画を定め、一定規模の開発を積み重ねることで、着実に都市づくりを推進する必要があることから、開発段階を始動期、創設期、発展期、成熟期の4つに分けて設定し、都市機能の総合性を確保しながら、順次開発を進め、21世紀初頭には副都心として成熟したまちになることを目指すこととした。

3 開発の基本方針

〔臨海開発部開発企画課・開発整備課〕

(1) 開発の見直しの経緯と「臨海副都心開発の基本方針」の決定

臨海副都心開発は、当初の基本計画から8年を経過する過程で、バブル経済が崩壊し、長引く景気の低迷、地価の大幅な下落、オフィス需要の減退など、開発を取り巻く社会経済状況が大きく変化したことや、ゆとりや豊かさへの指向や防災に対する意識の高まりなど、都民の意識にも大きな変化が見られたことから、今後の開発のあり方を見直す必要が生じた。

平成7年第一回都議会定例会において「始動期後の開発については総合的に見直しを行うこと」との付帯決議がなされ、これを受けて同年9月に知事の諮問機関として「臨海副都心開発懇談会」が設置され、総合的な見直しについての検討がなされた。平成8年4月、臨海副都心開発懇談会の最終報告が知事に提出され、都は、この懇談会の報告、都議会での議論や提案並びに都民から寄せられた意見等を勘案した上で、同年7月、今後の開発の基本的方向を示した「臨海副都心開発の基本方針」を決定した。

この基本方針においては、臨海副都心は、職と住の均衡のとれた、東京の第7番目の副都心として、また、明日の東京の活力を担い、都民生活を支えるまちとして、生活者の視点にたった東京の都市づくり、すなわち「生活都市東京」の創造に積極的な役割を果たしていかなければならないとし、これまでの成果を生かし、時代の変化に的確に対応しながら、都民の理解と協力を得て、責任をもって着実に開発を進めていくこととしている。

(2) 「臨海副都心まちづくり推進計画」の策定

臨海副都心開発の基本方針の決定を受けて、引き続き、現行計画の見直し作業を行い、平成9年2月、「臨海副都心まちづくり推進計画」（原案）をとりまとめ、都議会での審議を経たうえで、同年3月策定した。

この計画は、「臨海副都心開発の基本方針」に基づいて、従前の「臨海部副都心開発基本計画」及び「臨海副都心開発事業化計画」を総合的に見直し、策定した計画であり、臨海部全体を視野に入れ、臨海副都心開発の基本方針、事業内容、事業手法などを集約した、今後の事業実施の基本となる計画である。

この新しい計画の策定により、約2年間にわたる開発の見直し作業に終止符を打つこととなった。

(3) 「臨海副都心まちづくり推進計画」の内容

臨海副都心まちづくり推進計画は、「臨海副都心開発の基本方針」に基づき、その内容の具体化を図ったものであり、その内容は以下のとおりである。

ア 開発の基本方針

臨海副都心開発の基本方針として、これまでの開発目標を進展させ、今後の開発のめざす方向として、

(7) 生活の質の向上・自然との共生

－豊かな緑と水辺環境のもとで多様なライフスタイルを楽しめる副都心－

(イ) 世界との交流・未来への貢献

－立地特性をいかし、明日の東京の活力と創造力を生み出す副都心－

(ウ) まちづくりへの貢献

－東京全体のまちづくりに貢献する新たな副都心－

という新たな3つの副都心像を定め、これの実現に向けて、明日の東京の活力を担い、都民生活を支える新しい副都心を整備していくこととする。

イ 参加と連携によるまちづくり

開かれた都政を推進するとともに、都民や関係者など多くの人々にとって臨海副都心を価値あるものとするため、都民の理解と協力を得て、参加と連携によるまちづくりを進める。

ウ 柔軟で段階的なまちづくり（開発スケジュール）

開発スケジュールについては、都市の開発状況や施設の整備状況にあわせて概ね10年単位に区分し、柔軟で段階的な開発を基本とし、概ね5年ごとに必要に応じて見直しを行うこととしている。

段階開発スケジュール

区分	年 度	都 市 の 開 発 状 況	主 な 施 設 の 整 備 状 況
I	～平成7年度 (始 動 期)	都市活動を開始するのに必要な都市基盤と拠点施設が整備され、まちが活動を開始する。 台場地区について、まちが概成する。	・ レインボーブリッジ ・ 新交通「ゆりかもめ」(新橋～有明) ・ 臨海高速鉄道 (新木場～東京テレポート) ・ 国際展示場 (東京ビッグサイト)、テレコムセンタービル、フロンティアビル
II	～平成17年度	臨海高速鉄道の大崎延伸、新交通「ゆりかもめ」の豊洲延伸、放射34号線(晴海通り)の延伸が完了し、交通アクセスの充実が図られる。 有明北地区の埋立が完成する。 有明南地区について、まちが概成する。 青海地区のまちづくりが進展する。	・ 臨海高速鉄道延伸 (東京テレポート～大崎) (平成13年3月天王洲アイル駅開業 東京テレポート～天王洲アイル) (平成14年12月全線開業 天王洲アイル～大崎) ・ 新交通「ゆりかもめ」延伸 (有明～豊洲) (平成18年3月開業) (平成13年3月新橋(本駅)開業) ・ 東京港臨海道路 (I期) (平成14年4月開通) ・ 放射34号線(晴海通り) 拡幅・延伸 (築地二丁目～有明二丁目) (晴海～有明 平成18年11月開通) ・ 環状2号線及び補助315号線のうち新交通「ゆりかもめ」の延伸に必要な区間 (平成18年3月開通) ・ 有明北地区の埋立 (平成17年10月埋立しゅん功)
III	～平成27年度	域内の都市基盤整備が完了するとともに、環状2号線などの広域交通基盤の整備がほぼ完了する。 青海地区及び有明北地区について、まちが概成する。	・ 環状2号線延伸 (東新橋～豊洲) ・ 補助314号線 (区画整理区域内) ・ 補助315号線 (豊洲～有明二丁目) (平成26年3月開通)
IV	平成28年度～	すべての地区でまちが完成、発展していく。	_____

※環状第2号線については、令和4年12月に中央区築地から港区新橋までの本線トンネル約1.4km区間が開通した。これにより、環状第2号線の全線が開通した。

※補助314号線については、令和6年1月に晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業区域内の区間が開通した。これにより、計画対象路線の全線が開通した。

エ 開発フレーム

全体面積は、これまでの計画と比較して有明北地区の埋立面積を縮小した結果、6 ha減少し、442haとなっている。

また、人口フレームは、就業人口が90,000人程度、居住人口が34,500人程度となっている。

(開発フレーム)

(ア) 面 積 442ha

地 区 名	面 積
青 海 地 区	117 ha
有 明 南 地 区	107 ha
有 明 北 地 区	141 ha
台 場 地 区	77 ha
計	442 ha

(イ) 人 口

- ・就業人口：90,000人程度
- ・居住人口：34,500人程度

地 区 名	就 業 人 口	居 住 人 口
青 海 地 区	40,000人	1,000人
有 明 南 地 区	19,000人	0人
有 明 北 地 区	15,000人	28,000人
台 場 地 区	16,000人	5,500人
計	90,000人	34,500人

(注) 有明北地区の人口フレームは誘導水準である。

オ 土地利用

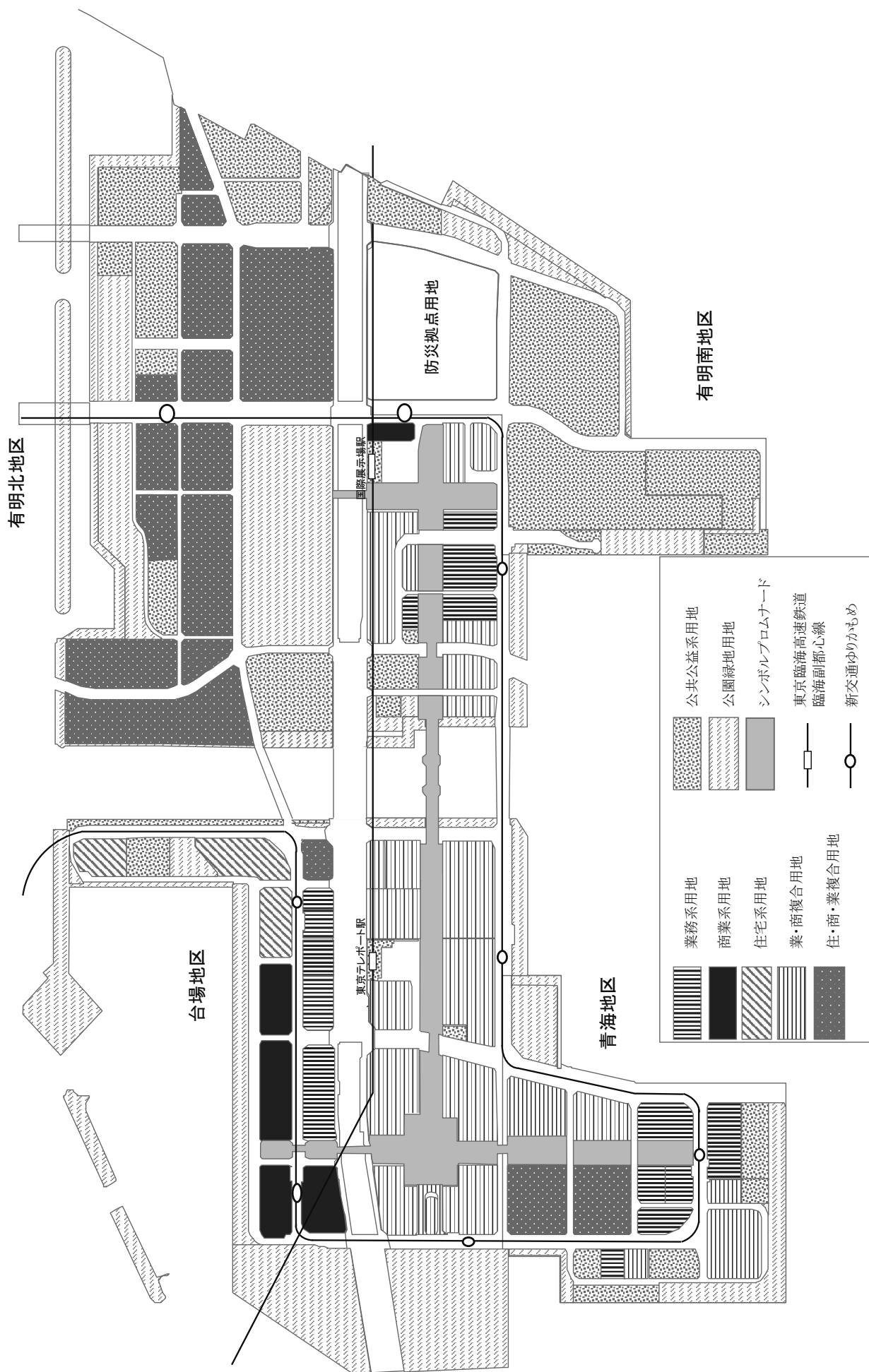
土地利用は、全体としてゆとりのある規模とし、これまでの業務・商業系中心の土地利用から都市生活に必要な多様な機能の配置をめざすほか、臨海副都心の立地特性をいかし、都民にとって夢のある活用を図ることとしている。

開発面積442haの内訳及び土地利用計画図は、以下のとおりである。

公共施設面積 237ha (54%)		宅地面積 189ha (42%)	
道 路	113ha (26%)	業 務 ・ 商 業 系	69ha (15%)
公園、緑地	98ha (22%)	住 ・ 商 ・ 業複合系	52ha (12%)
シンボルプロムナード	26ha (6%)	住 宅 系	5ha (1%)
		そ の 他	63ha (14%)
		(東京ビッグサイト、新交通基地等)	
		防 災 拠 点 用 地	16ha (4%)
合 計		442ha (100%)	

(注) 有明北地区を含む。

■土地利用計画図



カ 快適な住まいの実現

臨海副都心の立地特性をいかした快適で良質な住まいの実現をめざして、次世代に引き継いでいく質の高い住宅の整備を行う。

(ア) 新しい都市型居住の創出

(イ) ソーシャルミックスの実現

(ウ) 安心して暮らせる居住環境の確保

(エ) 高齢社会に対応した住宅の供給

キ 都市景観・環境保全

- ・シンボルプロムナードを軸として、それぞれの地域の特性にあった公園の整備を進め、臨海副都心内及び臨海部全域にわたる水と緑のネットワークを形成する。
- ・「ガイドライン」等により、美しい都市景観を誘導・創造し、自然環境にも調和した質の高い新しいまちづくりを行っていく。
- ・省エネルギー、資源の循環利用、都市緑化等をさらに推進し、環境負荷を軽減し、自然と共生する環境保全型都市づくりを進めていく。

ク 世界に開かれた活力と交流のまちの創造

- ・コンベンション産業をはじめ、今後の成長が期待される産業の立地・誘導を図るとともに、インキュベーション機能の整備・充実、産業・経済・文化などに関する教育・研究・開発機能の誘導を図る。
- ・コンベンションパークの形成をめざしたコンベンション機能の整備及び国際交流の支援を行うほか、にぎわいをいかした新たな文化の形成を図る。

ケ 東京の安全とまちづくりへの貢献

- ・耐震性の強化、交通アクセスの充実、ライフラインの確保を図るなど、臨海副都心の安全性を一層高めるとともに、「有明の丘」をはじめとして、臨海副都心を広域的な防災支援活動の拠点として整備する。
- ・再開発事業等に伴う仮営業所・仮設住宅の建設場所として、臨海副都心の用地を活用するなど、既成市街地の都市改造との連携施策を推進する。

コ 都市基盤の整備

広域幹線道路、鉄道等広域交通基盤は、周辺の開発状況も踏まえつつ着実に整備を進める（広域交通基盤の整備計画については、図を参照）。

(ア) 広域幹線道路

- ・計画対象路線…環状2号線延伸部、補助314号線（区画整理区域内）等
- ・整備時期検討路線…補助314号線（区画整理区域外）



※補助 314 号線については、令和 6 年 1 月に晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業区域内の区間が開通した。これにより、計画対象路線の全線が開通した。

サ 土地処分

- ・ 長期貸付方式に加えて、売却方式を導入。
- ・ 臨海副都心進出事業者公募要項に基づき、常時公募を行う。
- ・ 当面処分を予定していない用地の暫定利用等による有効活用を図る。

シ 事業推進方策など

- ・ 都市基盤の整備については、従前どおり開発利益の還元方式を維持し、地域内都市基盤については原則として開発者負担により整備し、広域交通基盤は公共負担と開発者負担により整備する。
- ・ 臨海地域開発事業会計の収支均衡が適切に図れるよう収入支出両面にわたる徹底的な見直しを行い、財政基盤の安定化を図る。
- ・ 民有地を含む有明北地区の開発にあたっては、民間地権者の創意を尊重して開発を進める。
- ・ 本計画の内容に応じ、国等関係機関との調整を経て、都市計画及び港湾計画の見直しを行う。
- ・ 臨海副都心まちづくり推進会議のもと、開発の進捗を総合的、機動的に把握、調整する体制を整える。

4 臨海地域開発財政基盤強化プラン

〔臨海開発部開発企画課〕

臨海副都心開発事業の財政基盤を強化するため、平成13年度に関係各局で「臨海地域開発の財政基盤強化策検討委員会」を設置して検討を重ね、平成14年3月に「臨海地域開発財政基盤強化プラン」を策定した。

(1) 改革の目標

- ・ 単年度の経常的支出を経常的収入で賄えるよう、徹底した収入の確保と支出の抑制を図る。
- ・ あらゆる手段を講じ土地処分を促進するとともに、残事業の一層の支出削減によって、起債償還を含めてすべての施設整備費を土地処分収入によって完済できる時期を大幅に早める。

(2) 財政基盤強化プランの具体策

- ・ 民間企業等への土地売却の開始並びに処分の促進
(民間企業等への土地売却、企業誘致活動の積極的な展開、事業者決定から着工までの手続期間の短縮、土地利用計画の弾力的な運用、国等への土地処分の働きかけ など)
- ・ 経常収支(収益的収支)の改善
(用地貸付料減額等の取扱い、道路・橋りょうの本来管理者への移管、海上公園の移管 など)
- ・ 今後の整備事業の大幅な支出削減
(地下公共駐車場、共同溝、プロムナード整備の凍結、整備費負担の見直し など)

5 臨海副都心開発の今後の取組み～総仕上げの10年間～

〔臨海開発部開発企画課〕

臨海副都心開発の総仕上げに向けて、平成18年3月に「臨海副都心開発の今後の取組み～総仕上げの10年間～」を策定し、平成27年度のまちの概成に向けたまちづくりへの取組と財政基盤強化への取組について、都の具体的な考え方をまとめた。

(1) まちづくりへの取組

まちづくりは、これまでの「職・住・学・遊のバランスのとれた複合的なまちづくり」のほか、新たに「観光・交流のまちづくり」の視点を加え、推進していく。

＜開発の考え方＞

【青海地区北側】「観光・交流を中心としたまち」

【有明北地区】「住宅中心の複合市街地」

(2) 財政基盤強化への取組

平成 17 年度に関係各局で構成する「臨海地域開発の財政基盤強化策検討委員会」で改めて財政基盤強化について検討し、平成 18 年 3 月に「臨海地域開発財政基盤強化プランの更なる取組み～これまでの検証と今後の取組みの方向～」を策定した。

ア 取組の目標

平成 27 年度のすべての地区でのまちの概成に向けて、財政基盤強化プランの考え方に基づき、収支両面から更なる取組を進め、確固たる財政基盤を再構築する。

イ 具体的な取組

(ア) 第一の取組:『新たな起債の抑制』

(イ) 第二の取組:『これまで以上の収入確保に向けた土地処分方策の検討』

(ウ) 第三の取組:『凍結事業を解除するための更なる収支見直し』

6 臨海副都心のプレゼンス向上に向けた取組

〔臨海開発部開発企画課・誘致促進課・開発整備課〕

臨海副都心では、環境に配慮したまちづくりを進めると共に、東京の競争力を強化し、日本の経済成長を牽引するため、現在の機能集積や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）のレガシーも活用しながら、さらに充実・発展を図り、魅力あるまちづくりを進めている。

また、地域のエリアマネジメントを担う臨海ホールディングスグループをはじめ、一般社団法人東京臨海副都心まちづくり協議会など地域の事業者と協力して、イベントの誘致や情報の発信を行い、にぎわいの創出に取り組んでいく。

(1) まちの賑わい創出に向けた取組

臨海副都心では、これまでも、アートを活かしたまちづくりや様々なイベントの開催などにより、来訪者の満足度や臨海副都心のブランド力を向上させる取組等を進めてきた。令和 8 年 3 月に、お台場海浜公園において、臨海副都心のプレゼンス向上と更なる賑わい創出のため、新たなランドマークとなる噴水「東京アクアシンフォニー」の運用を開始し、様々なイベントと連携している。また、シンボルプロムナード公園において、来訪者の回遊性向上及びまちの更なる魅力発信を目的として、民間事業者と連携し、次世代モビリティの運行等に取り組むほか、イルミネーション等のイベントを実施している。

また、臨海副都心では、補助制度を活用し、M I C E 施設の充実・誘致や、国際観光拠点としての機能の充実、新型コロナウイルス感染拡大防止に関する整備、まちのデジタル化の推進等、様々な取組を進めてきた。

令和 7 年度からは、補助制度「東京都臨海副都心にぎわい・活力創出事業」を開始し、進出事業者同士が連携して取り組むにぎわい創りやスタートアップ企業が臨海副都心へ移転する際の移転費用の補助を通じて、まちのにぎわい及び活力の創出を図っている。

(2) 臨海副都心の脱炭素化

臨海副都心では、これまで、省エネルギーや資源の循環利用、都市緑化等を推進するとともに、まちびらきとともに地域熱供給が導入されるなど、開発による環境への負荷を最小限にするまちづくりを進めてきたところである。

都は、持続可能なまちづくりを先導し、事業者と協働して更なる脱炭素化を進めるため、令和6年9月に、「臨海副都心カーボンニュートラル戦略」を策定した。

2050年における臨海副都心のCO₂排出量実質ゼロの達成に向けて、まちのCO₂排出量の見える化等に取り組むとともに、全国初となる水素混焼ボイラーによる熱供給や、水素と太陽光によるグリーン電力供給モデルの構築に向けた事業、次世代型ソーラーセルの室内環境における有効性検証、共同溝を活用した水素配管新技術の研究開発など、研究機関や民間企業と連携して実施することで、臨海副都心の脱炭素化を推進していく。

(3) バイエリア Digital Innovation City の推進

令和2年2月に策定された「スマート東京実施戦略」において、バイエリアが「スマート東京」先行実施エリアに選定されており、臨海副都心における「デジタルテクノロジーの実装」と「スタートアップの集積」を推進する Digital Innovation City (DIC) の実現に向けた取組を進めている。

令和8年度からは、スタートアップの持続的な集積に向け、デジタルテクノロジーを活用したサービスの開発・実証を行うスタートアップに対し、技術開発への助言や進出事業者との連携等を実施していく。

(4) 次世代モビリティの運行

アリーナ施設などの集客施設が開設された契機を捉え、シンボルプロムナード公園を中心に、エリア内の回遊性を向上させ、更なる賑わい創出を図るため、令和7年10月より、民間事業者と連携して、来訪者が利用可能な次世代モビリティの運行を実施している。

7 有明北地区のまちづくり

〔臨海開発部開発企画課・開発整備課〕

(1) 地権者との協議

有明北地区は、昭和30年代、木工団地として開発され、貯木場水面を利用しながら木材関連などの用地として利用されてきたが、社会経済状況の変化により、木工団地としての性格は薄らぎ、倉庫・物流関係業務等を営む民間事業者が、民有地約30haに存在していた。昭和63年3月に策定された「臨海部副都心開発基本計画」において、有明貯木場を埋め立て、水際線に面したまとまりのある用地に将来の都市型居住の拠点となるゆとりある住宅地を整備する方向となったが、この地区の開発は、これら民間地権者の営業や生活に大きな影響を及ぼすことから、都は民間地権者と協議を行う必要があった。このため、都は民間地権者と、有明北地区の開発の基本的事項について平成5年2月に合意し、その後、地区の開発を促進するため、まちづくりの方針や関連する諸問題について、協議を重ねてきている。

また、都は、「臨海副都心まちづくり推進計画」で定められていない事項について検討を加え、地権者及び地元区との協議を踏まえ、平成11年11月に当地区の開発に係る都の方針である「臨海副都心有明北地区まちづくりマ

スタープラン」を、平成14年3月には当地区の開発誘導の基本的指針である「臨海副都心有明北地区まちづくりガイドライン」を、策定している。

(2) 有明レガシーエリアのまちづくり

有明北地区は、令和3年に開催された東京2020大会において競技会場が集積した、大会を象徴するエリアである。

都は、東京2020大会のレガシーを生かし、スポーツを核とした新たな価値や魅力を創造する持続可能なまちづくりを推進するため、令和4年1月に、「臨海副都心有明北地区まちづくりマスタープラン」、「臨海副都心有明北地区まちづくりガイドライン」等の関連計画について、土地利用等の一部見直しを行った。

開発の考え方について、「住宅を中心とした複合市街地」から「東京2020大会のレガシーをはじめとした多様な機能の集積により、魅力的なライフスタイルを楽しめる複合市街地」に見直し、水辺空間の魅力を生かした公園緑地や大会レガシーを積極的に活用したスポーツ機能を中心に、住宅、商業、業務、サービス、公共公益、文化、レクリエーション等の多様な機能の導入を誘導し、最先端技術を活用しながら、これらの機能がバランス良く複合した活気とにぎわいあふれる市街地を形成していく。

8 開発の現状

〔臨海開発部開発整備課・誘致促進課〕

臨海副都心のまちづくりは着実に進められてきており、現在、約2万人が住み、約5万7,000人が働くとともに、年間約5,200万人（令和7年）が来訪するまちとなっている。

(1) 都市基盤整備等の概要

臨海副都心の開発は、昭和63年から本格的整備に着手し、平成8年3月末で開発の第一段階である始動期開発を終了している。

現在、新交通「ゆりかもめ」（新橋～豊洲）、東京臨海高速鉄道（新木場～大崎）が開業するとともに、清掃工場、給水所及び下水処理場の稼働をはじめ道路、公園、共同溝等の地域内都市基盤施設は概ね完成している。

なお、臨海副都心の開発に当たり、地域内の都市基盤整備費に充てるために発行した臨海地域開発事業会計の企業債について、令和6年度末までに全て償還した。

ア 事業主体

臨海副都心開発における都市基盤整備等の整備主体は、下記のとおり多岐にわたっている。

(ア) 東京都・区関係

- ① 財務局（産業労働局所管）：国際展示場（東京ビッグサイト）
- ② 住宅政策本部：都営住宅
- ③ 建設局：広域幹線道路、地域内幹線道路、新交通システム（インフラ部）、潮風公園
- ④ 港湾局：埋立地造成、係留施設、海岸保全施設、海上公園施設、レインボーブリッジ、臨港道路、区画道路、新交通システム（インフラ部）、海上輸送システム、スカイウェイ、共同溝、プロムナード、上下水道、ゴミ処理施設、公園緑地、給水所等
- ⑤ 水道局：給水所上部利用施設
- ⑥ 下水道局：水再生センター（クリーンセンター内）、ポンプ所
- ⑦ 東京二十三区清掃一部事務組合：清掃工場（クリーンセンター内）

(イ) 公団・公社関係

- ① 東京都住宅供給公社：都民住宅
- ② (独)都市再生機構：公団住宅
- ③ 首都高速道路㈱：首都高速道路

(ウ) 第三セクター関係

- ① ㈱東京レポートセンター：テレコムセンタービル、フロンティアビル
- ② ㈱ゆりかもめ：新交通システム（インフラ部以外）
- ③ 東京臨海熱供給㈱：地域冷暖房施設
- ④ 東京臨海高速鉄道㈱：りんかい線

イ 港湾局で実施する都市基盤整備事業

令和8年度において港湾局で実施する予定の都市基盤整備事業の主なものは、下記のとおりである。

(ア) 臨海副都心開発事業

- ① 開発に伴う諸調査
- ② 道路等整備：自転車通行空間の整備等

(2) ガイドラインの策定

優良な開発を誘導し、良好な都市景観、都市環境の形成とその永続的な担保を図ることを目的として、ガイドラインを策定している。策定にあたっては、都民の理解と協力を得て参加と連携によるまちづくりを進めるため、広く都民からまちづくりのアイデアを募集し、その趣旨の反映に配慮している。平成9年度に副都心広場及びその周辺街区、ウエストブルムナードについて都民提案を公募し、2,000件を超える応募の中から優秀提案を決定した。その趣旨は、それ以降のガイドラインにも取り入れられている。

(今までに策定したガイドライン)

- ・平成2年4月 臨海副都心まちづくりガイドライン
- ・平成10年2月 臨海副都心まちづくりガイドライン—改定—
- ・平成11年3月 臨海副都心青海GH・LM街区のまちづくりガイドライン
- ・平成14年3月 臨海副都心有明北地区まちづくりガイドライン
- ・平成19年2月 臨海副都心まちづくりガイドライン—再改定—
- ・平成19年12月 臨海副都心有明北地区まちづくりガイドライン—改定—
- ・平成21年3月 臨海副都心まちづくりガイドライン—2009改定—
- ・平成26年7月 臨海副都心まちづくりガイドライン—2014改定—
- ・平成26年7月 臨海副都心有明北地区まちづくりガイドライン—改定—
- ・平成27年8月 臨海副都心まちづくりガイドライン—2015改定—
- ・平成28年7月 臨海副都心まちづくりガイドライン—2016改定—
- ・令和4年1月 臨海副都心まちづくりガイドライン—2022改定—
- ・令和4年1月 臨海副都心有明北地区まちづくりガイドライン—改定—

(3) 事業者の進出

青海地区では、令和 7 年 10 月に、アリーナ施設が開設された。

有明北地区では、令和 2 年 6 月に、住宅・商業施設が開設された。

有明南地区では、令和 7 年 10 月に、オフィスやスタジオからなる複合施設が開設され、令和 8 年 3 月に、多目的ホールや劇場等からなる複合施設が開設された。

その他の未処分地についても、東京 2020 大会のレガシーやM I C E機能の集積を活かした開発を進めるため、公募の実施や事業者誘致を進めていく。

開発の進むまち、臨海副都心

- 処分済区域
- 未処分区域
- 暫定利用区域
- 公園区域
- 公営利用

発行 / 東京都港湾局臨海開発部誘致促進課 2026年3月現在
連絡先 / 03-5320-5583 S0000522@section.metro.tokyo.jp
登録番号 (7) 15
公募期間・内容については、東京都港湾局ホームページをご確認ください。

第7章

9 用地等の管理及び運用

〔臨海開発部誘致促進課〕

(1) 臨海副都心用地

臨海副都心用地の管理及び運用は、東京都臨海地域開発規則（平成13年東京都規則第80号）に基づいて行っている。

ア 公募対象区画の処分状況

第一次公募区画

地域	区画	面積(㎡)	主な施設内容	契約等の相手方	契約年月日	処分の態様
台 場	台 場 B	18,703.45	商 業 施 設	三井住友信託銀行(株)	H6. 8. 31	貸付
					H28. 7. 29	底地売却
	台 場 C	25,072.71	商 業 施 設	みずほ信託銀行(株)	H5. 3. 29	貸付
					H18. 3. 23	底地売却
	台 場 D	18,825.30	都市型リゾートホテル	(株)東京ヒューマニアエンタプライズ	H5. 3. 25	貸付
					H19. 3. 15	底地売却
	台 場 E	20,870.35	シティホテル	京浜急行電鉄(株)	H5. 3. 22	貸付
					H17. 8. 22	底地売却
					H18. 8. 1	底地売却
有明南	台 場 F	21,102.22	業 務 施 設	(株)ジ・メディア・ホールディングス	H5. 3. 17	貸付
					H30. 4. 23	底地売却
	台 場 G ₁	12,910.26	業 務 施 設	三菱UFJ信託銀行(株)	H5. 3. 17	貸付
					H18. 3. 23	底地売却
	台 場 G ₂	5,312.97	業 務 施 設	サントリーホールディングス(株)	H5. 3. 25	貸付
	台 場 G ₃	5,353.64	業 務 施 設	三菱UFJ信託銀行(株)	H5. 3. 25	貸付
					H17. 5. 27	底地売却
	有明南 F	20,792.62	業 務 施 設	(株)東京ビッグサイト	H5. 8. 31	貸付
					H18. 3. 31	交換
青 海	有明南 G	8,748.96	業 務 施 設	(株)東京ビッグサイト	H5. 8. 31	貸付
					H18. 3. 31	交換
	青 海 D	10,588.52	業 務 施 設	(株)東京ビッグサイト	H5. 2. 24	貸付
					H18. 3. 31	交換

第二次公募区画

地域	区画	面積(㎡)	主な施設内容	契約等の相手方	契約年月日	処分の態様
有明南	有明南LM-1	15,846.49	業務・商業施設	パナソニック(株)	H12. 3. 13	貸付
					H15. 2. 3	底地売却
	有明南LM-2	9,036.65	業 務 施 設	(株)テーオーシー	H14. 11. 9	貸付
					H15. 3. 31	底地売却
	有明南LM-3	9,051.82	業 務 施 設	(株)テーオーシー	H15. 2. 28	貸付
					H15. 3. 31	底地売却
	有明南 P	10,548.16	会員制ホテル・シティホテル	リゾートトラスト(株)	H15. 8. 22	売却
台 場	台 場 H	8,749.67	住宅・業務・商業複合施設	オリックス不動産(株)	H15. 6. 30	売却

有明の丘病院公募

地域	区画	面積(㎡)	主な施設内容	契約等の相手方	契約年月日	処分の態様
有明南	有明の丘病院用地	19,999.89	病院・研究施設	公益財団法人がん研究会	H14. 2. 28	売却

学 校 用 地 公 募

地 域	区 画	面積(㎡)	主 な 施 設 内 容	契約等の相手方	契約年月日	処分の態様
有明北	有 明 北 学 校 用 地	20,799.68	かえつ有明中学校・高等学校	学校法人嘉悦学園	H15. 10. 30	売却※
		9,000.00	東京有明医療大学	学校法人花田学園	H19. 6. 27	売却
		7,424.00	有明教育芸術短期大学	学校法人三浦学園	H19. 6. 27 H28. 2. 17	貸付 底地売却
有明南	有明南 N	13,012.08	武蔵野大学有明キャンパス	学校法人武蔵野大学	H20. 6. 30	売却
	有明南 J1	1,834.95			H30. 12. 12	売却

※うち329.69㎡は地上権設定契約

そ の 他 公 募

地 域	区 画	面積(㎡)	主 な 施 設 内 容	契約等の相手方	契約年月日	処分の態様
青 海	青海 I	19,373.41	スタジオ	(株)フジテレビジョン	H16. 6. 22	売却
	青海 F1-N	5,150.07	業務施設	合同会社青海シーサイトプロジェクト	H19. 8. 23	売却
	青海 Q	32,904.14	業務・商業複合施設	青海 Q 区画特定目的会社	H20. 6. 30	売却
	青海 ST	79,296.8	業務・商業複合施設	青海 T 特定目的会社 トヨタ自動車(株) 青海 S1 特定目的会社	H22. 9. 14 H24. 10. 1 H28. 9. 1	売却
有明南	有明南 I	6,187.93	ホテル	有明プロパティ-特定目的会社	H19. 1. 31	売却
	有明南 A	10,150.34	業務・商業複合施設	有明南 A 特定目的会社	H20. 9. 29	売却
	有明南 K	5,737.33	ホテル・商業施設	ダイワロイヤル(株)	H26. 1. 10	売却
	有明南 G1	11,155.82	業務・商業複合施設	コナミリアルエステート(株)	R4. 3. 30	売却
	有明南 H	12,920.05	業務・商業複合施設	(株)テレビ朝日	R4. 8. 30	売却
有明北	有明北3-1	67,292.00	住宅・業務・商業施設	住友不動産(株)	H23. 3. 4	売却

イ その他の処分

公募対象区画を除く臨海副都心の処分状況は、下表のとおりである。

契約等の相手方	主な施設内容	契約年月日	面積（㎡）	処分の態様
住 宅 政 策 本 部	住 宅	H4. 3. 4	4,069.45	貸 付
		H5. 9.30	5,360.72	
		H10. 3.11	612.50	
産 業 労 働 局	国 際 展 示 場	H4. 3. 9	242,619.00	貸 付
		H7. 3.10	802.90	貸 付
	(地独)東京都立産業技術研究センター	H19. 6.29	14,519.35	所 管 換
	展 示 ホ ー ル	R4. 3.29	47,167.87	貸 付
オリンピック・パラリンピック準備局	有 明 ア リ ー ナ	H27.11. 2	36,576.05	所 管 換
東京都住宅供給公社	住 宅	H4. 3.10	9,205.57	貸 付
		H5. 9.30	7,555.26	
		H9. 2.28	6,440.05	
都 市 再 生 機 構	住 宅	H4. 4. 1	9,778.26	貸 付
		H5. 9.30	5,556.53	
		H10. 3.11	6,484.30	
東日本電信電話(株)	業 務 施 設	H6. 3.28	3,219.75	交 換
財 務 省 関 東 財 務 局	東 京 港 湾 合 同 庁 舎	H7. 3.30	3,587.24	交 換
		H9. 3.28	6,412.85	売 却
	警 察 庁 等 庁 舎	H20. 7. 4	5,500.04	売 却
(株)東京ビッグサイト (旧(株)国際貿易センター)	業 務 ・ 商 業 ・ ホ テ ル ・ 複合ビル	H11. 3.25	9,899.44	売 却
日本学生支援機構	東 京 国 際 交 流 館	H11. 3.26	17,900.59	貸 付
		H11. 3.26	18,085.13	売 却
科学技術振興機構	日 本 科 学 未 来 館	H11. 3.26	9,701.57	貸 付
		H11. 3.26	9,935.08	売 却
産業技術総合研究所	臨 海 副 都 心 セ ン タ ー	H11. 3.26	4,863.32	売 却
		H11. 3.26	4,834.47	貸 付
		H15. 6.23		底地売却
	バイオ・IT融合研究施設	H15. 3.20	7,104.73	売 却
国土交通省関東地方整備局	有 明 の 丘 防 災 拠 点	H16. 3. 5	38,274.82	売 却
		H17. 3. 4	5,229.96	
		H18.3.15・17	5,584.10	
		H18.11.22	6,538.42	
		H20. 3.13	2,200.84	
		H21. 3.11	398.38	
		H21. 3.11	746.87	区分地上権設定
		H21. 3.13	1,209.48	売 却
建 設 局	有 明 の 丘 防 災 拠 点	H17. 3.31	12,252.98	所 管 換
		H18. 3.31	12,343.92	
		H19. 3.31	11,873.34	
		H20. 3.31	11,698.94	
		H20.10. 1	17,027.94	
警 視 庁	警 察 署 用 地	H17. 3.31	5,000.00	所 管 換
首都高速道路(株)	都市高速道路晴海線用地	H18. 3. 3	527.80	売 却
(株)東京テレポートセンター	台場フロンティアビル	H19. 4. 1	9,002.42	現 物 出 資
	青海フロンティアビル	H19. 4. 1	7,304.53	
	有明フロンティアビル	H19. 2.14	9,337.15	
		H19. 4. 1		
	テレコムセンター	H19. 4. 1	22,000.05	
江 東 区	有 明 小 ・ 中 学 校	H20. 7.15	19,511.00	売 却
	有 明 西 学 園	H27.12.21	20,184.66	売 却
教 育 庁	特 別 支 援 学 校	H25. 7.31	14,961.64	所 管 換
交 通 局	都営バス車両基地用地	H28. 9.26	15,000.01	所 管 換
東京臨海高速鉄道(株)	鉄道関連業務施設(青海)	H31. 3.22	1,281.65	売 却
	鉄道関連業務施設(有明南)	H31. 3.22	480.44	

(注) 上記のほか、交通施設用地（(株)ゆりかもめ・東京臨海高速鉄道(株)・首都高速道路(株)）、供給処理用地（東京ガス(株)・環境局・下水道局・東京電力パワーグリッド(株)）を長期貸付け等している。

ウ 暫定利用の事業者の状況

相 手 方	用 途	契約年月日	地 積 (㎡)
ビー・エム・ダブリュー(株)	自動車ショールーム等	H26. 10. 22	27, 198. 08
(株) 東 京 ビ ッ グ サ イ ト	国 際 展 示 場	H27. 9. 30	22, 332. 14

(2) 臨海副都心共同溝

臨海副都心共同溝は、始動期整備分を平成7年10月から供用開始し、東京都臨海副都心共同溝管理規則（平成13年東京都規則第158号）に基づき管理を行っている。

ア 施設概要等

(7) 施設整備状況等

	延 長	工 事 等	備 考
共同溝 概要	16.6 km	・設計 平成元年5月～ ・工事 平成2年7月～ 平成29年3月	断面例 (開削部の例) H=7.7m W=14.0m

(有明北地区を除く)

(イ) 共同溝の収容物件と収容物件の管理者

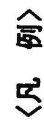
	収 容 物 件	収 容 物 件 の 管 理 者
①	上 水 道 管	水 道 局
②	中 水 道 管	下 水 道 局
③	下 水 道 管	〃
④	ご み 収 集 管	東京二十三区清掃一部事務組合
⑤	通信ケーブル	東日本電信電話(株)
⑥	電力ケーブル	東京電力パワーグリッド(株)
⑦	ガ ス 管	東京ガスネットワーク(株)
⑧	情報通信ケーブル	KDDI(株)
⑨	地域冷暖房用熱供給導管	東京臨海熱供給(株)

イ 共同溝の管理

臨海副都心共同溝は、都市活動のライフラインを収容するため、その管理に際してはセキュリティの確保が重要であり、この課題に対応するため、情報通信基盤を利用した共同溝管理システムを活用し、24時間の管理体制をとっている。

ウ 共同溝の利用

臨海副都心が情報化に対応した都市として発展し、IT産業等の進出を促進するために、平成13年4月より、現在の使用者が使用許可を受けている範囲内で電気通信事業法における電気通信事業者の参入を認めている。



— 整備済ルート (橋梁系架を含む) —

……整備検討ルールト

10 臨海地域における政策連携団体の活用

〔総務部総務課〕

都は、平成 18 年 5 月に「臨海地域における監理団体改革～持株会社構想～」を発表し、臨海地域を活動基盤とする監理団体について、東京港の国際競争力強化と臨海副都心開発の総仕上げの推進体制を一層充実させるため、順次、持株会社方式で経営統合することとした。

平成 19 年 1 月 31 日には、東京臨海熱供給株式会社の単独株式移転により、持株会社である株式会社東京臨海ホールディングスを設立し、東京臨海熱供給株式会社はその子会社となった。

平成 19 年 8 月には、株式会社ゆりかもめ及び株式会社東京テレポートセンターを、平成 21 年 1 月には、東京港埠頭株式会社及び株式会社東京ビッグサイトを子会社化し、グループ 5 社の経営統合を完了した。

臨海ホールディングスグループは、エリアマネジメントや、グループ各社の力を結集した効率的なグループ経営を推進することにより、臨海地域発展の中核を担っている。今後も、都は政策連携団体改革の取組を踏まえてグループの機能強化を図り、より戦略的に活用していく。

第5節 豊洲・晴海地域の開発

1 豊洲・晴海開発整備計画

〔臨海開発部開発企画課〕

(1) 計画策定の経緯

豊洲・晴海地域は、戦後の東京の発展を支えてきた港湾物流施設の移転・再配置、ガス・発電などのエネルギー関連施設の機能縮小・停止などにより、既成市街地に比べ大規模な未利用地が多く存在していた。また、この地域は、都心と臨海副都心の中間に位置するという特性も有している。

これらの点を踏まえ、この地域において、活力ある複合市街地の形成を目指すこととし、平成2年6月に「豊洲・晴海開発整備計画」を策定した。平成9年4月には、社会経済状況の大きな変化に伴う臨海副都心開発の見直しに合わせて、同計画の改定を行った。

その後、平成13年12月に策定した「第7次東京都卸売市場整備計画」において、築地市場を豊洲地区へ移転することが決定され、これに伴い、豊洲地区の土地利用計画等を変更する必要があるため、地元関係者の理解と協力を得て、平成14年9月に豊洲地区の変更を中心とした同計画の再改定を行った。

さらに、東京2020大会において、晴海地区に選手村が整備されることとなり、大会終了後は選手村の建物に改装を加え住宅等として活用することとなった。そこで、晴海地区の土地利用計画等について関係機関等と協議の上、平成26年3月には選手村が整備される晴海五丁目を対象に一部改定を行い、平成28年3月には、大会後のレガシーを見据えたまちづくりを進めていくため、晴海地区を対象に一部改定を行った。

また、令和8年3月には、中央区における学校の整備計画等を踏まえ、晴海二丁目の土地利用計画等を一部見直した。

(2) 開発目標

豊洲・晴海開発の基本的な考え方として、次の開発目標を定めた。

ア 職住近接の都市型居住のまちの形成

豊かな水辺環境や大規模敷地などの好条件を生かしながら、多様化する都市生活に対応した質の高い居住機能を積極的に導入し、職住近接の都市型居住のまちの形成を図る。

イ 業務・商業、居住、文化などが調和した複合市街地の形成

まちの活性化やにぎわいの創出を図るため、居住機能に加え、業務・商業、市場、文化など、多様な機能を複合的に配置し、魅力的なまちとする。

ウ 水辺の魅力を生かした文化と交流のまちの形成

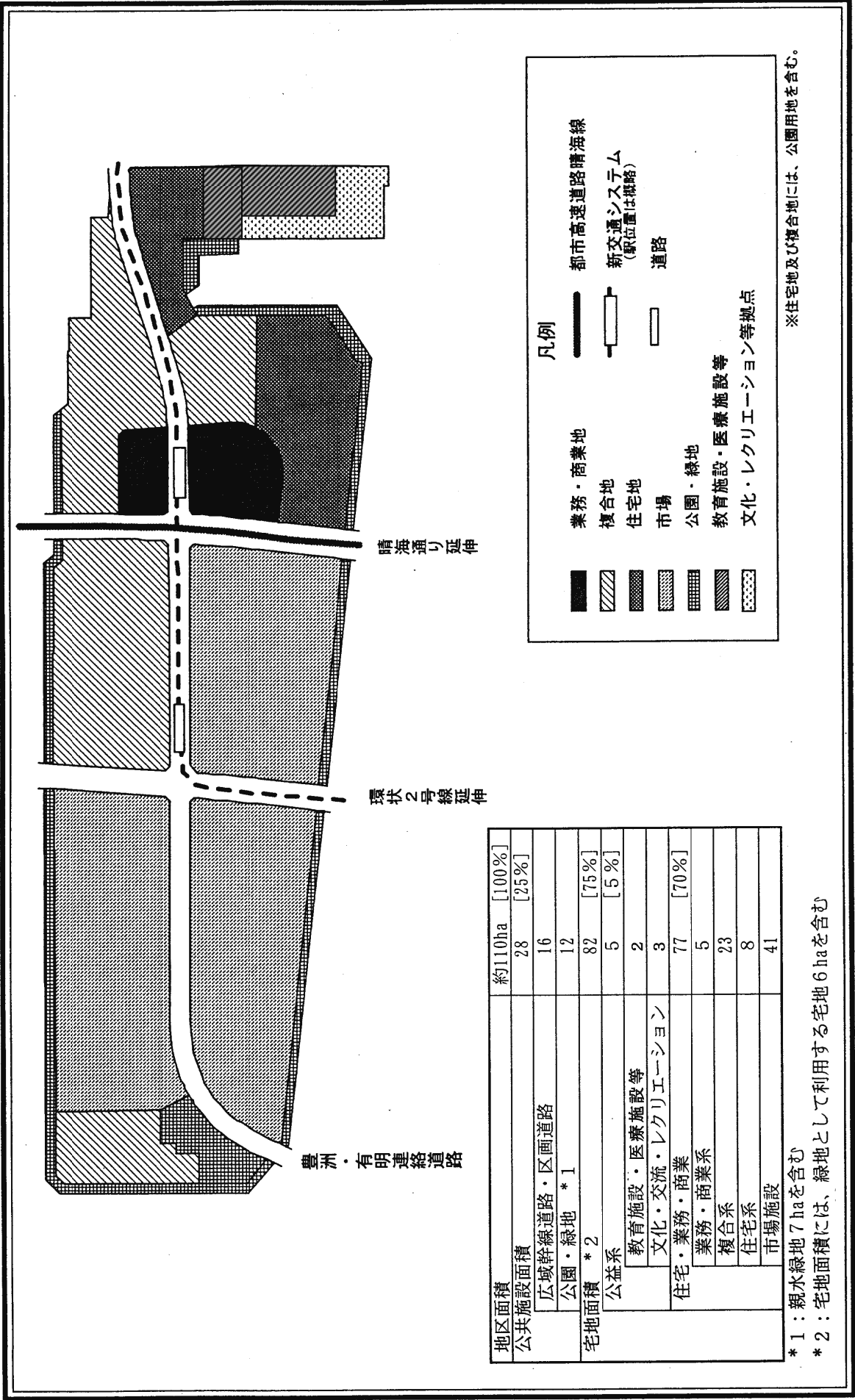
人々が集い緑に親しめる開放的な水辺空間や、豊洲の文化・交流・レクリエーション拠点を整備するとともに、市場とそのにぎわい施設を中心とした食の提供などを進めていく。これらにより、世界の人々や都民に開かれた文化と交流のまちを形成する。

(3) 開発フレーム

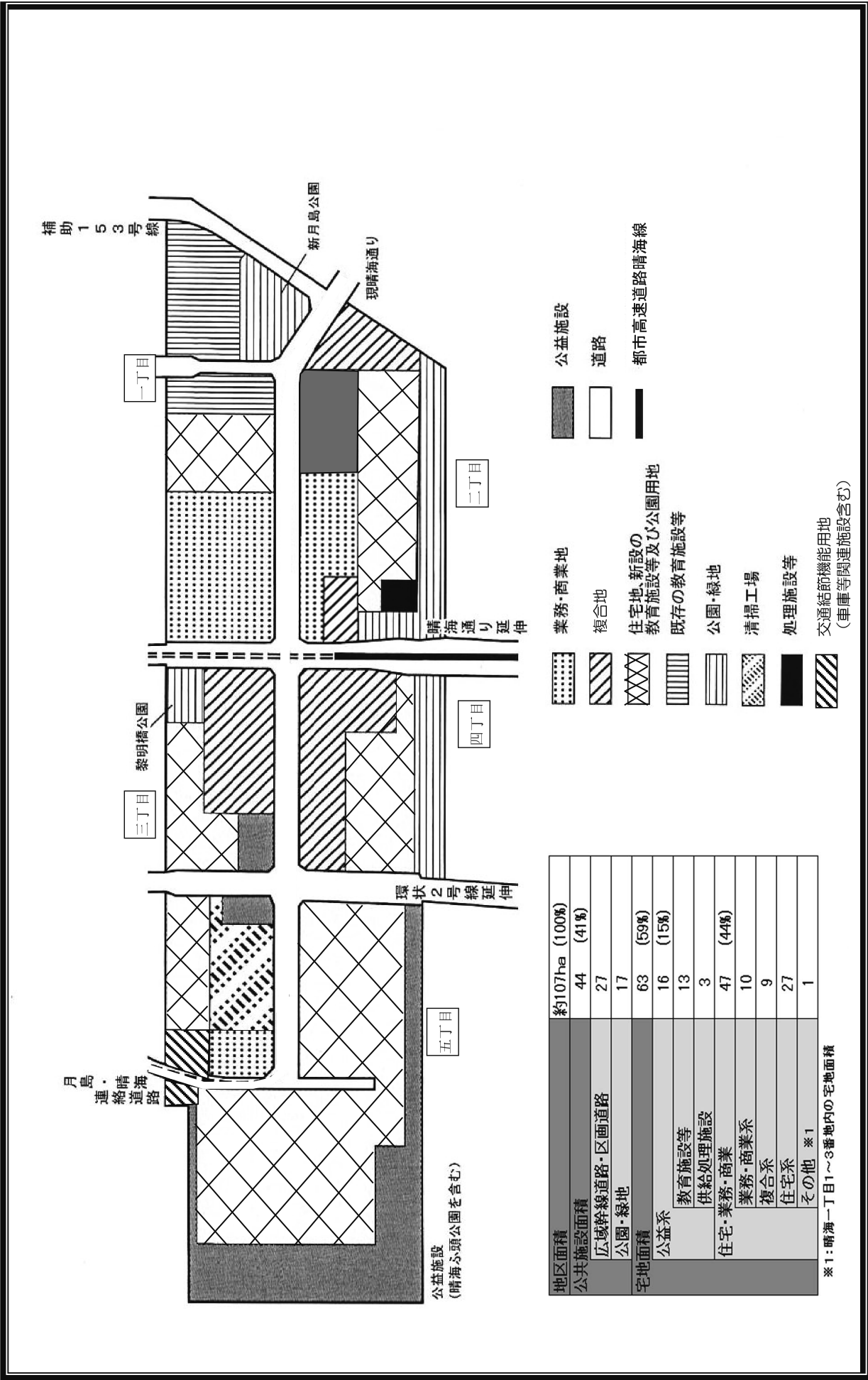
開発目標を達成するため、開発フレームは次のとおりとする。

	面 積	居住人口	就業人口
豊洲地区	約 110ha	13,000人程度	44,000人程度
晴海地区	約 107ha	43,000人程度	36,000人程度

(4) 豊洲地区の土地利用フレーム及び土地利用計画



(5) 晴海地区の土地利用フレーム及び土地利用計画



2 事業の経緯

豊洲地区では、平成9年11月に土地区画整理事業の事業計画を決定し、令和元年6月に換地公告した。平成11年8月には防潮護岸整備事業に着手し、平成18年9月にしゅん功した。また、平成30年10月には豊洲市場が開場し、業務・商業、居住、市場などの各機能がバランスよく配置された複合市街地の形成を目指した開発を進めている。

晴海地区では、晴海一丁目の市街地再開発事業が平成13年4月にしゅん功し、晴海二丁目においても、土地区画整理事業と都市再生事業による一体的な開発整備が平成24年度に完了した。また、晴海三丁目西地区は、市街地再開発事業が平成30年2月にしゅん功している。

晴海四丁目及び五丁目の一部については、都市整備局を施行者とする大街区方式の土地区画整理事業が、平成18年3月に事業認可を受け、平成28年1月に換地公告した。

晴海五丁目においては、東京2020大会の選手村整備と大会後の新たなまちづくりを進めるため、晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業が平成28年4月に事業認可を受け、平成29年1月より建築工事に着手し、令和3年には、東京2020大会において選手村として使用された。大会後は、大会のレガシーとなるまちづくりを進め、令和6年5月にまちびらきを迎えた。

3 水辺の歩行者ネットワーク形成

〔臨海開発部開発整備課〕

開発が進展する臨海部において、水辺の魅力を高め、誰もが憩い楽しめる歩行者ネットワークを形成するため、豊洲地区と晴海地区を結ぶ新たなランドマークとして「旧晴海鉄道橋」の遊歩道化整備を行った。

「旧晴海鉄道橋」は、昭和32年に臨港鉄道東京都専用線の「晴海線」開設に伴い架設され、鉄道橋として日本で初めてローゼ橋及び連続PC桁を採用した、歴史的価値の高い橋りょうである。

平成元年に「晴海線」が廃線となって以降、本橋りょうは利用を停止し、約30年閉鎖状態が続いていたが、有効活用を受け、歩行者専用の橋として再生することとなった。

遊歩道化整備に当たっては、有識者等の意見を踏まえながら、本橋りょうの歴史的な価値を残しつつ、耐震補強や遊歩道化を進め、令和7年9月、春海橋公園の一部として供用を開始した。

臨海副都心等開発関係経緯

年 月 日	内 容
昭和	
61. 8. 26	東京テレポート構想検討委員会中間報告
9. 12	臨海部副都心開発計画会議設置 知事、副知事及び関係局長で構成
10. 20	東京港の将来像検討委員会報告 臨海部開発の基本的な方向を提言
11. 27	第二次東京都長期計画発表 7 番目の副都心として、開発・整備の基本的方向を示す
11. 28	東京臨海部開発推進協議会発足 国土庁、通商産業省、運輸省、郵政省、建設省、住宅・都市整備公団及び都で構成
62. 3. 11	東京テレポート構想検討委員会最終報告 東京テレポートの基本的な方向を提言
6. 3	臨海部副都心開発基本構想発表 臨海部副都心開発の基本的な考え方を示す
10. 2	東京臨海部開発推進協議会「中間の取りまとめ」発表
63. 3. 18	東京臨海部開発推進協議会「最終報告」発表 広域的根幹施設整備及び開発者負担等のあり方について基本的な考え方を示す
3. 29	臨海部副都心開発基本計画発表
〃	臨海部副都心開発推進会議設置
4. 25	東京臨海新交通(株)設立
5. 10	東京港第 5 次改訂港湾計画策定
11. 18	東京臨海副都心建設(株)設立 臨海副都心の基盤整備事業及びビル事業を行う第三セクターとして、都が51%を出資して 設立
12. 1	東京世界都市博覧会基本構想懇談会設置
平成	
元. 4. 1	臨海副都心開発事業会計設置
4. 12	臨海副都心開発事業化計画発表
4. 26	(株)東京テレポートセンター設立
7. 14	東京世界都市博覧会基本構想懇談会報告 東京フロンティアについて概要等を示す
8. 23	臨海副都心開発・東京フロンティア推進会議設置
12. 27	東京フロンティア基本計画大綱

年 月 日	内 容
2. 1. 30	「臨海副都心開発に伴う都有地の管理及び処分についての基本方針」決定
2. 21	東京都臨海副都心用地開発規則制度制定
3. 12	(財)東京フロンティア協会設立
3. 13	都と東京臨海副都心建設㈱との間で「臨海副都心の都市基盤設計整備に関する基本協定」を締結
4. 19	臨海副都心開発地区別実施計画Ⅱ、臨海副都心まちづくりガイドライン、臨海副都心住宅マスタープラン発表
〃	東京フロンティア基本計画発表
5. 25	「臨海副都心住宅用地の貸付条件」及び「台場地区事業主体別住宅供給計画」決定
6. 1	第1回東京レポートタウン進出希望者の公募（2. 6. 1～8. 31）
6. 27	豊洲・晴海開発整備計画策定
8. 8	東京臨海熱供給㈱設立
10. 5	有明南埋立地公有水面埋立免許取得
10. 22	臨海副都心事業工事総合調整会議設置
11. 9	第1回東京レポートタウン進出予定者決定（当選：14事業者、15提案）
12. 5	青海埋立地公有水面埋立免許取得
12. 19	東京フロンティア事業計画（中間のまとめ）発表
3. 3. 7	平成3年第1回都議会定例会において 平成2年度臨海副都心開発事業会計補正予算案修正議決 平成3年度臨海副都心開発事業会計予算案否決 なお、一般会計予算案についても、可決はされたものの、臨海関連予算については「…再検討の間、その執行を凍結すること。」との付帯決議が付された。
3. 12	平成2年度末に予定していた第1回東京レポートタウン進出予定者との契約締結時期を平成3年度に延期することを決定（平成2年度補正予算案に計上した土地処分収益の増額部分が可決されなかったことを踏まえた決定である）
3. 12	東京臨海高速鉄道㈱設立
3. 15	地方自治法第177条第3項の規定に基づき、知事決定により平成3年度臨海副都心開発事業会計予算を定める。
6. 26	臨海副都心開発等再検討委員会設置 臨海副都心開発及び東京フロンティア計画について再検討するための全庁的組織として設置。副知事及び関係局長で編成
7. 11	平成3年第2回都議会定例会において、 平成3年度臨海副都心開発事業会計補正予算（第1号）可決 臨海開発等特別委員会設置
7. 12	一般会計の臨海副都心関連予算の執行凍結を解除（依命通達）

年 月 日	内 容
3. 8. 12	臨海副都心開発等再検討委員会が第1次報告を提出 (報告の内容) ① 住宅戸数を1,000戸増とする。 ② 始動期の開発期間を現行の平成5年度末までから平成7年度末までとする ③ 東京フロンティアの開催時期は、平成8年3月とする などの検討結果を明らかにした
10. 8	「第1次報告」臨海副都心開発及び東京フロンティアの再検討に基づく都の方針として決定
10. 28	台場地区の地区別実施計画の一部変更を決定 前記「方針」に基づき、台場地区のA街区を商業系用地から住宅系用地に変更
11. 27	臨海副都心開発等再検討委員会が全体的報告を提出 第1次報告における検討結果を加え、始動期終了後の開発スケジュールについて、 創設期 平成8～12年度 発展期 平成13～15年度 成熟期 平成16年度～ へと変更するなどの検討結果を明らかにした
12. 18	臨海開発等特別委員会調査終了 「全体的報告」を臨海副都心開発及び東京フロンティアの再検討に基づく都の方針として決定
4. 3. 31	進出予定企業(14社)と基本協定を取交わす
6. 12	臨海副都心用地の価格を再算定
9. 16	第15回臨海副都心開発・東京フロンティア推進会議において「計画人口フレーム」の変更を決定 居住人口 3,000人増加 約 60,000人→約 63,000人 就業人口 4,000人減少 約 110,000人→約 106,000人
〃	有明南G区画について、東京商工会議所グループに住宅に相当する敷地を除いた敷地を貸し付けることとし、住宅に相当する敷地については、公的主体が開発することとした
12. 21	平成5年1月1日付地価公示価格をもとに臨海副都心用地の価格を再々算定する方針を発表
5. 2. 4	跡地等利用計画検討結果報告書を発表
2. 24～3. 29	第1回東京テレポートタウン進出予定企業のうち8社と土地賃貸借契約を締結
7. 9	臨海副都心用地の価格を再々算定
5. 8. 26	東京港連絡橋(レインボーブリッジ) 開通
8. 31	第1回東京テレポートタウン進出予定企業のうち1社と土地賃貸借契約を締結
5. 9. 14	臨海副都心開発・東京フロンティア推進会議において土地処分方式の変更を決定
〃	〃 世界都市博覧会ー東京フロンティアー展開計画を決定

年 月 日	内 容
5. 12. 16	世界都市博覧会等に関する特別委員会設置
12. 22	臨海副都心開発・東京フロンティア推進会議の名称を臨海副都心開発・世界都市博覧会推進会議に改める
6. 8. 31	第1回東京テレポートタウン選出予定企業のうち1社と土地賃貸借契約を締結
9. 9	有明南A及びB区画について貸付相手先を決定
7. 3. 9	平成7年第一回都議会定例会において、7年度の臨海副都心開発事業会計予算に「始動期後の開発については総合的な見直しを行うこと。」との付帯決議が付された
3. 30	青海F区画について大蔵省関東財務局との間で、交換契約を締結
5. 31	世界都市博覧会中止決定
7. 18	「臨海副都心開発懇談会」の設置要綱を決定
9. 11	第1回臨海副都心開発懇談会を開催
9. 29	臨海副都心開発特別委員会を設置
12. 25	「臨海副都心開発懇談会」が中間報告を提出
8. 4. 26	「臨海副都心開発懇談会」が最終報告を提出
7. 2	「臨海副都心開発の基本方針」決定
11. 27	進出事業者との契約変更並びに臨海副都心用地の暫定利用実施方針決定
9. 1. 17	臨海副都心の愛称を「レインボータウン」に決定
2. 7～3. 24	第一次進出事業者との契約変更
2. 28	臨海副都心暫定利用対象地進出事業者募集要項の発表
3. 3～3. 10	臨海副都心暫定利用対象地の進出希望者の登録
3. 17	(株)東京国際貿易センター（有明南B区画）と土地賃貸借契約を締結
3. 28	大蔵省関東財務局（青海F O区画）と土地売買契約を締結
3. 31	「臨海副都心まちづくり推進計画」「第二次公募実施方針」決定
4. 22	豊洲・晴海開発整備計画－改定－
4. 23～5. 14	臨海副都心暫定利用対象地の進出希望者の募集受付
5. 19	臨海副都心開発特別委員会調査終了
6. 30	暫定利用の事業予定者を決定 「レインボータウンまちづくり都民提案」実施方針決定
8. 25	臨海副都心進出事業者登録要項の発表
9. 1	臨海副都心進出事業者登録の受付（9. 9. 1～9. 11. 14）
9. 25	レインボータウンまちづくり都民提案募集受付（9. 9. 25～9. 11. 25応募件数2, 421件）
11. 20	臨海副都心進出事業者登録者の決定（80件95社）
10. 2. 12	臨海副都心まちづくりガイドライン－改定－の策定 臨海副都心住宅整備計画の策定

10. 2. 12	臨海副都心進出事業者第二次公募（有明南LM区画）応募要項の発表
3. 30	臨海副都心防災基本計画－改定－の策定
〃	臨海関係第三セクターの経営安定化策の決定
3. 31	レインボータウンまちづくり都民提案入賞作品の決定
4. 13	東京港港湾計画（第6次改訂）の一部変更告示
5. 18	臨海副都心まちづくりシンポジウム開催
6. 24	臨海副都心進出事業予定者（有明LM区画）の決定
10. 7	臨海副都心（有明の丘）病院用地の公募要項発表
10. 16	臨海副都心開発専門家会議の設置
11. 2. 3	臨海副都心「国際研究交流大学村」事業者の決定
3. 17	臨海副都心青海GH・LM街区のまちづくりガイドラインの策定
3. 17	臨海副都心（有明の丘）病院用地事業予定者の決定
11. 25	臨海副都心有明北地区まちづくりマスタープランの策定
12. 2	臨海副都心進出事業者追加登録要項発表
12. 13	臨海副都心進出事業者追加登録の受付（11. 12. 13～12. 1. 27 追加登録件数 36件36社）
12. 6. 5	臨海副都心暫定利用対象地進出事業者登録要項（青海E地区）発表
6. 30	臨海副都心暫定利用対象地進出事業者の登録受付（12. 6. 26～12. 6. 30登録件数2件2社）
7. 19	暫定利用対象地（青海E街区）の事業予定者決定
〃	第二次公募要項発表（台場H区画、有明南P区画）
8. 17	有明北地区埋立免許取得（同9月より埋立工事着工）
9. 17	「東京ベイエリア21（中間のまとめ）」公表
11. 9	「臨海副都心事業者誘致促進本部」設置
11. 2	常時登録・常時公募の実施（8区画）
〃	誘致促進策の公表（権利金分納制度、仲介成功報酬制度の創設）
13. 1. 25	事業者誘致促進策（具体策）の発表
〃	常時公募対象区画の追加（青海A・青海I）
〃	暫定利用についても常時公募を実施（3区画）
2. 16	「東京ベイエリア21」公表
4. 1	共同溝の民間通信事業者への開放
4. 11	有明南地区H区画 暫定利用事業予定者決定
4. 26	第1回誘致説明会開催
5. 21	「臨海地域開発の財政基盤強化策検討委員会」設置
6. 13	青海地区F2区画暫定利用事業予定者決定
7. 10	「臨海副都心企業誘致2000社訪問」開始
11. 1	土地処分の方法について、長期貸付方式に加えて売却方式を導入

14. 2. 21	有明南地区 P 区画の進出事業予定者を決定
3. 4	「臨海地域開発財政基盤強化プラン」公表
3. 19	臨海副都心有明北地区まちづくりガイドラインの策定
7. 1	土地処分価格を固定して公募する方式を導入。登録制度を廃止
7. 3	「臨海副都心企業誘致2000社訪問」終了
9. 2	豊洲・晴海開発整備計画一再改定（豊洲）案一の策定
11. 29	台場 H 区画新公募要項公表
15. 1. 14	青海 B 1 区画公募中止
〃	臨海副都心暫定利用事業者公募要項（青海 W 区画）公表
1. 22	臨海副都心進出事業者公募要項（有明北地区学校用地）公表
1. 30	臨海副都心暫定利用（一時貸付け）事業者公募要項（青海 K 区画、有明南 N 区画）公表
3. 11	台場 H 区画及び青海 B 1 区画の進出事業予定者を決定
3. 24	青海 K 区画及び有明南 N 区画の暫定利用事業者の決定
4. 17	有明北地区学校用地進出事業予定者及び青海 W 区画（一部）暫定利用事業予定者の決定
11. 25	青海 U V 区画（一部）の暫定利用（一時貸付）事業者の決定
12. 1	臨海副都心暫定利用（一時貸付）事業者募集要項（青海 C 1 区画）公表
16. 2. 26	青海 I 区画の進出事業予定者及び青海 C 1 区画の暫定利用事業予定者の決定
3. 5	有明の丘防災拠点（一部）について、国土交通省関東地方整備局と土地売買契約を締結
3. 31	「臨海地区観光まちづくり基本構想」公表
17. 3. 4	有明の丘防災拠点（一部）について、国土交通省関東地方整備局と土地売買契約を締結
3. 31	有明の丘防災拠点（一部）について、建設局へ有償所管換
〃	青海 F 2 区画、警視庁へ有償所管換
18. 2. 22	有明南 I 区画の進出事業予定者決定
3. 3	「臨海副都心開発の今後の取組み～総仕上げの10年間～」策定
〃	有明北地区の高速道路建設用地について、首都高速道路㈱と土地売買契約を締結
3. 15	有明の丘防災拠点（一部）について、国土交通省関東地方整備局と土地売買契約を締結
3. 17	〃
3. 31	有明の丘防災拠点（一部）について、建設局へ有償所管換
4. 28	青海 A 区画公募中止
5. 12	臨海副都心第三セクター 3 社再生手続開始の申立
7. 13	臨海副都心進出事業者公募要項（有明北地区学校用地）公表
7. 14	青海 F 1 - N 区画の進出事業予定者決定
9. 15	「臨海副都心における土地利用計画等の一部見直し」公表
12. 21	有明北学校用地進出事業予定者決定
19. 1. 31	株式会社東京臨海ホールディングスの設立

年 月 日	内 容
19. 2	「臨海副都心まちづくりガイドラインー再改定ー」の策定
3. 27	臨海副都心進出事業者公募要項（青海地区北側）公表
4. 1	株式会社東京レポートセンター、東京臨海副都心建設株式会社、竹芝地域開発株式会社、3社合併
6. 27	有明南A区画の進出事業予定者決定
7. 23	臨海副都心進出事業者公募要項（有明南N区画）公表
8. 1	株式会社ゆりかもめ及び株式会社東京レポートセンターが株式会社東京臨海ホールディングスの子会社になる
12. 25	「臨海副都心有明北地区まちづくりマスタープランの一部見直し」公表
〃	「臨海副都心有明北地区まちづくりガイドラインー改定ー」策定
〃	青海Q区画、青海R区画、有明南N区画の進出事業予定者決定
20. 3. 27	臨海副都心進出事業者公募要項（青海S T区画）公表
7. 2	青海P区画の進出事業予定者決定
7. 4	青海C 1区画（一部）について、財務省関東財務局と土地売買契約を締結
7. 15	有明北3－3地区（12街区）について、江東区と土地売買契約を締結
10. 1	有明の丘防災拠点（一部）について、建設局へ有償所管換
10. 8	青海S T区画の進出事業予定者決定
10. 21	臨海副都心有明北地区1区域の市街化区域編入等の都市計画変更の告示
21. 1. 1	東京港埠頭株式会社及び株式会社東京ビッグサイトが株式会社東京臨海ホールディングスの子会社になり、グループ5社の経営統合を完了
3. 11	有明の丘防災拠点（一部）について、国土交通省関東地方整備局と土地売買契約を締結
3. 13	有明の丘防災拠点（一部）について、国土交通省関東地方整備局と土地売買契約を締結
3. 31	「臨海副都心まちづくりガイドラインー2009改定ー」策定
22. 7. 5	臨海副都心進出事業者公募要項（有明北3－1地区（11街区））公表
12. 15	有明北3－1地区（11街区）の進出事業予定者決定
23. 7. 1	臨海副都心進出事業者公募要項（青海F 1－S区画）公表
10. 5	青海NO区画公募中止
25. 4. 10	臨海副都心進出事業者公募要項（有明南K区画）公表
5. 10	有明南G 1区画公募中止
7. 31	青海C 1・C 2区画について、教育庁に有償所管換
11. 12	有明南K区画の進出事業予定者決定
26. 3. 14	豊洲・晴海開発整備計画の一部改定
26. 4. 10	臨海副都心暫定利用事業者公募要項（青海K）公表
6. 25	青海K区画暫定利用事業予定者決定
7. 30	「臨海副都心有明北地区における土地利用方針等の一部見直し」公表
〃	「臨海副都心有明北地区まちづくりマスタープランの一部見直し」公表

年 月 日	内 容
〃	「臨海副都心まちづくりガイドラインー2014改定ー」策定
〃	「臨海副都心有明北地区まちづくりガイドラインー改定ー」策定
27. 6. 30	青海C2・F1-S区画公募中止
27. 8	「臨海副都心有明南地区・青海地区における土地利用計画等の一部見直し」公表
〃	「臨海副都心まちづくりガイドラインー2015改定ー」策定
9. 30	有明南E区画東側について、株式会社東京ビッグサイトへ暫定貸付
11. 2	有明北1-3地区について、オリンピック・パラリンピック準備局へ有償所管換
12. 21	有明北1-7地区（一部）について、江東区と土地売買契約を締結
28. 3. 30	豊洲・晴海開発整備計画の一部改定
7	「臨海副都心の土地利用計画等の一部見直しについて」公表
〃	「臨海副都心まちづくりガイドラインー2016改定ー」策定
10. 3	有明の丘東側用地について、交通局へ有償所管換
29. 12. 20	臨海副都心進出事業者公募要項（青海C2区画、有明南J1区画）公表
30. 7. 11	有明南J1区画の進出事業予定者決定
令和	
元. 11. 1	青海C2区画公募中止
2. 1. 29	臨海副都心進出事業者公募要項（有明南G1区画・有明南H区画）公表
2. 12. 25	有明南G1区画及び有明南H区画の進出事業者決定
4. 1. 27	「臨海副都心有明北地区まちづくりマスタープランの一部見直し」公表
	「臨海副都心有明北地区まちづくりガイドラインー改定ー」策定
	「臨海副都心有明北地区における土地利用計画等の一部見直し」公表
	「臨海副都心まちづくりガイドラインー2022改定ー」策定
8. 3. 30	豊洲・晴海開発整備計画の一部見直し

第 8 章 新たな海上公園への取組

第 1 節 海上公園の構想と計画	185
第 2 節 海上公園事業の現況	193

第8章 新たな海上公園への取組

第1節 海上公園の構想と計画

1 海上公園構想

〔臨海開発部海上公園課〕

東京の海はかつて、①のりや魚介類を供給し、②水遊び、釣りといった余暇を楽しむ場であり、③食糧、燃料等の生活物資を運ぶ船の着く港であり、④低湿地を埋め立て、市街地を作り変えていく場でもあり、都民生活と大きな関わりをもっていた。

しかし、昭和30年代の高度経済成長を契機として急速な産業化が進められ、臨海部においては、大規模な埋立てによって、都民と東京の海とのつながりは希薄なものになってしまった。このような背景を受けて都は、これまでの行政のあり方を見直すとともに、海が果たすべき役割を十分配慮した上で、計画的に自然を保全し、都民が自然と触れ合いながら、スポーツ・レクリエーションが楽しめる場とするなど、都民に海を取り戻す施策を検討することとなった。これが海上公園構想である。この構想は全庁的な海上公園構想プロジェクトチームによって検討され、首脳部会議によって昭和45年12月に正式に決定された。

海上公園構想の基本的な考え方

- ① 海の都民への開放は、葛西沖から羽田沖までの海域にわたる一体的な構想のもとに進める。
- ② 海～海浜～陸上と続く一連のレクリエーションスペースの中で、都民の様々なレクリエーション活動が有意義に行われるよう、施設は効率的重層的に組み合わせ、配置する。
- ③ ①及び②の具体化に当たっては、都民の参加を得て、よりユニークなアイデアを投入するとともに、公園施設の管理運営には都民の知識及び経験を積極的に活用する。

2 海上公園計画

海上公園構想を実現するために、更に都民及び学識経験者等の意見を積極的に取り入れ、実施に必要な具体的な計画が検討された。その結果、最終的に次のような内容をもつ海上公園計画を昭和46年8月に取りまとめた。

(1) 実施にあたっての基本的考え方

- ① 東京湾の水を浄化し、自然を回復して都民に提供する公園とする。
- ② 都民が創造する多様なレクリエーションの場として発展する公園とする。
- ③ 既成市街地のオープンスペース計画と関連する公園とする。
- ④ 都民が参加する公園とする。

(2) 整備、管理運営方法

- ① 既成の整備、管理運営組織になじむ計画は、従来手法を活用する。例えば都立都市公園、道路の緑化整備は建設局、区立公園は特別区など。
- ② 上記以外のものは港湾局が整備、管理運営し、事業を担当するとともに、海上公園全体計画の調整機能を持つ専管組織を設ける。

この海上公園計画に従い、整備事業を昭和47年度から開始した。

海上公園と都市公園の違い

区 分	海 上 公 園	都 市 公 園
法 的 位 置 付 け	① 東京都海上公園条例により管理される(法律上の根拠は地方自治法の「公の施設」) ② 原則として、都市公園法の適用を受けない	① 都市公園法により管理される ② 一般に、都市計画法による都市計画施設として決定されている
性 格	臨海部において、積極的な親水性を持った自然に親しむ公園	都市環境の保全と同時に、幅広い利用を受け入れる公園
設 置 可 能 な 施 設	都市公園法に掲げる施設に加え、港湾環境整備施設(港湾法第2条第5項第9号の3)、干潟など自然環境保全施設、レクリエーション水域、係留施設、旅客施設など	都市公園法第2条第2項による園路、広場、植栽、花壇、ベンチ、遊具、野球場、植物園、売店、便所など
占 用 可 能 な 物 件	都市公園法に掲げる施設に加え、船客待合所、航路標識、公害観測施設など	電柱、水道管、地下鉄などの公共公益施設、郵便ポスト、公衆電話など生活関連施設、非常災害や博覧会等のための仮設施設など

(3) 全体計画

海上公園構想の実現に向けて策定された海上公園計画は、臨海地域において都及び特別区が実施する公園・緑地事業について総体的に示した全体計画である。

この計画において最も大きな位置付けがなされているのが、港湾局が実施する海上公園事業である。

海上公園は、水域における自然環境の保全及び回復を図り、水に親しむ場所である「海浜公園」、ふ頭内の環境の整備を図り、みなとの景観に親しむ場所である「ふ頭公園」、臨海地域における自然環境の回復を図り、緑に親しめる場所である「緑道公園」の3種類に分けられる。東京都海上公園条例に基づき東京都港湾審議会の議を経て、公園個別の計画を決定・告示した上で整備する。

海上公園計画は、港湾を取り巻く社会情勢の変化等に応じて変更を行っており、令和8年8月1日現在、面積は以下のとおりとなっている。

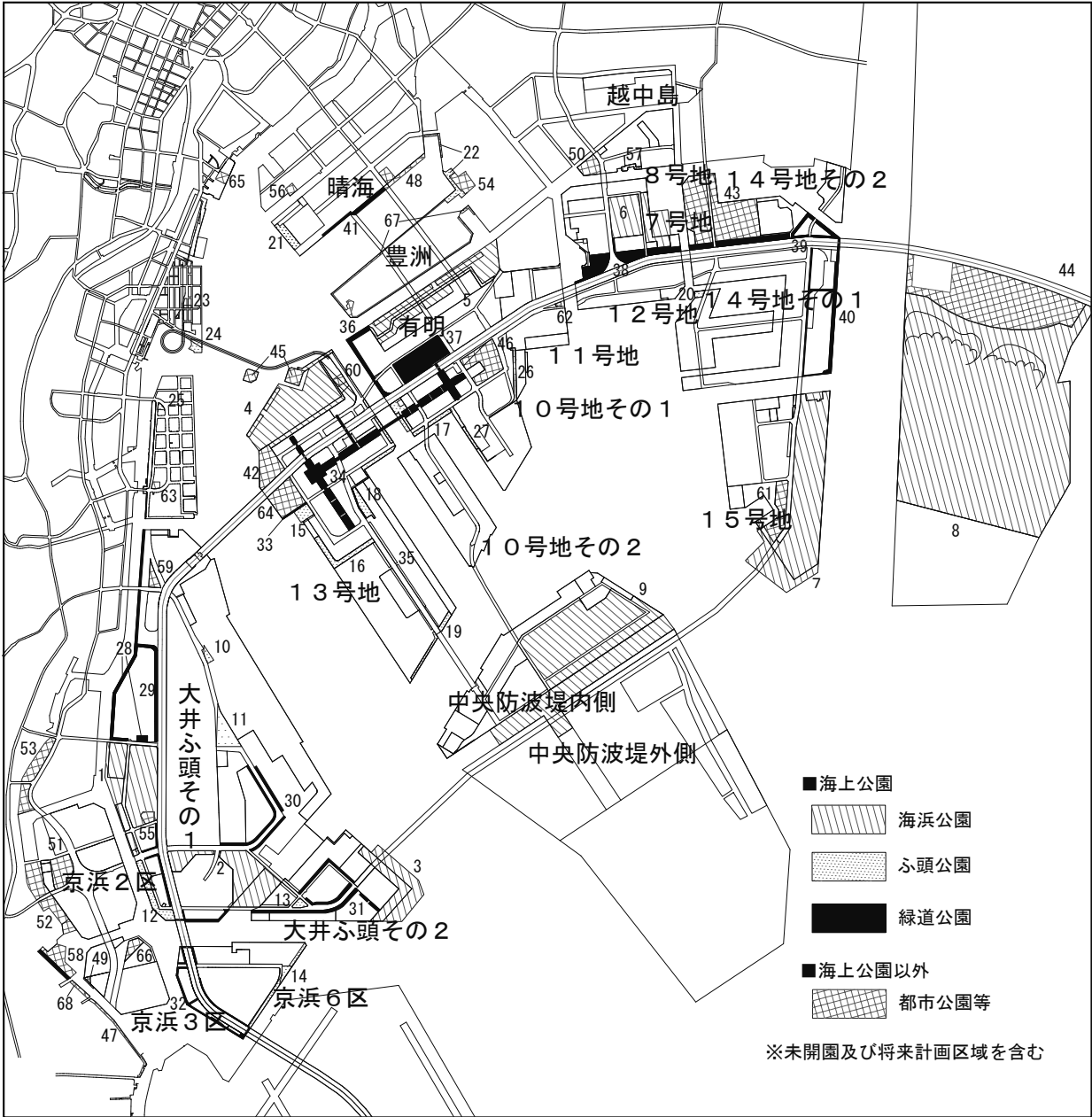
海上公園事業の計画（令和8年8月1日現在）

番号	公園名	計画面積（ha）		
		全体	陸域	水域
	海 浜 公 園	935.5	304.8	630.7
1	大井ふ頭中央海浜公園	45.3	40.4	4.9
2	東京港野鳥公園	34.3	22.1	12.2
3	城南島海浜公園	27.3	12.4	14.9
4	お台場海浜公園	53.1	7.4	45.7
5	有明親水海浜公園	39.6	13.1	26.5
6	辰巳の森海浜公園	44.2	36.9	7.3
7	若洲海浜公園	100.1	77.9	22.2
8	葛西海浜公園	442.5	0.0	442.5
9	海の森公園	149.1	94.6	54.5
	ふ 頭 公 園	48.7	44.5	4.2
10	コンテナふ頭公園	0.3	0.3	0.0
11	みなとが丘ふ頭公園	5.0	5.0	0.0
12	東海ふ頭公園	6.9	6.2	0.7
13	城南島ふ頭公園	0.8	0.8	0.0
14	京浜島つばさ公園	2.4	2.4	0.0
15	青海北ふ頭公園	2.5	0.5	2.0
16	青海南ふ頭公園	4.5	4.5	0.0
17	水の広場公園	8.9	7.9	1.0
18	青海中央ふ頭公園	2.5	2.5	0.0
19	暁ふ頭公園	3.0	3.0	0.0
20	新木場公園	0.8	0.8	0.0
21	晴海ふ頭公園	3.6	3.6	0.0
22	春海橋公園	2.5	2.0	0.5
23	芝浦北ふ頭公園	0.4	0.4	0.0
24	芝浦南ふ頭公園	1.0	1.0	0.0
25	品川北ふ頭公園	0.6	0.6	0.0
26	有明ふ頭公園	2.1	2.1	0.0
27	有明西ふ頭公園	0.9	0.9	0.0
	緑 道 公 園	96.8	93.9	2.9
28	京浜運河緑道公園	8.8	6.7	2.1
29	大井ふ頭緑道公園	3.1	3.1	0.0
30	東海緑道公園	5.3	4.9	0.4
31	城南島緑道公園	2.6	2.6	0.0
32	京浜島緑道公園	3.2	3.2	0.0
33	東八潮緑道公園	0.5	0.5	0.0
34	シンボルプロムナード公園	26.2	26.2	0.0
35	青海緑道公園	0.6	0.6	0.0
36	有明北緑道公園	2.6	2.2	0.4
37	有明テニスの森公園	16.4	16.4	0.0
38	辰巳の森緑道公園	—	—	—
39	夢の島緑道公園	17.2	17.2	0.0
40	新木場緑道公園	6.7	6.7	0.0
41	晴海緑道公園	3.6	3.6	0.0
	合計	1,081.0	443.2	637.8

（注1）海上公園事業における計画面積とは、東京都海上公園条例に基づき、東京都港湾審議会の議を経て計画が告示されたものである。

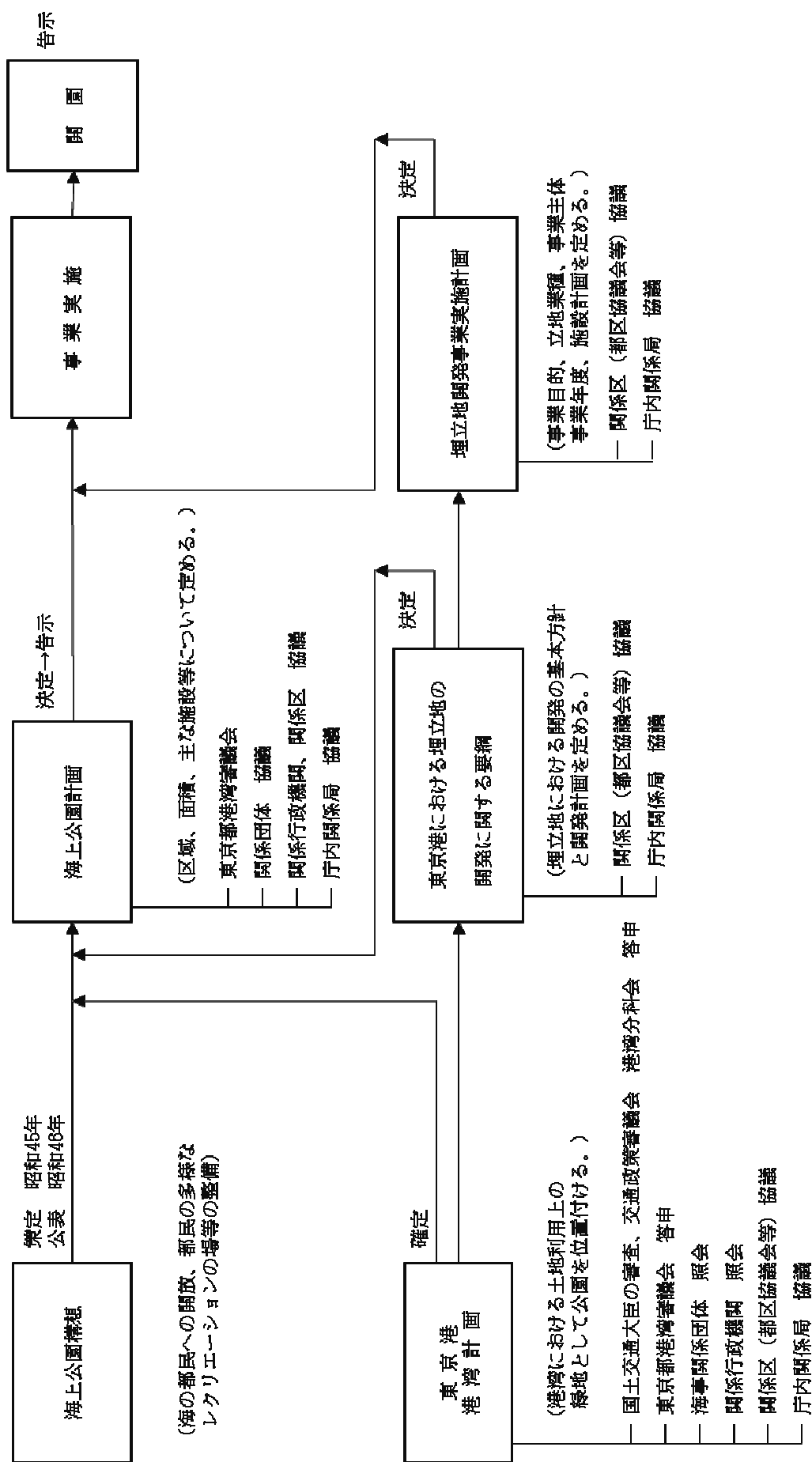
（注2）38番の計画は6番に含まれる。

海上公園 全体計画図



■海上公園			■海上公園以外（都市公園等）							
海浜公園	1	大井ふ頭中央海浜公園	ふ頭公園	23	芝浦北ふ頭公園	都立公園	42	潮風公園		
	2	東京港野島公園		24	芝浦南ふ頭公園		43	夢の島公園		
	3	城南島海浜公園		25	品川北ふ頭公園		44	葛西臨海公園		
	4	お台場海浜公園		26	有明ふ頭公園		45	台場公園		
	5	有明親水海浜公園		27	有明西ふ頭公園		国営公園	46	東京臨海広域防災公園	
	6	辰巳の森海浜公園		緑道公園	28		京浜運河緑道公園	区立公園・特許事業等	47	森ヶ崎海岸公園
	7	若洲海浜公園			29		大井ふ頭緑道公園		48	晴海臨海公園
	8	葛西海浜公園			30		東海緑道公園		49	昭和島南緑道公園
	9	海の森公園			31		城南島緑道公園		50	潮見運動公園
ふ頭公園	10	コンテナふ頭公園	32		京浜島緑道公園	51	平和島公園			
	11	みなとが丘ふ頭公園	33		東八潮緑道公園	52	平和の森公園			
	12	東海ふ頭公園	34		シンボルプロムナード公園	53	しながわ区民公園			
	13	城南島ふ頭公園	35		青海緑道公園	54	豊洲公園			
	14	京浜島つばさ公園	36		有明北緑道公園	55	大田スタジアム			
	15	青海北ふ頭公園	37		有明テニスの森公園	56	豊海運動公園			
	16	青海南ふ頭公園	38		辰巳の森緑道公園	57	潮見さざなみ公園			
	17	水の広場公園	39		夢の島緑道公園	58	大森ふるさとの浜辺公園			
	18	青海中央ふ頭公園	40		新木場緑道公園	59	八潮北公園			
	19	暁ふ頭公園	41	晴海緑道公園	60	お台場レインボー公園				
	20	新木場公園	都立公園	区立公園・特許事業等	61	若洲公園				
	21	晴海ふ頭公園			62	東雲駅前公園				
	22	春海橋公園			63	品川南ふ頭公園				
		64			船の科学館					
		65			竹芝ふ頭ターミナル					
		66			昭和島二丁目公園					
		67			豊洲ぐるり公園					
		68			見晴らしばし公園					

計画から整備までの流れ



3 海上公園の制度

(1) 条例の制定

海上公園構想は、葛西沖から羽田沖にわたる一体的な構想である。その具体化に当たっては、都の基本施策として位置付けるとともに、構想の理念の実現や公園施設の特殊性が十分に発揮できるようにするために、新たな制度の確立が必要であった。

そこで、昭和 50 年 10 月、東京都海上公園条例を制定し、都市公園とは異なった制度で地方自治法を根拠とした公の施設として位置付け、その適正かつ統一的な管理を行うことにより、海上公園に寄せる都民の大きな期待に応えていくこととした。

(2) 条例の特色

ア 海上公園を「臨海地域及び水域において都が設置する公園」と定義し、自然環境の保全、回復、更には水域におけるレクリエーション利用に対応できるようにした。

イ 公園としての属性を持つこと及び都市公園との共通性をも考慮し、都市公園の制度のうちの主なものを取り入れる一方、都市公園法に規定されていない施設（海浜などの港湾施設、海上バスの発着場など）の設置を可能にするなど海上公園の特色を生かすことができるようにした。

ウ 海上公園事業、海上公園計画を明記するとともに、海上公園計画への審議会の関与等を規定することなどにより、海上公園の計画、事業に対して都民の意思を反映できるようにした。

(3) 審議会

東京都海上公園条例では、海上公園の整備や管理運営に当たり都民の意向を反映させることを基本原則の一つとしている（昭和 51 年 7 月港湾局長通達「東京都海上公園条例の施行について」）。この趣旨に沿って、知事の附属機関として東京都海上公園審議会を設け、海上公園の整備、管理の基本的な方針、個別の海上公園の計画などについて審議してきた。また、平成 14 年 2 月には海上公園を取り巻く状況の変化を背景として海上公園のあり方を示す「今後の海上公園のあり方について」の答申を行った。

平成 14 年 6 月、行政の総合性を確保するとともに、簡素で効率的な組織を整備するため、東京都海上公園審議会と東京都港湾審議会を統合し、海上公園関係事項も東京都港湾審議会で所掌することとなった（平成 14 年 7 月、東京都海上公園条例及び東京都港湾審議会条例改正）。

これまでの主な審議内容

答申時期	主な審議内容
昭和 52 年 10 月	管理運営のあり方の見直し ・公益法人による管理運営 ・ボランティアによる運営参加
昭和 56 年 4 月	海上公園整備における基本方針を明示 ・干潟や浅瀬等の整備による生物生息環境の保全 ・スポーツ及びレクリエーションへの対応
平成 14 年 2 月	①中央防波堤内側の公園整備 ②利用規制の緩和 ・ドッグラン、スケートボード場等の導入 ・海釣り、バーベキューエリアを拡大
平成 17 年 2 月	①海の森構想 ②都区の役割分担のあり方の明示
平成 28 年 5 月	「海上公園を中心とした水と緑のあり方」についての答申

4 「賑わいと自然あふれる海辺を目指して―海上公園ビジョン―」の推進

(1) 検討の経過

海上公園構想の策定から 45 年以上が経過し、都民の生活環境や東京の都市構造の大きな変化、東京 2020 大会の開催決定など、海上公園を取り巻く状況が大きく変化していたことから、平成 27 年 1 月に開催された第 89 回東京都港湾審議会において、新たな時代の海上公園のあるべき姿について諮問した。

これを受け、同審議会では、水辺環境や歴史文化などの専門家も交え、「海上公園を中心とした水と緑のあり方検討部会」を設置して検討を進め、中間のまとめ及び意見募集を経て、平成 28 年 5 月に開催された第 91 回東京都港湾審議会において、「海上公園を中心とした水と緑のあり方について」の答申が取りまとめられた。

答申を踏まえ、平成 29 年 5 月、新たな時代の海上公園の目標像や基本的な考え方、実現のための方策を示した「賑わいと自然あふれる海辺を目指して―海上公園ビジョン―」を策定した。このビジョンは、東京 2020 大会とその後を見据え、概ね 10 年後を目標として、今後の海上公園の整備・運営・管理に関する中長期的な指針として取りまとめたものである。

(2) 基本的な考え方

臨海地域のブランド力と東京の都市力の向上を目指し、

- ①環境配慮や防災力の向上などの社会的要請に応えて、公園機能の一層の強化に取り組む
- ②東京 2020 大会のレガシーを生かすとともに、周辺地域との連携を図り、民間活力を生かして賑わいの創出に取り組む

(3) 取組の方向性と具体策

【東京の都市機能向上への寄与】

- ①魅力的な水と緑のネットワークを創出する
- ②生物多様性保全を推進する
- ③環境負荷低減を進める
- ④安全・安心な公園づくりを進める

（具体例）

- ・干潟や磯浜の整備など、多様な生物の生息空間の拡充
- ・葛西海浜公園の干潟を、ラムサール条約湿地に登録
- ・避難・救援拠点としての防災機能の充実 など

【地域ニーズへの対応と賑わいの創出】

- ①民間の活力を生かし賑わいを創出する
- ②都民協働による公園づくり
- ③多様なニーズに対応した利用しやすい公園づくり
- ④歴史や文化を体感できる場を形成する

（具体例）

- ・民間事業者との連携によるカフェ・レストランなどの導入の検討
- ・水陸両用車、カヌーなど、多様な水辺のレクリエーション環境の整備 など

【東京 2020 大会の成功とレガシー活用】

- ①選手村・競技会場と一体的な整備を図る
- ②レガシーを生かして更なる発展につなげる

第 2 節 海上公園事業の現況

1 海上公園の整備 [臨海開発部海上公園課・東京港管理事務所臨海地域管理課]

海上公園は、昭和47年度より着々と整備が進められ、令和 8 年 8 月 1 日現在、開園面積は約975.0ha（水域約571.0ha）に達し、計画面積約1,081.0haに対して約90%の進捗率となっている。

海上公園事業の実施状況（令和 8 年 8 月 1 日現在）

種類 \ 項目		計画面積（ha）		開園面積（ha）	
		箇所	面積	箇所	面積
種 類 別 内 容	海 浜 公 園	9	935.5 (630.7)	9	834.8 (566.2)
	ふ 頭 公 園	18	48.7 (4.2)	16	37.8 (2.7)
	緑 道 公 園	14	96.8 (2.9)	14	102.4 (2.1)
合 計		41	1,081.0 (637.8)	39	975.0 (571.0)

（注 1）（ ）内は、水域部分で内書き
（注 2）四捨五入の関係上、合計値が合わない場合がある。

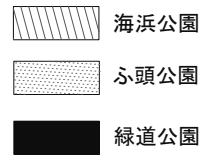
海上公園開園面積等の推移（各年度３月31日現在）

年度	公園数	面積(ha)	摘要
昭50	13	27.1	・13公園開園（お台場海浜・晴海ふ頭・竹芝ふ頭・品川北ふ頭・品川南ふ頭・コンテナふ頭・辰巳の森緑道・東八潮緑道・青海緑道・東海緑道・京浜運河緑道・昭和島北緑道・昭和島南緑道）
昭51	17	44.4	・竹芝ふ頭公園拡張 ・4公園開園（新木場・フェリーふ頭・みなとが丘ふ頭・大井ふ頭緑道）、 3公園拡張（お台場海浜・辰巳の森緑道・東海緑道）
昭53	24	71.3	・7公園開園（大井ふ頭中央海浜・東京港野鳥・春海橋・有明南ふ頭・青海中央ふ頭・夢の島緑道・お台場緑道）、 4公園拡張（辰巳の森緑道・京浜運河緑道・東海緑道・大井ふ頭緑道）
昭54	28	83.4	・4公園開園（潮見・八潮北・京浜島つばさ・大森緑道）、 6公園拡張（大井ふ頭中央海浜・春海橋・青海中央ふ頭・青海緑道・大井ふ頭緑道・夢の島緑道）
昭55	29	89.1	・京浜島ふ頭公園開園、6公園拡張（大井ふ頭中央海浜・青海中央ふ頭・京浜島つばさ・青海緑道・京浜運河緑道・大井ふ頭緑道）
昭56	32	106.1	・3公園開園（暁ふ頭・東雲南緑道・城南島緑道）、 3公園拡張（お台場海浜・大井ふ頭中央海浜・東海緑道）
昭57	33	108.8	・京浜島緑道公園開園、暁ふ頭公園・大森緑道公園拡張
昭58	34	119.6	・有明テニスの森公園開園（5/14オールウェザー・8/13クレール開場）、 暁ふ頭公園・城南島緑道公園拡張
昭59	34	120.6	・3公園拡張（暁ふ頭・城南島緑道・京浜島緑道）
昭60	34	158.7	・お台場海浜公園（水域）拡張 ・大井ふ頭中央海浜公園（駐車場）拡張
昭61	34	171.7	・お台場海浜公園（旧マリンハウス側）拡張 ・大井ふ頭中央海浜公園（野球場）拡張 ・晴海ふ頭公園拡張、7公園縮小（コンテナふ頭・みなとが丘ふ頭・春海橋・八潮北・東海緑道・昭和島南緑道・京浜島緑道）
昭62	34	185.0	・有明テニスの森公園（有明コロシアム）拡張 ・東海緑道公園縮小 ・大井ふ頭中央海浜公園（庭球場等）拡張、大井ふ頭緑道公園縮小
昭63	34	185.4	・春海橋公園・京浜島緑道公園拡張、東海緑道公園縮小
平元	35	619.2	・大森緑道公園縮小 ・葛西海浜公園開園 ・晴海ふ頭公園縮小 ・東京港野鳥公園拡張 ・有明テニスの森公園拡張
平2	34	668.7	・春海橋公園拡張 ・大井ふ頭中央海浜公園拡張 ・若洲海浜公園開園（ゴルフ場）、有明南ふ頭公園・お台場緑道公園廃止、 3公園縮小（青海中央ふ頭・辰巳の森緑道・青海緑道）、城南島緑道公園拡張
平3	35	705.9	・城南島海浜公園開園、 東京港野鳥公園・若洲海浜公園（キャンプ場ほか）・城南島緑道公園拡張 ・東海緑道公園縮小
平4	36	707.9	・竹芝ふ頭公園（再開園）拡張 ・城南島ふ頭公園開園、東海緑道公園拡張 ・辰巳の森緑道公園縮小
平5	37	718.0	・辰巳の森海浜公園開園・拡張
平6	39	726.4	・有明テニスの森公園縮小 ・東海ふ頭公園・新木場緑道公園開園 ・若洲海浜公園拡張 ・京浜島ふ頭公園縮小 ・東海緑道公園拡張
平7	39	728.9	・大井ふ頭中央海浜公園拡張、東雲南緑道公園縮小 ・辰巳の森海浜公園拡張 ・竹芝ふ頭公園縮小
平8	42	752.4	・臨海副都心内4公園開園 （青海北ふ頭・水の広場・有明西ふ頭・シンボルプロムナード）、 城南島緑道公園拡張 ・お台場海浜公園・城南島海浜公園・東海ふ頭公園拡張 ・大井ふ頭中央海浜公園・シンボルプロムナード公園拡張 ・潮見公園廃止
平9	43	771.1	・青海南ふ頭公園開園、 有明西ふ頭公園・シンボルプロムナード公園拡張、東海緑道公園縮小 ・大井ふ頭中央海浜公園・城南島海浜公園・シンボルプロムナード公園拡張 ・コンテナふ頭公園・暁ふ頭公園縮小
平10	42	768.9	・八潮北公園区移管
平11	42	772.3	・3公園拡張（コンテナふ頭・水の広場・シンボルプロムナード） ・辰巳の森海浜公園拡張
平12	42	772.3	・シンボルプロムナード公園拡張

年度	公園数	面積(ha)	摘要
平13	42	775.1	・シンボルプロムナード公園縮小 ・夢の島緑道公園・新木場緑道公園拡張 ・東海緑道公園縮小
平14	42	783.7	・城南島海浜公園（水域）拡張 ・新木場緑道公園拡張 ・京浜島緑道公園拡張
平15	42	784.6	・辰巳の森海浜公園（マレット広場・ラグビー練習場）拡張
平16	42	788.3	・辰巳の森海浜公園（ドッグラン）拡張 ・城南島海浜公園（陸域）・京浜島緑道公園（京浜大橋下ほか）拡張 ・シンボルプロムナード公園拡張
平17	42	789.4	・東海緑道公園（水道局より所管換）・大森緑道公園（首都高下返還）拡張 ・城南島海浜公園（陸域）・京浜島緑道公園（国道沿い）拡張 ・春海橋公園縮小 ・有明テニスの森公園・シンボルプロムナード公園縮小
平18	40	780.9	・竹芝ふ頭公園客船ターミナルへ移管、 若洲海浜公園（キャンプ場等）・東雲南緑道公園区移管、東海緑道公園縮小 ・3公園拡張（城南島海浜・京浜島ふ頭・京浜島緑道） ・春海橋公園（豊洲二丁目）拡張
平19	40	782.5	・品川南ふ頭公園区移管 ・3公園拡張（大井ふ頭中央海浜・城南島海浜・夢の島緑道） ・春海橋公園（豊洲二丁目）拡張・（晴海二丁目）縮小 ・芝浦南ふ頭公園開園
平20	40	782.9	・春海橋公園（晴海二丁目）縮小・（豊洲二丁目）拡張、夢の島緑道公園拡張
平21	40	785.2	・お台場海浜公園・若洲海浜公園・春海橋公園（豊洲二丁目）拡張 ・京浜運河緑道公園拡張 ・コンテナふ頭公園移転 ・城南島緑道公園拡張・縮小
平22	40	785.8	・夢の島緑道公園拡張、有明テニスの森公園縮小
平23	40	790.6	・夢の島緑道公園・新木場緑道公園拡張 ・春海橋公園拡張（晴海二丁目）
平24	39	789.4	・若洲海浜公園（水域）・水の広場公園拡張、 春海橋公園（晴海二丁目）・昭和島南緑道公園区移管
平25	38	790.4	・若洲海浜公園区移管等、大森緑道公園区移管、水の広場公園拡張
平26	38	790.4	
平27	38	790.4	・有明テニスの森公園拡張
平28	38	788.6	・有明北緑道公園開園、昭和島北緑道公園区移管、晴海ふ頭公園・青海南ふ頭公園縮小 ・城南島緑道公園縮小
平29	38	790.8	・有明北緑道公園拡張 ・京浜運河緑道公園拡張
平30	38	801.7	・東京港野鳥公園（水域）拡張、青海南ふ頭公園縮小 ・夢の島緑道公園縮小
令元	39	872.4	・海の森公園開園（水上競技場） ・シンボルプロムナード公園拡張 ・辰巳の森海浜公園拡張
令2	39	872.6	・東京港野鳥公園（水域）拡張、有明テニスの森公園・有明北緑道公園縮小
令3	38	871.7	・フェリーふ頭公園廃止
令4	40	878.3	・京浜運河緑道公園拡張 ・有明親水海浜公園開園 ・晴海ふ頭公園拡張・晴海緑道公園開園
令5	40	883.1	・有明親水海浜公園拡張
令6	40	944.2	・有明親水海浜公園拡張 ・城南島緑道公園縮小 ・海の森公園拡張
令7	40	949.0	・東京港野鳥公園拡張 ・有明親水海浜公園拡張 ・春海橋公園拡張
令8	39	975.0	・有明親水海浜公園拡張 ・京浜島ふ頭公園区移管

（注）令和8年度は令和8年8月1日現在

第8章

☐一般会計、☐臨海地域開発事業会計

2 主な海上公園の概要

公 園 名	開園年月	概 要 ・ 特 色 等		主 要 施 設	備 考
大井ふ頭中央海浜公園	昭53. 4	東側地区 (スポーツの森)	各種スポーツが楽しめる。	陸上競技場、野球場、 テニスコート ドッグラン	有 料 ----- 無 料
		西側地区 (なぎさの森)	釣りや磯遊び、野鳥や草花などの自然観察が楽しめる。	野鳥観察小屋、タやけ なぎさ、はぜつき磯	無 料
東 京 港 野 鳥 公 園	昭53. 4 平元. 10 (拡張開園)	潮入りの池や内陸干潟など、自然を回復し、野鳥の生息地として保全するとともに野鳥の観察等を通じて自然との触れ合いが楽しめる。 観察に当たっては、観察指導員のほか、ボランティアが活躍している。		ネイチャーセンター、 観察広場、観察小屋、 自然生態園	有料公園
城 南 島 海 浜 公 園	平3. 7	羽田空港へ離着陸する飛行機と第一航路を通る船などの雄大な景観、砂浜遊び、キャンプ、バーベキューなども楽しめる。		キャンプ場 オートキャンプ場	有 料
				つばさ浜、スケボー広 場、ドッグラン	無 料
お 台 場 海 浜 公 園	昭50. 12	東京港の中心にある海に親しむ公園。ボードセーリング、水遊びができるほか、港を行きかう船やレインボーブリッジ越しに見える対岸の街並み等景観も楽しめる。		マリnhaus、ボード 保管庫	有 料
				東京アクアシンフォニ ー、おだいばビーチ、 ボードウォーク、展望 デッキ、ランニングコ ース	無 料
有 明 親 水 海 浜 公 園	令4. 8	東京2020大会のレガシーを継承し、都民が水辺に親しみながらスポーツやレクリエーションを楽しむことができる公園として整備。ビーチバレー施設、砂浜等が設けられている。		記念広場、複合遊具、 砂浜	無料
				ビーチバレー施設	有料
辰 巳 の 森 海 浜 公 園	平5. 6	辰巳の森緑道公園と隣接している。公園内には子供からお年寄りまで、誰にでも手軽に楽しめるニュースポーツ等の施設が設けられている。		ニュースポーツ施設 (ディスクゴルフ、ペ タンク、マレットゴル フなど)	施設は無料 スポーツ用 具を借りる 場合は有料
				ラグビー練習場	有 料
				多目的広場、バーベ キュー広場、ドッグラン	無 料
若 洲 海 浜 公 園	平2. 12	ゴミ等で造成した埋立地に造られたゴルフ場がある。海釣り施設や人工磯では、釣りも楽しめる。		ゴルフ場、ゴルフ練習 場	有 料
				海釣り施設・人工磯、 サイクリングロード	無 料
葛 西 海 浜 公 園	平元. 6	荒川と旧江戸川河口に広がる葛西沖に、貴重な自然を保全し、併せて水辺のレクリエーションが楽しめる。「海風の広場」では、スポーツカイトなどが楽しめる。国際的に重要な湿地としてラムサール条約湿地に登録されている。		西なぎさ、海風の広場、 なぎさ橋、東なぎさ(自 然保護区域のため立入 禁止)	無 料
海 の 森 公 園	令7. 3	東京港のごみの埋立地を美しい森に蘇らせるプロジェクトとして整備された。資源循環と都民協働の森づくりを特徴としている。ピクニックやバーベキュー、四季折々の自然観察などが楽しめる。		つどいの草原・ふれあ いの林、わいわい広場、 西の小山・東の小山、 風の森、海の森ビジタ ーセンター	無 料
み な と が 丘 ふ 頭 公 園	昭52. 1	大井ふ頭中央部にあり、築山、広場、自然池、和風のあずまや等が配置され、都民やふ頭で働く人々の憩いの場となっている。		築山、あずまや	無 料
晴 海 ふ 頭 公 園	昭50. 12	景色が綺麗な港の公園。東京2020大会では選手村の一部でもあった。噴水やカフェ、遊びの広場や「TOKYO」モニュメントに加え、レインボーブリッジや臨海エリア・都心エリアを一望できる海辺のテラスがある。正面入り口には大会レガシーとしての銘板などがある。		展望広場、多目的広場、 遊びの広場、ジョギン グ散策路	無 料
シンボルプロムナード公園	平8. 4	臨海副都心全域を結ぶ遊歩道。セントラル広場では各種イベントが開催されるなど、臨海副都心の賑わいの中心的な役割を果たしている。ランニングコースでは、公園周辺の施設によるランナー向けのサービスが充実している。		セントラル広場、滝の 広場、石と光の広場、 夢の大橋、つどい橋、 やぐら橋、出会い橋、 ランニングコース	無 料
辰 巳 の 森 緑 道 公 園	昭50. 12	緑に囲まれた公園で、春には美しい桜並木が楽しめる。		児童遊具	無 料

3 海上公園の管理

(1) 管理方針

海上公園の管理は、都が自ら管理する直営管理を経て、管理委託制度（改正前の地方自治法第 244 条の 2 の規定）により、都が出資している財団法人東京港埠頭公社（現：東京港埠頭株式会社）と株式会社東京テレポートセンターに管理を委託してきた。

平成 15 年 6 月の地方自治法改正により、公の施設の管理について株式会社等の民間事業者も広く参入できる指定管理者制度が導入された。

「公の施設」である海上公園の管理においても、民間を含む幅広い団体の創意工夫やノウハウを生かして、公園利用者の多様なニーズに的確かつ柔軟に対応したサービスの提供と効率的な運営を図るために、平成18年度より指定管理者による管理を行っているところである。

(2) 管理体制

港湾局が管理する海上公園 38 公園について、管理運営に専門性・特殊性のある施設は施設ごとに指定管理者を指定し、管理を行い、管理運営に類似性・同一性がある公園は、スケールメリットと地域性、道路ネットワークを勘案しグループ化して指定し、管理を行っている。

また、都の公園管理を効果的・効率的に行うため、指定管理者の導入を契機に海上公園と隣接する都市公園（建設局所管）との一体管理を行っている。

公園名	指定管理者名	指定期間
東部地区（8 公園）	東部地区公園グループ 〔構成〕◎東京港埠頭(株) フロンティアコンストラクション & パートナーズ(株)	令和 8 年度から令和 12 年度まで （5 年間）
南部地区（14 公園）	海上公園南部みらいパートナーズ 〔構成〕◎西武造園(株) ミズノスポーツサービス(株) 日本環境クリアー(株)	令和 8 年度から令和 12 年度まで （5 年間）
臨海副都心地区（12 公園） ※ 都市公園である潮風公園と台場公園を一体管理	東京臨海副都心グループ 〔構成〕◎（株）東京臨海ホールディングス 東京港埠頭（株） （株）東京テレポートセンター	令和 8 年度から令和 12 年度まで （5 年間）
若洲海浜公園	若洲シーサイドパークグループ 〔構成〕◎東京港埠頭（株） （株）ティアンドケイ	令和 8 年度から令和 12 年度まで （5 年間）
東京港野鳥公園	東京港野鳥公園グループ 〔構成〕◎東京港埠頭（株） （公財）日本野鳥の会	令和 8 年度から令和 12 年度まで （5 年間）
葛西海浜公園	葛西海浜公園パートナーズ 〔構成〕◎西武造園（株） （特非）エヌピーオーバース	令和 8 年度から令和 12 年度まで （5 年間）
海の森公園	海の森公園パートナーズ 〔構成〕◎西武造園（株） （一財）公園財団	令和 6 年度から令和 11 年度まで （5 年 17 日間） ※令和 6 年度は令和 7 年 3 月 15 日から

◎印は代表団体

(3) 管理方法

指定管理者は管理の代行として、利用者等の受付・接遇及び公園施設の維持管理・補修など従来の管理委託制度と同様の業務を行うほか、有料施設及び有料公園の利用の承認及び取消しの権限を有している。

都は、占用許可及び行為の制限、規模の大きい維持補修工事等を行う。

管理の効率化と利用者サービスの向上を図るため、指定管理者へのインセンティブの付与等の観点から、利用料金制による管理運営を行っている。

(4) 利用促進

釣りや潮干狩りの原則解禁（平成15年4月実施）、NPO法人による犬のしつけ教室が開催されるドッグランの開設や、都立公園では初となるスケボー広場の開設など利用者ニーズに応えた施策を進め活性化を図っているほか、民間事業者と連携した飲食店の設置・運営などにも取り組んでいる。

また、東京港野鳥公園は、「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」（渡り性水鳥保全連携協力事業）に参加し、湿地環境保全の実績を国内外にアピールするとともに、野鳥保護の国際的活動に貢献しているところである。

さらに、同公園では、小学生及び都内在住在学の中学生の入園料を無料としており、環境学習の場としての活用を促進している。令和元年度からは、年間パスポートを導入し、より一層の利用者サービスの向上を図っている。

なお、PR事業としては、「海上公園ガイド（日本語版及び英語版）」の無料配布を行っている。

(5) 海上公園有料施設等利用状況

ア 有料公園

東京港野鳥公園

年 度	利用人数（人）	収入実績（円）	備 考
令 5	49,619	6,466,950	昭和53年4月開園 平成元年10月有料化
令 6	53,523	6,987,960	
令 7	49,651	7,208,220	

イ 有料施設

(7) 大井ふ頭中央海浜公園

施 設 名	年 度	利用人数（人）	収入実績（円）	備 考
テニスコート	令 5	30,765	29,160,200	昭和53年4月開設 昭和62年5月追加開設
	令 6	42,643	40,462,550	
	令 7	53,266	48,857,000	
陸上競技場	令 5	34,627	6,162,460	昭和53年4月開設 平成9年6月より再整備工事 平成11年5月よりリニューアルオープン
	令 6	40,371	7,000,340	
	令 7	36,311	4,136,160	
野 球 場	令 5	81,976	22,147,400	昭和61年9月開設
	令 6	85,472	23,244,500	
	令 7	87,406	25,307,900	

(イ) 若洲海浜公園

施 設 名	年 度	利用人数（人）	収入実績（円）	備 考
ゴ ル フ 場	令 5	68,768	729,315,618	平成2年12月開園
	令 6	71,288	757,544,252	
	令 7	71,692	755,464,709	

(ウ) 城南島海浜公園

施 設 名	年 度	利用人数（人）	収入実績（円）	備 考
キャンプ場	令 5	16,192	4,245,900 ※1	平成3年7月開園、平成17年4月追加 開設 オートキャンプ場は平成9年6月開設 （付帯設備含む。） ※1 第一キャンプ場と第二キャンプ場の合計 ※2 付帯設備利用料を含む
	令 6	14,358	3,778,650 ※1	
	令 7	15,163	4,058,550 ※1	
オートキャンプ場	令 5	4,742	5,172,500 ※2	
	令 6	4,848	5,198,500 ※2	
	令 7	4,927	5,712,000 ※2	

(エ) 辰巳の森海浜公園

施 設 名	年 度	利用人数（人）	収入実績（円）	備 考
ニュースポーツ	令 5	26,112	2,493,600	平成5年11月開設
	令 6	27,914	2,632,200	
	令 7	25,961	2,606,700	
ラグビー練習場	令 5	13,901	3,840,000	平成15年11月開設
	令 6	22,383	3,640,000	
	令 7	18,289	3,980,000	

(オ) 有明親水海浜公園

施 設 名	年 度	利用人数（人）	収入実績（円）	備 考
ビーチバレー施設	令 7	1,355	869,000	令和7年4月開設

4 主な海上公園の取組

都は、昭和 45 年に策定した海上公園構想を基に昭和 47 年度から海上公園の整備を開始し、昭和 50 年 12 月に最初の海上公園となる 13 公園を開園した。

現在は、臨海地域全体を更に魅力あるものとしていくため、水辺空間や緑地の整備、拡充等を進めている。現在 39 公園を開園しており、令和 7 年 12 月には最初の海上公園の開園から 50 周年を迎えた。

また、大井ふ頭中央海浜公園のバーベキュー施設の夏期の夜間営業や、若洲ゴルフリンクスにおけるナイター利用等、夜間利用の促進に取り組んでいる。

(1) お台場海浜公園

都全体の魅力と活力を高めるため、臨海副都心において面的に展開する賑わい創出の取組の一つとして、都心の貴重な水辺空間を活かし、お台場海浜公園に新たなランドマークとなる噴水「東京アクアシンフォニー」を整備し、令和 8 年 3 月より運用を開始した。

(2) 有明親水海浜公園

東京 2020 大会のレガシーを生かした公園として整備を行い、令和 4 年 8 月に有明アリーナの開業に合わせて一部開園し、令和 6 年 3 月に東雲運河沿いの区域、令和 7 年 4 月に西入江の陸域、令和 7 年 7 月に記念広場、令和 8 年 4 月に西入江の砂浜を含む水域を開園した。

(3) 葛西海浜公園

葛西海浜公園の干潟は、平成 30 年 10 月に国際的に重要な湿地として都内初のラムサール条約湿地に登録された。ラムサール条約湿地として更なる保全及び持続的な活用を進めるため、令和 2 年度に「葛西海浜公園保全活用計画」を策定した。現在、この計画に基づき、干潟の魅力を発信するためのイベント等の実施や、葛西海浜公園西なぎさに遊泳ゾーンを設定し、夏季に海水浴体験を実施している。

※ラムサール条約

正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。1975 年 12 月に条約発効。日本は 1980 年に加入。国内の登録湿地は釧路湿原、尾瀬など計 54 か所

(4) 海の森公園

東京港のごみの埋立地を美しい森に蘇らせるプロジェクトとして、「資源循環」と「都民協働」をコンセプトに、都内の公園や街路樹から出る枝葉を利用した土づくりを行うとともに、小学生やボランティアがどんぐりから苗木を育て、都民や多くの企業、NPO との協働により約 24 万本を植樹するなど整備を進め、令和 7 年 3 月にグランドオープンした。グランドオープン後も、全天候型バーベキュー施設の設置、遊具の充実など、整備に取り組んでいる。

また、企業、団体と連携し、広大な空間を生かした大型音楽フェスやキャンプ体験など、多様で魅力的なイベントを実施するほか、ボランティアや子供レンジャー等と協働した育樹活動や、ビジターセンターの展示を活用した環境学習プログラム等を実施している。

(5) 春海橋公園

中央区晴海と江東区豊洲を結ぶ「旧晴海鉄道橋」は、かつて「臨港鉄道港湾局専用線晴海線」の一部として使われた橋りょうであり、その歴史的な価値を残しつつ、エリアの回遊性を向上させるため遊歩道化整備を行い、令和 7 年 9 月に春海橋公園の一部として供用開始した。

(6) シンボルプロムナード公園

大規模で一体的な花の名所として、エリアごとに設定したテーマに合わせた植栽を行い、季節ごとの花が楽しめる賑わいのある空間を創出している（トウキョウ・フローラル・パサージュ）。

(7) その他の公園

城南島緑道公園において、ベイエリアの回遊性を高めるサイクリングルートを整備

第9章 島しょ等の港湾・漁港・空港・海岸

第1節 伊豆諸島等の港湾・漁港・空港・海岸	205
第2節 小笠原諸島の港湾・漁港・空港	218
第3節 防災対策の推進	222
第4節 アクセス手段確保及び旅客利便性向上	224

第9章 島しょ等の港湾・漁港・空港・海岸

第1節 伊豆諸島等の港湾・漁港・空港・海岸

1 概要

〔離島港湾部管理課〕

伊豆諸島は、東京の南方海上に約100kmから約600kmまでに点在する、大島、利島、新島、式根島、神津島（以上大島支庁管内）、三宅島、御蔵島（以上三宅支庁管内）、八丈島、青ヶ島（以上八丈支庁管内）及びその他の小島から成る。行政上2町6村を含み、面積約300km²に20,776人（令和7年1月1日現在住民基本台帳人口）を擁している。

これらの島々は、富士火山帯上にある火山島で外海孤立型の離島であり、平坦地が少なく海岸線が急しゅんで湾の入り込みも少なく、加えて風波の強い気象条件下にある。また、三宅島では、平成12年の雄山の噴火の際に全島民に出されていた避難指示が平成17年2月に解除された後も、火山ガスの放出が続いている。

伊豆諸島は、わが国の排他的経済水域の約11.6%にあたる約51.9万km²の海域を有している。小笠原諸島を含めると、わが国の排他的経済水域の約38%に及ぶ広大な海域が都の島しょにより確保されている。また、黒潮流域で世界有数の漁場として豊かな水産資源を有している。

国は、離島が本土から隔絶していることによる交通基盤の整備や産業開発などの遅れを除去することを目的に、昭和28年に離島振興法を制定し、これに基づき都では、伊豆諸島の開発に欠くことのできない基礎条件である輸送手段の確保と産業基盤の整備を目的とした港湾、漁港、空港及び海岸の整備を進めてきた。

平成14年7月、離島振興法の改正に伴い、その目的が「わが国の領域、排他的経済水域等の保全など重要な役割を担っている離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定などを図ること」に改定され、引き続き離島の自立的発展に欠くことのできない生活・交通基盤として港湾、漁港、空港及び海岸の整備を着実に進めている。

港湾については、昭和25年の港湾法制定以来、都は9島14港湾の管理者として、整備を促進し、現在、本土からの大型定期船の接岸可能な港湾は8島10港湾になっている。

漁港については、昭和25年の漁港法制定以来、産業労働局が行ってきた町村（漁港管理者）の漁港整備及び管理に関する指導事務のすべてを、昭和42年4月から港湾局に移し、町村営の漁港に対する技術上の支援の強化を図ってきた。その後、整備の緊急性と事業費の増大に伴い、町村営の漁港19港のうち、15港が都に移管された。平成13年の漁港法一部改正により、平成14年4月から漁港漁場整備法（令和6年4月に漁港及び漁場の整備等に関する法律に改正）に基づき整備等が実施されている。現在、伊豆諸島の21漁港のうち、第1種漁港14港、第2種漁港1港、第4種漁港4港の計19港の整備及び管理を当局が行っている。

空港については、昭和31年の空港整備法（平成20年6月空港法に改正）制定以来、八丈島、大島、三宅島、新島及び神津島に空港を順次整備した。また、国から平成4年に管理を引き継いだ調布飛行場を整備し、平成13年3月正式飛行場（都営通勤用空港）として供用開始した。現在、6空港の整備及び管理を行っている。

海岸については、昭和31年の海岸法制定以来、港湾区域、港湾隣接地域及び漁港区域において海岸保全区域を指定し、高潮、侵食対策事業、海岸環境整備事業等を進めている。

また、令和5年度に策定された東京都離島振興計画（令和5年度～令和14年度）では、島しょ町村等と連携しつつ、計画的に船客待合所等の新築や建替えを行い、観光及び産業の振興のための「島のみなとまちづくり」を進めていくこととしている。島の個性ある発展を将来にわたり着実に進めるため、港湾・漁港・空港・海岸の施設を最大限に活用し、地域との連携を図り、観光及び地元産業振興のため、「みなと」空間を形成する魅力ある「島のみなとまちづ

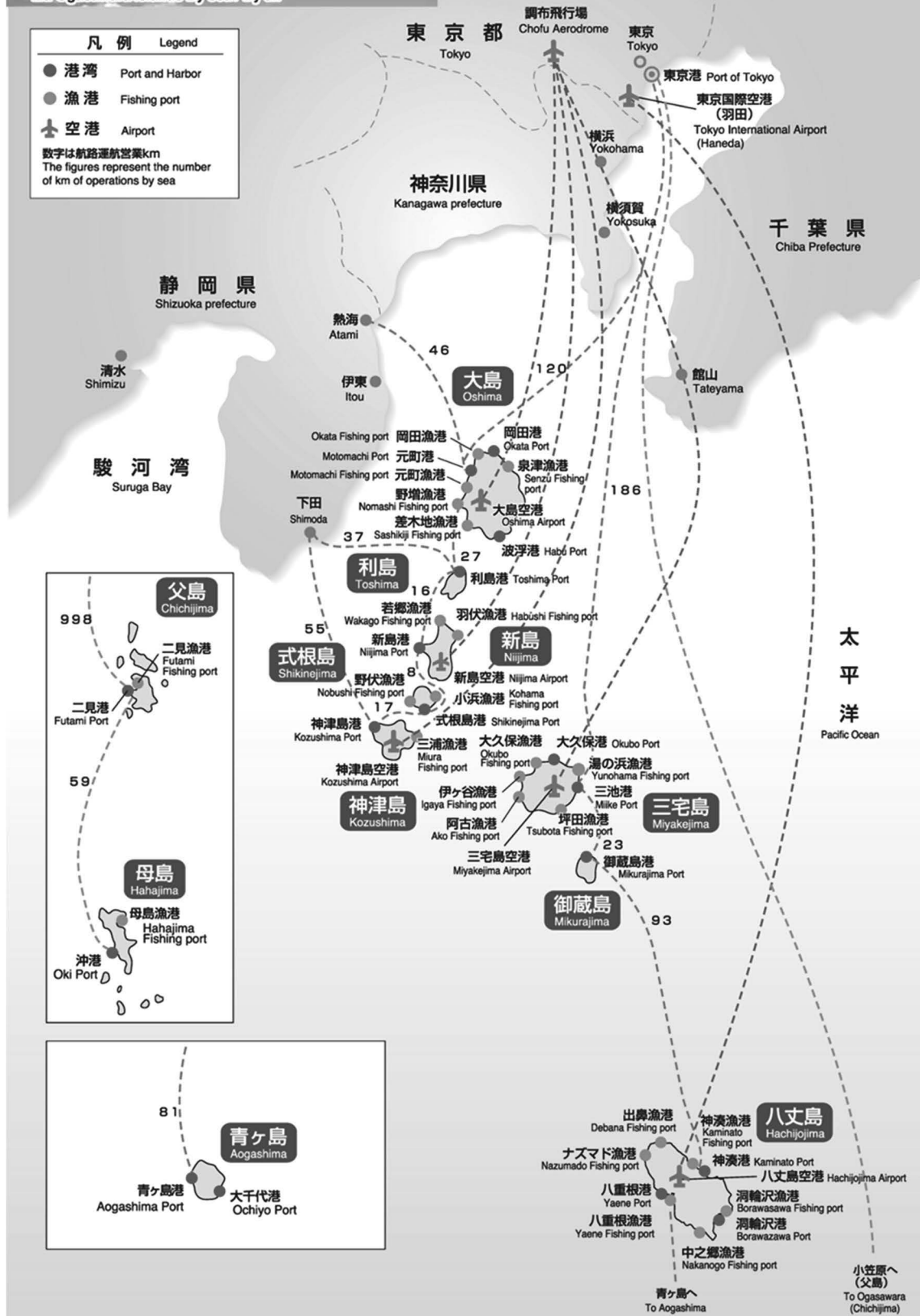
くり」を推進していく。

これら伊豆諸島で都が管理者となっている港湾、漁港、空港及び海岸の管理については、当局が施設管理運営方針の策定、施設利用料の料率の設定等、管理に係る基本的事項を担当し、大島、三宅及び八丈の各支庁が港湾施設等の現地管理を担当している。

伊豆・小笠原諸島 海路・空路

Izu-Ogasawara Islands By sea / By air

凡 例	Legend
● 港湾	Port and Harbor
● 漁港	Fishing port
✈ 空港	Airport
数字は航路運航営業km The figures represent the number of km of operations by sea	



伊豆諸島港湾・漁港・空港・海岸一覧表

種類 島名	港 湾	漁		港	空 港	海 岸	
	地 方 港 湾	第 1 種	第 2 種	第 4 種	地方管理空港	港湾	漁港
大 島	元町、岡田 波浮	元町、岡田、野増 差木地、泉津			大島	元町 岡田 波浮	元町、岡田 野増、差木地 泉津
利 島	利島					利島	
新 島	新島	若郷、羽伏			新島	新島	若郷
式根島	式根島	野伏、小浜					
神津島	神津島			三浦	神津島	神津島	
三宅島	三池、大久保	湯の浜、伊ヶ谷 大久保	坪田	阿古	三宅島	三池 大久保	阿古
御蔵島	御蔵島					御蔵島	
八丈島	神湊、八重根 (洞輪沢)	洞輪沢、中之郷 (ナズマド) (出鼻)		神湊 八重根	八丈島	神湊 八重根	洞輪沢 神湊 八重根
青ヶ島	青ヶ島 大千代					青ヶ島	
計	都営14港湾	都営14漁港 町営2漁港	都営1漁港	都営4漁港	都営5空港	12海岸	10海岸
		都営19漁港と町営2漁港の21漁港					

(注) 1 () 内は、港湾については港湾法第二条の避難港を、漁港については町営漁港をいう。

2 第1種漁港は利用範囲が地元漁業を主とするもの。

第2種漁港は利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属しないもの。

第3種漁港は利用範囲が全国的なもの。

第4種漁港は離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの。

3 地方管理空港は空港法第5条第1項に基づき地方公共団体が設置し管理する空港。

2 港湾の現況と整備計画

〔離島港湾部管理課・計画課〕

離島の港湾は、人や物の輸送拠点であるばかりでなく島民の経済、文化、医療等の生活基盤や産業基盤に直接影響を及ぼす基幹施設であり、島の表玄関である。

(1) 整備方針

住民生活の向上と産業の振興に寄与するため、社会資本整備重点計画に基づいて地域の実情に即して、以下の方針により整備を行う。

ア 船舶の就航率の向上を図るため、係留、水域及び外郭施設を整備する。

イ 貨客分離による乗降客の安全性の確保と荷役の効率化を図るため、臨港交通施設及び護岸（防波）などの整備を行う。

ウ 小型船の安全な停泊を図るため、小型船施設を整備する。

エ 港湾、漁港、海岸が一体となって、島の特性を十分生かし、観光客にとって魅力あふれた空間を創造するため、地元町村等と連携して魅力ある「島のみなとまちづくり」を進める。

オ 伊豆・小笠原諸島において想定される、東南海・南海地震による津波について調査・検討し、効果的な津波対策を進める。

(2) 施設現況と整備計画

ア 係留施設

港湾法の制定（昭和25年）以来、1島2港方式を原則として整備を進め、現在、大島元町港など10港については、5,000トン級の船舶が接岸できる状況にある。東京～大島～神津島航路（大島、利島、新島、式根島、神津島の各港）には、大型貨客船が就航しているほか、平成14年4月からジェットフォイル高速船が就航し、所要時間の大幅な短縮が図られた。東京～三宅島～八丈島航路には5,000トン級定期船が毎日就航している。なお、波浮港については、火山噴火災害時の避難のため、4,000トン級船舶が接岸可能な施設を平成5年度までに整備した。

令和8年度は、御蔵島港を整備する。

イ 外郭・水域施設

定期船の就航率向上、港湾利用の安全性及び係留施設の機能を確保するため、防波堤、護岸（防波）、泊地等の整備を進めており、令和8年度は、元町港、利島港、新島港、神津島港、三池港、神湊港、青ヶ島港を整備する。

ウ 小型船施設

地域経済の活性化に資するため、漁業基盤として小型船施設の整備を進めており、令和8年度は、新島港を整備する。

エ 臨港交通施設

令和8年度は、元町港、神湊港の日除け雨除け施設を整備する。

(3) 貨物と旅客の輸送状況

伊豆諸島における令和7年の取扱貨物量は約47万トンで、船舶乗降客数は約59万人である。

移入貨物は、砂利・砂・石材等の鉱産品が約42%を占め、以下、特殊品（約19%）、化学工業品（約16%）となっている。一方、移出貨物は、輸送用容器等の特殊品が約48%を占め、以下、化学工業品（約17%）、金属機械工業品（約14%）となっている。

港 湾 施 設 の 概 要

令和8年8月1日現在

島 名	種 別	港 名	管 理 者 設 立 年 月 日	対 象 船 舶	主 要 港 湾 施 設
大 島	地 方 港 湾	元 町	昭 28. 3. 31	500～5,000トン 小型船（～500ト ン）	岸 壁（両岸接岸） 460m 物揚場 50m 船客待合所 1棟
		岡 田	昭 28. 3. 31	500～5,000トン —	岸 壁 430m 船客待合所 1棟
		波 浮	昭 28. 3. 31	4,000トン 小型船（～500ト ン）	岸 壁 135m 物揚場 757m 船揚場 1,290㎡
利 島		利 島	昭 32.11. 5	500～5,000トン 小型船（～500ト ン） —	岸 壁（二突堤及び両岸接岸） 530m 物揚場 137m 船揚場 2,400㎡ 船客待合所 1棟
新 島		新 島	昭 28. 3. 31	500～5,000トン 小型船（～500ト ン） — —	岸 壁 380m 物揚場 200m 船揚場 7,200㎡ 船客待合所 1棟 津波避難施設 1棟
式根島		式根島	昭 39. 7. 7	5,000トン 小 型 船 — —	岸 壁 150m 物揚場 80m 船揚場 3,675㎡ 船客待合所 1棟
神津島		神津島	昭 28. 3. 31	500～5,000トン 小型船（～500ト ン） —	岸 壁（両岸接岸） 440m 物揚場 617m 船揚場 7,510㎡ 船客待合所 1棟
三宅島		三 池	昭 32.11. 5	500～5,000トン —	岸 壁 230m 船客待合所 1棟
		大久保	昭 28. 3. 31	小型船（～500ト ン）	物揚場 30m
御蔵島		御蔵島	昭 32.11. 5	5,000トン 小型船（～500ト ン）	岸 壁（両岸接岸） 300m 物揚場 162m 船揚場 2,335㎡
八丈島		神 湊	昭 28. 3. 31	500～5,000トン — —	岸 壁 310m 船揚場 1,320㎡ 船客待合所 1棟
		八重根	昭 28. 3. 31	500～5,000トン	岸 壁 230m 船客待合所 1棟
青ヶ島		青ヶ島	昭 32.11. 5	小型船（～500ト ン） —	物揚場 80m 船揚場 588㎡ 船客待合所 1棟
		大千代	昭 52. 2. 23	小型船（～500ト ン）	物揚場 50m

3 漁港の現況と整備計画

〔離島港湾部管理課・計画課〕

(1) 漁港の現況

漁業振興の基盤となる漁港は、都営漁港として第4種漁港4、第2種漁港1、第1種漁港14の計19港、町営漁港として第1種漁港2の合計21港がある。

厳しい自然条件に制約されているが、資源の豊富な漁場を控え、都営漁港では令和6年の魚介類の属地陸揚量は1,034トンであり、漁船557隻の利用に供されている。

(2) 漁港の整備計画

現在、令和4年度を初年度とし、令和13年度を目標年度とする漁港漁場整備長期計画等により各漁港の整備を進めている。

令和8年度の主要事業は、外海から漁港を守る防波堤の整備・改良や突堤整備を重点に、航路・泊地のしゅんせつや岸壁等の整備を行う。

また、離島への交通を確保するため、港湾を補完する特定目的岸壁を、次のとおり整備している。

特定目的岸壁一覧

島名	漁港名	対象船舶	施設	令和5年		令和6年		令和7年	
				入港船舶	乗降客数	入港船舶	乗降客数	入港船舶	乗降客数
新島	若郷	貨客船	(-4.5m) 岸壁 51m	隻 164	人 8,337	隻 131	人 5,849	隻 47	人 1,572
	羽伏		(-7.5m) 岸壁 155m	0	0	0	0	0	0
式根島	野伏		(-7.5m) 岸壁 195m (-4.5m) 岸壁 70m	1,057	40,915	2,111	61,864	1,893	63,328
神津島	三浦		(-7.5m) 岸壁 155m (-5.5m) 岸壁 150m	642	24,539	576	24,992	504	23,518
三宅島	阿古		(-7.5m) 岸壁 150m	239	18,025	283	21,110	249	17,582
	伊ヶ谷		(-7.5m) 岸壁 150m	139	9,262	158	10,100	179	9,373
計	——	——	——	2,241	101,078	3,259	123,915	2,872	115,373

都 営 漁 港 施 設 一 覧

令和8年8月1日現在

島名	港名	種類	指定日		主 要 漁 港 施 設			
大島	元町	1	漁港指定	昭 26. 7. 10	防波堤	568m	岸壁	187m
			都管理者指定	昭 53. 4. 1	船揚場	3,460 m ²		
	岡田	1	〃	27. 7. 29	防波堤	330m	岸壁	284m
			〃	46. 8. 31	船揚場	4,452 m ²		
	野増	1	〃	27. 6. 23	防波堤	349m	岸壁	140m
新島			〃	53. 4. 1	船揚場	2,253 m ²		
	差木地	1	〃	30. 10. 21	防波堤	255m	岸壁	111m
			〃	53. 4. 1	船揚場	1,720 m ²		
	泉津	1	〃	26. 7. 10	防波堤	174m	岸壁	90m
			〃	57. 6. 2	船揚場	2,455 m ²		
式根島	若郷	1	〃	27. 6. 23	防波堤	875m	岸壁	544m
			〃	46. 8. 31	船揚場	4,916 m ²		
式根島	羽伏	1	〃	27. 7. 29	防波堤	407m	岸壁	450m
			〃	53. 4. 1	船揚場	1,600 m ²		
式根島	野伏	1	〃	26. 7. 10	防波堤	309m	岸壁	575m
			〃	46. 8. 31	船揚場	2,004 m ²	船客待合所	1 棟
式根島	小浜	1	〃	27. 6. 23	防波堤	149m	岸壁・物揚場	203m
			〃	46. 8. 31	船揚場	2,756 m ²		
神津島	三浦	4	〃	30. 10. 21	防波堤	915m	岸壁	1,071m
			〃	44. 3. 31	船揚場	3,970 m ²	船客待合所	1 棟
三宅島	湯の浜	1	〃	30. 10. 21	防波堤	576m	岸壁	210m
			〃	46. 8. 31	船揚場	2,317 m ²		
	伊ヶ谷	1	〃	27. 6. 23	防波堤	345m	岸壁・物揚場	298m
			〃	53. 4. 1	船揚場	2,625 m ²		
	大久保	1	〃	27. 7. 29	防波堤	357m	物揚場	101m
三宅島			〃	58. 4. 26	船揚場	1,580 m ²		
	坪田	2	〃	26. 7. 10	防波堤	938m	岸壁・物揚場	435m
			〃	28. 1. 6	船揚場	2,390 m ²		
	阿古	4	〃	26. 7. 10	防波堤	674m	岸壁	1,111m
			〃	27. 6. 9	船揚場	3,090 m ²	船客待合所	1 棟
八丈島	洞輪沢	1	〃	27. 6. 23	防波堤	523m	岸壁	229m
			〃	46. 8. 31	船揚場	3,315 m ²		
	中之郷	1	〃	27. 6. 23	防波堤	251m	岸壁	105m
			〃	46. 8. 31	船揚場	3,748 m ²		
八丈島	神湊	4	〃	26. 7. 10	防波堤	901m	岸壁	1,028m
			〃	27. 6. 9	船揚場	5,380 m ²		
八丈島	八重根	4	〃	26. 7. 10	防波堤	886m	岸壁	752m
			〃	27. 6. 9	船揚場	4,455 m ²		

(注) 防波堤には、突堤及び防波護岸の延長を含む。

(3) 「島の港 Re 活用」事業

港湾局では、島しょ地域の港湾・漁港施設を有効に活用し、「食」や「海遊び」など、島ならではの魅力を楽しむ空間を創出することで、地域の賑わいや新たな雇用機会の創出を目指す「島の港 Re 活用」事業を推進している。

令和8年1月、東京都が管理する大島の岡田漁港において、「漁港施設等活用事業の推進に関する計画」を策定した。

4 空港の現況と整備計画

〔離島港湾部管理課・計画課〕

(1) 伊豆諸島の空港

昭和31年に空港整備法（平成20年6月空港法に改正）が制定され、航空輸送の拠点としての空港を公共事業として全国的に整備促進することとなり、このうち国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たす空港は、地方公共団体が設置管理することとなった。

離島にとって航空輸送の果たす役割は極めて高いことから、都は、八丈島空港（昭和37年5月供用開始）、大島空港（昭和39年6月供用開始）、三宅島空港（昭和41年3月供用開始）を順次整備した。

また、新島空港（昭和62年7月供用開始）及び神津島空港（平成4年7月供用開始）は、滑走路800mで離着陸できる航空機を対象として整備した。

その後も、航空保安対策と航空機の大型化などに対応するため、滑走路の延長等の整備を図っており、大島空港は滑走路長を1,800mに延長（平成14年10月供用開始）し、また、八丈島空港は滑走路長を2,000mに延長（平成16年9月供用開始）した。

今後とも航行安全性の維持・向上、快適性・利便性の向上を図っていく。

空 港 施 設 一 覧 表

令和8年8月1日現在

種 類		地方管理空港（旧第三種空港）					その他 空港
島 名		大 島	三宅島	八丈島	新 島	神津島	———
空港名		大 島	三宅島	八丈島	新 島	神津島	調布飛行場
主 な 空 港 施 設	滑走路長 (m)	1,800	1,200	2,000	800	800	800
	エプロン (㎡)	20,885	10,312	15,300	3,000	3,000	107,380
	ターミナルビル (㎡)	2,643	491	3,975	588	586	1,442

*ターミナルビルは延床面積を示す。

空 港 施 設 指 定 管 理 者 一 覧

施設名	指定管理者名	指定期間
八丈島空港	八丈島空港ターミナルビル㈱	令和 8 年度から令和 12 年度まで (5 年間)

(2) 東京都調布飛行場

ア 概 要

都は平成 4 年に国から調布飛行場の管理を引き継ぎ、地元 3 市との協議・受入れ合意事項を踏まえながら、正式飛行場化に向けた滑走路、エプロン等の整備及び進入角指示灯など航空灯火の整備を進め、平成 13 年 3 月航空法第 38 条に基づく正式飛行場（都営コピューター空港）として供用開始した。

本飛行場は、①東京と島しょとを結ぶ離島航空路線の拠点、②防災・医療・消防等緊急活動の拠点、③災害時の緊急輸送基地として重要な役割を果たしている。平成 26 年 4 月には、大島、新島、神津島に加え、新たに三宅島との航空路が開設された。

同時に、市街地空港であることから、航空機の安全運航と航空機騒音など、地域住民の安全と生活環境に配慮した運用を図っている。

イ 調布飛行場の主な経緯

- ・昭和 16 年 4 月 調布飛行場開設（東京府営）
- ・昭和 20 年 9 月 終戦後に米軍が接收
- ・昭和 48 年 3 月 国は米軍から飛行場地区の返還を受け、場外離着陸場として運用開始
- ・平成 4 年 7 月 都は国から場外離着陸場の管理を引き継ぐ
- ・平成 8 年 7 月 都と地元 3 市（調布市、三鷹市、府中市）が、調布飛行場の正式飛行場化に合意
- ・平成 8 年 8 月 調布飛行場の整備方針及び同整備基本計画の策定
- ・平成 9 年 4 月 都と地元 3 市は調布飛行場の整備及び管理運営に関する協定書・同覚書を締結
- ・平成 13 年 3 月 正式飛行場（都営コピューター空港）として供用開始
- ・平成 18 年 4 月 国の航空管制官に替わり、都が情報提供業務を開始
- ・平成 24 年 12 月 都と地元 3 市は、調布飛行場の就航率向上（計器飛行方式の導入）等に合意
- ・平成 25 年 2 月 都と地元 3 市は、調布飛行場の就航率向上等に係る確認書を取り交わす
- ・平成 25 年 4 月 ターミナルビル供用開始
- ・平成 25 年 6 月 計器飛行方式の導入

航空路線の利用状況

年 項目 路線名	令和 5 年			令和 6 年			令和 7 年		
	就航 便数	旅客数	貨物量	就航 便数	旅客数	貨物量	就航 便数	旅客数	貨物量
羽 田～八丈島	1,039	194,679	692,513	1,018	200,575	690,508	1,021	202,523	853,372
調 布～大 島	723	17,018	9,694	714	16,767	3,440	706	18,110	3,267
調 布～三宅島	981	26,392	4,542	963	25,421	11,796	931	24,913	12,359
調 布～新 島	1,298	33,220	13,978	1,259	33,917	14,382	1,183	34,101	12,583
調 布～神津島	951	25,240	2,241	935	25,324	2,295	901	25,488	1960
合 計	4,992	296,549	722,968	4,889	302,004	722,421	4,889	302,004	722,421

(注) 1 就航便数は、航空機が当該空港に離着陸した時を、1 と数える（1 往復 1 便）

2 貨物量には、郵便物を含む。

5 海岸の現況と整備計画

〔離島港湾部計画課〕

(1) 伊豆小笠原諸島の海岸保全基本計画

都では、平成 11 年に改正された海岸法に基づき、平成 15 年 7 月に「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画」を策定した。

本計画の対象である伊豆小笠原諸島の海岸は、豊かな自然が残されており、魅力的な観光資源を有するとともに、島の基幹産業である水産業が営まれる場所でもある。このため、本計画の基本理念を“「自然があふれ美しい特色ある海岸」を保全していくこと”とし、「防護」、「環境」、「利用」の調和のとれた海岸づくりを推進するとともに、海岸法の一部改正などを踏まえた計画の改定を行ってきた。

令和 7 年 3 月の改定においては、気候変動の影響を踏まえた施設の嵩上げなど海岸保全施設の機能強化を図ることとした。

(2) 伊豆諸島の海岸保全施設の整備

現在、侵食対策事業として、三池港海岸、阿古漁港海岸及び若郷漁港海岸において、堤防などの整備を進めている。また、海岸メンテナンス事業として、波浮港海岸の調査及び新島港海岸の離岸堤の整備を進めている。

海岸保全施設の概要

令和8年8月1日現在

		海岸保全施設の整備状況 単位：m					海岸保全区域 単位：m	
		防潮堤	護 岸	離岸堤	突 堤	消波堤	合 計	
大 島		0	2,803	640	50	0	8 海岸	5,742
	港湾海岸	0	2,188	230	50	0	3 海岸	2,920
	漁港海岸	0	615	410	0	0	5 海岸	2,822
利 島		0	387	240	59	0	1 海岸	820
	港湾海岸	0	387	240	59	0	1 海岸	820
新 島		0	1,512	2,115	582	0	2 海岸	3,730
	港湾海岸	0	1,512	1,271	414	0	1 海岸	2,630
	漁港海岸	0	0	844	168	0	1 海岸	1,100
神津島		0	725	510	0	0	1 海岸	1,350
	港湾海岸	0	725	510	0	0	1 海岸	1,350
三宅島		559	1,319	447	0	696	3 海岸	3,120
	港湾海岸	559	964	200	0	514	2 海岸	2,370
	漁港海岸	0	355	247	0	182	1 海岸	750
御蔵島		0	46	0	0	0	1 海岸	330
	港湾海岸	0	46	0	0	0	1 海岸	330
八丈島		308	557	707	400	70	5 海岸	3,454
	港湾海岸	0	255	495	400	0	2 海岸	2,110
	漁港海岸	308	302	212	0	70	3 海岸	1,344
青ヶ島		0	50	0	0	0	1 海岸	440
	港湾海岸	0	50	0	0	0	1 海岸	440
合 計		867	7,399	4,659	1,091	766	22 海岸	18,986
	港湾海岸	559	6,127	2,946	923	514	12 海岸	12,970
	漁港海岸	308	1,272	1,713	168	252	10 海岸	6,016

第 2 節 小笠原諸島の港湾・漁港・空港

1 概 要

〔離島港湾部管理課〕

小笠原諸島は、東京から約1,000kmの南方洋上に南北に散在する30余の島からなり、北から聳島列島、父島列島、母島列島及び硫黄（火山）列島の4列島及び西之島、南鳥島（マーカス島）、沖ノ鳥島からなっている。

主な島としては、東京から約984km（航路：998km）に父島が、これより南約49kmに母島が、さらに約238kmの位置に硫黄島があり、総面積は約104km²である。

戦時下の昭和19年3月末、内地への総引揚時には約7,700人の人々が生活を営んでいたが、昭和43年6月26日都に返還された時点では、在住島民181人を含め人口285人であった。その後帰島した旧島民等が加わり令和7年1月1日現在、2,496人（住民基本台帳人口）となっている。地理的特性としては亜熱帯に位置し、気候は亜熱帯海洋性気候である。

終戦後、米軍の施政権下におかれたため、居住区域周辺を除き著しく荒廃し、港湾施設としては、戦前東京府が父島二見港に築造した物揚場と米軍が築造したLST（輸送艦）岸壁があるのみで、これも補修が必要な状態であった。また、漁港施設は皆無の状態であった。

このため、旧島民の帰島を促進し急速な復興を図る目的で、昭和44年に制定された小笠原諸島復興特別措置法その後の小笠原諸島振興開発特別措置法に基づく総合的な振興開発計画（令和6年度～令和10年度）を策定し、港湾は父島に二見港、母島に沖港の整備を、漁港は父島に二見漁港の整備を進めている。なお、母島の母島漁港については平成15年度に整備を完了している。

小笠原諸島は、平成23年6月、ユネスコの世界遺産（自然遺産）に登録された。

これら小笠原諸島で都が管理者となっている港湾及び漁港の管理については、当局が施設管理運営方針の策定、施設利用料の料率の設定等、管理に係る基本的事項を担当し、小笠原支庁が港湾施設等の現地管理を担当している。

2 港湾の現況と整備計画

〔離島港湾部計画課〕

昭和44年度からの復興事業により父島二見港については、10,000トン級岸壁及び小型船の物揚場等の整備が完了しており、現在、小笠原諸島の基幹港として、定期船及び貨物船の利用に供している。令和8年度は、岸壁附属物等の改修を行う。

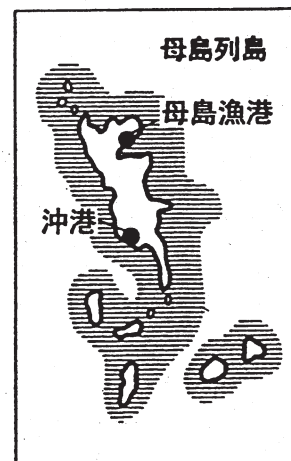
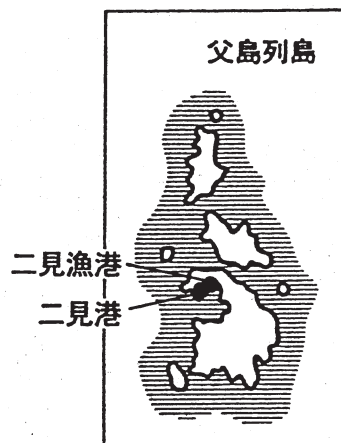
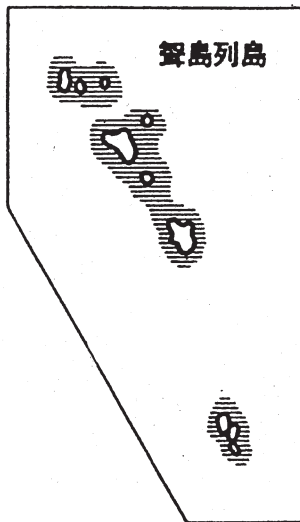
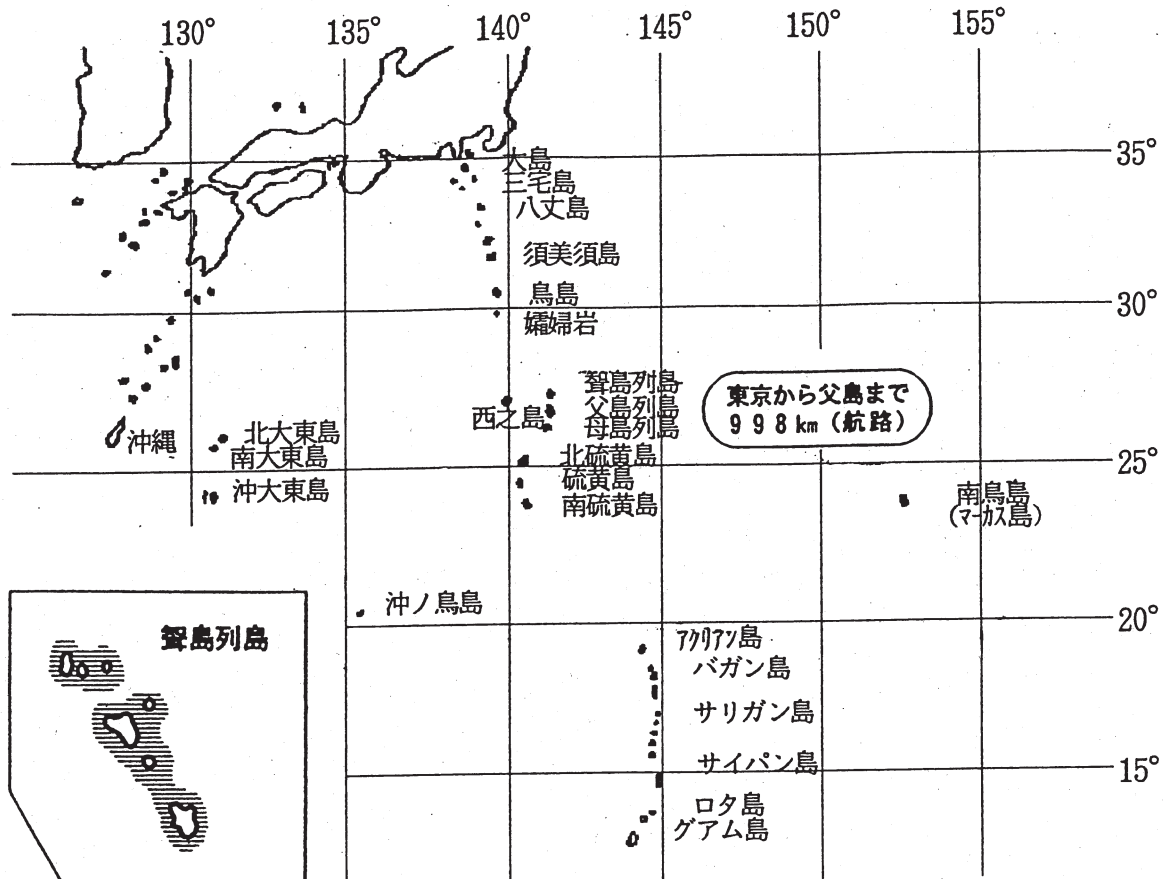
また、母島沖港については、500トン級岸壁、防波堤、物揚場、船揚場及び道路が昭和57年度までに整備が完了している。令和8年度は泊地、荷捌き日除け等の整備を行う。

港 湾 施 設 一 覧

令和8年8月1日現在

島 名	種 別	港 名	管 理 者 設 立 年 月 日	対 象 船 舶	主 要 港 湾 施 設
父 島	地 方 港	二 見	昭 45.6.15	500～10,000トン 小 型 船 50,000トン ――	岸 壁 360m 物揚場 130m 係船浮標 3基 船客待合所 2棟
母 島		沖	昭 45.8.28	500トン 小 型 船 ―― ――	岸 壁 180m 物揚場 363m 船揚場 5,160m ² 船客待合所 1棟

小笠原諸島位置図



3 漁港の現況と整備計画

〔離島港湾部計画課〕

小笠原諸島における魚介類の属地陸揚量は令和6年実績で422トンであり、67隻の漁船が利用している。

二見漁港は港湾と同様に昭和44年度から着手し、泊地、岸壁及び船揚場等の整備を進めてきた。令和8年度は、防波堤の建設工事を行う。

都 営 漁 港 施 設 一 覧

令和8年8月1日現在

島名	港名	種類	指 定 日	主 要 港 湾 施 設
父島	二見	4	漁港指定 昭45.6.15 都管理者指定 昭45.7.30	防波堤 460m 船揚場 5,725 m ² 岸壁・物揚場 717m
母島	母島	4	漁港指定 昭63.3.31 都管理者指定 昭63.3.31	防波堤 293m 船揚場 2,440 m ²

漁 港 施 設 指 定 管 理 者 一 覧

施設名	指定管理者名	指定期間
二見漁港棧橋（1）外 8施設	小笠原島漁業協同組合	令和8年度から令和12年度まで （5年間）

4 空港整備の現状

〔離島港湾部計画課〕

返還以来、地元住民の悲願である空港整備については、当初、兄島を建設地として計画を策定していたが、小笠原諸島の貴重な自然に格別の注意をはらうという観点から、有識者による委員会を設置して自然環境の保護保全策や運航の安全性・安定性・経済性について総合的な検討を重ね、平成10年5月に小笠原空港の建設地を父島の時雨山周辺域と決定した。

その後、空港基本計画や環境アセスメントに係る環境現況調査など空港建設に必要となる調査・検討を進めてきたが、自然環境への影響及び事業費の増加などの観点から、時雨山周辺域での空港建設は困難と判断し、平成13年11月に時雨山周辺域での空港建設計画を撤回する決定を行った。併せて、費用・環境・技術面から新たな航空路案の検討を行うことも決定され、平成13年末より複数の航空路案について技術的な検討を開始した。

平成18年11月に変更した小笠原諸島振興開発計画において、航空路に関して「本土との交通アクセスを改善するため、自然環境との調和に十分配慮した航空路について将来の開設を目指し検討を進める。」と定められた。また、平成19年12月に村が実施した航空路の必要性についてのアンケート結果では、7割強の村民から、航空路は必要であるとの意思表示があり、平成20年2月に都と村で、「小笠原航空路協議会」を設置し、自然環境への影響をはじめ、費用対効果、運航採算性

等の調査・検討を行ってきた。平成30年度には、それまで検討してきた複数案の中から、より実現性の高い洲崎地区活用案について集中的に検討していくことを確認した。

令和元年11月に策定された小笠原諸島振興開発計画では、航空路の開設について、「洲崎地区における飛行場建設に関し、基本構造や工法の実現性を確認するための調査を行っていくほか、関係者間の円滑な合意形成を図るため、P I ※実施に向けた調査等を継続する。調査に当たっては、世界的に貴重な自然環境への影響をはじめ、様々な課題があることから、関係者と議論を深め、実現可能な航空路案取りまとめに向け、引き続き課題の整理、検討を進めていく。」と定めた。

令和元年度には、「第8回小笠原航空路協議会」において示された飛行場の構造形式を検討するための詳細な現地調査を実施し、令和2年度に開催した「第9回小笠原航空路協議会」においては、就航可能な航空機が新たに提示された。令和7年度に開催した「第14回小笠原航空路協議会」においては、飛行の安全性を確保するための検討や生物環境調査の結果を報告した。令和7年度は、令和6年度までに実施した調査の結果を踏まえ、飛行場の基本構造や工法等の実現性を確認するための調査等を進めるとともに、生物の生息状況などの調査を実施した。これらを踏まえ、想定される航空機に対応した飛行場施設について、引き続き技術的検討を行う。

※PI（パブリック・インボルブメント：Public Involvement）

政策の立案段階や公共事業の構想・計画段階から、住民が意見を表明できる場を設け、そこでの議論を政策や事業計画に反映させる手法のこと。

第 3 節 防災対策の推進

1 緊急輸送用岸壁の整備

〔離島港湾部計画課〕

大規模災害発災後の応急・復旧活動に必要な人員や物資等の搬出入のため、大型船舶が着岸可能な緊急輸送用岸壁の確保を図る。緊急輸送用岸壁については、原則的に各島 1 岸壁を確保する。

緊急輸送用岸壁一覧

島 名	港 名	緊急輸送用岸壁
大 島	岡田港	岸壁（－ 7 . 5 m）
利 島	利島港	岸壁（－ 7 . 5 m）
新 島	新島港	岸壁（－ 7 . 5 m）
式根島	野伏漁港	－ 7 . 5 m 岸壁
神津島	神津島港	岸壁（－ 7 . 5 m）
三宅島	阿古漁港	－ 7 . 5 m 岸壁
御蔵島	御蔵島港	岸壁（－ 7 . 5 m）
八丈島	神湊港	岸壁（－ 7 . 5 m）
	八重根漁港	－ 5 . 5 m 岸壁
青ヶ島	青ヶ島港	岸壁（－ 6 . 0 m）
父 島	二見港	岸壁（－ 7 . 5 m）
母 島	沖港	岸壁（－ 5 . 0 m）

2 津波避難施設の整備

〔離島港湾部計画課〕

南海トラフ等による巨大地震発生時には、伊豆諸島の各港に短時間で大規模な津波の来襲が想定されており、港湾施設利用者等が迅速に避難するため、津波到達までに高台等への避難が時間的に困難な 4 島 9 港において、津波避難タワー等を整備し、港湾施設利用者等の安全を確保している。

津波避難施設一覧

島 名	港 名	津波避難施設の種類
大 島	岡田港	避難タワー（船客待合所と合築）
	波浮港	避難通路等
	岡田漁港	避難通路等
	元町漁港	避難通路等
新 島	新島港	避難タワー
	若郷漁港	避難階段
神津島	神津島港	避難タワー
	三浦漁港	避難階段
三宅島	三池港	避難通路等

3 その他の防災対策等

〔離島港湾部計画課〕

(1) 無電柱化の推進整備方針

東京都無電柱化計画（改定）（令和8年6月）に基づき、島の玄関口であり、定期船が発着する18港と5空港について無電柱化を推進し、強靱化を図る。

令和8年度は、電線管理者との無電柱化施行委託協定の締結や委託協定等による設計委託、測量調査、電線共同溝工事などを実施する。

(2) 空港土木施設の耐震化

平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、都は「東京緊急対策2011」を策定し、震災時における交通・物流機能の確保を図る施設の耐震化を促進している。

交通・物流機能の1つである都営空港においても、震災時における伊豆諸島等の6空港に求められる機能確保の観点から、平成23年度から平成30年度にかけて、東京都防災会議や内閣府の中央防災会議等で見直された想定地震に対し、既設空港土木施設の耐震性の再検証を行った。

検証の結果、大島空港と八丈島空港の滑走路下にあるトンネルや水路の地下構造物は耐震性が不足することが判明したため、順次、耐震補強を図り、令和4年度に八丈島空港の工事は完了した。

(3) 滑走路端安全区域（RESA）の整備

航空機がオーバーランやアンダーシュートといった事故を起こした場合に、機体の損傷を軽減し、人命の安全を図るため、着陸帯両端には、滑走路端安全区域（RESA）と呼ばれる緩衝区域が設けられている。

国内の多くの既存空港は、旧基準であるRESA長40mで整備されてきたが、平成25年に基準が改正され、RESA長は原則90m以上とし、既存空港を含む全ての空港に同基準を適用することとした。

都営空港においても、RESA改修工事を行い、令和2年度に調布飛行場、令和4年度に大島空港の改修工事が完了した。

(4) DXを活用した島しょ港湾施設の防災対策（離島港湾DX）

近年の気候変動に伴う災害の激甚化から、島しょ地域に住む都民の生命、財産を守るため、ドローンや人工衛星、ライブカメラなどDXの活用により、港湾施設等の被災状況を速やかに把握・集約するとともに、関係者間でリアルタイムに展開・共有可能な「離島港湾DX」の取組を推進し、災害復旧の迅速化を図っていく。

令和8年度は、ドローンを用いた被災後の三次元測量に加え、小離島における新たなドローンポートの配備・運用など、最新技術の導入を推進するとともに、離島港湾情報プラットフォームの運用及び改修を行っていく。

第4節 アクセス手段確保及び旅客利便性向上

1 離島航路・航空路補助事業等

〔離島港湾部管理課〕

昭和46年度から、プロパンガス、空ボンベ、小麦粉及び食用油については100%、野菜・果物、牛、豚、肥料、飼料、天草、榊、植木、生花、切葉、木炭、キヌサヤエンドウ、柘材・桑材、球根及び魚介類（魚介類は平成19年度に補助対象品目として追加）については50%の海上貨物運賃の補助金を交付して、島民生活の安定と産業の振興を図っている。

また、令和5年度から、伊豆諸島の各町村が経済活性化に資すると判断して選定した生産品（最大5品目）及び選定した生産品に関連する原材料や梱包資材等に関し、国制度を活用して、海上貨物運賃の補助金を交付している。

さらに、昭和47年度から離島間の海上交通を確保するため、離島航路の定期航路事業者に対し、航路補助金を交付している。

現在の補助対象航路は、八丈島～青ヶ島間、東京～三宅島～御蔵島～八丈島間、下田～利島～新島～式根島～神津島～下田間である。

平成11年度から島民生活に必要な離島航空路線を確保するため、航空運送事業者に対し、離島航空路線に就航する航空機の購入費用及び運航費について、国の補助にあわせ補助金を交付している。また、航空保安検査費用について、都単独で補助金を交付している。

現在の航空路運航費補助対象路線は、羽田～八丈島、調布～大島、調布～新島、調布～神津島、調布～三宅島である。

さらに、平成29年度からは羽田～八丈島及び調布～三宅島路線において、平成30年度からは調布～大島、調布～新島及び調布～神津島路線において、国の補助にあわせ島民運賃割引補助を実施している。

なお、平成27年7月に調布市で発生した小型航空機の墜落事故を重く受け止め、「安全はすべてに優先する」という基本理念のもと、さらなる安全対策の強化や管理運営の適正化に引き続き取り組んでいる。

2 島しょ地域への観光客等の受入促進に向けた取組

〔離島港湾部管理課・計画課〕

島しょ地域の観光客の受入環境向上に向け、島の観光案内拠点機能を担う船客待合所等において、ハード面の整備に加え、快適な待合スペースの創出や情報発信強化など、おもてなしの視点に基づく様々な取組を推進しており、順次、船客待合所や空港に、フリーWi-Fiやキッズコーナーを設置している。

また、国内外の観光客等の来島を促し、島しょ地域の活性化につなげていくため、本土と島しょ地域及び島しょ地域間を結ぶ定期航路・航空路の交通情報を集約し、多言語で一元的に提供するWEBサイト及びスマートフォンアプリ「東京宝島うみそら便」を公開している。

さらに、伊豆・小笠原諸島への寄港ニーズに応えるため、スーパーヨットの受入促進や、クルーズ船の誘致活動を行っている。加えて、島の港の施設を有効活用することで島しょならではの魅力を楽しめる空間を創出に向けて取り組むなど、島しょ地域の一層の観光振興を図っている。

そ の 他

港 勢	227
附属機関	236
技術管理及び調査・研究	237
港湾局所管の東京都政策連携団体等一覧.....	241
索 引	242

令和7年東京港の港勢概況（速報）

[港湾経営部振興課]

1 入港船舶

入港船舶数は20,374隻で、前年比4.1%減（872隻減）であり、増減内訳は外航船88隻減、内航船784隻減であった。

総トン数は1億5,408万総トンで、前年比0.5%減（73万総トン減）であり、増減内訳は外航船57万総トン減（うち外航コンテナ船265万総トン減）、内航船16万総トン減であった。

2 海上出入貨物

海上出入貨物量は、外貿4,568万トン、内貿3,774万トンの合計8,343万トンで、前年比0.6%増（52万トン増）であり、増減内訳は、外貿59万トン増（輸出51万トン減、輸入111万トン増）、内貿7万トン減（移出8万トン増、移入15万トン減）であった。

（1）外貿貨物の動向

①主要品種

輸出-----「金属くず」、「産業機械」等が増加し、「自動車部品」、「再利用資材」等が減少し、輸出全体では前年比4.6%減であった。

輸入-----「野菜・果物」、「その他畜産品」等が増加し、「金属製品」等が減少し、輸入全体では前年比3.3%増であった。

②地域別

輸出----- タイ、インド等との取扱貨物量が増加し、アメリカ、台湾等との取扱貨物量が減少した。

輸入----- 中国、ベトナム等との取扱貨物量が増加し、台湾、カナダ等との取扱貨物量が減少した。

（2）外貿コンテナ貨物の動向（TEU：20フィート換算）

コンテナ取扱個数は427万TEUで前年比2.4%増となり、引き続き全国1位（28年連続）を維持した。トンベースにおいては、4,432万トンで前年比1.1%増となった。

外貿貨物に占めるコンテナ化率は、輸出は95.8%、輸入は97.4%である。

（3）内貿貨物の動向

移出-----「取合せ品」、「重油」等が増加し、「完成自動車」、「廃土砂」等が減少し、移出全体では前年比0.6%増となった。

移入-----「取合せ品」、「その他の石油」等が増加し、「砂利・砂」、「セメント」等が減少し、移入全体では前年比0.6%減となった。

（4）内貿コンテナ貨物の動向（TEU：20フィート換算）

コンテナ取扱個数は59万TEUとなり前年比10.7%増であった。トンベースでは177万トンとなり前年比8.7%減となった。

3 貿易額（東京税関「東京港貿易概況（令和7年分）速報」より）

東京港における外国貿易額は、輸出は、8兆1,330億円で前年比0.4%減となった。輸入では、17兆2,406億円で前年比4.7%増となった。また、輸出入バランスは、9兆1,075億円の輸入超過となった。

東京港港勢指標(令和7年速報値)

● 船 舶

(単位:隻、総トン)

		令和7年速報値	前年実績	増減	前年比
総 数	隻 数	20,374	21,246	-872	95.9%
	総トン数	154,083,952	154,816,535	-732,583	99.5%
外 航 船	隻 数	4,762	4,850	-88	98.2%
	総トン数	108,684,348	109,255,138	-570,790	99.5%
	うちコンテナ船	隻 数	4,486	-149	96.8%
	総トン数	99,775,235	102,427,901	-2,652,666	97.4%
内 航 船	隻 数	15,612	16,396	-784	95.2%
	総トン数	45,399,604	45,561,397	-161,793	99.6%

● 貨 物

(単位:トン、TEU)

		令和7年速報値	前年実績	増減	前年比	
取扱貨物総量	計	83,425,642	82,906,166	519,476	100.6%	
	出 貨	24,687,195	25,118,768	-431,573	98.3%	
	入 貨	58,738,447	57,787,398	951,049	101.6%	
外 貿 貨 物	計	45,684,666	45,093,919	590,747	101.3%	
	輸 出	10,615,254	11,129,511	-514,257	95.4%	
	輸 入	35,069,412	33,964,408	1,105,004	103.3%	
	うちコンテナ貨物	計	44,323,484	43,845,703	477,781	101.1%
	輸 出	10,170,144	10,802,987	-632,843	94.1%	
	輸 入	34,153,340	33,042,716	1,110,624	103.4%	
	コンテナ個数	計	4,268,615	4,169,322	99,293	102.4%
		実入り	3,140,740	3,086,196	54,544	101.8%
		空	1,127,875	1,083,126	44,749	104.1%
	輸 出	計	1,903,547	1,888,808	14,739	100.8%
		実入り	787,388	825,154	-37,766	95.4%
		空	1,116,159	1,063,654	52,505	104.9%
	輸 入	計	2,365,068	2,280,514	84,554	103.7%
		実入り	2,353,352	2,261,042	92,310	104.1%
		空	11,716	19,472	-7,756	60.2%
	内 貿 貨 物	計	37,740,976	37,812,247	-71,271	99.8%
		うちコンテナ貨物	1,765,985	1,933,849	-167,864	91.3%
		うちカーフェリー貨物	11,209,655	11,443,715	-234,060	98.0%
移 出		計	14,071,941	13,989,257	82,684	100.6%
うちコンテナ貨物		951,697	1,107,125	-155,428	86.0%	
うちカーフェリー貨物		5,643,980	5,794,505	-150,525	97.4%	
移 入		計	23,669,035	23,822,990	-153,955	99.4%
うちコンテナ貨物		814,288	826,724	-12,436	98.5%	
うちカーフェリー貨物		5,565,675	5,649,210	-83,535	98.5%	
コンテナ個数		計	588,065	531,356	56,709	110.7%
移 出		計	445,186	383,855	61,331	116.0%
移 入		計	142,879	147,501	-4,622	96.9%

● 貿 易 額

(単位:百万円)

	令和7年速報値	前年実績	増減	前年比
総 貿 易 額	25,373,596	24,631,507	742,089	103.0%
輸 出 額	8,133,028	8,165,001	-31,973	99.6%
輸 入 額	17,240,568	16,466,506	774,062	104.7%

(東京税関「東京港貿易概況(令和7年分)速報」)

* 端数処理(四捨五入)のため総数と内訳の計とが一致しない場合がある。

外貿貨物 主要品種・国別取扱量(令和7年速報値)

輸 出 貨 物				輸 入 貨 物			
順位	品 種	貨物量(トン)	構成比	順位	品 種	貨物量(トン)	構成比
	合 計	10,615,254	100.0%		合 計	35,069,412	100.0%
1	そ の 他 化 学 工 業 品	1,755,280	16.5%	1	衣 服 ・ 身 廻 品 ・ は き も の	4,645,201	13.2%
2	産 業 機 械	1,707,292	16.1%	2	電 気 機 械	3,434,432	9.8%
3	再 利 用 資 材	1,094,013	10.3%	3	製 造 食 品	2,745,159	7.8%
4	自 動 車 部 品	845,019	8.0%	4	そ の 他 化 学 工 業 品	2,479,788	7.1%
5	電 気 機 械	634,605	6.0%	5	家 具 装 備 品	2,042,183	5.8%
6	金 属 く ず	511,027	4.8%	6	野 菜 ・ 果 物	1,716,828	4.9%
7	製 造 食 品	394,912	3.7%	7	そ の 他 畜 産 品	1,588,937	4.5%
8	ゴ ム 製 品	356,718	3.4%	8	産 業 機 械	1,537,571	4.4%
9	紙 ・ パ ル プ	251,483	2.4%	9	金 属 製 品	1,252,513	3.6%
10	金 属 製 品	249,021	2.3%	10	木 製 品	1,240,184	3.5%
	そ の 他	2,815,884	26.5%		そ の 他	12,386,616	35.3%

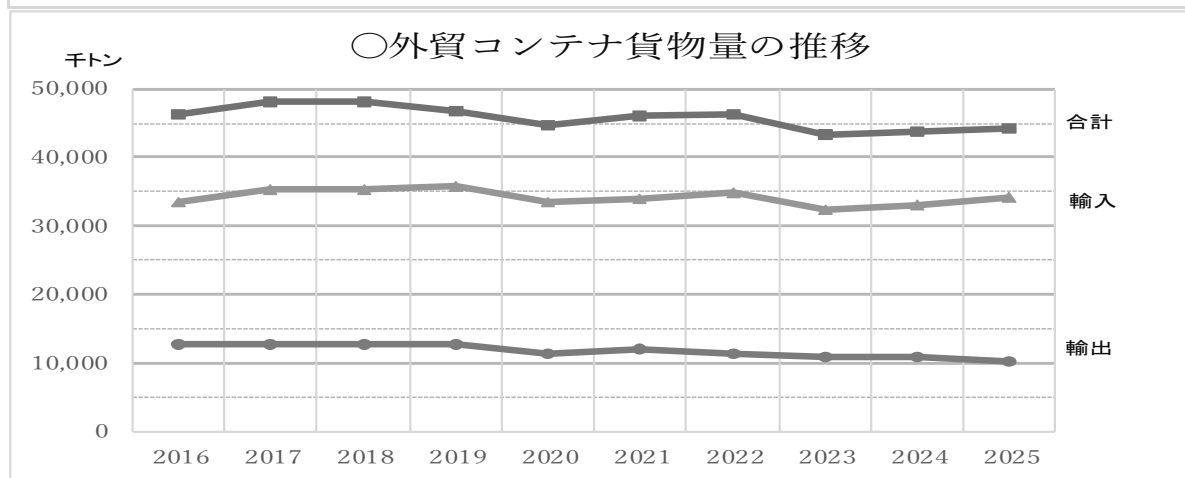
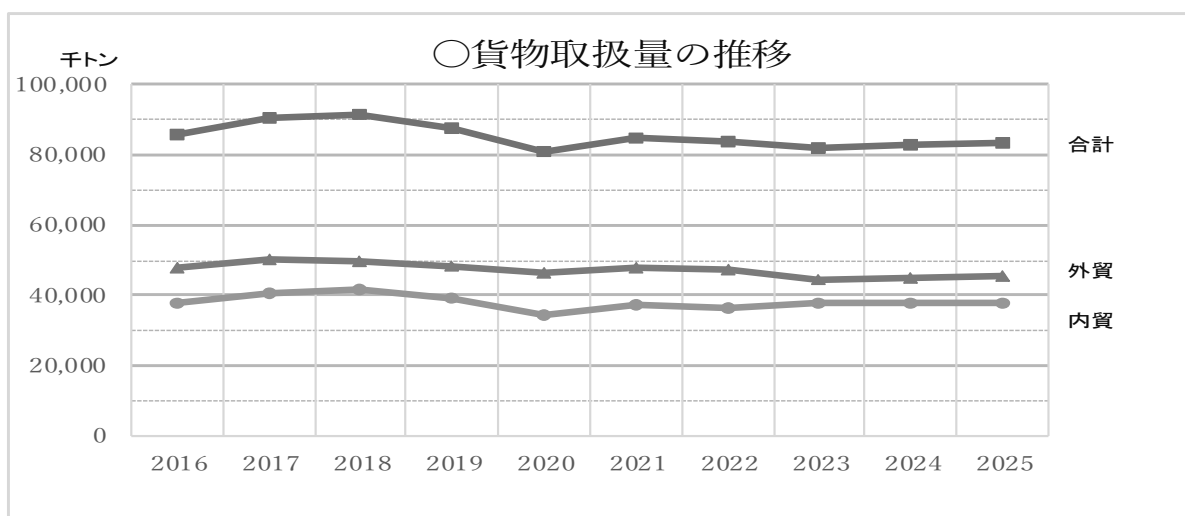
主 要 輸 出 国					主 要 輸 入 国												
順位	国 名			貨物量(トン)	構成比	順位	国 名			貨物量(トン)	構成比						
	合 計						合 計										
				10,615,254	100.0%					35,069,412	100.0%						
1	ア	メ	リ	カ	2,394,470	22.6%	1	中		国	16,419,847	46.8%					
2	中			国	1,837,271	17.3%		(	香	港	)	422,448	1.2%				
	(	香	港	)	267,351	2.5%	2	ア	メ	リ	カ	2,891,832	8.2%				
3	ベ	ト	ナ	ム	1,025,269	9.7%	3	ベ	ト	ナ	ム	2,521,501	7.2%				
4	タ			イ	700,316	6.6%	4	タ			イ	2,036,172	5.8%				
5	台			湾	686,739	6.5%	5	韓			国	1,649,319	4.7%				
6	オ	ラ	ン	ダ	470,729	4.4%	6	台			湾	1,369,413	3.9%				
7	韓			国	455,482	4.3%	7	シ	ン	ガ	ポ	ー	ル	1,255,227	3.6%		
8	イ		ン	ド	440,162	4.1%	8	フ	ィ	リ	ピ	ン	1,190,025	3.4%			
9	マ	レ	ー	シ	ア	393,909	3.7%	9	カ		ナ		ダ	1,030,534	2.9%		
10	イ	ン	ド	ネ	シ	ア	370,940	3.5%	10	イ	ン	ド	ネ	シ	ア	918,453	2.6%
	そ	の		他	1,839,967	17.3%		そ	の		他	3,787,089	10.8%				

外貿コンテナ 地域別取扱量(令和7年速報値)

(単位:トン)

		合 計	構成比	輸 出	構成比	輸 入	構成比
合 計	2024年	43,845,703		10,802,987		33,042,716	
	2025年	44,323,484	100.0%	10,170,144	100.0%	34,153,340	100.0%
ア ジ ア	2024年	33,167,015	75.6%	6,489,705	60.1%	26,677,310	80.7%
	2025年	34,262,152	77.3%	6,380,331	62.7%	27,881,821	81.6%
ヨーロッパ	2024年	3,261,316	7.4%	1,120,309	10.4%	2,141,007	6.5%
	2025年	3,055,253	6.9%	1,006,489	9.9%	2,048,764	6.0%
北アメリカ	2024年	6,774,845	15.5%	2,984,427	27.6%	3,790,418	11.5%
	2025年	6,369,839	14.4%	2,573,959	25.3%	3,795,880	11.1%
南アメリカ	2024年	306,729	0.7%	60,738	0.6%	245,991	0.7%
	2025年	307,376	0.7%	65,302	0.6%	242,074	0.7%
アフリカ	2024年	54,901	0.1%	47,188	0.4%	7,713	0.0%
	2025年	48,329	0.1%	34,124	0.3%	14,205	0.0%
オセアニア	2024年	280,897	0.6%	100,620	0.9%	180,277	0.5%
	2025年	280,535	0.6%	109,939	1.1%	170,596	0.5%

その他



内貨貨物 取扱量・主要品種取扱量(令和7年速報値)

(単位:トン、TEU)

	計	前年比	移出	前年比	移入	前年比
総 数	37,740,976	99.8%	14,071,941	100.6%	23,669,035	99.4%
うちカーフェリー車両貨物	11,209,655	98.0%	5,643,980	97.4%	5,565,675	98.5%
カーフェリー車両貨物を除く 内貨貨物	26,531,321	100.6%	8,427,961	102.8%	18,103,360	99.6%
内貨コンテナ貨物(トン)	1,765,985	91.3%	951,697	86.0%	814,288	98.5%
コンテナ個数 (TEU) 計	588,065	110.7%	445,186	116.0%	142,879	96.9%
実入	227,864	103.5%	113,806	101.8%	114,058	105.3%
空	360,201	115.7%	331,380	121.8%	28,821	73.5%

(単位:トン)

移 出 貨 物					移 入 貨 物				
順位	品 種	貨物量	前年比	構成比	順位	品 種	貨物量	前年比	構成比
	合計	14,071,941	100.6%	100.0%		合計	23,669,035	99.4%	100.0%
1	完 成 自 動 車	7,710,576	98.1%	54.8%	1	完 成 自 動 車	6,590,545	99.7%	27.8%
2	取 合 せ 品	2,972,926	116.9%	21.1%	2	そ の 他 の 石 油	5,258,712	102.6%	22.2%
3	廃 土 砂	961,824	87.6%	6.8%	3	砂 利 ・ 砂	2,674,636	83.6%	11.3%
4	重 油	278,858	123.7%	2.0%	4	セ メ ン ト	2,316,386	96.1%	9.8%
5	飲 料	219,638	96.2%	1.6%	5	取 合 せ 品	2,177,487	107.8%	9.2%
6	再 利 用 資 材	202,273	93.9%	1.4%	6	鋼 材	914,098	106.9%	3.9%
7	そ の 他 日 用 品	193,611	75.7%	1.4%	7	石 材	635,147	99.0%	2.7%
8	製 造 食 品	191,791	117.1%	1.4%	8	紙 ・ パ ル プ	625,495	88.6%	2.6%
9	砂 利 ・ 砂	133,255	107.7%	0.9%	9	そ の 他 輸 送 機 械	357,265	148.0%	1.5%
10	そ の 他 輸 送 機 械	123,816	125.5%	0.9%	10	石 灰 石	314,038	101.5%	1.3%
	そ の 他	1,083,373	92.2%	7.7%		そ の 他	1,805,226	105.8%	7.6%

係留施設別利用状況(令和7年速報値)

係留施設	入港船舶表(隻、総トン)						取扱貨物量(トン)		
	合計		内航		外航		合計	外貿	内貿
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数			
合 計	20,374	154,083,952	15,612	45,399,604	4,762	108,684,348	83,425,642	45,684,666	37,740,976
公 共 計	10,038	64,444,465	8,306	35,386,009	1,732	29,058,456	37,260,613	10,891,828	26,368,785
ドルフィン	60	31,119	60	31,119	-	-	102,273	-	102,273
芝浦ふ頭	243	993,682	243	993,682	-	-	619,797	-	619,797
芝浦物揚場	272	126,407	272	126,407	-	-	72,953	-	72,953
日の出ふ頭	92	61,572	92	61,572	-	-	37,059	-	37,059
竹芝ふ頭	1,482	4,432,602	1,482	4,432,602	-	-	87,615	-	87,615
品川岸壁	1,650	18,878,975	814	10,833,928	836	8,045,047	6,557,536	3,883,715	2,673,821
品川コンテナ	866	8,025,673	37	76,400	829	7,949,273	3,868,232	3,866,941	1,291
品川外貿	7	95,774	-	-	7	95,774	16,774	16,774	-
品川内貿	777	10,757,528	777	10,757,528	-	-	2,672,530	-	2,672,530
晴海ふ頭	20	169,201	17	98,645	3	70,556	-	-	-
月島ふ頭	41	12,267	41	12,267	-	-	21,105	-	21,105
漁業基地	26	43,737	25	34,057	1	9,680	-	-	-
10号西岸壁	646	7,638,134	646	7,638,134	-	-	5,978,190	-	5,978,190
10号東岸壁	357	155,492	357	155,492	-	-	325,110	-	325,110
東京港フェリーふ頭	349	4,409,964	349	4,409,964	-	-	11,209,655	-	11,209,655
多目的ふ頭	22	107,889	14	38,209	8	69,680	-	-	-
辰巳ふ頭	810	330,742	810	330,742	-	-	242,836	-	242,836
青海コンテナふ頭(公共)	1,181	13,420,974	473	392,487	708	13,028,487	6,727,534	6,644,180	83,354
東京国際クルーズふ頭	85	6,815,810	9	158,693	76	6,657,117	-	-	-
有明ふ頭	55	49,550	55	49,550	-	-	-	-	-
大井食品ふ頭(OL)	229	528,668	209	29,123	20	499,545	259,069	117,646	141,423
大井食品ふ頭(OM)	54	434,998	-	-	54	434,998	88,813	88,813	-
大井食品ふ頭(ON)	2	25,300	2	25,300	-	-	-	-	-
若洲内貿ふ頭	142	1,680,215	142	1,680,215	-	-	1,156,846	-	1,156,846
15号地木材ふ頭	6	2,984	6	2,984	-	-	6,600	-	6,600
若洲建材ふ頭	413	247,480	413	247,480	-	-	610,107	-	610,107
大井建材ふ頭	836	477,504	836	477,504	-	-	1,215,077	-	1,215,077
城南島建設発生土ふ頭	432	270,083	432	270,083	-	-	706,160	-	706,160
中央防波堤内側ばら物ふ頭	181	326,632	155	83,286	26	243,346	384,372	157,474	226,898
中央防波堤内側建設発生土ふ頭	3	1,510	3	1,510	-	-	9,100	-	9,100
中央防波堤内側内貿ふ頭	248	2,638,376	248	2,638,376	-	-	842,768	-	842,768
官公庁(晴海)	27	92,644	27	92,644	-	-	-	-	-
官公庁(月島)	63	12,487	63	12,487	-	-	38	-	38
官公庁(有明)	11	27,467	11	27,467	-	-	-	-	-
東京港埠頭(併)計	4,164	80,830,001	1,205	1,937,682	2,959	78,892,319	34,933,008	34,272,794	660,214
青海コンテナふ頭(埠頭併)	287	8,086,936	50	46,885	237	8,040,051	2,942,620	2,937,912	4,708
お台場ライナーふ頭	431	1,254,847	386	612,765	45	642,082	480,020	447,647	32,373
大井コンテナふ頭	2,566	58,150,387	696	1,217,564	1,870	56,932,823	24,893,149	24,293,874	599,275
中央防波堤外側コンテナふ頭	880	13,337,831	73	60,468	807	13,277,363	6,617,219	6,593,361	23,858
民 間 計	6,172	8,809,486	6,101	8,075,913	71	733,573	11,232,021	520,044	10,711,977

※ 実績の無い係留施設は表示なし

主要港港勢指標

(単位:隻、総トン)

		東京港	横浜港	名古屋港	大阪港	神戸港
●入港船舶数	隻 数	20,374	27,560	27,769	20,903	29,160
	総トン 数	154,083,952	278,280,913	215,886,864	111,537,622	166,023,548
外 航 船	隻 数	4,762	8,536	7,273	4,483	6,092
	総トン 数	108,684,348	239,665,053	176,973,072	66,082,110	122,254,277
うちコンテナ船	隻 数	4,486	4,648	3,739	3,259	3,689
	総トン 数	99,775,235	119,601,576	76,838,794	50,206,331	77,372,600
内 航 船	隻 数	15,612	19,024	20,496	16,420	23,068
	総トン 数	45,399,604	38,615,860	38,913,792	45,455,512	43,769,271
うちカーフェリー船	隻 数	349	0	177	1,773	2,635
	総トン 数	4,409,964	0	2,735,716	26,763,502	24,068,593

(単位:トン、TEU)

●取扱貨物総量		83,425,642	103,464,784	159,350,065	86,653,311	91,583,226
出 貨 計		24,687,195	42,001,303	67,999,003	31,785,352	38,976,162
入 貨 計		58,738,447	61,463,481	91,351,062	54,867,959	52,607,064
外 貿 貨 物	計	45,684,666	72,661,544	112,550,349	34,813,551	48,908,020
	輸 出	10,615,254	30,766,599	44,529,893	8,370,967	20,986,006
	輸 入	35,069,412	41,894,945	68,020,456	26,442,584	27,922,014
うちコンテナ貨物	計	44,323,484	44,477,427	46,719,035	31,555,278	35,441,378
	輸 出	10,170,144	19,107,210	22,935,091	7,379,302	16,509,834
	輸 入	34,153,340	25,370,217	23,783,944	24,175,976	18,931,544
コンテナ個数 (TEU)	計	4,268,615	2,813,277	2,638,533	2,111,185	2,075,303
	実 入	3,140,740	2,316,519	2,195,376	1,488,736	1,765,223
	空	1,127,875	496,759	443,156	622,449	310,080
	輸 出 計	1,903,547	1,528,400	1,365,379	976,039	1,127,558
	実 入	787,388	1,138,983	1,061,627	388,165	885,167
	空	1,116,159	389,417	303,752	587,875	242,391
	輸 入 計	2,365,068	1,284,877	1,273,153	1,135,146	947,746
	実 入	2,353,352	1,177,536	1,133,749	1,100,572	880,057
	空	11,716	107,341	139,404	34,574	67,689
内 貿 貨 物 計		37,740,976	30,803,240	46,799,716	51,839,760	42,675,206
うちコンテナ貨物		1,765,985	3,198,395	368,158	2,911,143	6,813,762
移 出		14,071,941	11,234,704	23,469,110	23,414,385	17,990,156
うちコンテナ貨物		951,697	1,899,912	252,020	2,503,295	2,820,219
移 入		23,669,035	19,568,536	23,330,606	28,425,375	24,685,050
うちコンテナ貨物		814,288	1,298,483	116,138	407,848	3,993,543

* 端数処理(四捨五入)のため総数と内訳の計とが一致しない場合がある。

(各港・港湾統計連報)

* 名古屋港は確定値。それ以外の港は速報値

(単位:百万円)

●貿易額	25,373,596	15,413,000	24,089,460	11,349,812	12,409,122
輸 出 額	8,133,028	8,887,614	16,375,881	4,809,298	7,475,280
輸 入 額	17,240,568	6,525,386	7,713,579	6,540,514	4,933,842

* 端数処理(四捨五入)のため総数と内訳の計とが一致しない場合がある。

(東京税関「東京港貿易概況(令和7年分)速報」)

島しょ等の港勢

〔離島港湾部管理課・計画課〕

伊豆諸島港湾港勢

島名	港名	令和 5 年			令和 6 年			令和 7 年		
		入港船舶	乗降客数	貨物取扱	入港船舶	乗降客数	貨物取扱	入港船舶	乗降客数	貨物取扱
大島	元町	隻 966	人 46,207	トン 87,971	隻 899	人 95,961	トン 41,114	隻 917	人 97,201	トン 49,975
	岡田	1,919	339,236	20,667	1,971	269,634	79,403	1,512	259,140	91,223
	波浮	473	0	47,371	405	0	51,400	368	0	30,873
	小計	3,358	385,443	156,009	3,275	365,595	171,917	2,797	356,341	172,071
利島	利島	1,495	16,049	21,753	1,280	16,288	19,798	1,192	15,841	30,202
新島	新島	1,418	34,657	78,912	2,294	64,198	66,919	2,309	67,664	65,875
式根島	式根島 (野伏漁港含む)	2,787	40,915	19,863	3,906	61,864	27,561	3,626	63,328	15,940
神津島	神津島	586	24,959	15,260	563	34,721	23,298	468	34,273	19,964
三宅島	三池	376	24,167	21,345	306	18,389	27,779	298	18,472	25,883
御蔵島	御蔵島	493	11,554	20,725	484	10,214	17,928	491	10,597	15,923
八丈島	神湊	787	30,147	129,065	703	25,910	116,355	558	24,449	103,036
	八重根	32	1,570	15,959	57	1,497	12,810	21	407	11,914
	小計	819	31,717	145,024	760	27,407	129,165	579	24,856	114,950
青ヶ島	青ヶ島	217	2,255	13,667	184	2,207	10,710	199	2,317	11,775
合 計		11,549	571,716	492,558	13,052	600,883	495,075	11,959	593,689	472,583

小笠原諸島港湾港勢

港名	令和 5 年			令和 6 年			令和 7 年		
	入港船舶	乗降客数	貨物取扱	入港船舶	乗降客数	貨物取扱	入港船舶	乗降客数	貨物取扱
二見	隻 8,365	人 99,334	トン 61,351	隻 7,886	人 100,425	トン 62,616	隻 4,750	人 109,537	トン 61,911
沖	2,562	25,263	21,737	2,427	28,343	33,543	2,023	24,025	25,152
合計	10,927	124,597	83,088	10,313	128,768	96,159	6,773	133,562	87,063

その他

令和6年 伊豆諸島都営漁港港勢

島名	港名	登録漁船（動力）		利用漁船（動力）		属地陸揚げ	
		隻数	トン数	隻数	トン数	陸揚量 (トン)	金額 (百万円)
大島	元町	25	70	25	70	10	13
	岡田	40	80	30	81	47	67
	野増	10	28	10	28	(※1)0	0
	差木地	25	70	25	70	(※1)0	0
	泉津	15	19	8	10	(※1)0	0
	小計	115	267	98	259	57	80
新島	若郷	16	113	16	113	24	53
	羽伏	28	151	28	151	0	0
	小計	44	264	44	264	24	53
式根島	野伏	4	20	4	20	35	69
	小浜	14	65	16	67	(※2)0	0
	小計	18	85	20	87	35	69
神津島	三浦	116	916	116	920	228	373
三宅島	湯の浜	17	31	20	53	(※3)0	0
	伊ヶ谷	13	32	9	11	(※3)0	0
	大久保	8	27	5	6	(※3)0	0
	坪田	22	144	24	132	(※3)0	0
	阿古	31	205	85	861	205	263
	小計	91	439	143	1,063	205	263
八丈島	洞輪沢	10	37	10	37	1	1
	中之郷	3	16	0	0	(※4)0	0
	神湊	52	353	89	1,199	352	498
	八重根	35	229	37	257	133	154
	小計	100	635	136	1,493	486	653
合計		484	2,606	557	4,086	1,035	1,491

(※) 四捨五入の関係上、合計値等が合わない場合がある。

(※1) 差木地漁港及び野増漁港の陸揚げはほとんどが波浮港、泉津漁港の陸揚げはほとんどが岡田漁港で行われている。

(※2) 小浜漁港の陸揚げは、ほとんどが野伏漁港で行われている。

(※3) 湯の浜漁港、伊ヶ谷漁港、大久保漁港及び坪田漁港の陸揚げは、ほとんどが阿古漁港で行われている。

(※4) 中之郷漁港の陸揚げは、ほとんどが八重根漁港で行われている。

令和6年 小笠原諸島都営漁港港勢

島名	港名	登録漁船（動力）		利用漁船（動力）		属地陸揚げ	
		隻数	トン数	隻数	トン数	陸揚量 (トン)	金額 (百万円)
父島	二見	43	377	43	377	339	435
母島	母島	21	144	20	144	83	303
合計		64	521	63	521	422	738

附 属 機 関

当局の事務事業に関して設置されている地方自治法第138条の4に規定する知事の附属機関としては、東京都港湾審議会があり、その概要は次のとおりである。

東京都港湾審議会

〔総務部企画計理課〕

根 拠	港湾法第35条の2 東京都港湾審議会条例
目 的	都の管理する港湾の開発、利用、保全及び管理運営に関する重要な事項を調査審議するとともに、東京都海上公園条例に規定する海上公園に関する事項を調査審議する。
所 掌 事 項	知事の諮問に応じて、次の事項を調査審議し、答申する。 ① 港湾法第3条の3第1項の港湾計画に関すること。 ② 港湾法第43条の5第1項の港湾環境整備負担金に関すること。 ③ 海上公園条例第6条第1項の海上公園計画に関すること。 ④ 海上公園の廃止、区域の変更（軽微な変更を除く。）及び管理運営（軽微な事項を除く。）に関すること。 ⑤ そのほか、港湾の開発、利用、保全及び管理運営並びに海上公園に関する重要な事項。
組 織	次に掲げる者につき、知事が委嘱する委員37人以内をもって組織する。 ① 学識経験を有する者 10人以内 ② 港湾・海上公園利用者 9人以内 ③ 港湾区域に隣接する特別区の区長 6人以内 ④ 東京都議会議員 7人以内 ⑤ 関係行政機関の職員 5人以内
任 期	（上記の①②について） 2年
会 長	上記の①の委員のうちから、委員の選挙により定める。
招 集	知事

技術管理及び調査・研究

1 技術管理

〔港湾整備部技術管理課〕

港湾局の所管事業に係る技術分野は、岸壁など港湾特有の施設の建設、大水深かつ高波浪の島しょにおける海上工事、道路工事や公園等の埋立地開発に係る陸上工事、上屋等の建築物や水門等の設備工事、空港整備、これら施設の維持管理など広範にわたっている。

このため、施設の建設や維持管理を担う職員は、土木、建築、電気、機械、造園など多岐な職種により構成されている。

これら事業の推進に当たっては、働き方改革、生産性向上、建設副産物の適正処理や環境対策などの社会的な要請への対応はもとより、ICT技術の進展などに伴う、より一層の適切・効率的な業務執行が求められている。また、地震や津波に関する調査や液状化予測精度の向上など東京港の防災機能の強化、技術の継承と人材育成・技術研修の更なる充実、被災地支援なども求められている。

このような要請に適切に対応し、施設の整備・保全、埋立地の保全管理及び開発を効率的に行うための技術的指導、調査及び研究、支援、技術情報の収集・蓄積及び提供を行う技術管理業務の重要性はますます高まっている。

(1) 工事の施行に関する基準類の整備

多様な局事業を適切に実施するため、東京都工事施行規程に基づき局における実施細目を作成し、調査、設計、施工管理等に関する基準類の整備を行っている。

これらの基準類は法令等の制定・改正、あるいは新材料・新工法等の技術進歩や新たな施策・要請に伴って適宜見直す必要があり、実態に合うよう迅速な対応が必要となる。

基準類の整備は、港湾局技術課題検討委員会にて検討し、国や他局とも調整を図りながら進めている。

積算基準類は、技術革新に適切に対応するため、国等と協力して新工法の歩掛りや新材料・建設機械の仕様等の改定を行っている。

(2) 労務・資材単価の改定

労務単価については、国と共同で公共事業労務費調査を原則として10月に実施し、翌年の4月に単価改定を行っている。

また、資材単価については、市況における実勢単価の変動を定期的に調査し、全庁的に調整のうえ、原則として四半期毎に単価改定を行っている。さらに、毎月開催される関係各局による工事設計単価特別調査検討会により単価調査・検討を実施している。

(3) 技術業務情報の電子化

公共事業のライフサイクル（設計・積算、入札・契約、工事、維持管理）の各段階で発生する各種情報を電子化し、関連事業者との情報交換を円滑にするとともに、各種データベースを有効活用し、事業コストの削減、施工時間の短縮、品質の向上等を図ることを目的とした「電子都庁推進計画」（平成13年度策定）に伴い、当局を含む関係局では、CALS/EC（公共事業支援総合システム）を導入することとなった。

そこで当局においては、上記基本計画の内容について港湾局IT化推進計画に位置づけるとともに、技術系システム検討部会を設け、電子入札の本格運用に対応するためのCAD製図基準を策定し、発注図書の電子化、電子納品の推進のための港湾局CALS/EC電子納品運用ガイドラインを策定しており、近年の国の要領等を踏まえて

令和4年4月に第5版の更新を行うなど、設計図書類等の電子情報化を進めている。

また、「受注者のコミュニケーション円滑化」、「工事書類の処理の迅速化」等を目的として、クラウド上でデータのやり取りをするシステムとして、「情報共有システム」を令和7年4月より導入している。

(4) 技術業務情報の提供

港湾工事積算システムのほか、既存の工事関係資料（工事台帳、設計計算書、しゅん功図、報告書）及び各種調査報告書等の技術資料ファイルシステム、東京港の地質データベース及び海象環境データベース、新材料・新工法データベースを作成し、技術情報の保存管理、資料提供により業務の支援を行っている。

なお、これらのデータベースは、システムを適切に維持管理するとともに、適切な情報セキュリティ対策を進めつつ、港湾局ホームページやT A I M S 端末から閲覧可能としている。

また、技術資料ファイルシステムについては、しゅん功図書のみならず港湾技術ニュース等を掲載し、技術系職員の業務支援の一助を担っている。

(5) 出願工事の技術審査

港湾区域、港湾隣接地域又は海岸保全区域において、港湾法又は海岸法に基づき申請（協議）されるマンション建設や橋梁の架け替え工事に伴う既設護岸への影響等の確認など、出願工事における技術上の審査を実施している。

また、港湾施設及び海岸施設の機能が保全され、かつ自費工事の目的が達成できるよう技術的調整を図っている。さらに、埋立免許の当初及び変更申請に係る技術的審査を行っており、埋立護岸等の施設の断面の妥当性や構造安定性の確認などを実施している。

(6) 技術の継承と人材育成、技術研修の実施

港湾局では、技術の継承と人材育成のため、建設局の土木技術支援・人材育成センターをはじめ他局の技術管理部門との連携を図りながら、新技術の活用、O J T の推進、港湾技術ライブラリーや技術研修の充実を図っている。

また、ベテラン職員の経験に裏打ちされた高度な技術と豊富なノウハウを活用し、効率的な技術継承を組織横断的に支援する仕組みとして、平成23年に「港湾技術パイロット制度」を創設し、高度な専門技術、豊富な職場経験を有する職員の中から技術指導者としての役割を担う者を、技術パイロットとして認証した。

技術管理課は技術パイロットと連携して、調査、設計、監督、工事安全など各職場における技術的課題に対する助言を行うとともに、技術相談の内容をデータベース化するなど、暗黙知の形式知化を進めていく。さらに、各職場のニーズを踏まえ、研修カリキュラムの充実を図っていく。

(7) 安全管理

港湾局発注工事の事故防止のため、港湾局工事安全委員会にて事故防止策を検討するとともに、東京港及び離島における工事を対象に、特別工事安全機動チームによる工事安全パトロールを実施している。

(8) 重機類情報提供サービス「支援丸」の運用

大規模災害発生時、建設重機を被災箇所に迅速かつ効率的に建設重機を配置し、応急復旧するため、公共工事で使用している建設重機を活用するシステム「支援丸」を構築し、平成28年度から運用している。

2 調査・研究

東京港の整備、埋立地の開発及び各施設の保全を図るためには、埋立地の地盤状況や潮位、波浪等についてのデータを蓄積し、その特性を解析することが不可欠である。

また、東京港の防災機能の強化に向け、地震や津波に関する調査や液状化予測精度の向上が欠かせない。このため、必要となる地震、地質、地盤沈下及び海象・環境に係る調査・研究を行うとともに、統計資料の作成を行っている。

これらの調査研究の成果は、都民に公表するとともに、港湾における各施設の建設など、効率的かつ安全性の高い東京港の整備及び埋立地の開発に活用している。

(1) 地震に関する調査・研究

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、多くの港湾施設が壊滅的な被害を受け、人々の生活や経済活動に大きな影響を与えた。東京港は、わが国の政治・経済等の中枢機能を担う首都圏を抱えており、災害に強い港湾施設及び埋立地の整備が不可欠である。

このため、大規模構造物や埋立地における施設等の安全設計の基礎資料を得ることを目的とし、地震動の観測・解析を行ってきた。

ア 埋立地の地震観測

東京港の軟弱地盤は、耐震工学的に未解明な部分が多く、また、東京港で観測した地震波形のうち耐震構造計算に用いることができる波形が少ないのが実情である。

このため、地震時の埋立地盤の挙動を把握し、構造物の安全設計の基礎資料となるデータの収集・解析を行うため、昭和42年に品川地震観測所を設置したのを始め、夢の島、有明ふ頭及び中央防波堤内側埋立地などの計12箇所に地震計を設置し地震観測を実施している。

イ 大規模構造物の地震観測

地震時の安全性を確認するため、東京港第二航路海底トンネル、臨海トンネル及びレインボーブリッジについて躯体の挙動（加速度、変位など）の観測を行っている。

(2) 地質に関する調査・研究

東京港の地盤は、建設発生土やしゅんせつ土などの埋立土や軟弱地盤から構成されており、港湾施設の安全性や地盤災害の防止のため、これら埋立地特有の土質工学的特性について検討する必要がある。

このため、当局でこれまで実施してきたボーリングデータを東京港地質データベースとして整備し、土地利用計画、設計業務、地震防災対策の基礎資料として利用している。

また、これらの蓄積されたデータを基に、平成13年6月に「新版 東京港地盤図」を刊行した。

(3) 地盤沈下に関する調査・研究

臨海部の開発、防災計画の策定及び港湾施設の維持管理等を行っていくためには、地盤の沈下状況を把握し、地盤沈下対策の基礎資料を得ることが必要である。

このため、水準測量、地盤沈下観測所における地盤沈下状況を観測している。

ア 水準測量による地盤沈下の観測

東京港の港湾・海岸・埋立施設といった構造物に設置した定点及び埋立地に設置した水準基標について、毎年一級水準測量を実施し、埋立地盤の変動状況を観測している。

本成果は、各種建設工事の基準点としても活用している。

イ 観測井による地盤沈下の観測

埋立地盤の特性である圧密沈下の地層別沈下及び地下水位の動向を把握するため、埋立地全域に6箇所の地盤沈下観測所を設置し、観測井による地盤沈下、及び地下水位を観測し、監視している。

(4) ごみ埋立地盤の調査・研究

ごみ埋立地の開発及び維持管理を行うにあたっては、地盤の安定化、土質工学的特性や建設材料に与える影響を把握することが必要である。

このため、昭和56年から地盤の沈下、地中の温度、ガス発生量、土質工学的特性等の調査を行っている。調査箇所は、夢の島、若洲、中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側埋立地の4箇所である。

(5) 東京港水域の海象、環境に関する調査・研究

東京港の港湾施設の整備及び埋立地の開発などには、港内の波浪等東京港独自の自然状況等を十分把握しておくことが必要である。

このための基礎資料を得ることを目的に、昭和38年から波浪観測を開始し、昭和44年から今日に至るまで波浪観測を継続して実施している。現在は、波高（周期、波向を含む）、風向、風速、潮位、流向、流速の各項目について観測している。

これら観測されたデータは、港湾局技術情報ホームページ上で、リアルタイムで波浪情報の提供を行っている。

(6) 調査・研究成果の公表

調査・研究の成果として、以下のものを公表している。

ア 東京港のL2地震動データ	・ ホームページで公表
イ 港湾局地震観測所で観測した地震動	・ ホームページで公表
ウ 水準基標測量成果表（港湾地域）（毎年度）	・ 概要版をホームページで公表
エ 東京港地盤沈下観測調査報告書（毎年度）	・ ホームページで公表
オ 東京港のごみ埋立地盤の安定化調査について（H13. 5）	・ 概要版をホームページで公表
カ 東京港波浪観測40年報	・ 概要版をホームページで公表
キ 東京港波浪観測年報（毎年度）	・ 概要版をホームページで公表
ク 東京港波浪観測所データ（波高、風速、潮位等）をホームページでリアルタイムに公表	

港湾局所管の東京都政策連携団体等一覧

団体分類	団体名	設立年月日	設立目的	主要事業	所管部課
東京都政策連携団体	株式会社 東京臨海 ホールディングス	平成19年 1月31日	臨海地域というエリアを活動基盤とする各団体を経営統合し、より機動的な事業運営を行うとともに、相互連携による相乗効果を発揮し、東京港の国際競争力の強化と臨海副都心開発の総仕上げの推進体制を一層充実していくことを目的とする。	1 株式を所有することによるグループ会社の経営管理及びこれに付帯する業務等	総務部 総務課
事業協力団体	東京臨海熱供給株式会社	平成2年 8月8日	都が発表した「臨海副都心開発事業化計画」に沿い、地域冷暖房システムの整備、運営を行うことを目的とする。	1 臨海副都心における冷暖房プラント及び熱供給管の建設等 2 同地区への熱供給事業	臨海開発部 開発企画課
	株式会社 ゆりかもめ	昭和63年 4月25日	都心部と臨海副都心を結ぶ新たな交通手段として、新交通システムを都と一体となって整備し、鉄道事業法及び軌道法に基づき、一般運輸業を営むことを目的とする。	1 臨海新交通システムの整備、運行及び経営等	臨海開発部 開発企画課
	株式会社 東京テレポート センター	平成元年 4月26日	臨海副都心を先導する拠点施設としてのオフィスビル等を建設、運営するとともに、インフラ施設の整備、管理を行う。	1 ビル事業 2 施設管理事業	臨海開発部 開発企画課
	東京港埠頭株式会社	平成19年 10月25日	外貿ふ頭の建設、管理を総合的かつ効率的に行うとともに、都が行う業務に協力することにより、東京港の機能の強化と振興を図り、もって外国貿易の増進並びに住民の福祉の向上及び地域経済の発展に寄与することを目的とする。	1 外貿ふ頭事業 2 内貿ふ頭事業 3 建設発生土有効利用事業 4 環境保全事業 5 指定管理者関連事業	港湾経営部 経営課
	八丈島空港ターミナルビル株式会社	昭和55年 7月24日	空港の持つ公共性を担保し、空港利用者のサービスの充実を図り、地場産業の振興に寄与するため、官民一体となってターミナルビルの建設、運営を行う。	1 貸室及び空港施設の賃貸業 2 航空機、航空旅客、航空貨物等の地上取扱業務 3 レストラン業 4 指定管理者関連事業等	離島港湾部 管理課

索引

あ	青海コンテナふ頭	61、63
	有明北地区	160
い	E D I システム	75
う	海の森	197、201
	埋立事業	133
	埋立地開発	136
	埋立道路	69
	埋立免許事務	47
	上屋	54
	運河ルネサンス	80
	運河エリアライトアップの推進	81
え	遠隔制御システム	129
お	大井コンテナふ頭	62、64
	大井水産物ふ頭	67
	小笠原諸島の港湾・漁港・空港	218
	お台場ライナーふ頭	62、65
	汚泥しゅんせつ	86
か	海岸法	23
	海岸保全区域	49
	海岸保全施設	122、127
	海上公園	185
	海上公園計画	185
	海上公園構想	185
	海上公園事業の現況	193
	海上公園ビジョン	191
	海浜公園	186
	外貿コンテナふ頭	61
	外貿ミッション	78
	株式会社東京臨海ホールディングス	169、241
	岸壁	53
	官民協力・協議会	88
き	危機管理	82

き	技術管理	237
	客船ターミナル	55
	共同溝	167
	局報こうわん	16
	漁港管理者	24
	漁港及び漁場の整備等に関する法律	23
く	空港法	24
	クルーズ客船の誘致	79
け	計画取扱貨物量	98
	係船くい	53
	係船浮標	53
	京浜港	75
	京浜港連携協議会	75
	係留施設	105
	建設発生土	115、116
こ	航空法	25
	港勢（東京港）	227
	港勢（島しょ等）	233
	港則法	44
	交通（臨海地域）	144
	交通施設	69
	港内清掃	85
	港務局	20
	公有水面埋立法	23
	公有水面の管理	47
	航路	53
	港湾環境整備負担金制度	60
	港湾管理者	20、43
	港湾区域	20、44
	港湾計画	93
	港湾厚生施設	56
	港湾事業会計	30
	港湾施設使用料	60
	港湾施設の管理運営	53
	港湾施設の整備	105

索引

こ	港湾通信施設	57	そ	組織	6
	港湾物流	74			
	港湾法	20	た	耐震強化岸壁	123
	港湾隣接地域	46		高潮対策センター	122、127
	国際VHF	57		竹芝・日の出・芝浦地区	109
	国際拠点港湾	20、43		竹芝ふ頭	109
	国際コンテナ戦略港湾	75			
	国際船舶・港湾保安法	26	ち	地方港湾	20、43
	国際戦略港湾	20、43		中央防波堤外側コンテナふ頭	62、64
	CONPAS	74		中央防波堤外側廃棄物処理場	110
さ	栈橋	53		調布飛行場	214
	サイバーポート	74		貯木場	55
				沈廃船の処理	86
し	指定管理者	26、55、56、62、198、214、220		沈木、木皮の処理	86
	指定保税地域	60	て	Digital Innovation City	159
	品川コンテナふ頭	61、63		テロ対策	82
	芝浦ふ頭	109			
	姉妹港	78	と	東京ゲートブリッジ	71
	島のみなとまちづくり	205		東京港カーボンニュートラルポート(CNP)	
	島の港 Re 活用事業	213		形成計画 2.0	87
	事務分掌	9		東京港港湾施設用地の	
	シャーシープール	54		長期貸付けに関する規則	142
	15号地木材ふ頭	67		東京港第9次改訂港湾計画	97
	重要港湾	20、43		東京港テロ対策合同訓練	83
	しゅんせつ土	115		東京港便覧	16、17
	新海面処分場	110		東京港埠頭株式会社	62、241
す	水面監視業務	84		東京港保安委員会	82
				東京港防災船着場	123
せ	政策連携団体	169、241		東京港臨海道路	71
	船客待合所	55		東京都海上公園条例	22、190
	船舶給水	56		東京都漁港管理条例	24
	船舶電話	57		東京都港湾環境整備負担金条例	22、60
	船舶の排出ガス対策	87		東京都港湾管理条例	21
そ	SOLAS条約	26、83		東京都港湾審議会	236
				東京都船舶の係留保管の	
				適正化に関する条例	22
				東京都入港料条例	21

索引

と	東京都の管理する港湾の港湾区域及び 港湾隣接地域における工事等の 規制に関する規則	22
	東京都臨海地域開発規則	141
	東京ヘリポート	57
	東京みなとDX	104
	東京湾岸道路	144
	島しょ等の港湾・漁港・空港・海岸	205
	豊洲・晴海開発	170
な	内部護岸	124
	NACCS	75
に	入港料	60
の	野積場	54
は	廃棄物処理場	110
	泊地ていけい場	53
	バンプール	54
ひ	日の出ふ頭	109
ふ	物流ネットワーク	74
	ふ頭公園	186
	ふ頭再開発	109
ほ	防災事業	122
	放置艇対策	89
	Port of Tokyo	16、17
	ポートセールス	77
	保税制度	60
ま	MICE	158
む	無電柱化	122、223
も	モーダルシフト	87

も	物揚場	54
	藻場創出活動	87
や	屋形船のし尿処理	88
ゆ	友好港	78
	夢の島マリーナ	68
	ゆりかもめ（東京臨海新交通）	72、148
よ	予算	30
	要緊急対処特定外来生物（ヒアリ類） 侵入・定着防止	89
ら	ラムサール条約	201
り	離島港湾DX	223
	流出油対策	84
	緑道公園	186
	臨海地域開発財政基盤強化プラン	157
	臨海地域開発事業会計	30
	臨海副都心開発	150
	臨海副都心開発の基本方針	151
	臨海副都心まちづくりガイドライン	150
	臨海副都心まちづくり推進計画	151
	臨港地区	47
	臨港道路	69、107
	臨港道路南北線	144
れ	レインボーブリッジ	69

令和 8 年 9 月 発行

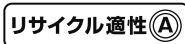
登録番号 (8) 9

事業概要

令和 8 年 版

編集・発行 東京都港湾局総務部企画計理課
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 03 (5321) 1111
直通 03 (5320) 5509

印刷所 東京都港区白金台 2 丁目 11 番 5 号
株式会社 まこと印刷
電話 03 (6230) 9590



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙/バブル配合率70%再生紙を使用しています
白色度70%再生紙を使用しています

HTT

電力を

へらす

つくる

ためる

Tokyo.Tokyo